

法 務 総 合 研 究 所

研 究 部 報 告

47

来日外国人少年の非行に関する研究
(第1報告)

2 0 1 2

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部報告第47号は、来日外国人少年の非行実態を調査し、非行の防止のみならず、日本社会への社会復帰に向けた処遇方策の在り方について、新たな施策立案のための資料を提供することを目的として刊行するものである。

我が国における外国人による非行・犯罪の背景としてまず挙げられるのは、近年のグローバル化の進展であろう。この世界的な潮流は、我が国においても例外ではなく、我が国への外国人入国者数は増加傾向にあり、平成23年は東日本大震災や円高の影響もあって、過去最高であった前年から大きく減少したものの、なお700万人を超える高水準にある。また、我が国に生活拠点を置き中長期間にわたって滞在する外国人も増加傾向にあるが、こうした状況の負の側面として来日外国人の非行・犯罪があり、その件数は最近減少傾向にあるものの、なお高い水準にある。

一方、今後、我が国の人口が減少し続け、少子高齢化がますます進展していくことが予想される中で、外国人の受入れについての国民的議論が求められているところであるが、人口が減少する中で地域社会の活力を維持するためには、外国人を含め全ての人が助け合い、その能力を最大限に発揮できるような社会づくりが不可欠であると思われる。

特に、来日外国人非行少年については、少年院出院後もその多くが引き続き日本に在留するため、外国人としての特性を踏まえた再非行防止のための処遇のみならず、日本社会への社会復帰に向けた処遇にも十分に配慮する必要がある。

このような観点から、法務総合研究所では、慶應義塾大学太田達也教授と共同で、来日外国人少年による非行の実態と処遇の状況等について分析し、今後、来日外国人非行少年の非行防止と社会復帰に向けた効果的な処遇方策を検討する上での基礎資料を提供することを目的に、本研究を実施した。

本報告では、各種統計資料等に基づき、我が国における外国人を取り巻く現状及び外国人少年による非行・犯罪の動向を概観した後、少年院在院中の来日外国人少年等に対する在院時調査の結果を基に、国籍、在留関係等の属性や、非行動機、共犯関係、保護者の状況等から、来日外国人少年の非行実態や処遇の状況について分析・検討した。

なお、本研究においては、少年院在院中の来日外国人少年等に対する在院時調査と、出院後の出院時調査の二つの調査を実施したが、本報告は、主に、在院時調査による分析結果をまとめたものであり、出院時調査による分析結果については、おいて、研究部報告（第2報告）として刊行する予定である。本報告が、来日外国人非行少年の実態の解明の一助となり、その非行防止及び社会復帰に向けた効果的な処遇を検討、実施するための資料としての役割をいささかでも果たすことができれば幸いである。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御理解と御協力をいただいた関係機関の各位に深甚なる謝意を表する次第である。

平成24年10月

法務総合研究所長 酒 井 邦 彦

要 旨 紹 介

1 研究の目的及び方法

グローバル化の進展により、我が国への外国人入国者数はおおむね増加傾向にあるが、これに伴い、来日外国人少年による非行も比較的高い水準で推移している。来日外国人非行少年は、保護処分等を受けたことだけでは退去強制とはならず、少年院出院後も多くの者が日本に在留することになるため、日本社会への社会復帰に向けた矯正教育の在り方、その家族関係を含めた在留管理の在り方について検討を行う必要がある。そのためには、来日外国人少年による非行の背景や要因、在留状況、少年院等における処遇の実情と課題について、情報を収集・分析することが肝要である。そこで、来日外国人少年による非行の実態と処遇の状況について明らかにするため、各種統計資料等に基づき、我が国における外国人を取り巻く現状及び外国人少年による非行・犯罪の動向を分析するとともに、全国の少年院に収容されている来日外国人少年等を対象に実態調査を行った。

2 研究結果の概要

(1) 我が国における外国人を取り巻く現状

外国人の出入国人員はおおむね増加傾向にあり、平成22年は944万人台と過去最高となり、元年の3倍以上の水準に達している。

外国人登録者の年末人員もおおむね増加傾向にあり、平成20年に過去最高を記録した後、若干減少したものの、なお213万人台の高水準にある。国籍等別では、22年末で、中国（香港等及び台湾を含む。）、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピンの順に多い。特に、中国、ブラジル、フィリピンでは、永住者及び永住者の配偶者等の在留資格の人員の増加が著しい。一方、ブラジルの定住者の在留資格の人員は近年減少している。

(2) 外国人少年による非行・犯罪の動向

来日外国人少年の検挙人員は、平成15年にピーク（1,173人、6年の約4.6倍）に達するまで大幅な増加傾向にあったが、その後は減少傾向にあり、22年では725人（6年の約2.8倍）となっている。22年の一般刑法犯（危険運転致死傷を除く。）では、窃盗（56.8%）が圧倒的に多く、次いで、傷害等の粗暴犯、殺人等の凶悪犯の順となっている。国籍等別では、フィリピン、ブラジル、中国（香港等及び台湾を除く。）、韓国の順に多く、この4か国籍等で約7割を占めている。

外国人被疑者の家庭裁判所送致人員は、平成8年まで微減傾向であった後、増加傾向に転じ、16年にピークに達した以降は減少傾向にある。強盗（2.5%）及び覚せい剤取締法違反（1.3%）の比率が日本人被疑者よりも明らかに高い。

外国人の少年鑑別所被収容者の人員は、平成9年以降急増し、14年にピークとなった以

降は減少傾向にあり、22年は352人（韓国・朝鮮籍の者を除いた場合、281人）であった。

家庭裁判所による外国人の一般保護事件の終局人員は、減少傾向にあり、平成22年は1,062人であった。少年鑑別所被収容者のうち、保護観察処分又は少年院送致となった人員は、国籍等別では、ブラジルが最も多く、22年では、前者が29人、後者が31人であった。

外国人（韓国・朝鮮籍の者を除く。）の少年院入院者は、減少傾向にあり、平成22年は75人であり、外国人の占める比率は2.1%であった。同年における外国人の少年院入院者は、国籍等別では、ブラジル（30人）、中国及びフィリピン（共に10人）の順に多い。

外国人（特別永住者を除く。）の保護観察処分少年及び少年院仮退院者については、平成22年は、それぞれ284人と110人であり、外国人の占める比率は、それぞれ1.8%と2.9%であった。

平成2年、12年及び22年における外国人と日本人の、家庭裁判所送致、少年鑑別所収容、少年院入院及び保護観察処分少年の保護観察開始人員の人口比では、外国人犯罪は我が国の人口統計に計上されない者による場合も多いことや外国人人口統計上の誤差を考慮に入れる必要があるが、各段階で外国人人口比が日本人人口比より高く、その差が大きい少年鑑別所収容や少年院入院段階では2～3倍程度であった。

（３）来日外国人少年の非行実態

ア 調査の目的

少年院に在院している特別永住者を除く来日外国人少年等の特性や非行内容の分析を通じて、その非行の背景・要因を明らかにすることを目的とする。特に、日本での在留が彼らの非行にどのような影響を与えているかを、在留状況、教育歴、就労状況、保護者の状況、不良集団関係等を中心に分析を加える。

イ 調査対象者

調査対象者は、平成22年6月1日から11月30日の間に全国の少年院に在院し、又は新たに収容された、①外国籍（特別永住者を除く。）を有する少年、②日本国籍を有していても、日本語が不自由であるなどして日本人少年と異なる配慮を必要とする少年、計103人である。

ウ 調査方法

調査は、少年院に在院中の調査対象者に対する「在院時調査」と、調査対象者が少年院から出院した後に行う「出院時調査」の2部から成る。本報告が扱う在院時調査は巻末資料の在院時調査票を用い、調査対象者を収容している少年院の担当教官が記入する方式で行った。また、分析に当たっては、調査対象者との間の、抽出時期、期間、調査手法等における若干の違いに留意しつつ、平成22年における日本人の少年院入院者（以下「日本人入院者」という。）3,524人と比較するとともに、調査対象者の特殊性等の影響の確認のため、18年～22年における外国人（韓国・朝鮮を除く。なお、同国籍以外の特別永住者は含

む。) 少年院入院者 (以下「参考外国人少年」という。) 409人を参照した。

エ 調査結果

調査対象者の国籍等は、多い順に、ブラジル (33人, 32.0%), フィリピン (25人, 24.3%), 中国 (12人, 11.7%), ペルー (12人, 11.7%), タイ (6人, 5.8%), 日本 (4人, 3.9%), コロンビア (3人, 2.9%), ベトナム (3人, 2.9%) 等である。

在留資格は、定住者 (46人, 42.7%), 永住者 (44人, 42.7%), 日本人の配偶者等 (5人, 4.9%) 等であり、日本国籍取得者が4人である。外国籍の者は、日本で出生した者が25人、乳幼児期 (0～5歳)、小学校期 (6～11歳) に来日した者がそれぞれ25人、中学校期 (12～14歳)、高校期 (15～17歳) に来日した者がそれぞれ14人と10人である。

在院時調査に基づく非行の内容、背景等に関する分析結果の概要は、次のとおりである。

(ア) 非行歴

調査対象者のうち、家庭裁判所の保護処分及び審判不開始・不処分 (以下「処分」という。) 歴がある者は68.0% (日本人入院者は76.2%) であり、保護処分歴がある者も半数以上に及ぶ。前回処分がある少年の再非行期間は、半年以内が46.7% (日本人入院者は44.3%), 1年以内では65.0% (同68.8%) であった。

(イ) 非行内容

調査対象者の非行内容は、日本人同様、窃盗等の財産犯が中心であるが、強盗や強盗致死傷の割合が約24.3% (参考外国人少年では約17.8%) を占め、5%に満たない日本人入院者と比べ、突出して高い。

財産犯の非行動機は、利欲目的が7割以上に及ぶが、経済的困窮を動機とする者も3割以上に見られ、特に南米出身者では4割を超える。

(ウ) 在留状況との関係

調査対象者のうち、約半数が日本で出生した者及び乳幼児期に来日した者である。これらの者は、出生又は来日から平均でそれぞれ15年及び12年程度経過した後、初回の非行を行っており、家庭裁判所処分歴が2回以上の者は、日本で出生した者では28.0%、乳幼児期に来日した者では36.0% (小学校期では44.0%、中学校期では50.0%) である。

これに対し、調査対象者のうち、中学校期や高校期に来日した者は、それぞれ平均13歳半ばと16歳半ばに来日し、それから2～3年後に初回の非行を行っており、特に中学校期に来日した者では、その半数に2回以上の処分歴があるなど、非行性が高い。

(エ) 保護者

調査対象者の母親はほとんどが実母であるが、父親は義父 (養父を含む。以下同じ。) 及び父親がいない場合を合わせると半数近くを占める。義父実母の家庭が多く、3割を超えている (日本人入院者では1割未満)。母親のほとんどが外国人であり、父親は、実父の場合は9割近くが外国人であるが、義父の3分の2強が日本人であり、母親が日本人と再婚している場合が多いことがうかがわれる。

実父母共に外国人である場合、日本での在留期間が長くても日本語能力が低い。

父親の無職率が1割を超えており、貧困家庭の者の割合が4割を超え、3割弱の日本人入院者より高い（参考外国人少年では3割強）。しかも、日本での在留期間が長いことが必ずしも経済生活の安定につながっていないことがうかがわれる。

保護者の養育態度は、放任が半数近くに及び、虐待や養育拒否も約6分の1の家庭で見られ、監護能力に問題のあることがうかがわれる。

（オ）教育状況と日本語能力

調査対象者の一般的な日本語能力は、在留期間が長い場合、ほとんど問題ないが、来日時期が年長になるにつれて、読み書きなど日本語能力に問題を抱えている者が増える。特に、高校期に来日した者については、約6割が全く日本語での会話ができないか、片言しかできない。日本語能力は教育状況とも無関係とは思われず、調査対象者の教育状況は、中学校卒業までの者の割合が6割を超え（日本人入院者では半数弱。参考外国人少年では7割弱）、うち中学中退者が1割を超えるなど悪い。ただし、日本で出生した者や乳幼児期に来日した者でも中学卒業までの者が7割弱であり、日本に幼少期から在留しながら、早い段階で日本の教育制度から脱落している者が多いことがうかがわれる。

（カ）就労状況

調査対象者の無職率は、日本人入院者の4割弱程度に対し、6割弱（参考外国人少年では半数強）とはるかに高く、就労状況は極めて悪い。乳幼児期に来日した者の無職率も6割を超えることから、日本の在留期間が長くても就労状況は決して良い状態とはいえない。

（キ）不良集団

調査対象者では、地域の不良集団を中心とする不良集団に所属する者が6割を超え、特に日本で出生した者や乳幼児期に来日した者については、7割前後である。なお、日本人入院者で不良集団に所属する者の割合は、約半数である（参考外国人少年では4割に満たない）。調査対象者のうち、外国人中心の不良集団に属している者の8割近くは、小学校期以降に来日した者であり、日本で出生した者や乳幼児期に来日した者は、日本人中心の不良集団に属する者の割合が7割近くである。

調査対象者の共犯率は約7割（日本人入院者では6割弱、参考外国人少年では7割弱）であり、特にブラジル出身者では共犯率が9割に近い。共犯がある場合の共犯者の4割以上は、不良集団に属する仲間である。共犯などへの服従迎合が非行動機となっている者も2割を超えている。

来日外国人少年の非行に関する研究（第1 報告）

	研 究 官	石 原 香 代
	研 究 官	櫛 山 昇
	研 究 官	田 島 秀 紀
	研究官補	守 谷 哲 毅
	研究官補	藤 原 志 保
津地方検察庁次席検事（前研究官）	作 原 大 成	
新潟保護観察所統括保護観察官（前研究官）	武 田 玄 雄	
黒羽刑務所主任矯正処遇官（前研究官補）	中 林 保 雄	
共同研究者 慶應義塾大学法学部教授	太 田 達 也	

目 次

はしがき	i
要旨紹介	ii
第1章 調査の背景と目的	1
第2章 我が国における外国人を取り巻く現状	3
第1節 外国人の出入国状況・外国人人口等	4
1 概観	4
2 主な国籍等についての出入国等の動向	11
第2節 その他の外国人を取り巻く現状	21
1 国際結婚・離婚の状況	21
2 外国人労働者の状況	23
第3章 外国人少年による非行・犯罪の動向	25
第1節 家庭裁判所送致まで	25
1 警察による検挙	25
2 検察庁における家庭裁判所送致	29
第2節 家庭裁判所送致後処分等の決定まで	31
1 少年鑑別所の鑑別	31
2 家庭裁判所による終局処理	33
3 刑事処分等	36
第3節 矯正	36
1 人員の動向	36
2 国籍別人員	38
3 年齢層別人員	41
4 非行名	42
5 不良集団関係	44
6 共犯関係	48
7 生活程度	51
8 居住状況	52
9 就学・就労状況	53
10 教育程度	55

第4節	保護観察	57
1	人員の動向	57
2	国籍別人員	58
3	年齢層別人員	60
4	非行名	62
5	不良集団関係	63
6	生活程度	64
7	居住状況	66
8	就労・就学状況	67
9	教育程度	68
10	在留資格	69
第5節	人口比で見る処遇動向	70
第4章	来日外国人非行少年等の特性と非行の背景	74
第1節	調査の実施概要	74
1	調査の目的	74
2	調査対象	74
3	調査方法	74
4	分析対象	75
5	分析内容	76
第2節	基本属性	76
1	性別・年齢	76
2	国籍等	76
3	居住状況	77
4	居住形態	78
5	婚姻歴・子の有無	78
6	知能指数	79
7	精神障害の有無	79
第3節	非行歴	80
1	家庭裁判所処分歴	80
2	保護処分歴	83
3	刑事処分歴	83
4	前回処分の内容	83
5	再非行期間	84
6	前々回処分の内容	86

7	3回前の処分の内容	87
8	時系列で見た処分歴	88
9	初回非行時年齢	90
第4節	非行内容	91
1	主たる非行名	91
2	非行時年齢	93
3	直接的な非行動機	94
第5節	在留状況	99
1	在留資格	99
2	来日時年齢	100
3	来日から初回非行時までの期間	104
4	来日時年齢類型と非行経歴	109
5	来日時年齢類型と家庭裁判所処分歴	109
6	来日時年齢類型と主たる非行名	110
第6節	保護者の状況	111
1	保護者の状況	111
2	保護者の国籍	113
3	保護者の所在（国内外）	114
4	保護者の職業	115
5	家庭の生活程度	118
6	保護者の日本語能力	120
7	養育態度	121
8	虐待	123
第7節	日本語能力	125
1	日本語能力	125
2	日常の使用言語	126
3	日本語教育から見た日本語能力	127
4	在留期間と日本語能力	127
5	生育環境と日本語能力	129
第8節	教育状況	131
1	教育状況	131
2	最終学歴の場所（国内外）	132
3	来日時年齢類型と教育状況	133
4	出身地域と教育状況	135
5	保護者と教育状況	135

第9節	就学・就労状況	137
1	就学・就労状況	137
2	来日時年齢類型と就学・就労状況	138
3	日本語能力と就労状況	139
4	教育状況と就労状況	140
5	居住地域と就学・就労状況	140
6	出身地域と就学・就労状況	141
第10節	不良集団・共犯関係	142
1	不良集団関係	142
2	不良集団構成員の国籍	145
3	来日時年齢類型と不良集団関係	146
4	共犯の有無	147
5	共犯の種類	148
6	国籍と共犯	149
7	共犯の国籍	149
8	来日時年齢類型と共犯	150
9	不良集団関係と共犯	151
第11節	事件の被害者	151
1	身体犯の被害者	151
2	窃盗の被害者	152
3	強盗の被害者	153
第12節	非行の背景及び要因に関する定性分析	154
1	保護者の監護能力	154
2	学校への不適応	156
3	不良交友	157
4	アイデンティティの危機	157
5	母国での規範意識の形成不全	158
第5章	調査結果のまとめ	160
1	非行歴	160
2	非行内容	160
3	在留状況	160
4	保護者	161
5	教育状況と日本語能力	161
6	就労状況	162

7 不良集団.....	162
-------------	-----

巻末資料

1 少年院における外国人少年に関する調査票〈在院時調査票〉	163
2 単純集計表.....	170
3 罪名等の定義.....	185

第1章 調査の背景と目的

平成に入る頃から来日外国人¹の検挙人員が増加し始め、それより若干遅れる形で平成8年頃より家庭裁判所や少年院に送致される来日外国人少年²も増加している。特に、平成2年6月1日施行の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正による定住者の在留資格の創設により就労目的で来日する日系外国人が増え、その親に伴って来日した子供達による非行が増加するようになっている。

こうした来日外国人少年による非行は、言語・文化・習慣・価値観の違いから、日本での学校生活や社会生活に不適應や文化葛藤を起こすことが要因の一つであると言われている。しかし、定住者の在留資格が設けられて20年以上が経過した現在、乳幼児期に来日したり、日本で出生したりした日系人少年は、日本での在留期間が長いため、日本語能力に問題がなく、日本文化にも抵抗が少ない者が多くなっており、非行要因としての環境不適應や文化葛藤が問題にならないはずであると思われるのに、現実には、来日外国人非行少年の中に在留期間の長い少年が少なくない。

また、一般の来日外国人児童についての不就学が問題とされていることから、非行をした来日外国人少年についても、不就学を始め日本での生活環境や家庭環境の問題が彼らの問題行動や非行にどのような影響を与えているのかを明らかにすることが、効果的な処遇を模索する上でも重要である。

特に、来日外国人非行少年については、受刑後その多くが退去強制となる来日外国人受刑者と異なり、保護処分等を受けたことだけでは退去強制とはならず、少年院出院後も多くの者が日本に在留することになるため、日本社会への社会復帰に向けた矯正教育の在り方について検討を行う必要がある。そのためには、来日外国人少年による非行の背景や要因、少年院や保護観察における処遇の実情と課題、我が国における在留状況等について正確な情報を収集し、分析することが肝要である。

これまで外国人非行少年に関する実態調査としては、平成2年から4年にかけて少年鑑別所に入所した来日外国人少年を対象とした実態に関する研究（法務総合研究所研究部紀要37, 1994）や、平成9年から12年に保護観察を終了した者を対象とした実態調査（法務総合研究所研究部報告17, 2002）などがあるが、これらはまだ定住者など日系人少年の非行が増え始める前あるいは増え始めて間もない時点での調査であるため、その後の状況とは様々な点で異なる。そこで、本研究では、来日外国人少年による非行の実態と処遇の状況について明らかにするため、全国の少年院に在院している来日外国人非行少年等を対象

1 我が国にいる外国人のうち、永住者・特別永住者、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。ただし、警察庁の統計又は同庁刑事局の資料による場合、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう。

2 来日外国人のうち、20歳未満の者をいう。

に実態調査を行うこととした。

本研究部報告の構成は、次のとおりである。

初めに、各種統計資料等に基づき、我が国における外国人の出入国の動向及び活動状況に見られる国際化の現状（第2章）並びに外国人少年による非行・犯罪の特徴や動向及び処遇の状況について分析した（第3章）。そして、今回実施した特別調査である「少年院在院中の来日外国人少年に対する在院時調査」の結果を基に、国籍、在留関係等の属性や、非行動機、共犯関係、保護者の状況等から、来日外国人少年等の非行実態について分析した（第4章）。

なお、本研究では、少年院在院中の来日外国人少年等に対する在院時調査と、出院後の出院時調査の二つの調査を実施したが、本報告書は、その第1報告として、主に、在院時調査による分析結果をまとめたものであり、出院時調査による在留期間の更新や退去強制関係、少年院における処遇状況等の分析結果については、おって、研究部報告（第2報告）として刊行する予定である。

第2章 我が国における外国人を取り巻く現状

外国人による非行・犯罪を調査・分析するに当たっては、その前提として、我が国における外国人の活動状況等の動向に見られる国際化の現状を知ることが重要であろう。そこで、本章においては、各種統計資料等に基づき、外国人の出入国状況や外国人人口等を始めとする我が国における国際化の進展及びその現状を概観する。

ところで、本研究の調査対象である来日外国人非行少年については、入管法で定める27種類の在留資格³のうち、外国人の有する身分・地位に基づく在留資格（同法別表第2）、特に、永住者、日本人の配偶者等及び定住者が多数を占めており、これを踏まえておく必要がある。同法別表第2に係る在留資格については、次のとおりである。

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間
永住者 ⁴	法務大臣が永住を認める者	無制限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	3年 ⁵ 又は1年
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者の配偶者又はこれらの者の子として本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留している者	3年 ⁶ 又は1年
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める者	3年 ⁷ 、1年又は3年 ⁸ を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する期間

注 上記の在留資格は、本邦において行うことができる活動に制限はない（就労活動を含む。）。

なお、本研究は、来日外国人少年による非行に焦点を当てるものであるが、一般に、少

3 外国人の出入国管理については、入管法で在留資格制度を採用しており、外国人が我が国に在留中に行うことができる活動又は在留することができる身分・地位を類型化したものを「在留資格」として定め、これを基本として外国人の在留管理を行っている。在留期間は、これらの在留資格に対応して法務省令で定められており、上陸許可の際に、在留資格と併せて決定される。在留資格には、外国人が行うことのできる活動に基づく在留資格（同法別表第1）と外国人の有する身分・地位に基づく在留資格（活動に制限はない。）（同法別表第2）がある。

4 永住許可は、在留資格を有する外国人が永住者への在留資格の変更を希望する場合に法務大臣が与える許可であり、その申請は、在留資格の変更を希望する場合又は出生その他上陸の手続を経ることなく本邦に在留する場合に限られる。永住者は、在留活動、在留期間のいずれも制限されないという点で、他の在留資格と比べて大幅に在留管理が緩和されているため、通常の在留資格の変更よりも慎重に審査する必要があることから、一般の在留資格の変更許可手続とは独立した規定が特に設けられている。

5 平成24年7月9日施行の入管法等の改正により、5年に引き上げられた。

6 同上

7 同上

8 同上

年の動向については、保護者を始めとする家族の動向とも密接に関連することから、本章においては、特に少年に限定することなく、我が国における外国人を取り巻く現状を見ることとする。

第1節 外国人の出入国状況・外国人人口等

1 概観

(1) 出入国状況等

外国人の入国（再入国による場合を含む。以下この節において同じ。）・出国（再入国許可を受けて出国する場合を含む。以下この節において同じ。）人員については、戦後、国際輸送手段の整備・発展等を背景に、右肩上がりに増加していった。入国・出国人員とも、昭和53年に100万人、59年に200万人、平成2年に300万人の大台をそれぞれ突破し、その後もおおむね増加傾向にある。また、外国人登録者の年末人員もおおむね増加傾向にあり、過去6年連続で200万人を超える高水準にある。

外国人の出入国人員の推移（平成元年以降）は、**2-1-1-1図**のとおりである。

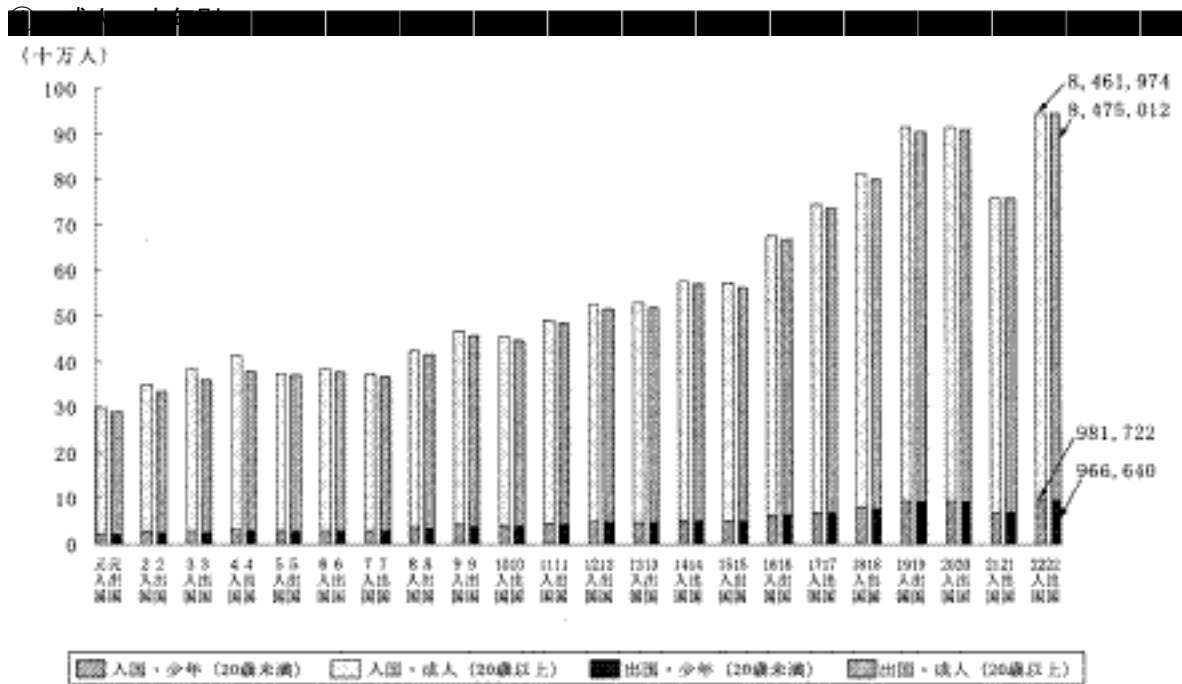
入国・出国人員共に増加傾向にあり、特に平成16年以降は大幅な増加傾向が見られ、いずれも21年には目立って減少したものの、22年は944万人台と過去最高となり、元年の3倍以上の水準に達している。再入国人員、再入国許可を得た出国人員については、ほぼ一貫して増加傾向にある。入国・出国人員中では、それぞれ新規入国・単純出国人員の比率が一貫して圧倒的に高く、最近5年間ににおける入国人員中の再入国人員の比率は、15～19%台、出国人員中の再入国許可を得た出国人員の比率は、16～20%台で推移している。

入国人員と出国人員とを比べると、平成元年以降は、21年を除いて、いずれも入国人員の方が多く、我が国における外国人人口の増加（後記（2）参照）にも見られるように、我が国に入国し、滞在する外国人が増加していることを裏付けている。

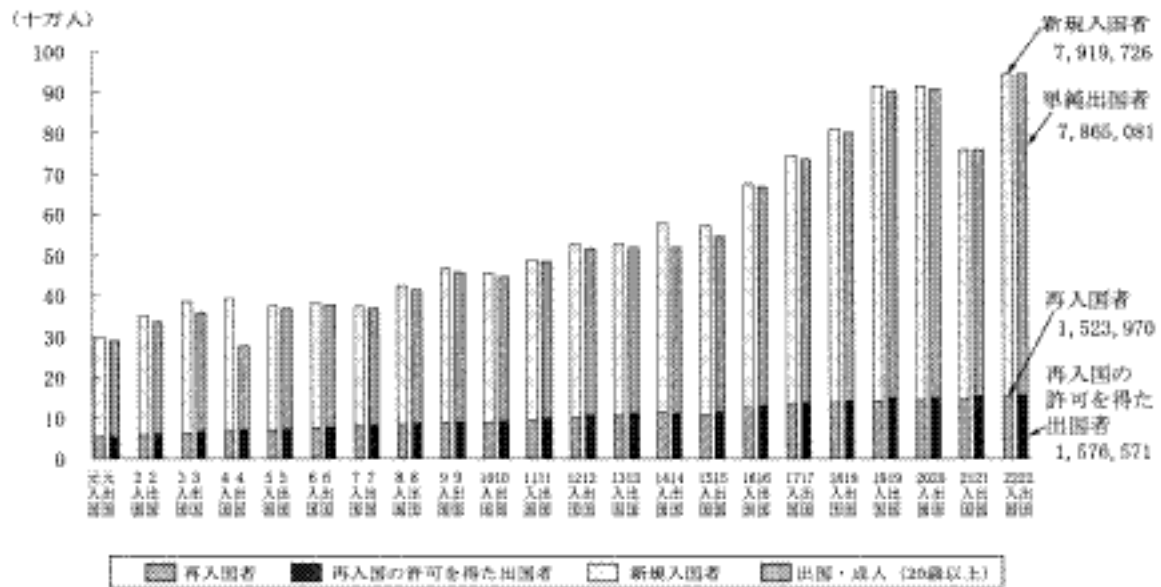
平成元年以降、出入国人員のうち、少年の人員は、いずれも成人の1割前後の水準で推移しており、22年における外国人少年の入国人員は98万1,722人、出国人員は96万6,640人であった。

2-1-1-1図 外国人の出入国人員の推移

(平成元年～22年)



② 新規入国・再入国及び単純出国・再入許可を得た出国別



- 注 1 入国管理局の統計による。
 2 入国外国人は、新規入国人員及び再入国人員である。
 3 出国外国人は、単純出国人員及び再入国の許可を得た出国人員である。

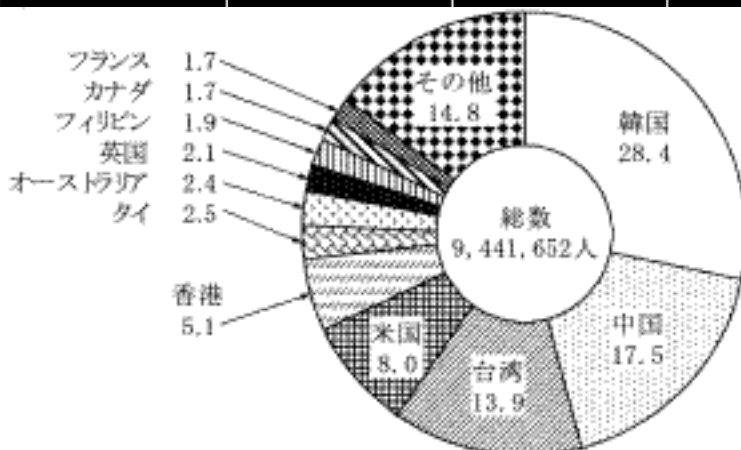
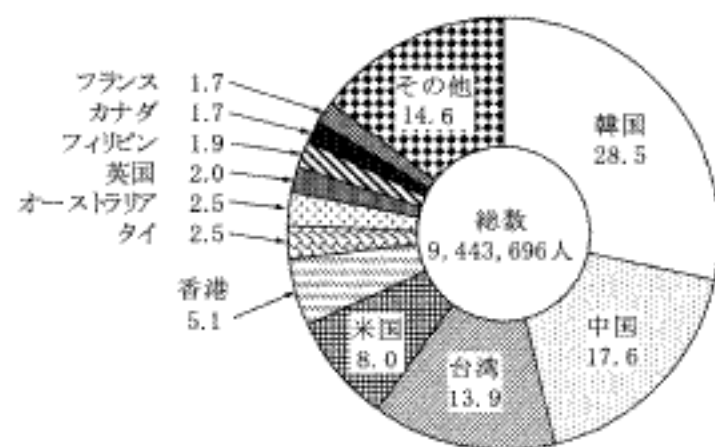
平成22年における外国人の出入国人員の国籍等別構成比は、**2-1-1-2図**のとおりである。

入国・出国人員共に、韓国（入国外国人の28.5%，出国外国人の28.4%），中国（香港等及び台湾を除く。以下、特に断らない限り、この節において同じ。それぞれ同17.6%，17.5%），台湾（それぞれ同13.9%，13.9%），米国（それぞれ同8.0%，8.0%），香港（それぞれ同5.1%，5.1%），タイ（それぞれ同2.5%，2.5%）の順に多い。

2-1-1-2図 出入国外国人国籍等別構成比

（平成22年）

① 入国

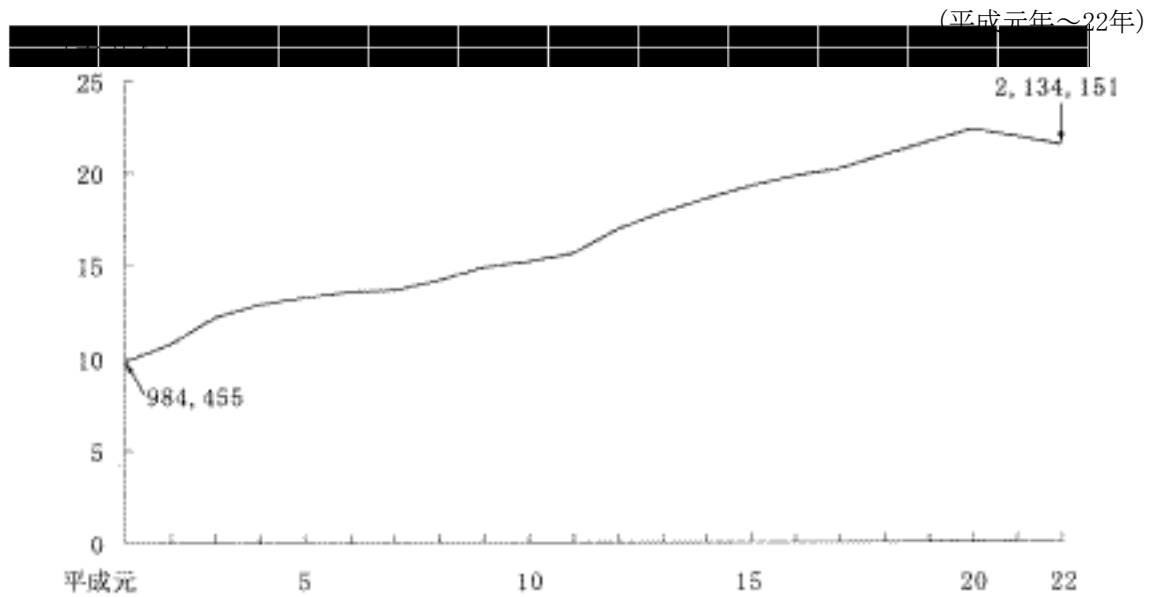


注 入国管理局の統計による。

外国人登録者の年末人員の推移（平成元年以降）を見ると、**2-1-1-3図**のとおりである。

全体として増加傾向にあり、平成2年に100万人、17年に200万人の大台を突破し、20年には221万人を超えて過去最高を記録し、21年、22年と2年連続して若干減少したものの、なお213万人台の高水準にある。

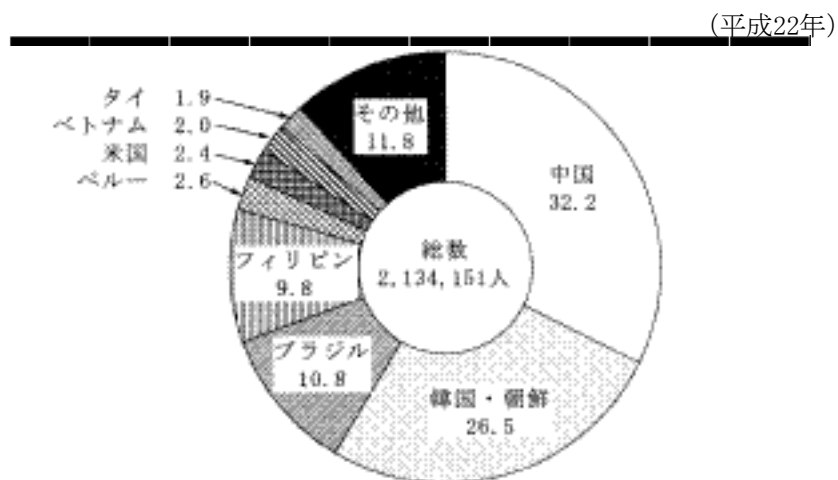
2-1-1-3図 外国人登録者年末人員の推移



平成22年における外国人登録者の年末人員の国籍等別構成比は、2-1-1-4図のとおりである。

中国（香港等及び台湾を含む。32.2%）、韓国・朝鮮（26.5%）、ブラジル（10.8%）、フィリピン（9.8%）の順に多い。なお、平成2年以降、上位4か国籍等は共通であるが、その順位には若干の変動があり、2年から18年までは韓国・朝鮮が最も多く、次いで、中国、ブラジル、フィリピンの順であったが、19年以降は中国が韓国・朝鮮を逆転している。

2-1-1-4図 外国人登録者年末人員の国籍等別構成比



- 注 1 入国管理局の統計による。
2 「中国」は、香港等及び台湾を含む。
3 無国籍・国籍不明の者を含む。

外国人の出入国状況を、入国外国人、出国外国人に係る国籍等の数の観点から見ると、平成22年は、20年前の2年（167の国籍等）から大きく増加し、いずれも195の国籍等に達している。外国人登録者の年末人員に係る国籍等の数についても同様に、2年の153から22年では191に大きく増加している（なお、24年1月現在、国連加盟国は192か国、日本が承認している外国は193か国である。外務省の資料による。）。2年から22年まで5年ごとに、出入国外国人及び外国人登録者の年末人員がそれぞれ500人以上である国籍等の数を見ると、**2-1-1-5表**のとおりであり、いずれも、2年から17年にかけて右肩上がりに増加し、17年から22年までは微増している。このように、我が国に出入国し、滞在する外国人については、人員の増加だけではなく、国籍等の面でも多様化が進んでいる。

2-1-1-5表 出入国外国人・外国人登録者年末人員(500人以上)の国籍等数の推移

(平成2年, 7年, 12年, 17年, 22年)

区 分	2年	7年	12年	17年	22年
入国外国人の国籍等数	66	76	91	105	106
出国外国人の国籍等数	62	75	90	102	106
年末外国人登録者の国籍等数	35	42	51	54	56

注 1 入国管理局の統計による。

2 北朝鮮は、韓国・朝鮮に、香港等及び台湾は中国に、それぞれ計上して国籍等数を数えている。

(2) 外国人人口

我が国の総人口のうち、外国籍等を有する者は、平成2年では、88万6,397人（うち少年20万7,515人）であったが、17年には155万5,505人（同21万5,425人）、22年には164万8,037人（同21万1,333人）に増加した（総務省の人口統計による。）。2年、17年及び22年の外国人人口を都道府県別に見たのが、**2-1-1-6表**である。

平成2年では、外国人人口は我が国の総人口の0.7%にすぎなかったが、17年及び22年では、それぞれ1.2%及び1.3%と1%台前半を占めるようになった。各都道府県人口に占める外国人の比率を見ると、1.5%以上であるのは、2年では3府県なのに対し、17年では12都府県に大幅に増加した。22年では1.5%以上の都府県が9と若干減少する一方、1.2%以上の府県が17年の18から19に微増した。また、17年に外国人人口が1.5%以上の都府県について、2年時の比率と比べると、群馬、長野、岐阜、静岡、愛知及び三重の各県について、1ptを超える大幅な上昇が見られた。

2-1-1-6表 都道府県別外国人人口

(平成2年、17年、22年)

都道府県名	22年				17年		2年	
	外国人総数		少年		外国人総数		外国人総数	
全 国	1,648,037	【1.3】	211,333	(12.8)	1,555,505	【1.2】	886,397	【0.7】
北海道	18,280	【0.3】	1,755	(9.6)	15,650	【0.3】	8,582	【0.2】
青 森	3,688	【0.3】	293	(7.9)	3,930	【0.3】	1,924	【0.1】
岩 手	5,184	【0.4】	474	(9.1)	5,367	【0.4】	1,892	【0.1】
宮 城	12,367	【0.5】	1,427	(11.5)	11,851	【0.5】	5,424	【0.2】
秋 田	3,356	【0.3】	216	(6.4)	3,635	【0.3】	1,416	【0.1】
山 形	6,158	【0.5】	472	(7.7)	6,383	【0.5】	1,459	【0.1】
福 島	9,347	【0.5】	888	(9.5)	10,065	【0.5】	3,798	【0.2】
茨 城	40,477	【1.4】	5,219	(12.9)	37,301	【1.3】	11,088	【0.4】
栃 木	26,429	【1.3】	3,770	(14.3)	26,322	【1.3】	9,275	【0.5】
群 馬	35,458	【1.8】	5,586	(18.6)	34,934	【1.7】	10,439	【0.5】
埼 玉	88,734	【1.2】	12,083	(13.6)	80,035	【1.1】	30,871	【0.5】
千 葉	78,927	【1.3】	9,457	(12.0)	73,116	【1.2】	27,568	【0.5】
東 京	318,829	【2.4】	38,819	(12.2)	248,363	【2.0】	159,073	【1.3】
神奈川	125,686	【1.4】	17,583	(14.0)	115,412	【1.3】	61,566	【0.8】
新 潟	11,914	【0.5】	1,036	(8.7)	10,861	【0.4】	4,228	【0.2】
富 山	11,002	【1.0】	1,348	(12.3)	10,587	【1.0】	2,608	【0.2】
石 川	9,768	【0.8】	957	(9.8)	7,654	【0.7】	3,834	【0.3】
福 井	10,562	【1.3】	1,063	(10.1)	10,803	【1.3】	5,257	【0.6】
山 梨	12,484	【1.4】	2,060	(16.5)	13,564	【1.5】	2,888	【0.3】
長 野	29,841	【1.4】	4,247	(14.2)	34,764	【1.6】	8,383	【0.4】
岐 阜	36,879	【1.8】	5,450	(14.8)	36,793	【1.7】	11,344	【0.5】
静 岡	61,610	【1.6】	10,521	(17.1)	70,721	【1.9】	20,358	【0.6】
愛 知	160,228	【2.2】	24,936	(15.6)	150,115	【2.1】	65,318	【1.0】
三 重	32,825	【1.8】	5,372	(16.4)	34,249	【1.8】	10,179	【0.6】
滋 賀	21,537	【1.5】	3,354	(15.6)	22,750	【1.6】	9,041	【0.7】
京 都	41,855	【1.6】	4,248	(10.1)	46,044	【1.7】	45,958	【1.8】
大 阪	164,704	【1.9】	18,506	(11.2)	175,766	【2.0】	176,457	【2.0】
兵 庫	79,040	【1.4】	9,490	(12.0)	85,943	【1.5】	78,643	【1.5】
奈 良	9,255	【0.7】	1,030	(11.1)	8,848	【0.6】	7,037	【0.5】
和歌山	4,837	【0.5】	365	(7.5)	5,021	【0.5】	4,392	【0.4】
鳥 取	3,596	【0.6】	274	(7.6)	3,853	【0.6】	1,928	【0.3】
島 根	4,779	【0.7】	393	(8.2)	4,464	【0.6】	1,702	【0.2】
岡 山	18,476	【0.9】	1,679	(9.1)	14,796	【0.8】	8,701	【0.5】
広 島	31,882	【1.1】	3,399	(10.7)	27,178	【0.9】	17,046	【0.6】
山 口	12,292	【0.8】	1,110	(9.0)	12,461	【0.8】	13,421	【0.9】
徳 島	4,076	【0.5】	290	(7.1)	4,206	【0.5】	843	【0.1】
香 川	6,858	【0.7】	693	(10.1)	6,008	【0.6】	1,839	【0.2】
愛 媛	7,828	【0.5】	553	(7.1)	6,773	【0.5】	2,349	【0.2】
高 知	3,172	【0.4】	479	(15.1)	2,927	【0.4】	1,176	【0.1】
福 岡	40,317	【0.8】	4,634	(11.5)	38,449	【0.8】	26,635	【0.6】
佐 賀	3,594	【0.4】	347	(9.7)	3,321	【0.4】	1,551	【0.2】
長 崎	6,498	【0.5】	473	(7.3)	5,675	【0.4】	4,454	【0.3】
熊 本	7,624	【0.4】	654	(8.6)	6,651	【0.4】	2,711	【0.1】
大 分	8,841	【0.7】	1,300	(14.7)	6,871	【0.6】	3,325	【0.3】
宮 崎	3,802	【0.3】	481	(12.7)	3,222	【0.3】	1,619	【0.1】
鹿児島	5,490	【0.3】	510	(9.3)	4,906	【0.3】	1,914	【0.1】
沖 縄	7,651	【0.5】	1,039	(13.6)	6,897	【0.5】	4,893	【0.4】

注 1 総務省統計局の人口資料による。

2 【 】内は、全国又は各都道府県の総人口に占める全国又は各都道府県の外国人総数の構成比である。

3 ()内は、全国又は各都道府県の外国人総数に占める全国又は各都道府県の外国人少年の人口の構成比である。

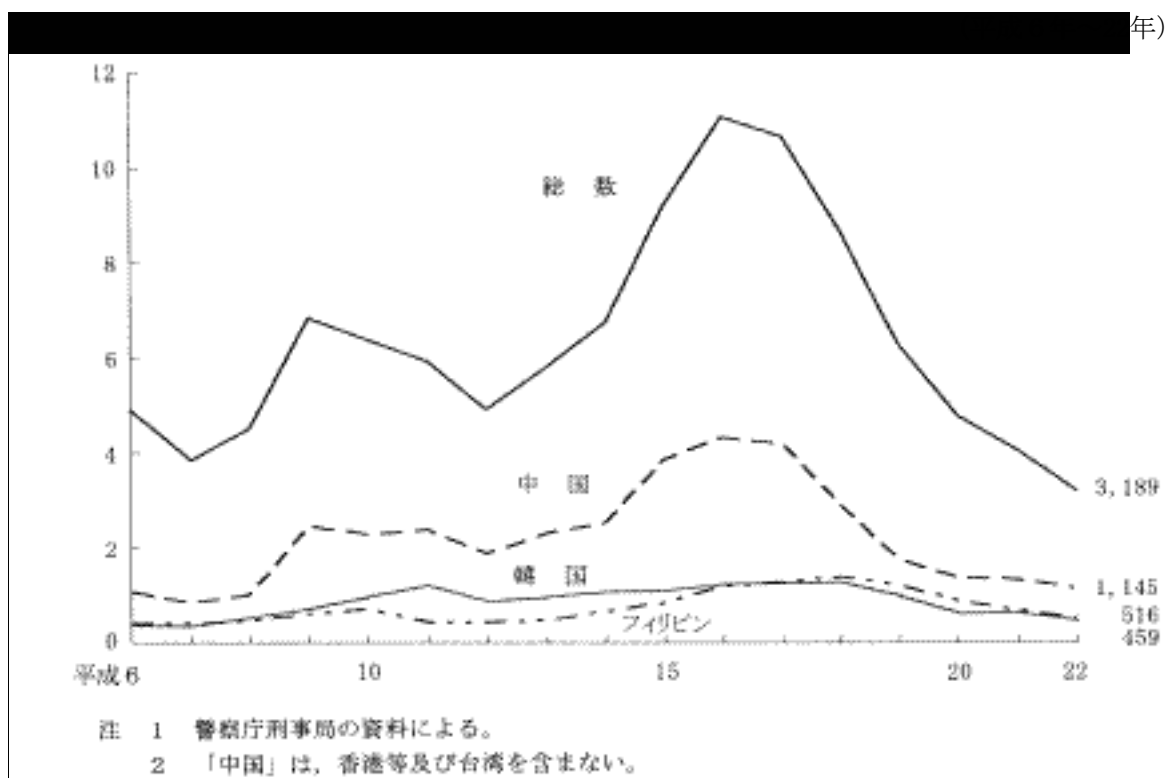
4 無国籍の者及び国名が不詳の者を含む。

（３）外国人による入管法違反等

我が国に入国し、滞在する外国人は、適法に入国し、在留する者ばかりではない。不法に入国した者や、適法に入国したものの不法残留する者等、違法に入国し、又は在留する者も数多い。入管法違反による検挙人員の推移（平成6年以降）を来日外国人全体及び主な国籍等別に見たのが、**2-1-1-7図**である。

来日外国人全体では、平成16年まで大幅な増加傾向にあり、同年には6年の倍以上の1万1,000人台となっているが、その後は減少し続け、22年には3,000人台と6年の水準を下回っている。17年以降の大幅な減少は、15年12月策定の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」における不法滞在者を5年で半減させる計画に基づき、出入国管理の充実・強化や入国管理局及び警察による不法滞在者の摘発強化等の各種対策を実施した結果等によるものと思われる。検挙人員の国籍等については、17年以降では、中国、フィリピン、韓国の順に多い。また、最近10年間では、入管法違反による検挙人員のおおむね6割前後が不法残留によるものである。

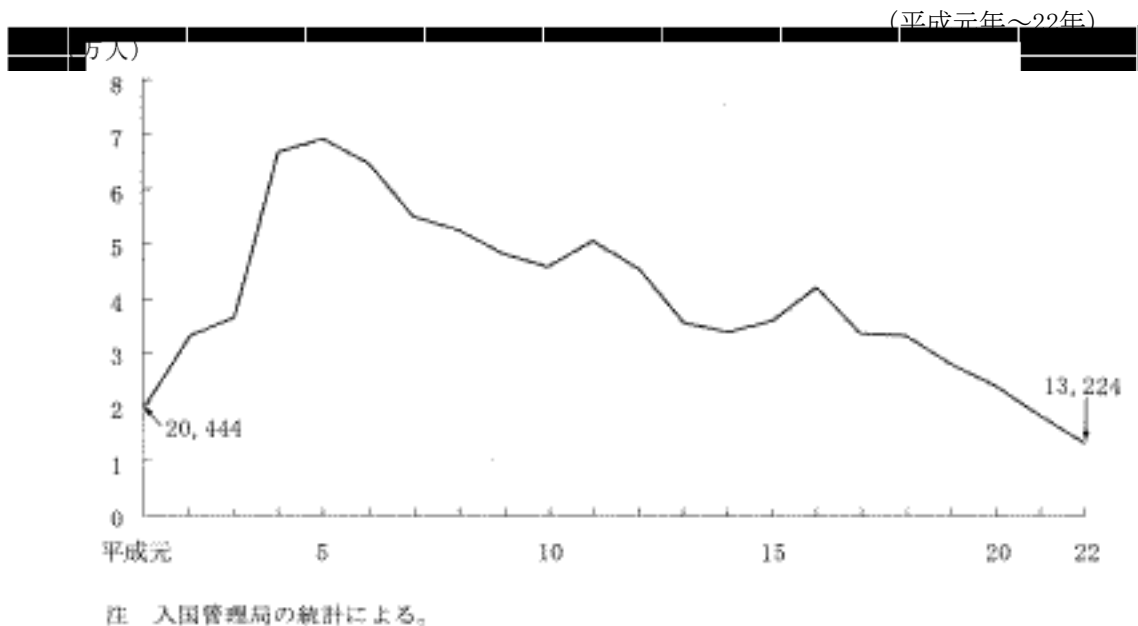
2-1-1-7図 来日外国人の入管法違反検挙人員の推移（主な国籍等別）



不法残留等の入管法違反者に対しては、退去強制手続が執られることになるが、その対象となり、退去強制令書により送還された人員の推移（平成元年以降）は、**2-1-1-8図**のとおりである。

退去強制令書による送還人員は、平成6年まで激増して7万人に迫ったが、その後は減少傾向にあり、22年には1万3,000人台と、元年よりも低い水準となった。

2-1-1-8図 退去強制令書による送還人員の推移



2 主な国籍等についての出入国等の動向

次に、我が国における外国人少年による非行・犯罪を研究する上で、検挙や家庭裁判所送致等の人員が多い（第3章参照）など、重要性の高い中国、フィリピン及びブラジルについて、これらの国籍等を有する者全体の出入国等の動向を見ることとする。

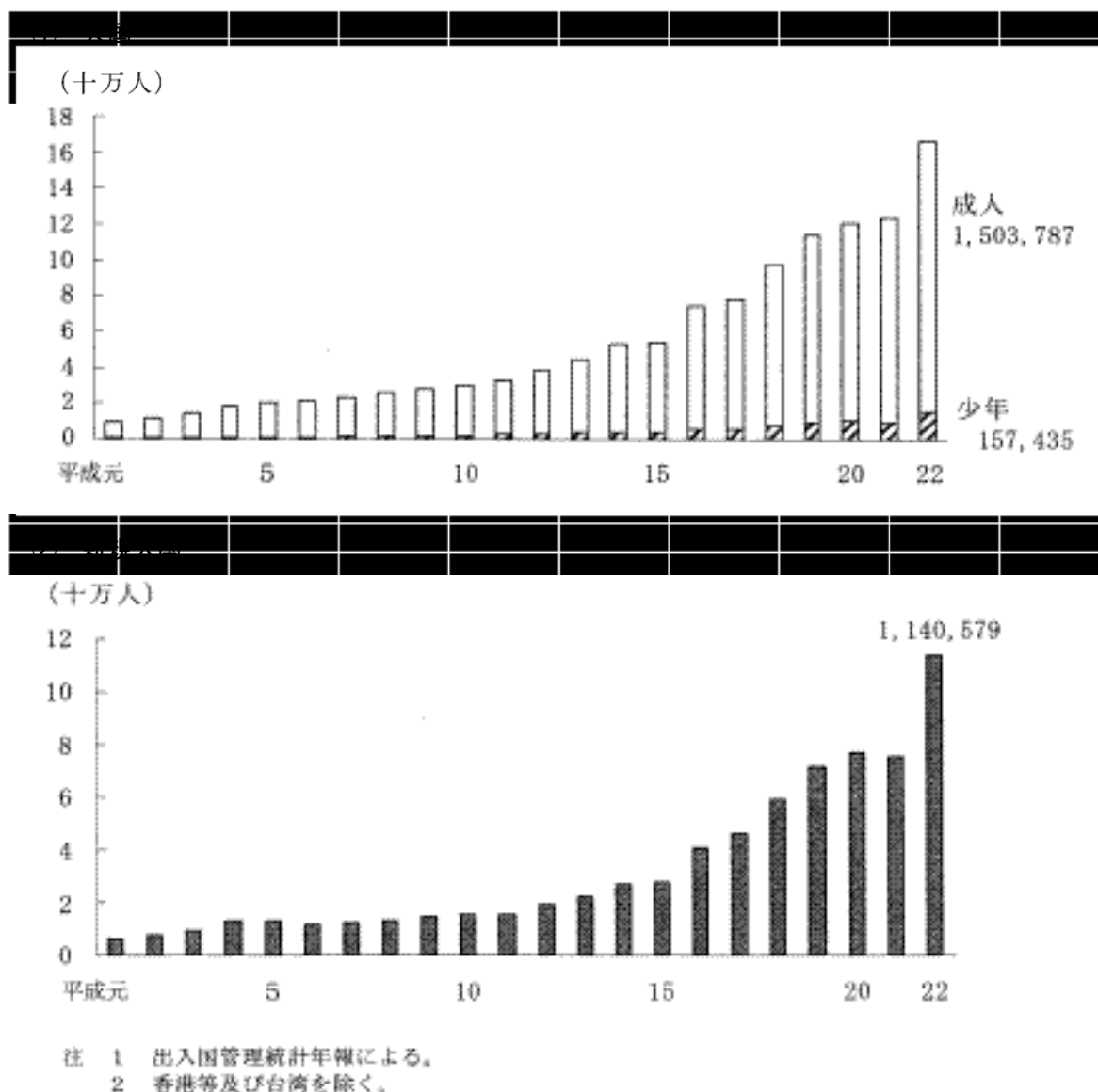
(1) 中国

中国籍の入国人員及び新規入国人員の推移（平成元年以降）は、**2-1-2-1図**のとおりである。

入国人員は、平成元年以降、おおむね一貫して増加し続け、22年には、166万人台に達している。また、入国人員に占める少年の比率は、一貫して1割未満で推移している。新規入国人員についても、入国人員全体と同様、一貫した増加傾向にあり、22年には110万人を突破した。

2-1-2-1 図 入国・新規入国人員の推移（中国）

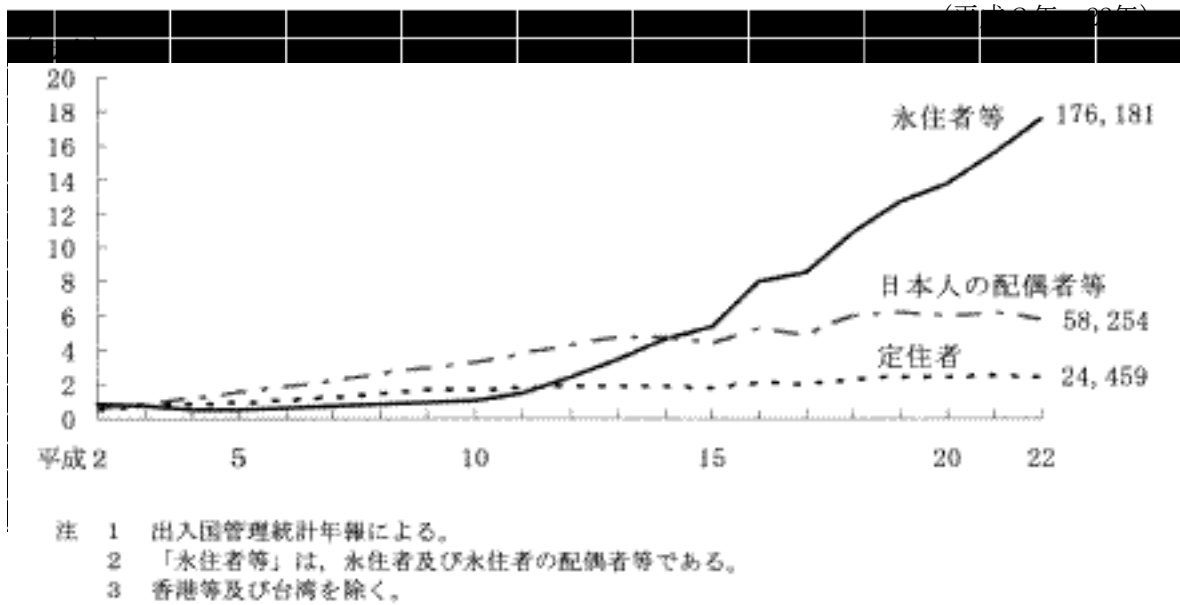
（平成元年～22年）



次に、中国籍の入国人員の推移（平成2年以降）を、通常我が国に主たる生活拠点を置いていると思われる永住者及び永住者の配偶者等（まとめて「永住者等」という。以下この項において同じ。）、定住者（同年6月1日に創設されたため、同年は、それ以降の数値である。後記（2）及び（3）においても同じ。）並びに日本人の配偶者等の在留資格別に見たのが、2-1-2-2図である。

いずれの在留資格についても、平成2年以降、微増ないし増加傾向にあるが、特に最近10年間の永住者等の増加は著しく、15年以降では、永住者等が最も多くなり、22年には17万人台に達している。

2-1-2-2図 在留資格別入国人員の推移（中国）

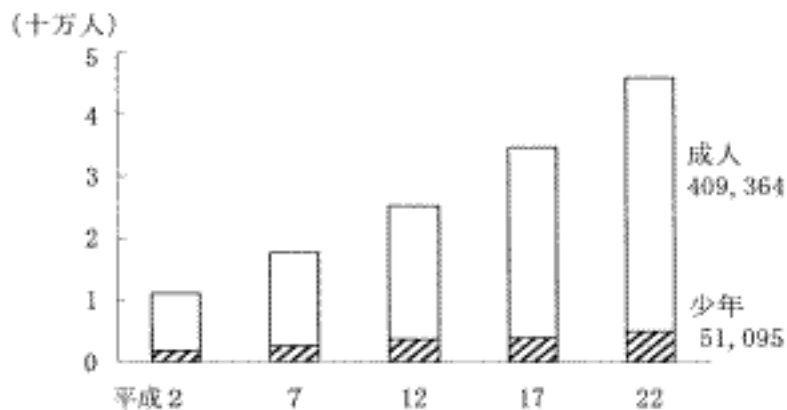


我が国における中国籍（香港等及び台湾を含む。以下（1）において同じ。）の人口の5年ごとの推移（平成2年以降）は、2-1-2-3図のとおりである。

中国籍の人口は、平成2年の10万人台から右肩上がりに増加し、22年には46万人台に達している。また、人口に占める少年の比率は、11～15%台の間で推移し、低下傾向にある。

2-1-2-3図 人口の推移（中国）

(平成2年, 7年, 12年, 17年, 22年)

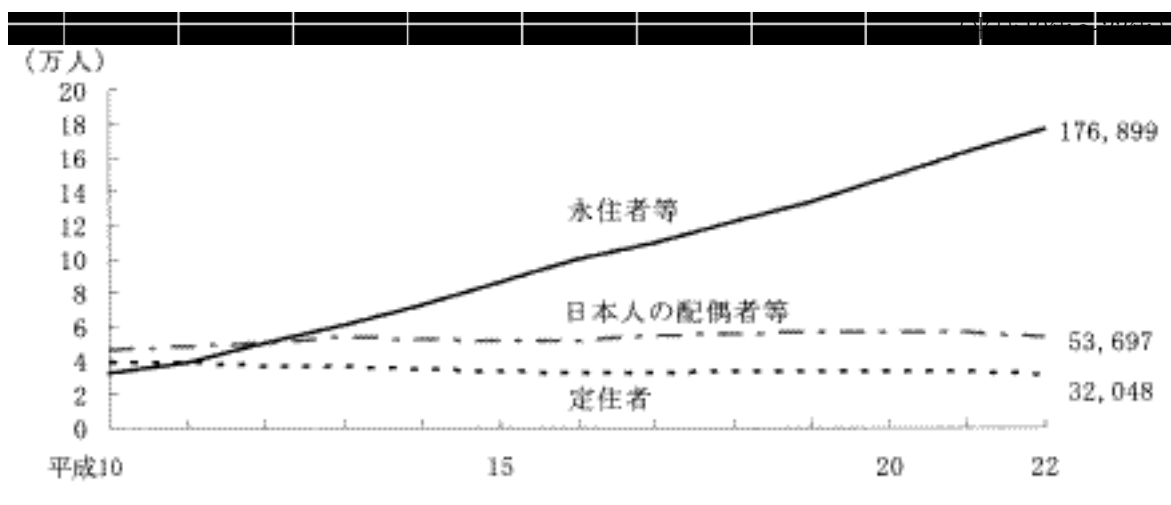


注 1 総務省統計局の人口資料による。
 2 香港等及び台湾を含む。

中国籍の外国人登録者の年末人員の推移（平成10年以降）を、永住者等、定住者及び日本人の配偶者等の在留資格別に見ると、**2-1-2-4図**のとおりである。

永住者等は、毎年おおむね1万人以上ずつ増加し続け、平成22年では17万6,000人台であった。定住者は、11年に3万9,000人弱であったが、その後16年まで毎年減少した後、22年まで横ばいで推移し、15年から22年は3万2,000～3万3,000人台の水準であった。日本人配偶者等は、12年に5万人を超えてからは5万～5万7,000人台で増減を繰り返している。三者の中では、11年までは日本人配偶者等が最も多かったが、12年以降は永住者等が最も多く、22年では他の二者より10万人以上多い。

2-1-2-4図 在留資格別外国人登録者年末人員の推移（中国）



注 1 出入国管理白書による。

2 「永住者等」は、永住者及び永住者の配偶者等である。

3 香港等及び台湾を含む。

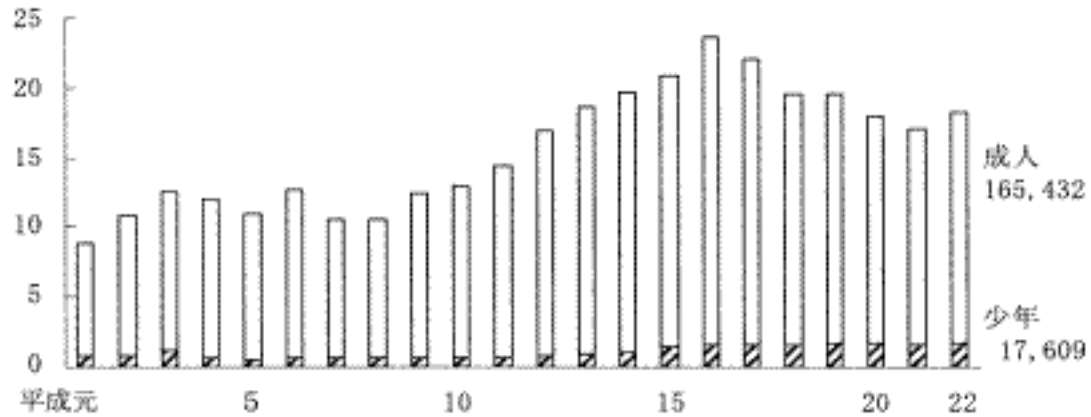
（2）フィリピン

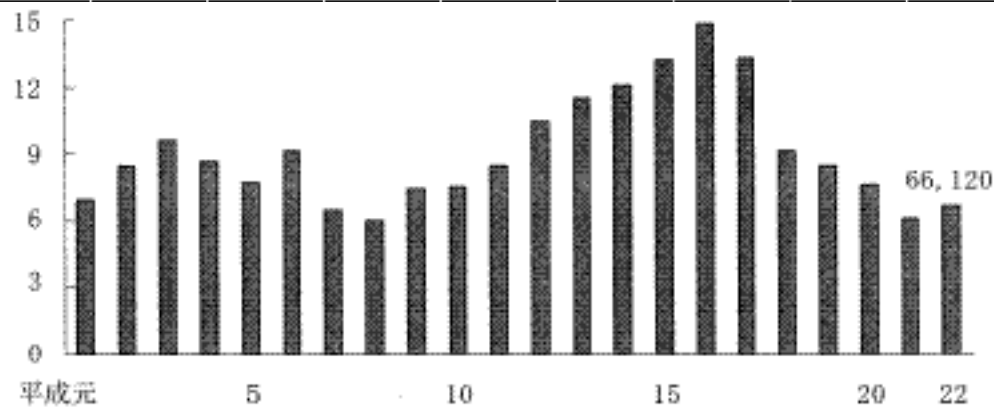
フィリピン籍の入国人員及び新規入国人員の推移（平成元年以降）は、**2-1-2-5図**のとおりである。

入国人員は、平成16年までは増加傾向にあったものの、その後はおおむね減少傾向にあり、22年は18万人台となっている。また、入国人員に占める少年の比率は、一貫して1割未満で推移している。新規入国人員の推移もおおむね同様であるが、17年以降の減少幅が大きく、22年では6万6,000人台とピーク（16年）時の半分以下であった。

2-1-2-5図 入国・新規入国人員の推移（フィリピン）

(平成元年～22年)



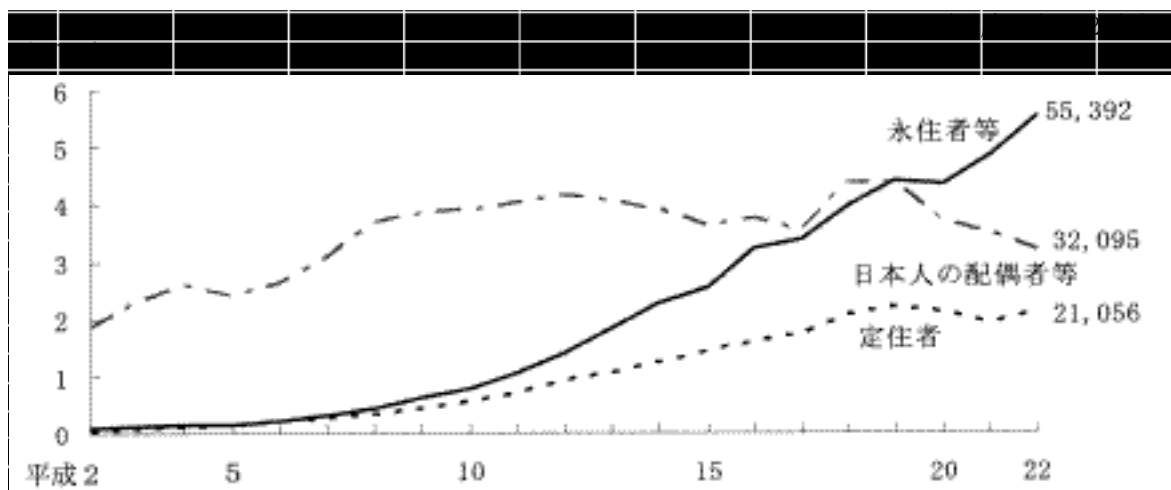


注 出入国管理統計年報による。

フィリピン籍の入国人員の推移を、永住者等、定住者及び日本人の配偶者等の在留資格別で見たのが、2-1-2-6図である。

いずれの在留資格も平成19年まで増加傾向にあったが、20年以降は、永住者等が増加傾向を続けているのに対し、18年まで最も多かった日本人の配偶者等は減少傾向、定住者はおおむね横ばいであり、19年以降では永住者等が4～5万人台の水準にあって最も多い。

2-1-2-6図 在留資格別入国人員の推移（フィリピン）

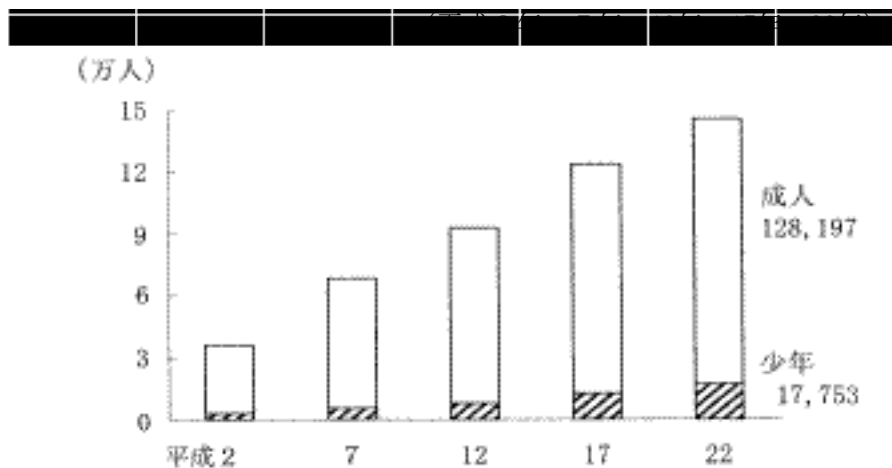


注 1 出入国管理統計年報による。
2 「永住者等」は、永住者及び永住者の配偶者等である。

我が国におけるフィリピン籍の人口の5年ごとの推移（平成2年以降）は、2-1-2-7図のとおりである。

フィリピン籍の人口は、平成2年の3万人台から右肩上がりに増加し、22年には14万人台に達している。また、人口に占める少年の比率は、7～12%台の間で推移し、上昇傾向にある。

2-1-2-7図 人口の推移（フィリピン）

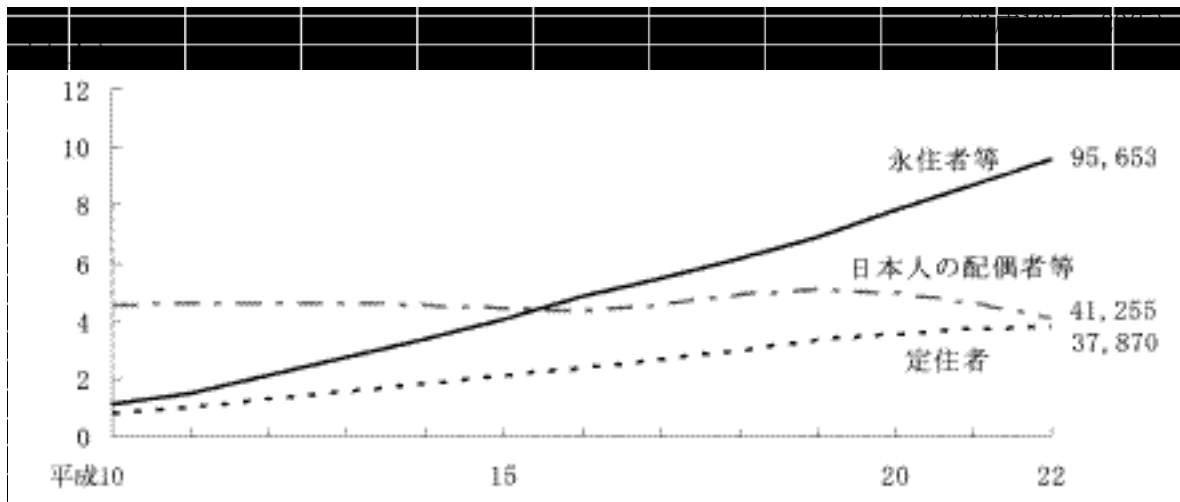


注 総務省統計局の人口資料による。

フィリピン籍の外国人登録者の年末人員の推移（平成10年以降）を、永住者等、定住者及び日本人の配偶者等の在留資格別で見ると、**2-1-2-8図**のとおりである。

永住者等は、毎年、平成14年までは5,000人前後、15年から19年までは7,000人前後、20年以降は9,000人前後ずつ増加し続け、22年では9万5,000人台であった。定住者も毎年おおむね2,000人程度増加し続け、22年では3万7,000人台であった。日本人の配偶者等は、4万人台前半から半ばの水準で微増減を繰り返していたが、18年、19年と増加して5万人を超えた後は減少に転じ、22年では4万1,000人台であった。三者の中では、10年の時点では日本人の配偶者等が圧倒的に多かったが、永住者等の激増により、16年に順位が逆転し、以後は永住者等が他二者を引き離して最も多い。

2-1-2-8図 在留資格別外国人登録者年末人員の推移（フィリピン）



注 1 出入国管理白書による。

2 「永住者等」は、永住者及び永住者の配偶者等である。

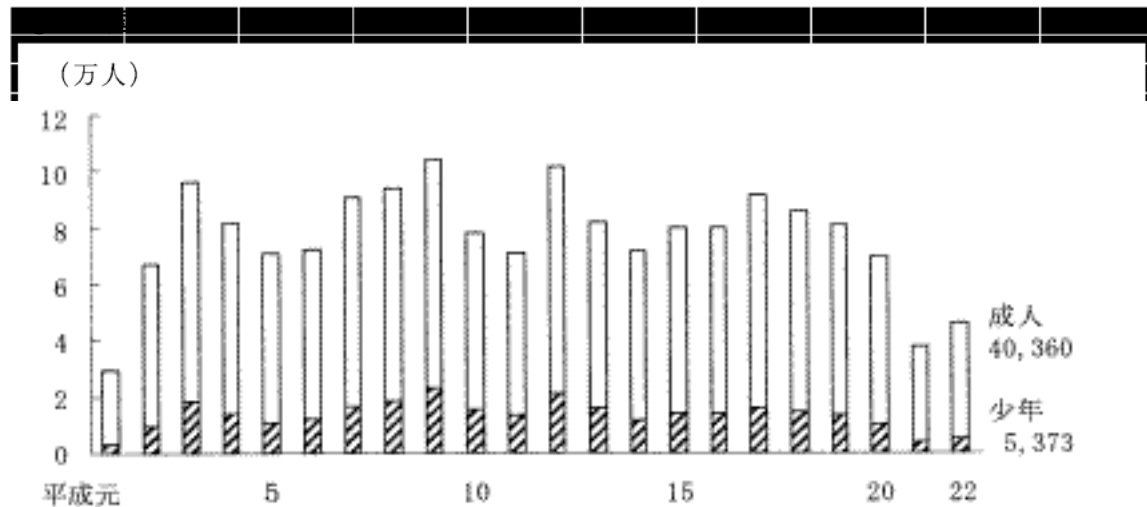
（3）ブラジル

ブラジル籍の入国人員及び新規入国人員の推移（平成元年以降）は、**2-1-2-9図**のとおりである。

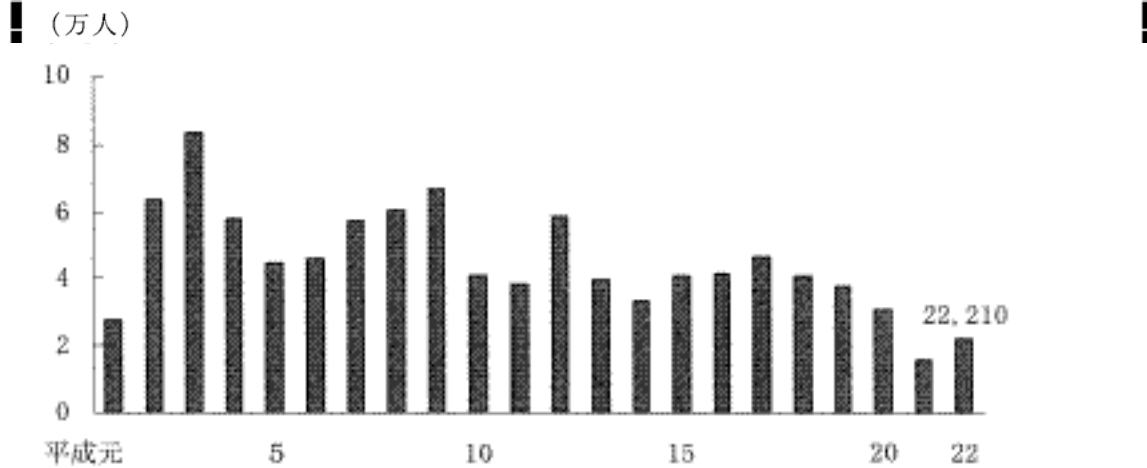
入国人員は、平成2年に急増した後、20年までは、おおむね7万人から10万人前後の間で増減しながら推移し（その間、9年及び12年には10万人を突破している。）、21年及び22年では、それぞれ3万人及び4万人台まで減少した。入国人員に占める少年の比率は、他の二か国と比べて比較的高く、おおむね1割台後半で推移している。新規入国人員の推移は、入国人員と相似しており、8万3,000人台とやや突出している3年を除き、20年まではおおむね3万～6万人前後で推移し、21年は1万5,000人台、22年は2万2,000人台であった。

2-1-2-9図 入国・新規入国人員の推移（ブラジル）

（平成元年～22年）



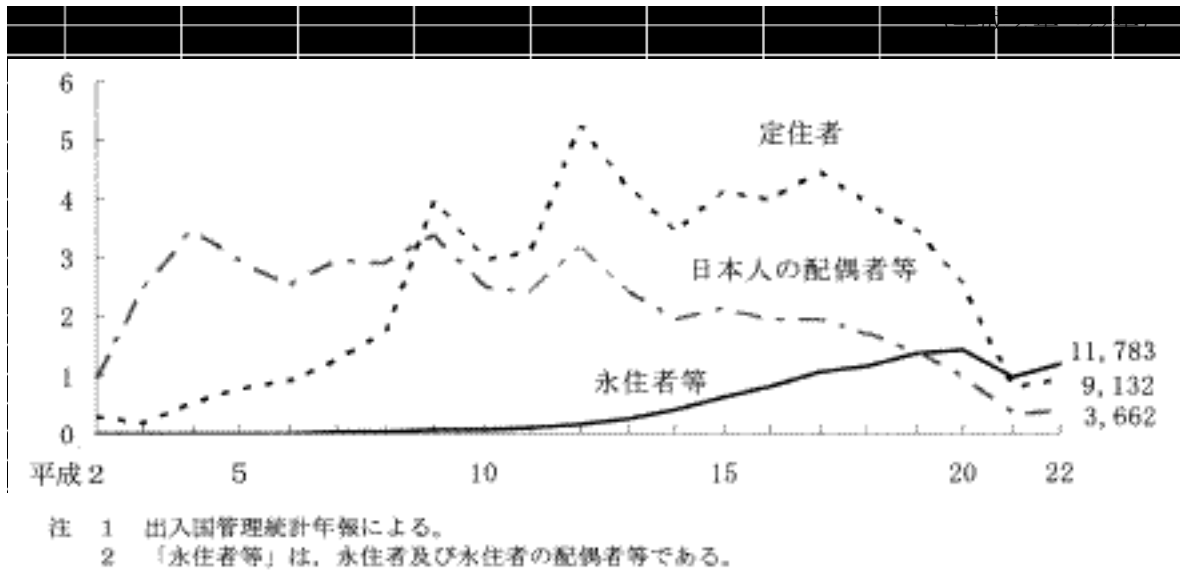
② 新規入国



ブラジル籍の入国人員の推移（平成2年以降）を、永住者等、定住者及び日本人の配偶者等の在留資格別で見たのが、2-1-2-10図のとおりである。

永住者等は、平成12年から毎年大幅に増加し続け、17年以降は、おおむね1万人以上で推移している。定住者は、2年から9年にかけて大幅に増加し、12年に5万人を超えてピークに達したが、以後減少傾向にあり、21年以降は1万人を下回っている。日本人の配偶者等は、4年まで増加したものの、以後減少傾向にあり、21年以降は3,000人台である。各在留資格を比較すると、平成の初め頃は、日本人の配偶者等が最も多かったが、9年から20年までは定住者、21年以降は永住者等がそれぞれ最も多く、22年では、永住者等が1万1,000人台で、定住者を僅かに上回っている。なお、ブラジルは、本国との距離が影響しているためか、入国人員は、いずれの在留資格も、外国人登録者の年末人員（2-1-2-12図参照）と比べてはるかに少ない水準で推移しているのが特徴的である。

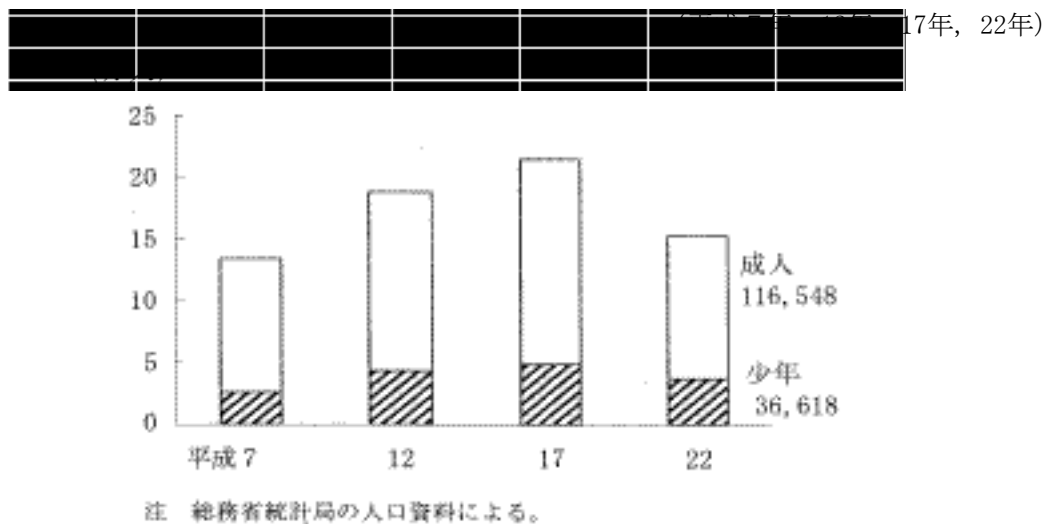
2-1-2-10図 在留資格別入国人員の推移（ブラジル）



我が国におけるブラジル籍の人口の5年ごとの推移（平成7年以降⁹）は、2-1-2-11図のとおりである。

ブラジル籍の人口は、平成17年まで増加しているものの、22年には17年から6万人以上減少して15万人台となった。また、人口に占める少年の比率は、19～23%台の間で増減している。

2-1-2-11図 人口の推移（ブラジル）



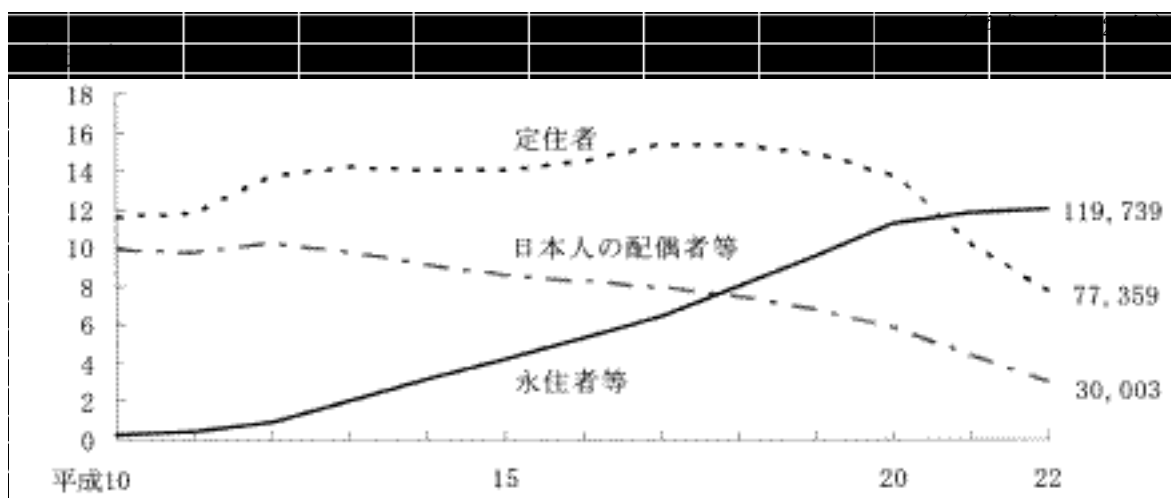
⁹ 総務省の人口統計上、平成2年におけるブラジル籍の者に係る数値が不明であるため、中国籍及びフィリピン籍と異なり、ここでは7年以降の推移のみ掲載した。

ブラジル籍の外国人登録者の年末人員の推移（平成10年以降）を、永住者等、定住者及び日本人の配偶者等の各在留資格の別で見ると、**2-1-2-12図**のとおりである。

永住者等は、増加し続けており、特に、平成13年から19年までは毎年1万～1万6,000人規模で急増した。その後は増加の勢いに歯止めがかかりつつあるが、22年では12万人弱と10年の40倍以上の水準である。定住者は、13年まで増加した後、おおむね14～15万人台で横ばいとなり、20年以降はこれを下回って減少傾向にある。22年では7万7,000人台と、10年以降で初めて10万人を下回った。日本人の配偶者等は、13年まで10万人前後の水準で推移していたが、以後減少し続け、特に、20年以降は毎年1万～1万5,000人規模で大きく減少し、22年では3万人台となった。三者の中では、20年までは定住者が最も多かったが、21年以降は、17年までは最も少なかった永住者等が最も多くなっている。

なお、平成21年以降の定住者等の在留資格の者の大きな減少は、同年4月から22年3月まで厚生労働省が実施した日系人離職者に対する帰国支援事業¹⁰の影響によるものと思われる。同事業により、合計2万1,000人以上がそれぞれの母国に帰国しているが、そのうち大半（2万53人）がブラジル人である（厚生労働省の資料による。）。

2-1-2-12図 在留資格別外国人登録者年末人員の推移（ブラジル）



注 1 出入国管理白書による。

2 「永住者等」は、永住者及び永住者の配偶者等である。

10 同事業は、平成21年3月31日以前に入国して就労し離職した日系人で、厳しい再就職環境の下、日本での再就職を断念し、母国への帰国を決意した者（及びその家族）に対し、同様の身分に基づく在留資格による再度の入国を行わないことを条件に、一定額の帰国支援金を支給するものである。なお、同事業は、22年3月をもって終了している。

第2節 その他の外国人を取り巻く現状

1 国際結婚・離婚の状況

日本人の国際結婚・離婚（それぞれ夫又は妻が外国人である場合をいう。以下この節において同じ。）数の推移（国際結婚は昭和45年以降。国際離婚は平成4年以降）を見ると、**2-2-1-1図**のとおりである。

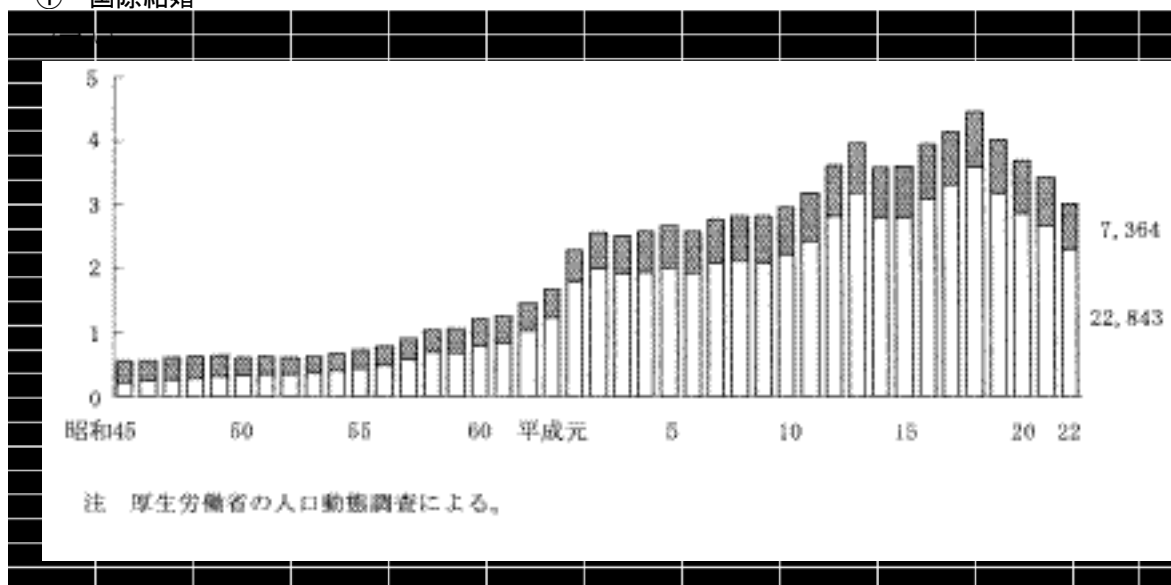
国際結婚は、平成18年のピークに至るまでおおむね増加傾向にあり、特に、元年に2万件の大台を突破した後の増加が著しい。19年以降は減少し続けているが、22年では依然として3万件以上の高水準にある。昭和50年以降は一貫して妻が外国人の場合の方が多く、22年では夫が外国人である場合の3倍以上である。

国際離婚も、22年に減少した以外は、平成4年以降、毎年増加しており、最近3年間は2万件に迫る高水準であった。また、妻が外国人の場合の方が一貫して多く、22年では夫が外国人である場合の4倍以上である。

2-2-1-1 図 国際結婚・離婚件数の推移

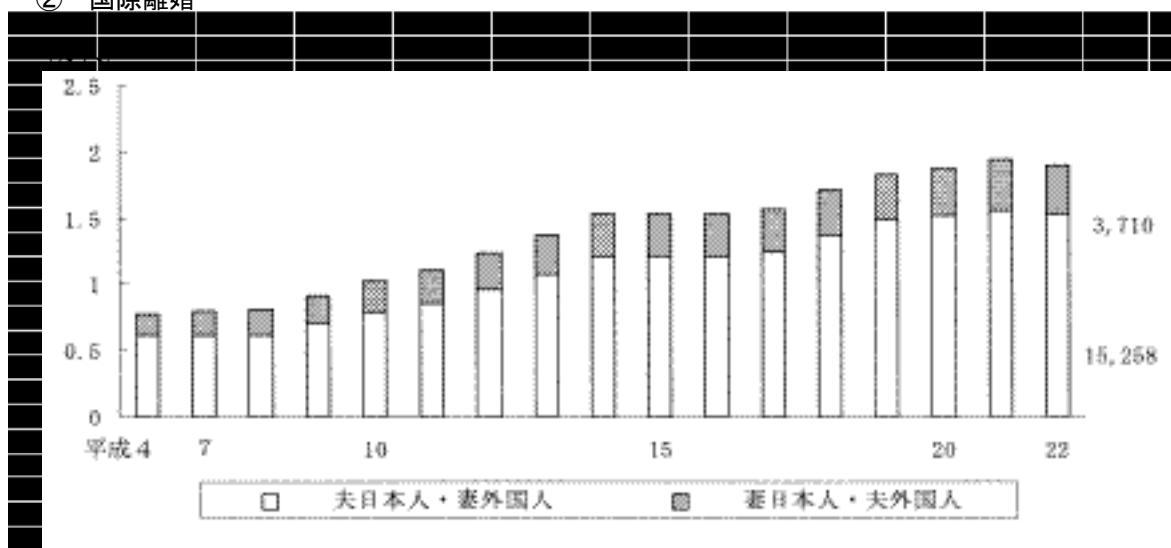
(昭和45年～平成22年)

① 国際結婚



(平成4年，7年～22年)

② 国際離婚



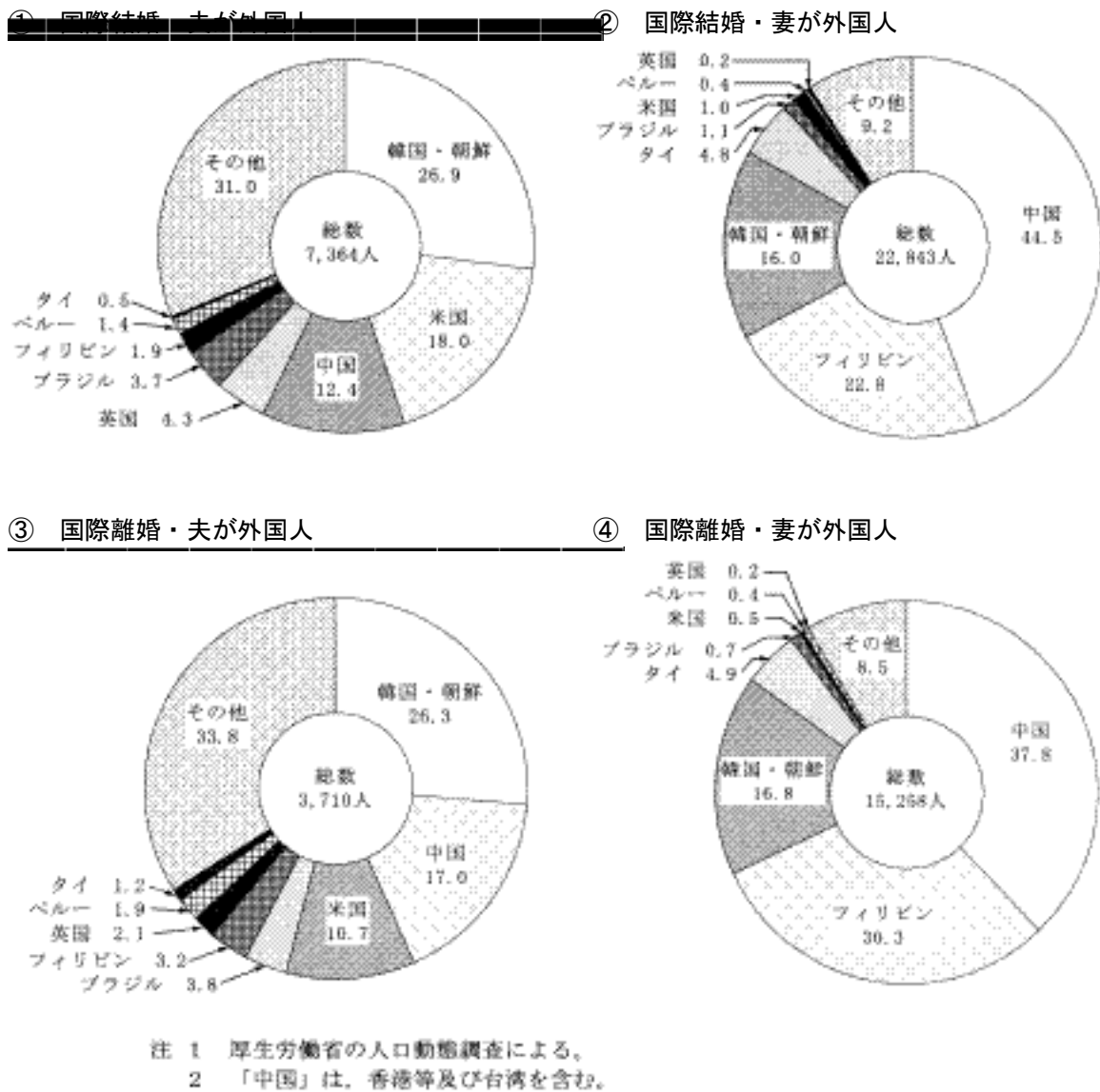
国際結婚・離婚における外国人の夫又は妻の国籍等別構成比（平成22年）は、2-2-1-2 図のとおりである。

国際結婚における夫が外国人の場合の夫の国籍等は，韓国・朝鮮（26.9%），米国（18.0%），中国（香港等及び台湾を含む。以下この節において同じ。12.4%）の順に多いのに対し，妻が外国人の場合の妻の国籍等は，中国（44.5%），フィリピン（22.8%），韓国・朝鮮（16.0%）の順に多い。

国際離婚については、夫が外国人の場合では、韓国・朝鮮（26.3%）、中国（17.0%）、米国（10.7%）の順に、妻が外国人の場合では、中国（37.8%）、フィリピン（30.3%）、韓国・朝鮮（16.8%）の順に多い。

2-2-1-2図 国際結婚・離婚 外国人配偶者国籍等別構成比

(平成22年)

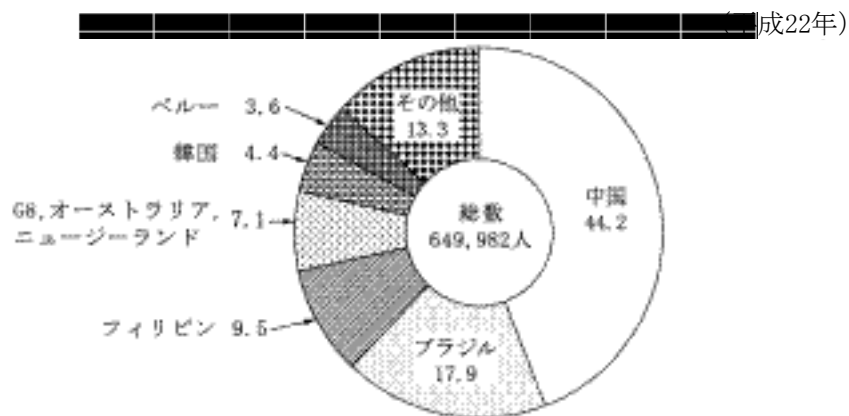


2 外国人労働者の状況

平成22年の我が国における外国人労働者数（雇用対策法に基づき、事業主が厚生労働大臣に届け出た数。特別永住者及び外交又は公用の在留資格を有する者は含まない。）は、64万9,982人であり、これらの者が就業する事業所数は10万8,760である。都道府県別に外国人労働者数を見ると、東京（23.8%）、愛知（12.1%）、静岡（6.0%）、神奈川（5.9%）、大阪（5.3%）の順に多く、この5都府県で全体の半数を超えている（厚生労働省の資料

による。)。その国籍等別構成比を見たのが、**2－2－2図**であり、中国（44.2%）、ブラジル（17.9%）、フィリピン（9.5%）の順に高く、この3か国籍等で7割以上を占めている。

2－2－2図 外国人労働者数 国籍等別構成比



- 注 1 厚生労働省の調査による。
 2 「中国」は、香港等及び台湾を含む。

第3章 外国人少年による非行・犯罪の動向

本章においては、少年非行に対する保護手続及び刑事手続に関する各種統計資料等に基づき、我が国における外国人少年による非行・犯罪について、処遇段階ごとに、その動向を概観する¹¹。

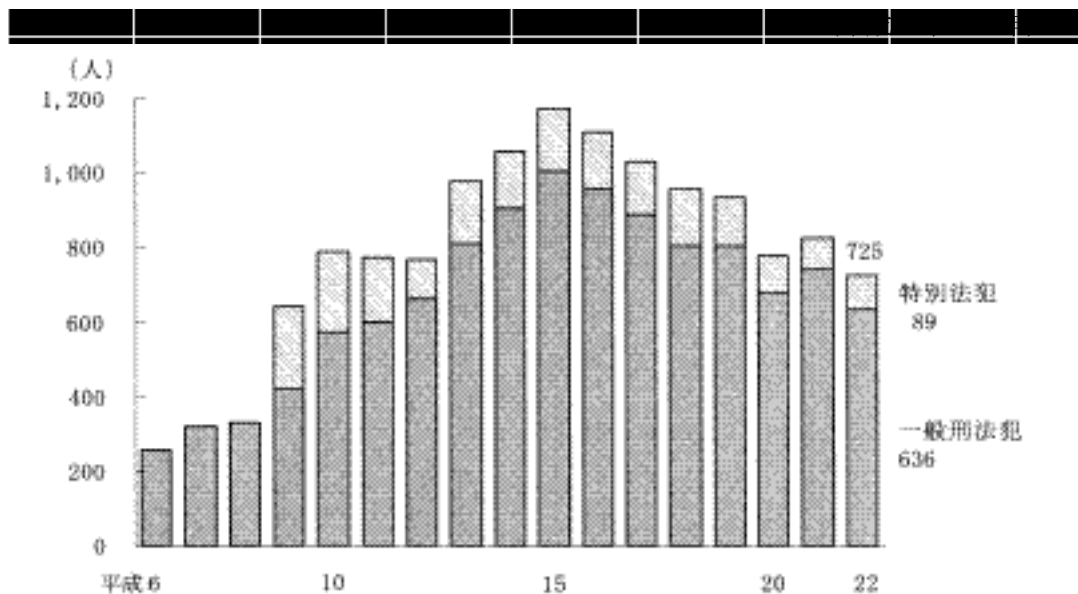
第1節 家庭裁判所送致まで

1 警察による検挙

来日外国人少年の検挙人員（一般刑法犯¹²及び道交違反を除く特別法犯に限る。）の推移（平成6年以降。ただし、8年以前は一般刑法犯のみ。）を見ると、3-1-1-1図のとおりである。

来日外国人少年の検挙人員は、平成15年にピーク（1,173人、6年の約4.6倍）に達するまで大幅な増加傾向にあったが、その後は減少傾向にあり、22年には725人（6年の約2.8倍）と、9年（644人）、10年（792人）と同水準になっている。

3-1-1-1図 来日外国人少年 検挙人員の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 平成8年以前については、特別法犯検挙人員の統計数値がないため、一般刑法犯検挙人員に据って計上している。

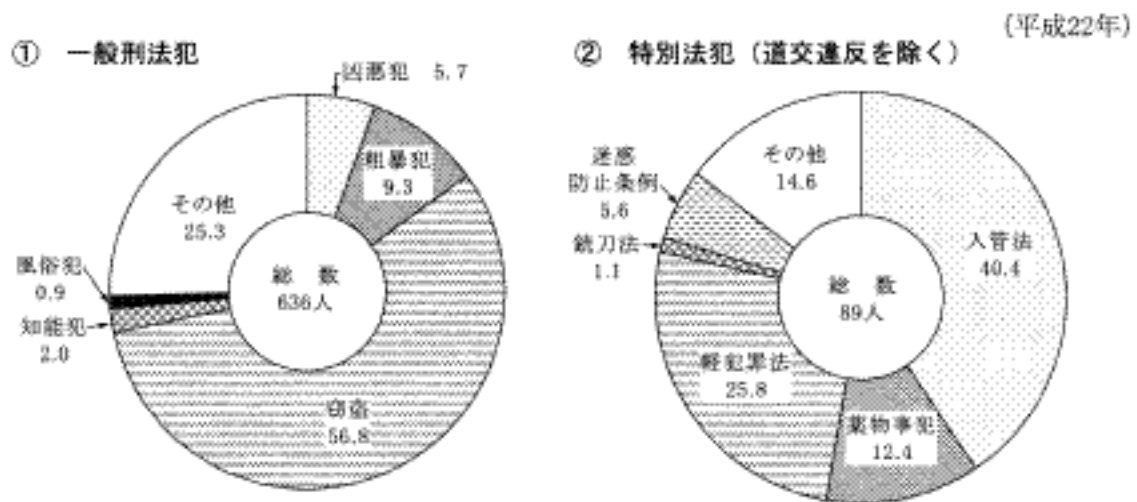
11 なお、本章における罪名（非行名）、用語等の定義は、特に断らない限り、巻末資料3（平成23年版犯罪白書の用例）による。

12 ただし、危険運転致死傷を除く。以下この項において同じ。

一般刑法犯及び道交違反を除く特別法犯について、平成22年における来日外国人少年の検挙人員の罪種別構成比を見ると、**3-1-1-2図**のとおりである。

一般刑法犯については、窃盗犯（56.8%）が圧倒的に多く、次いで、粗暴犯，凶悪犯の順となっており，道交違反を除く特別法犯については，入管法違反，軽犯罪法違反，薬物事犯の順に多い。

3-1-1-2図 来日外国人少年検挙人員罪種別構成比



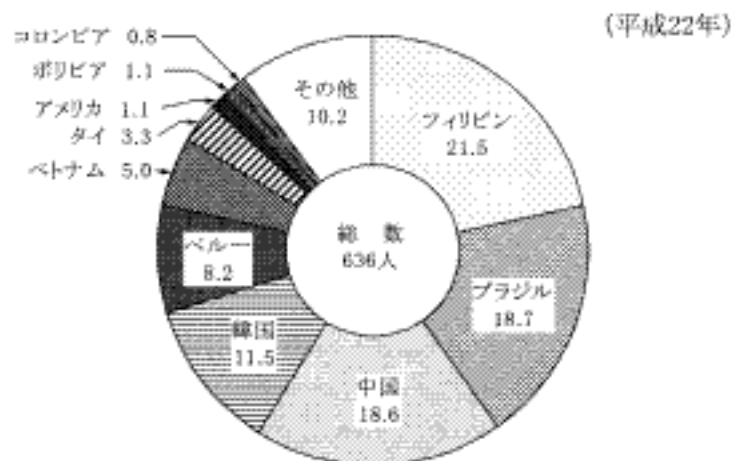
注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 ①の「凶悪犯」は、殺人、強盗、放火及び強姦，「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫、恐喝及び凶器準備集合，「知能犯」は、詐欺、支払用カード偽造、文書偽造及びその他，「風俗犯」は、賭博、強制わいせつ、公然わいせつ及びわいせつ物頒布等である。

一般刑法犯について、平成22年における来日外国人少年の検挙人員の国籍等別構成比を見ると、**3-1-1-3図**のとおりである。

フィリピン，ブラジル，中国（香港等及び台湾を除く。以下この項において同じ。），韓国の順に多く，この4か国籍等の者で約7割を占めている。

3-1-1-3図 来日外国人少年 検挙人員国籍等別構成比



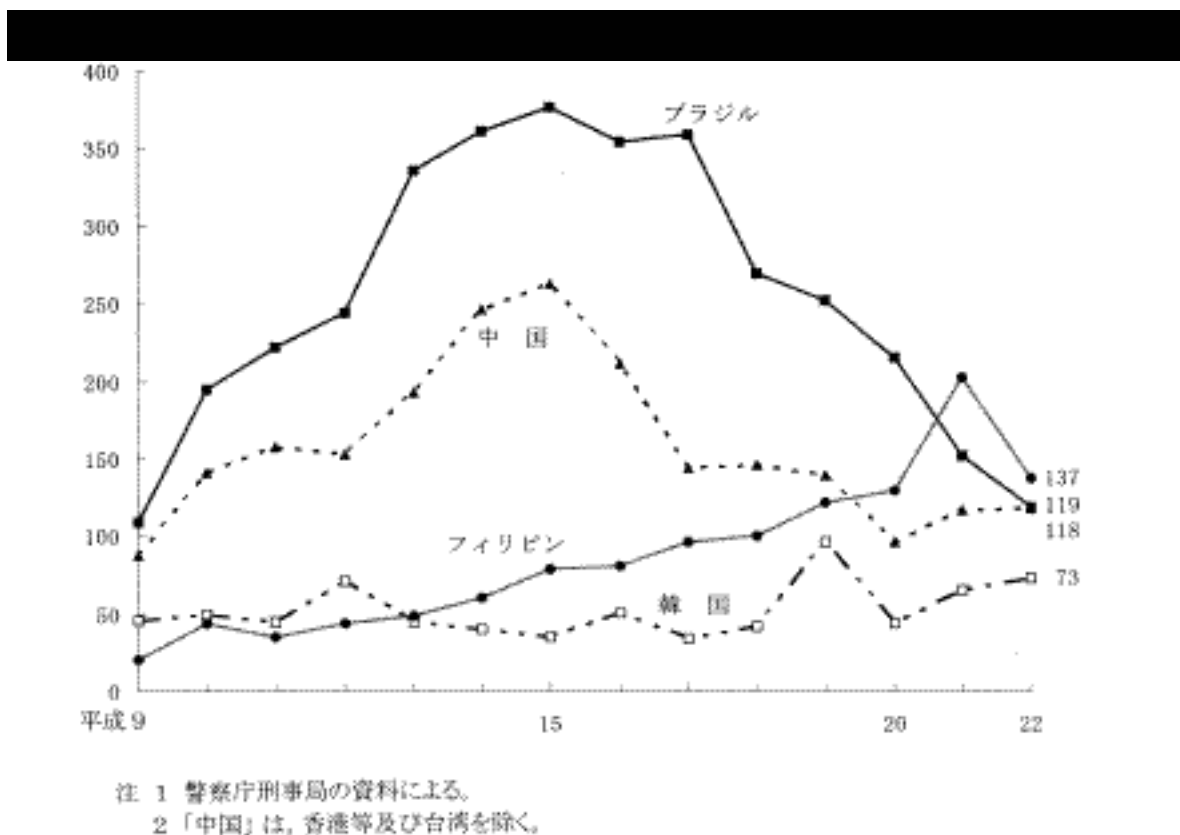
注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 「中国」は、香港等及び台湾を除く。

さらに、この4か国籍等の者について、一般刑法犯検挙人員の推移（平成9年以降）を見たのが、**3-1-1-4図**である。

中国は、平成10年から大きく増加し、15年にピーク（263人）に達した後、減少傾向にあり、22年は118人であった。フィリピンは、一貫して増加傾向にあったが、22年（137人）は、顕著な増加が見られた前年（202人）から減少した。ブラジルは、9年から大きく増加し、13年から17年まで300人を超える高水準にあったが、15年にピーク（337人）に達した後は減少傾向にあり、22年は119人と、9年と同水準にまで減少した。韓国については、おおむね30～70人台の間で推移している。

3-1-1-4図 来日外国人少年 一般刑法犯検挙人員の推移（主な国籍等別）



平成17年及び22年における来日外国人少年による一般刑法犯検挙件数について、発生地域（管区等）別及び国籍等別に見ると、**3-1-1-5表**のとおりである。

平成17年（検挙件数は1,505件）では、中部と関東（東京都以外。以下この項において同じ。）がそれぞれ646件、529件と圧倒的に多かったが、22年では、検挙件数（909件）が大きく減少したほか、発生地域の順位が入れ替わり、関東（509件）、東京都（161件）、中部（125件）の順に多くなり、関東での発生件数が過半数を占め、その割合が増大している。これは、17年及び22年の外国人人口の比率が高い都道府県を含む地域とおおむね一致しており、人口との関連性がうかがわれる（第2章第1節1項（2）参照）。

発生地域ごとに見ると、中部については、ブラジルが平成17年（56.2％）及び22年（64.0％）とも過半数を占めている。関東については、17年は中国（33.5％）、ブラジル（26.7％）の順で多かったが、22年ではブラジル（46.3％）に次いでフィリピン（15.5％）が多かった。

3-1-1-5表 来日外国人少年 一般刑法犯検挙件数（発生地域別・国籍等別）

① 平成22年

区 分	ブラジル	フィリピン	中国	タイ	ペルー	その他	合計
北海道	-	1	-	-	-	-	1
東北管区	-	8	3	5	-	3	19
東京都	-	14	25	51	5	66	161
関東管区	236	79	30	17	48	99	509
中部管区	80	15	7	1	11	11	125
近畿管区	7	4	14	-	6	16	47
中国管区	-	5	5	-	-	2	12
四国管区	-	-	8	-	-	-	8
九州管区	-	9	12	-	-	6	27

② 平成17年

区 分	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	ペルー	その他	合計
北海道	-	1	-	-	-	1	2
東北管区	-	2	6	-	1	2	11
東京都	5	12	37	10	-	42	106
関東管区	141	28	177	26	41	116	529
中部管区	363	28	7	1	10	237	646
近畿管区	41	5	22	13	3	12	96
中国管区	37	6	5	-	4	1	53
四国管区	1	-	3	-	-	2	6
九州管区	-	1	10	-	-	45	56

注 1 警察庁刑事局の資料による。

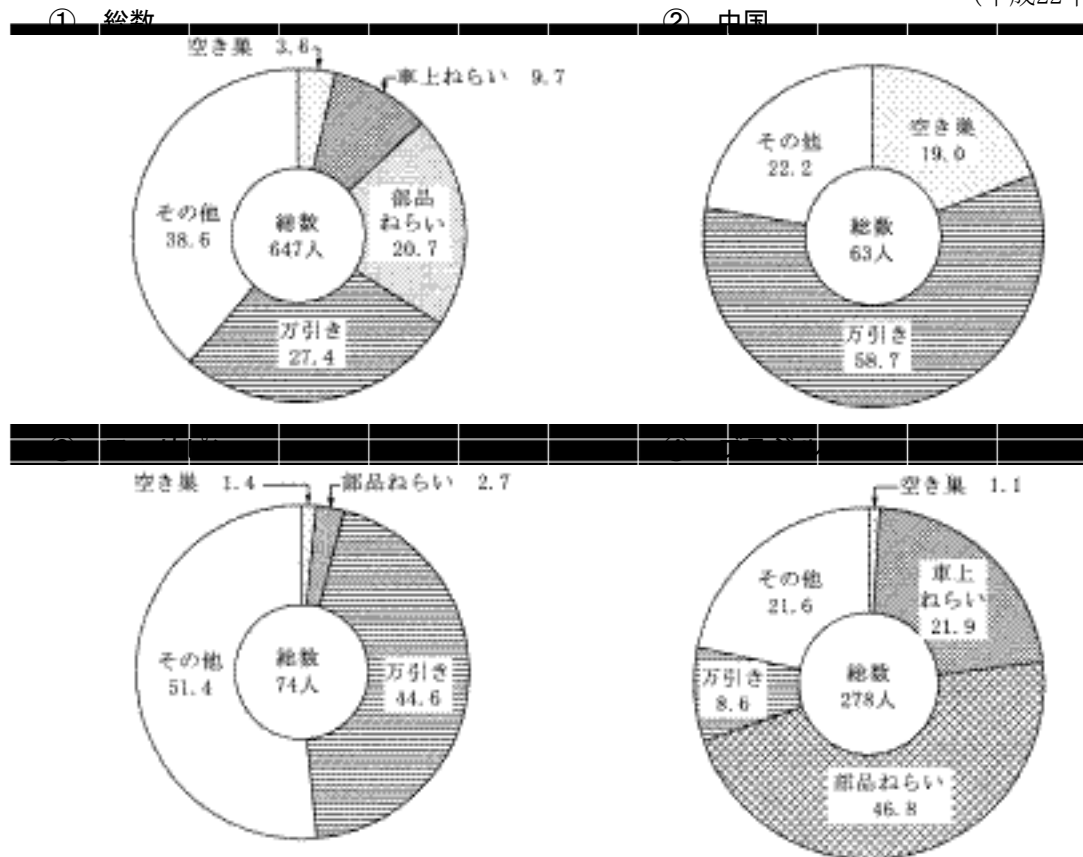
2 「中国」は、香港等及び台湾を除く。

平成22年における来日外国人少年による窃盗のうち、中国、フィリピン及びブラジルについて、手口別の検挙件数を見ると、3-1-1-6図のとおりである。

日本人を含む少年全体では、万引きが3割弱、部品ねらいが約2割、車上ねらいが約1割を占めるが、中国は、万引きが過半数、空き巣が2割近くとなっている。これに対し、フィリピンでは、万引きが半数近くを占めているものの、空き巣、車上ねらい及び部品ねらいは僅かであり、残りの半数近くはこれら以外の手口に拡散している。ブラジルについては、万引きが1割に満たないのに対し、部品ねらい及び車上ねらいの比率が高く、7割近くを占めている。

3-1-1-6図 来日外国人少年 窃盗犯手口別検挙件数（主な国籍等別）

(平成22年)



注 警察庁刑事局の資料による。

2 検察庁における家庭裁判所送致

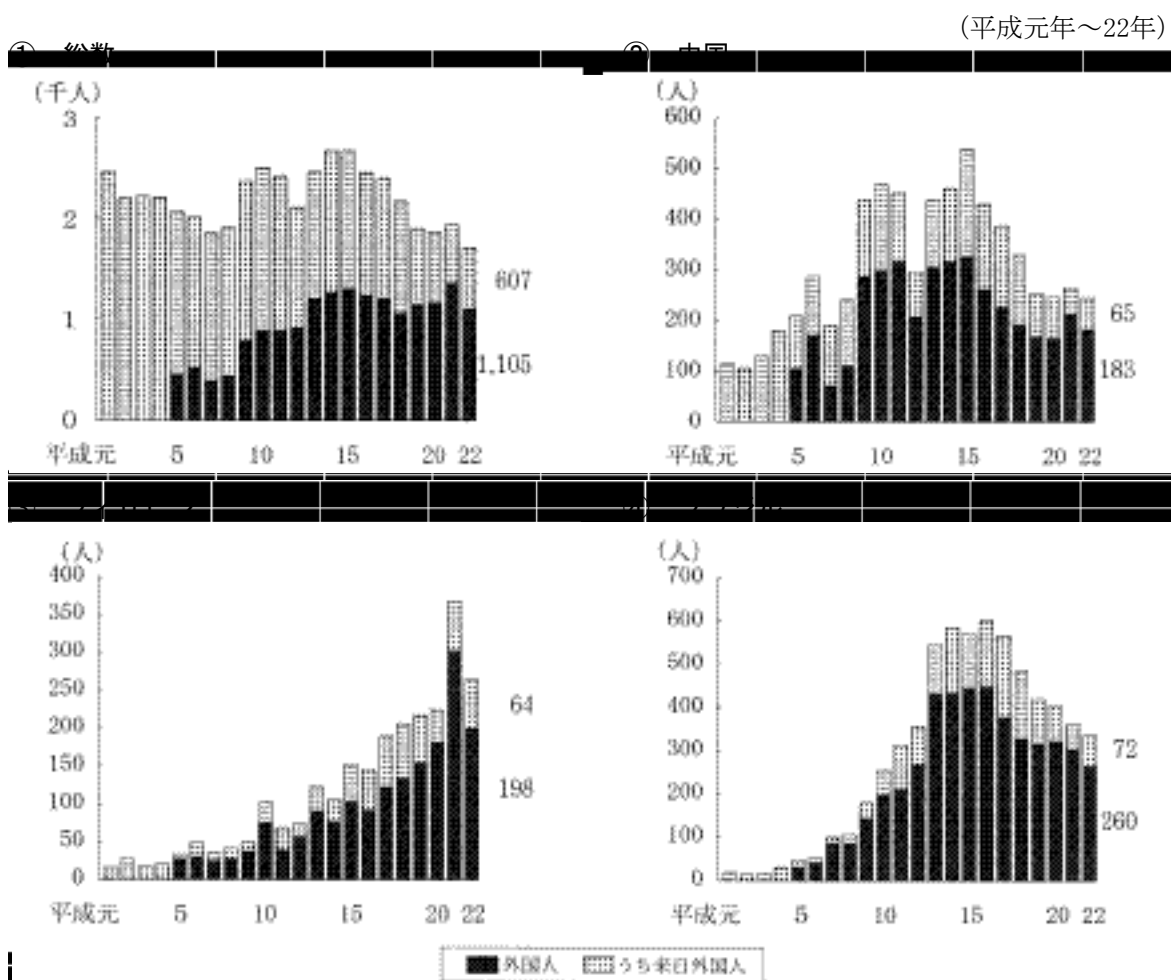
検察庁における外国人被疑者及び来日外国人被疑者の家庭裁判所送致人員（一般刑法犯及び道交違反を除く特別法犯に限る。以下この項において同じ。）の推移（平成元年以降。来日外国人被疑者については5年以降。）を、総数並びに中国（香港及び台湾を含む。以下この章において同じ。）、フィリピン及びブラジルについて見ると、3-1-2-1図のとおりである。

外国人被疑者の家庭裁判所送致人員は、平成7年までは微減傾向、その後は増加傾向にあり、15年にピークに達した以降は減少傾向にある。そのうち、来日外国人被疑者については、15年まで増加傾向にあり、その後は1,000～1,300人台の横ばいで推移している。これを中国、フィリピン及びブラジルについて見ると、以下のとおり、それぞれ全体とは異なる傾向を示している。なお、3か国籍等とも、来日外国人の比率が高いため（22年では、中国73.8%、フィリピン75.6%、ブラジル78.3%）、外国人全体と来日外国人とは類似した増減傾向にある。

中国は、平成9年頃から16年頃まで全体でおおむね400人を超える（うち来日外国人は300人前後）高い水準にあったが、その後は減少傾向にある。フィリピンは、元年以降、

おおむね右肩上がりに増加し続けているが、21年に来日外国人の急増により突出（364人、うち来日外国人299人）したため、22年は262人（うち来日外国人は198人）と前年から減少した。ブラジルは、右肩上がりに増加し、16年のピーク時に609人（うち来日外国人452人）にまで至った後は減少傾向にあるものの、なお300人を超える高水準にある。

3-1-2-1 図 外国人・来日外国人犯罪少年 家庭裁判所送致人員の推移（主な国籍等別）

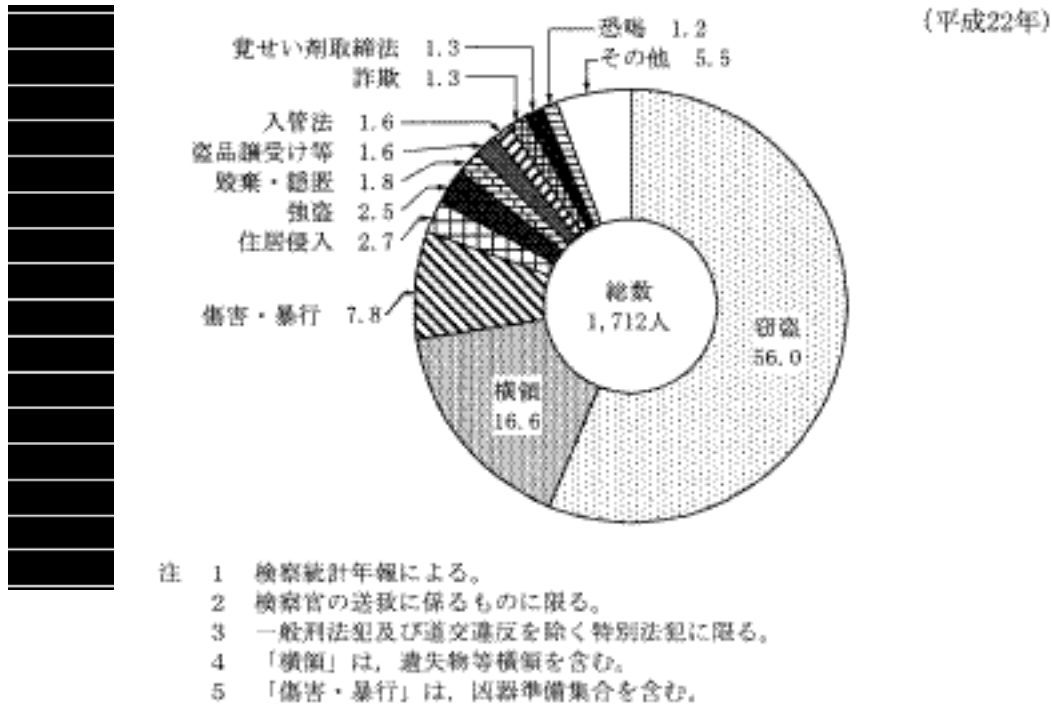


平成22年における外国人被疑者の家庭裁判所送致人員の非行名別構成比を見ると、3-1-2-2 図のとおりである。

窃盗が過半数を占め、次いで、横領（遺失物等横領を含む。以下この項において同じ。）、傷害・暴行（凶器準備集合を含む。）、住居侵入、強盗の順に多い。22年の日本人の家庭裁判所送致人員の状況と比べると、その非行名別構成比において、おおむね類似の傾向にあ

るものの、外国人では、強盗（2.5%、日本人では0.5%）及び覚せい剤取締法違反（それぞれ同1.3%、0.3%）の比率が明らかに高い¹³。特に、強盗については、外国人の方が2pt程度高いが、来日外国人では3.1%と更にその比率が高い。

3-1-2-2図 外国人犯罪少年 家庭裁判所送致人員・非行名別構成比



第2節 家庭裁判所送致後処分等の決定まで

1 少年鑑別所の鑑別

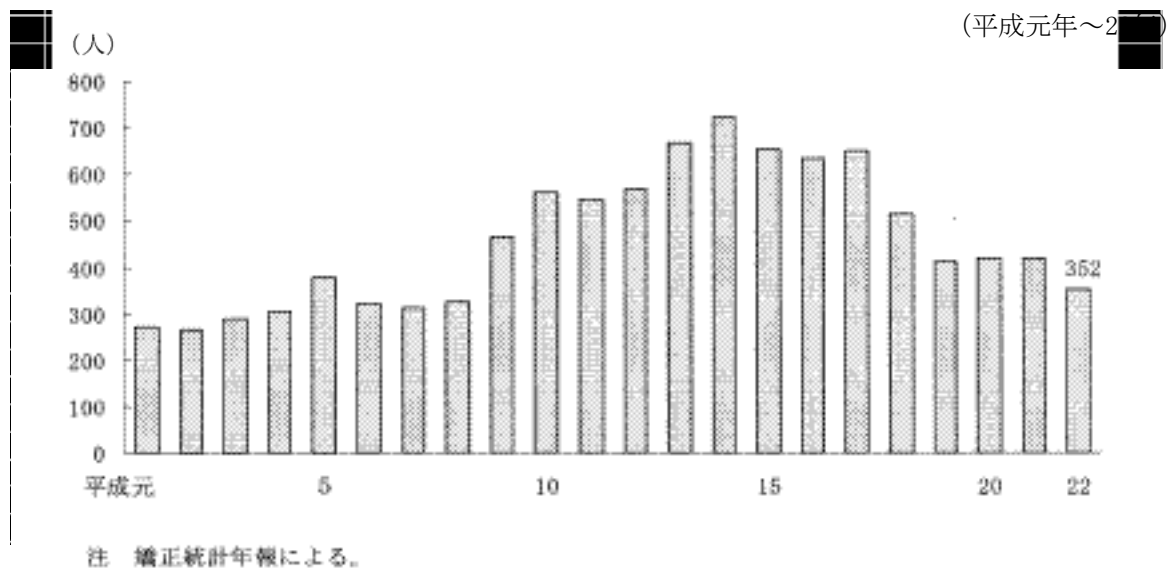
外国人の少年鑑別所被収容者¹⁴の人員の推移（平成元年以降）を見ると、3-2-1-1図のとおりである。

平成元年以降、おおむね250～300人前後で推移した後、9年から急増し、14年にピーク（722人）となった以降は減少傾向にあり、22年は352人であった。

13 なお、入管法違反についても、外国人少年が日本人少年における比率を大きく上回るが、外国人という性質上いわば当然のことであり、以下本節においては、日本人少年又は少年全体との比較において、外国人少年に占める同罪の比率が高いことには特に触れない。

14 少年鑑別所送致の決定により入所した者で、当該年において、逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。

3-2-1-1 図 外国人少年鑑別所被収容者人員の推移

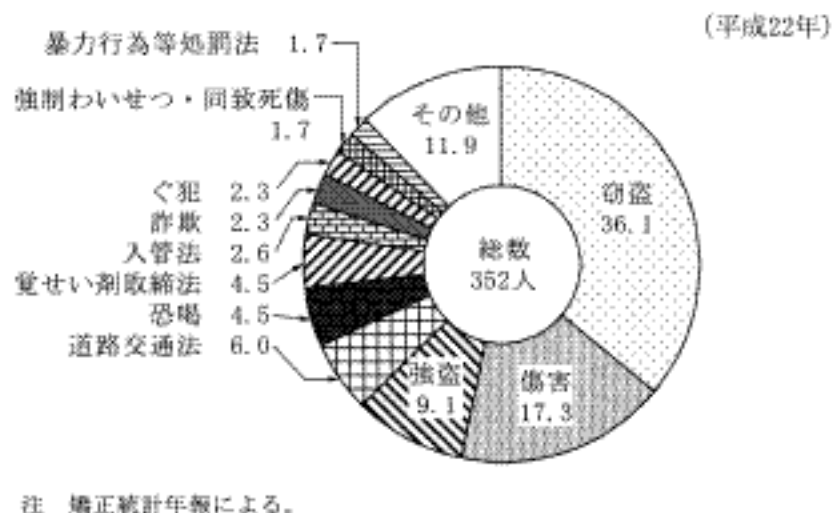


平成22年における外国人の少年鑑別所被収容者の非行名別人員及び構成比を見ると、3-2-1-2 図のとおりである。

窃盗 (36.1%)、傷害・暴行 (17.3%)、強盗 (9.1%)、道路交通法違反 (6.0%)、恐喝及び覚せい剤取締法違反 (共に4.5%) の順に多い。同年の日本人では、窃盗 (38.1%)、傷害・暴行 (17.9%)、道路交通法違反 (11.1%)、恐喝 (5.0%) の順であり、3位以下の非行名及びその比率に若干の違いが見られる。特に、外国人では、日本人と比べ、強盗 (日本人では2.7%) 及び覚せい剤取締法違反 (同1.5%) の比率が明らかに高い。

なお、国籍等別に見ると、平成22年では、ブラジル、韓国・朝鮮、中国、フィリピンの順に多い (次節1項 (1) 参照)。

3-2-1-2 図 外国人少年鑑別所被収容者人員・非行名別構成比



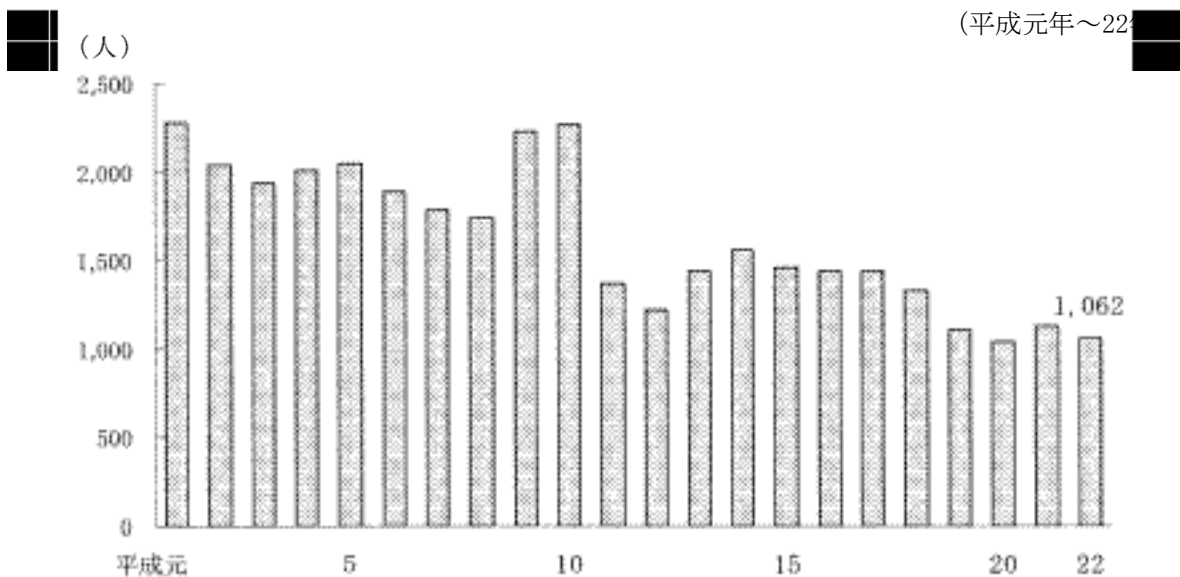
2 家庭裁判所による終局処理¹⁵

(1) 一般保護事件の終局処理

外国人の一般保護事件（自動車運転過失致死傷等・危険運転致死傷・道交違反に係るものを除く少年保護事件をいう。以下この項において同じ。）の終局総人員の推移（平成元年以降）を見ると、**3-2-2-1図**のとおりである（なお、10年以前は簡易送致事件の人員を含むため、11年以降の人員の推移と単純には経年比較できないことに留意する必要がある¹⁶）。

平成9年、10年及び13年、14年にそれぞれ一時的な増加があったが、それ以外はおおむね減少傾向にあり、8年では元年に比べ500人強減少し（なお、その後増加した10年は元年と同水準である。）、また、22年では11年に比べ300人程度減少し、1,062人であった。22年における終局人員は、元年の半分以下の水準であり、簡易送致事件の人員による違いを考慮しても、平成の初め頃と比べると相当に減少していることがうかがわれる。

3-2-2-1図 外国人一般保護事件家庭裁判所終局総人員の推移



注 1 司法統計年報による。

2 「一般保護事件」は、自動車運転過失致死傷等・危険運転致死傷・道交違反に係るもの以外の少年保護事件をいう。

3 平成10年以前は、簡易送致事件の人員を含む。

15 裁判所間の移送及び回付によるものを除外した事件処理をいう。

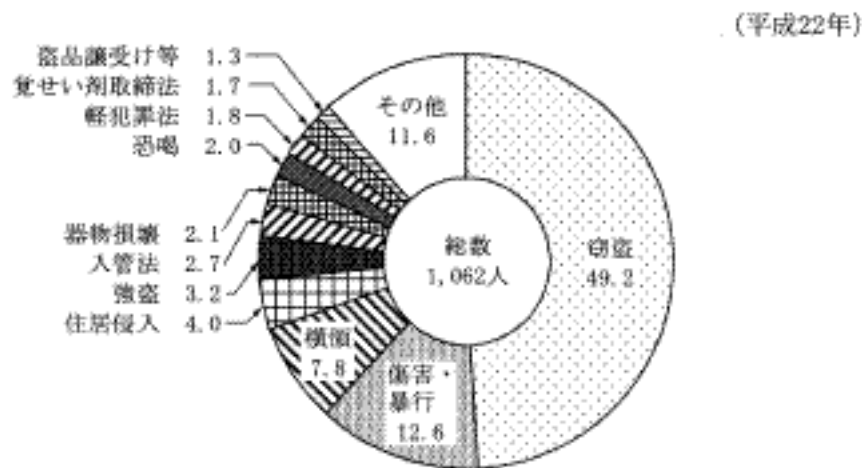
16 外国籍等の者に係る一般保護事件における簡易送致事件終局人員は、いずれの年においても不明である。なお、参考までに、日本人を含む一般保護事件における簡易送致事件終局人員の比率は、平成元年では22.0%、10年では41.9%であった（司法統計年報による。）。

平成22年における外国人の一般保護事件の終局総人員の非行名別構成比を見ると、**3-2-2-2図**のとおりである。

窃盗（49.2％）が最も多く、次いで傷害・暴行（12.6％）、横領（7.8％）、住居侵入（4.0％）、強盗（3.2％）の順であった。日本人と比べると、強盗の比率（日本人では0.7％）が高いことが特徴的である。

なお、保護観察処分及び少年院送致となった人員については、次節及び第4節参照。

3-2-2-2図 外国人一般保護事件家庭裁判所終局総人員・非行名別構成比



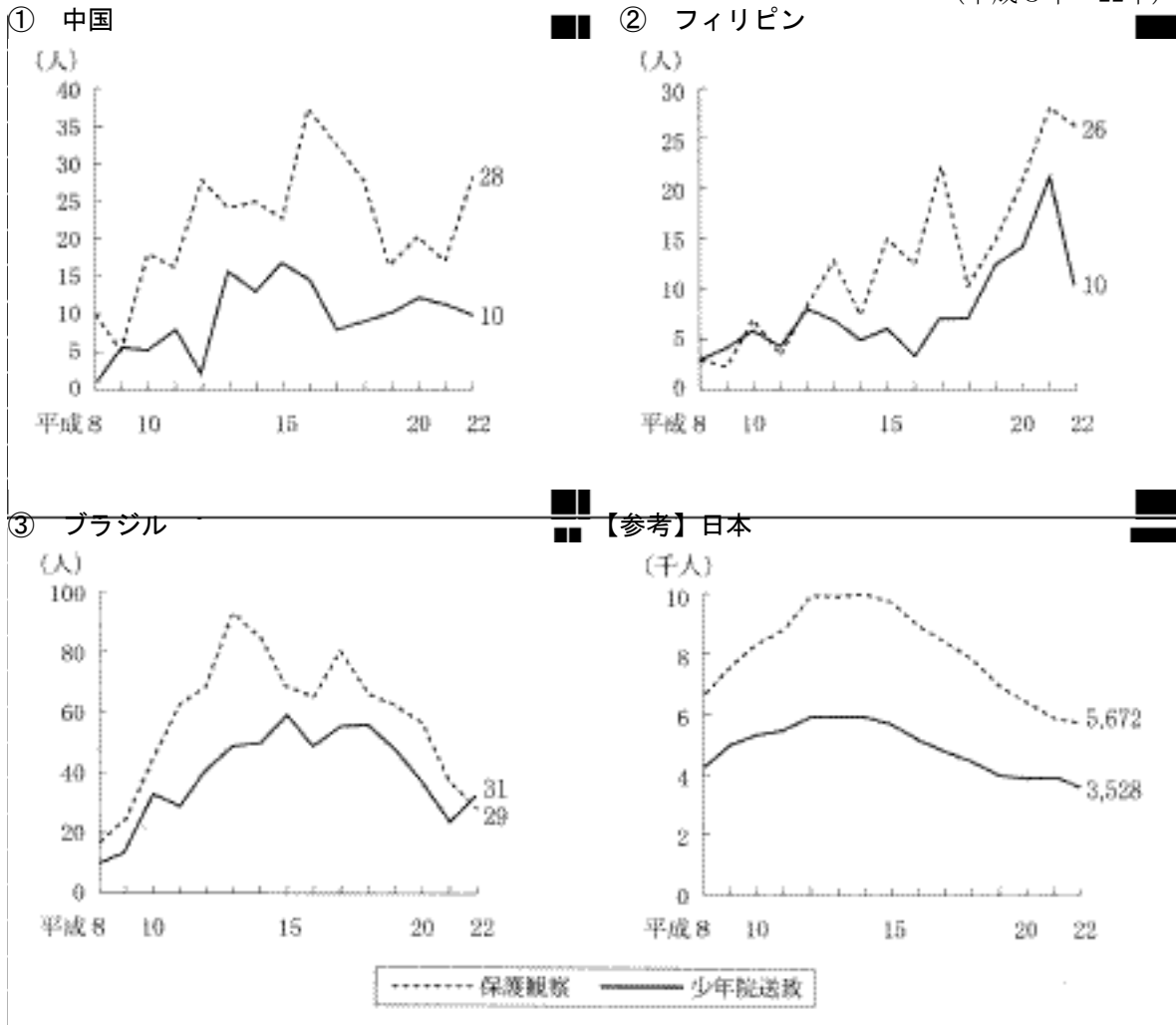
- 注 1 司法統計年報による。
- 2 「一般保護事件」は、自動車運転過失致死傷等・危険運転致死傷・道交違反に係るもの以外の少年保護事件をいう。
- 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
- 4 「傷害・暴行」は、武器準備集合を含む。

（2）少年鑑別所被収容者の終局処理

外国人の少年鑑別所被収容者のうち、保護観察処分又は少年院送致となった人員の推移（平成8年以降）を、中国、フィリピン及びブラジルについて見ると、**3-2-2-3図**のとおりである。

3-2-2-3図 少年鑑別所被収容者のうち保護観察処分・少年院送致人員の推移（主な国籍等別）

(平成8年～22年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「少年院送致」は、戻し収容を含む。

3 「中国」は、香港及び台湾を含む。

少年鑑別所被収容者のうち、保護観察処分又は少年院送致となった者の人員は、共に、一貫してブラジルが3か国籍等の中で最も多いが、保護観察処分人員では、平成13年（94人）と17年（81人）のピークの後減少傾向となり、22年は29人であった。また、少年院送致人員では、14年から18年までおおむね50人を超える水準であったが、その後減少傾向となり、22年は31人であった。中国及びフィリピンについては、それぞれ、最も多い年でも、保護観察処分人員が38人（16年）と28人（21年）、少年院送致人員が17人（15年）と21人（21年）、両者を合わせた人員が53人（16年）と49人（21年）であり、さほど多くはない。

また、少年鑑別所被収容者のうち、保護観察処分又は少年院送致となった者の人員の比率を見ると、日本人では、保護観察処分が40%台半ば、少年院送致が20%台後半、両者を合わせた人員が70%台前半で安定している。他方、中国及びフィリピンでは、それぞれの

人員が少ないこともあり、年によってばらつきがあるが、日本人における上記比率と比べると、いずれも、同程度ないしこれを大きく下回る水準である。この2か国籍等については、日本人と比べると、保護観察処分や少年院送致とならない、非行進度等から見てより幅広い層が少年鑑別所に収容され、家庭裁判所で終局処理されたことがうかがわれる。また、ブラジルでは、少年鑑別所被収容者中、保護観察処分となった者の人員の比率は、12年以降、おおむね40%台前半であり、日本人と同程度ないし若干これを下回っている。少年院送致となった者の人員の比率は、より広い範囲でばらついているが、15年以降、おおむね30～35%前後と日本人の水準を上回る傾向にある（22年では、少年鑑別所被収容者の人員75人中少年院送致人員が31人と40%を超えており、特にその比率が高い。）。保護観察処分と少年院送致を合わせた人員の比率は、11年以降、70～80%前後であり、日本人と同程度ないし若干これを前後する水準で安定している。

3 刑事処分等

外国人少年の中には、僅かながら、刑事処分に処せられ、更に、刑事施設で受刑する者もいる。

家庭裁判所から送致を受け、検察庁で終局処理された外国人少年（一般刑法犯及び道交違反を除く特別法犯に限る。また、処理時で20歳未満の者に限る。）のうち、起訴人員は、平成20年では28人（うち来日外国人25人）、21年では56人（同20人）、22年では29人（同19人）であった。なお、最近3年間では起訴猶予処分となった者はいなかった。

外国人少年の刑事施設への入所受刑者は、平成20年では6人（うち来日外国人5人）、21年では4人（同4人）、22年では2人（同1人）であった。

第3節 矯正

本節では、外国人（韓国・朝鮮籍の者を除く¹⁷。以下この節において同じ。）の少年鑑別所被収容者及び少年院入院者¹⁸について、各種統計資料等に基づき、その属性や生活状況等に関し、日本人と対比しながらその動向や国籍別の傾向等を見ることとする。

1 人員の動向

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、その人員及び女子比¹⁹の推移（平成8年以降）を見ると、3-3-1図のとおりである。

17 韓国・朝鮮籍の者は、特別永住者であることが多いことから、調査対象者に合わせるため、除外した。

18 各年において、少年院送致の決定により新たに入院した者をいい、矯正統計年報における「新収容者」に相当する。

19 男女総数のうち、女子の占める比率をいう。

① 少年鑑別所被収容者

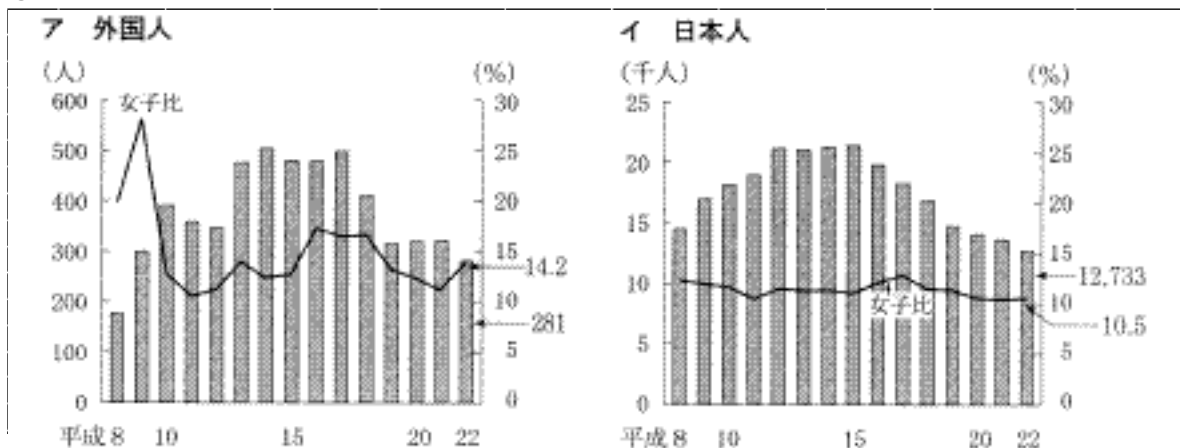
外国人は平成18年以降、日本人は16年以降、共に減少傾向にあるが、最近では、ほぼ横ばいで推移している。なお、外国人の方が減少の程度は大きい。また、22年の全被収容者に占める外国人の比率は2.2%であった。女子比については、外国人は18年の16.8%から21年には11.2%まで低下したが、22年は若干上昇しており、日本人は17年の12.6%をピークに若干低下したが、最近ではおおむね10%を超える程度のほぼ横ばいで推移している。なお、少年鑑別所被収容者の人員については、前記の3-2-2-3図を参照。

② 少年院入院者

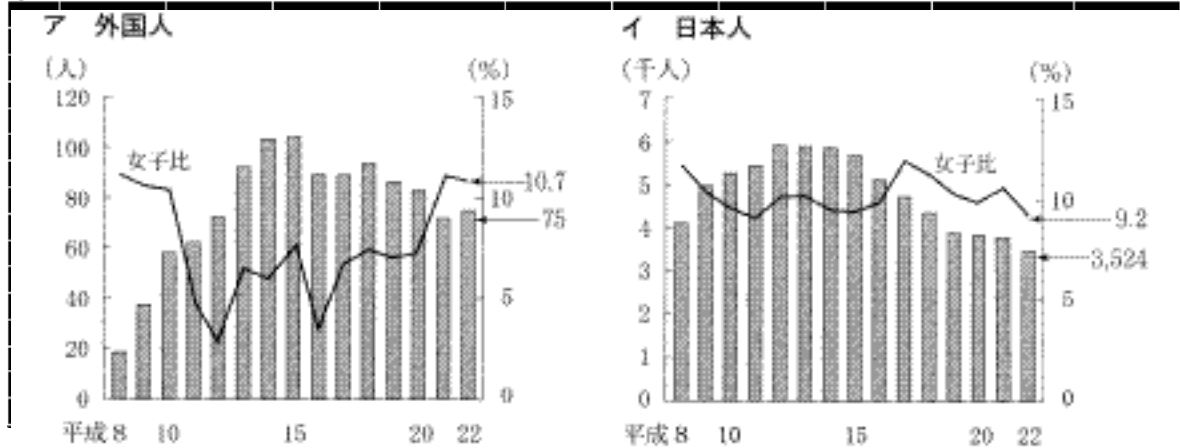
外国人は平成16年以降、日本人は13年以降、共に減少傾向にあるが、16年以降では日本人の方が減少率は大きい。また、22年の全入院者に占める外国人の比率は2.1%であった。女子比については、外国人は16年の3.4%を底としておおむね上昇傾向にある一方、日本人は17年の11.9%をピークとしておおむね低下傾向にある。

3-3-1図 少年鑑別所被収容者・少年院入院者の人員・女子比の推移（外国人・日本人別）
(平成8年～22年)

① 少年鑑別所被収容者



② 少年院入院者



注 1 矯正統計年報による。
2 韓国・朝鮮籍の者を除く。

2 国籍別人員

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、それぞれ、外国人の国籍等別に人員の多い順から上位第5位までの人員の推移を表で、主な国籍等（中国、ブラジル、フィリピン）の人員の推移を図で（平成8年以降）見ると、3-3-2図のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

平成10年までは中国が1位を占めていたが、11年以降はブラジルが1位を占め、中国はほぼ2位となっている。フィリピンはほぼ3位を占めていたが、19年及び21年は2位となった。4位はほぼベトナムが占めている。22年は、多い順に、ブラジル、中国、フィリピンであり、この3か国籍等で7割近くを占めている。なお、18年以降は、ブラジルが大幅な減少傾向、中国及びフィリピンが横ばいないし若干の増加傾向にあり、国籍等間の人員の差がかなり縮小してきている。

② 少年院入院者

ブラジルが1位、中国又はフィリピンのいずれかがほぼ2位と3位を占めた状態で推移している。ベトナム、アメリカ、タイが5位以内となっているが、それぞれの人員は極めて少ない。平成22年は、多い順に、ブラジル、中国及びフィリピン（同数）であり、この3か国籍等で7割近くを占めている。なお、19年以降は、ブラジルが大幅な減少傾向（22年は上昇）にあるのに対し、中国及びフィリピンは、ほぼ横ばいであり、少年鑑別所被収容者と同様に、国籍等間の人員の差がかなり縮小してきている。

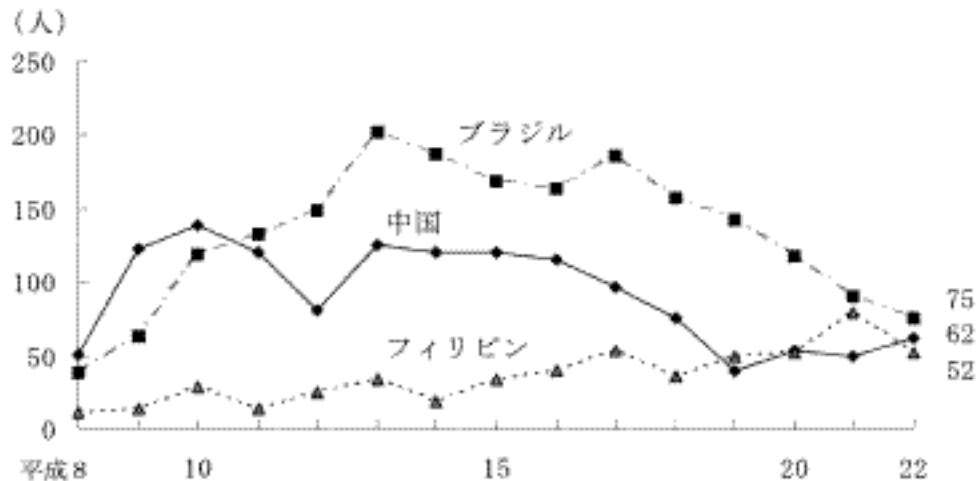
3-3-2図 少年鑑別所被収容者・少年院入院者の国籍等別人員の推移

① 少年鑑別所被収容者

(平成8年～22年)

順位	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
第1位	中国 51 (28.8)	中国 123 (40.9)	中国 138 (34.8)	ブラジル 132 (36.3)	ブラジル 149 (43.1)	ブラジル 202 (42.3)	ブラジル 187 (37.0)	ブラジル 168 (34.6)
第2位	ブラジル 38 (21.5)	ブラジル 63 (20.9)	ブラジル 119 (30.1)	中国 120 (33.0)	中国 80 (23.1)	中国 125 (26.2)	中国 120 (23.8)	中国 120 (24.7)
第3位	ベトナム 14 (7.9)	フィリピン 13 (4.3)	フィリピン 29 (7.3)	フィリピン ベトナム 13 (3.6)	フィリピン 25 (7.2)	フィリピン 33 (6.9)	フィリピン 18 (3.6)	フィリピン 33 (6.8)
第4位	フィリピン 11 (6.2)	ベトナム 11 (3.7)	タイ ベトナム 11 (2.8)		タイ 9 (2.6)	ベトナム 13 (2.7)	ベトナム 16 (3.2)	ベトナム 18 (3.7)
第5位	タイ 4 (2.3)	アメリカ 7 (2.3)		アメリカ 6 (1.6)	アメリカ ベトナム 7 (2.0)	アメリカ タイ 9 (1.9)	アメリカ 15 (3.0)	アメリカ タイ 8 (1.6)

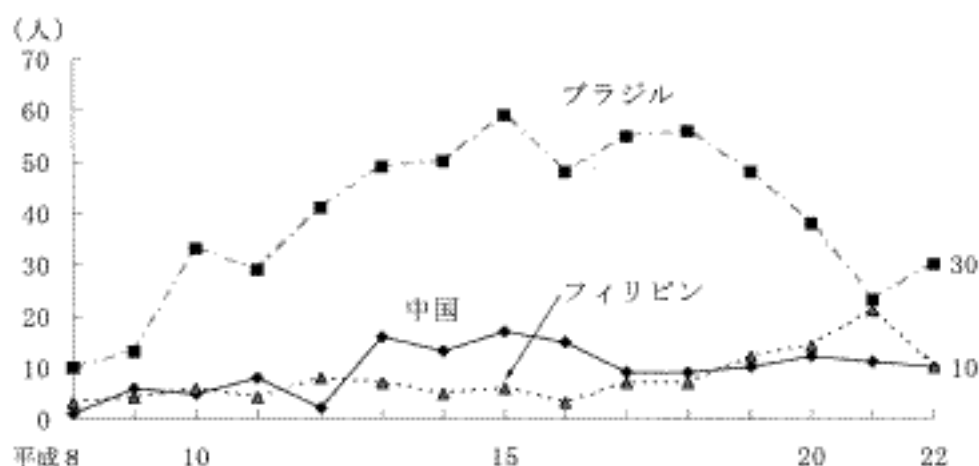
順位	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
第1位	ブラジル 163 (33.8)	ブラジル 186 (37.1)	ブラジル 157 (38.3)	ブラジル 142 (45.2)	ブラジル 118 (36.6)	ブラジル 90 (28.0)	ブラジル 75 (26.7)
第2位	中国 115 (23.9)	中国 97 (19.4)	中国 76 (18.5)	フィリピン 49 (15.6)	中国 53 (16.5)	フィリピン 79 (24.6)	中国 62 (22.1)
第3位	フィリピン 40 (8.3)	フィリピン 53 (10.6)	フィリピン 36 (8.8)	中国 40 (12.7)	フィリピン 52 (16.1)	中国 49 (15.3)	フィリピン 52 (18.5)
第4位	ベトナム 16 (3.3)	ベトナム 34 (6.8)	ベトナム 28 (6.8)	ベトナム 10 (3.2)	アメリカ 11 (3.4)	タイ 15 (4.7)	ベトナム 19 (6.8)
第5位	アメリカ 9 (1.9)	アメリカ 10 (2.0)	アメリカ 5 (1.2)	タイ 7 (2.2)	タイ 8 (2.5)	ベトナム 6 (1.9)	アメリカ 13 (4.6)



② 少年院入院者

順位	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
第1位	ブラジル 10 (55.6)	ブラジル 13 (34.2)	ブラジル 33 (56.9)	ブラジル 29 (46.8)	ブラジル 41 (56.2)	ブラジル 49 (53.3)	ブラジル 50 (48.5)	ブラジル 59 (56.7)
第2位	フィリピン 3 (16.7)	中国 6 (15.8)	フィリピン 6 (10.3)	中国 8 (12.9)	フィリピン 8 (11.0)	中国 16 (17.4)	中国 13 (12.6)	中国 17 (16.3)
第3位	アメリカ 2 (11.1)	フィリピン 4 (10.5)	中国 5 (8.6)	フィリピン 4 (6.5)	ベトナム 3 (4.1)	フィリピン 7 (7.6)	フィリピン 5 (4.9)	フィリピン 6 (5.8)
第4位	中国 1 (5.6)	アメリカ 3 (7.9)	ベトナム 4 (6.9)	ベトナム 3 (4.8)	アメリカ 2 (2.7)	ベトナム 4 (4.3)	アメリカ 3 (2.9)	アメリカ 1 (1.0)
第5位			タイ 2 (3.4)	アメリカ 1 (1.6)		アメリカ 1 (1.1)		

順位	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
第1位	ブラジル 48 (53.9)	ブラジル 56 (61.8)	ブラジル 56 (60.2)	ブラジル 48 (55.2)	ブラジル 38 (46.3)	ブラジル 23 (31.9)	ブラジル 30 (40.0)
第2位	中国 15 (16.9)	中国 9 (10.1)	中国 9 (9.7)	フィリピン 12 (13.8)	フィリピン 14 (17.1)	フィリピン 21 (29.2)	中国 10 (13.3)
第3位	フィリピン 3 (3.4)	フィリピン 7 (7.9)	フィリピン 7 (7.5)	中国 10 (11.5)	中国 12 (14.6)	中国 11 (15.3)	
第4位	ベトナム 1 (1.1)	アメリカ 3 (3.4)	ベトナム 6 (6.5)	タイ 3 (3.4)	アメリカ 3 (3.7)	タイ 3 (4.2)	タイ 4 (5.3)
第5位			アメリカ 2 (2.2)			アメリカ 1 (1.4)	ベトナム 3 (4.0)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 韓国・朝鮮籍の者を除く。
 3 「中国」は、香港及び台湾を含む。
 4 () 内は、各年における外国籍（ただし、韓国・朝鮮籍を除く。）の者の総数に占める構成比である。
 5 統計上、中国、アメリカ、ブラジル、タイ、ベトナム、フィリピンの国籍等以外は、「その他」とされているため、本表では除外している。

3 年齢層別人員

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、年齢層（年少少年・中間少年・年長少年²⁰）別の人員の推移（平成8年以降）を見ると、**3－3－3図**のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

外国人では年長少年が、日本人では中間少年が、それぞれ最多で推移している。また、外国人、日本人共に、平成15年以降、年長少年及び中間少年の人員が減少傾向を続けている一方、最も少ない年少少年がおおむね横ばい傾向にあるため、各年齢層間の人員の差が縮小してきている。

② 少年院入院者

外国人、日本人共に、中間少年と年長少年の間の人員の差は僅かであり、年によって多寡が入れ替わりながら、平成14, 15年頃からおおむね減少傾向が続いている。また、年少少年は最も少なく、おおむね横ばいで推移している。

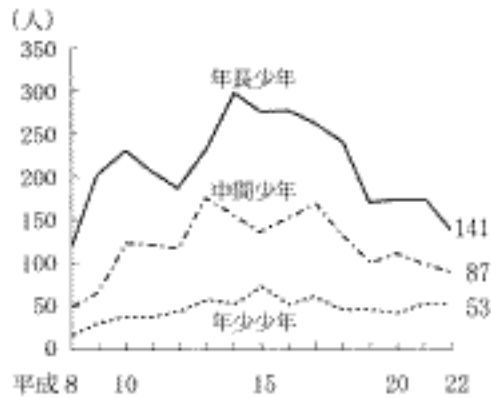
20 「年少少年」は16歳未満の者、「中間少年」は16歳以上18歳未満の者、「年長少年」は18歳以上の者（少年鑑別所退所時及び少年院入院時の年齢）をいう。

3-3-3図 少年鑑別所被収容者・少年院入院者の年齢層別人員の推移（外国人・日本人別）

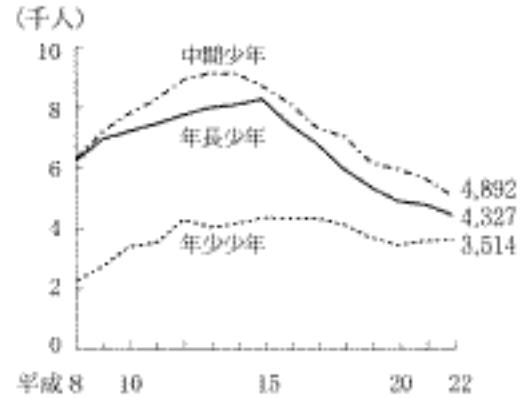
（平成8年～22年）

① 少年鑑別所被収容者

ア 外国人

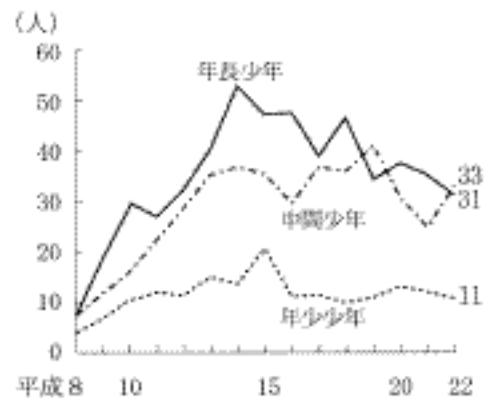


イ 日本人

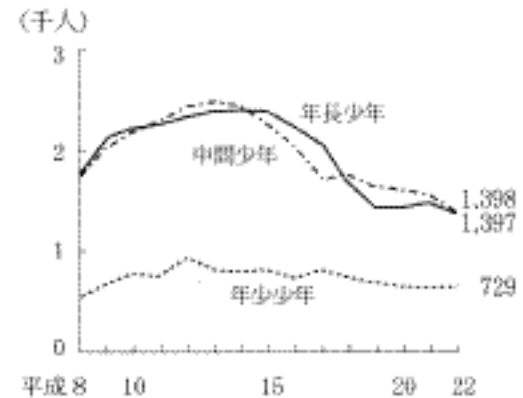


② 少年院入院者

ア 外国人



イ 日本人



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 少年鑑別所退所時及び少年院入院時の年齢による。
 3 韓国・朝鮮籍の者を除く。
 4 「年少少年」は、16歳未満の者、「中間少年」は、16歳以上18歳未満の者、「年長少年」は、18歳以上の者をいう。

4 非行名

平成22年における少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、非行名別の人員及び構成比を見ると、3-3-4表のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

非行名を構成比の高い順に見ると、外国人、日本人共に窃盗が最も高く、次いで傷害であり、外国人と日本人の構成比の差は僅かである。次いで、外国人では強盗、覚せい剤取締法違反、日本人では道交違反、恐喝の順であった。また、外国人の強盗の構成比は10.0%と、日本人の2.7%に比べ、かなり高い。

② 少年院入院者

非行名を構成比の高い順に見ると、少年鑑別所被収容者と同様に、外国人、日本人共に窃盗が最も高いが、外国人の方が日本人よりも若干高い。次いで、外国人では強盗、傷害、恐喝、道交違反、日本人では傷害、道交違反、恐喝、強盗の順であった。また、外国人では強盗の構成比が20.0%と、少年鑑別所被収容者よりも更に高く、日本人の4.9%と比べはるかに高くなっている。

3-3-4表 少年鑑別所被収容者・少年院入院者の非行名別人員・構成比
(外国人・日本人別)

① 少年鑑別所被収容者			(平成22年)			
非行名			外国人		日本人	
総	数		281	(100.0)	12,733	(100.0)
刑	法	犯	234	(83.3)	10,122	(79.5)
殺		人	1	(0.4)	22	(0.2)
強		盗	28	(10.0)	342	(2.7)
傷		害	48	(17.1)	2,280	(17.9)
暴		行	-		195	(1.5)
脅		迫	-		34	(0.3)
窃		盗	106	(37.7)	4,852	(38.1)
詐		欺	6	(2.1)	222	(1.7)
恐		喝	11	(3.9)	636	(5.0)
横領・背任			1	(0.4)	50	(0.4)
盗品譲受け等			1	(0.4)	67	(0.5)
強姦			3	(1.1)	96	(0.8)
強制わいせつ			5	(1.8)	253	(2.0)
危険運転致死傷			-		20	(0.2)
放火			1	(0.4)	42	(0.3)
公務執行妨害			2	(0.7)	135	(1.1)
住居侵入			4	(1.4)	226	(1.8)
文書偽造・有価証券偽造・支払用カード関係			3	(1.1)	13	(0.1)
暴力行為等処罰法			6	(2.1)	112	(0.9)
自動車運転過失致死傷			2	(0.7)	140	(1.1)
その他の			6	(2.1)	385	(3.0)
特	別	法	42	(14.9)	2,097	(16.5)
銃	刀	法	-		46	(0.4)
児童福祉法			-		37	(0.3)
覚せい剤取締法			13	(4.6)	195	(1.5)
麻薬取締法			2	(0.7)	27	(0.2)
毒劇法			-		68	(0.5)
入管法			8	(2.8)	-	
道路交通法			12	(4.3)	1,417	(11.1)
その他の			7	(2.5)	307	(2.4)
ぐ		犯	5	(1.8)	514	(4.0)

② 少年院入院者

非行名			外国人		日本人	
総	数		75	(100.0)	3,524	(100.0)
刑 法	犯 人		68	(90.7)	2,867	(81.4)
殺 害	人 殺		1	(1.3)	12	(0.3)
強 姦	強 姦		15	(20.0)	173	(4.9)
傷 害	傷 害		9	(12.0)	667	(18.9)
暴 行	暴 行		-		39	(1.1)
窃 盗	窃 盗		32	(42.7)	1,329	(37.7)
詐 欺	詐 欺		-		58	(1.6)
恐 喝	恐 喝		4	(5.3)	183	(5.2)
横 領・背 任	横 領・背 任		1	(1.3)	12	(0.3)
盗 品 譲 受 け 等	盗 品 譲 受 け 等		-		11	(0.3)
強 姦	強 姦		2	(2.7)	63	(1.8)
強 制 わ い せ つ	強 制 わ い せ つ		-		102	(2.9)
危 険 運 転 致 死 傷	危 険 運 転 致 死 傷		-		11	(0.3)
放 火	放 火		-		29	(0.8)
公 務 執 行 妨 害	公 務 執 行 妨 害		1	(1.3)	20	(0.6)
住 居 侵 入	住 居 侵 入		1	(1.3)	33	(0.9)
暴 力 行 為 等 処 罰 法	暴 力 行 為 等 処 罰 法		-		7	(0.2)
自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷		1	(1.3)	53	(1.5)
そ の 他	そ の 他		1	(1.3)	65	(1.8)
特 別 法	犯 人		6	(8.0)	562	(15.9)
銃 刀 法	銃 刀 法		-		5	(0.1)
児 童 福 祉 法	児 童 福 祉 法		-		13	(0.4)
覚 醒 剤 取 締 法	覚 醒 剤 取 締 法		2	(2.7)	114	(3.2)
麻 薬 取 締 法	麻 薬 取 締 法		-		6	(0.2)
毒 劇 法	毒 劇 法		-		34	(1.0)
入 管 法	入 管 法		-		-	
道 路 交 通 法	道 路 交 通 法		3	(4.0)	322	(9.1)
そ の 他	そ の 他		1	(1.3)	68	(1.9)
ぐ	犯 人		1	(1.3)	95	(2.7)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 韓国・朝鮮籍の者を除く。

3 「横領」は、遺失物等横領を含む。

4 () 内は、構成比である。

5 不良集団関係

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、不良集団関係別の構成比の推移及び主な国籍等別にいずれかの不良集団に関係のある者の比率（以下「不良集団率」という。）の推移（平成8年以降）を見ると、3-3-5図のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

いずれの不良集団の構成比においても、外国人の方が日本人よりも低い状態で推移している。また、不良集団関係なしの者の構成比は、おおむね外国人では8割弱、日本人では6割弱で推移している。平成22年における不良集団に関係のある者の構成比の内訳は、外国人、日本人共に、高い順に、地域不良集団、不良生徒・学生集団、暴走族、暴力団の順

であった。

不良集団率は、日本人、外国人共に、ほぼ横ばいで推移している。これを国籍等別に見ると、日本人の不良集団率がいずれの国籍等もおおむね上回る形で推移しており、平成22年には、日本人以外で比率の高い順に、ブラジル、フィリピン、中国の順であったが、その順位は過去入れ替わりながら推移している。

② 少年院入院者

外国人、日本人共に、不良集団関係なしの者の構成比が最も高いが、少年鑑別所被収容者と比べると低く推移しており、平成22年では、外国人で約12pt、日本人で約7pt低くなっている。同年における不良集団に関係のある者の構成比の内訳は、外国人、日本人共に、高い順に、地域不良集団、暴走族、不良生徒・学生集団、暴力団の順であり、少年鑑別所被収容者と比べ、暴走族の構成比が高くなっている。

不良集団率は、日本人ではおおむね漸減傾向にあるが、外国人では人員が少ないこともあって安定していないものの、おおむね日本人を下回る形で推移しており、平成22年では、日本人がおおむね5割であったのに対して、外国人全体では3割強であった。

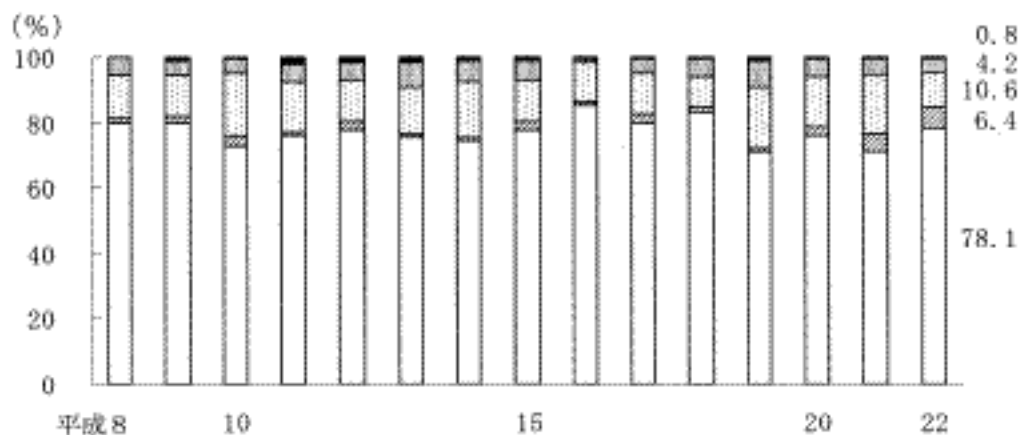
3-3-5図 少年鑑別所被收容者・少年院入院者の不良集団関係別構成比・
不良集団率の推移（外国人・日本人別，主な国籍等別）

（平成8年～22年）

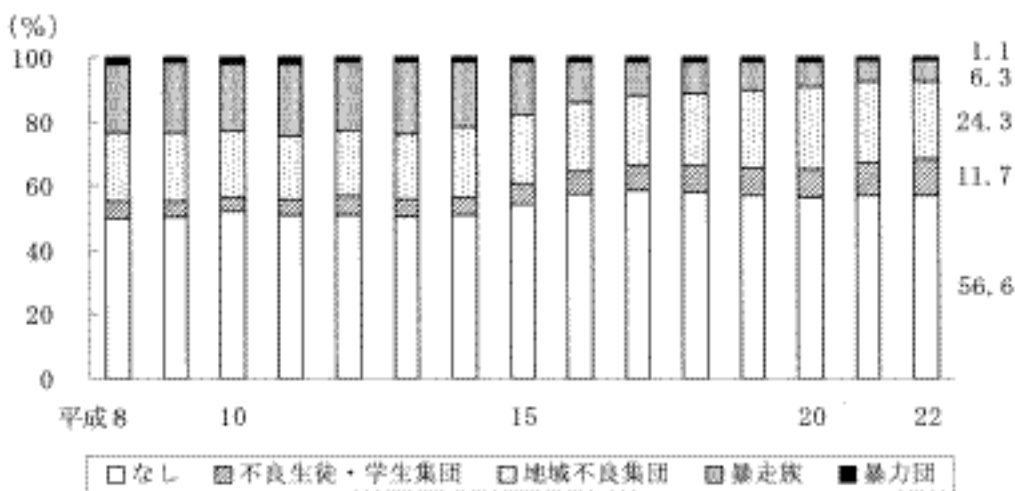
① 少年鑑別所被收容者

I 不良集団関係別構成比

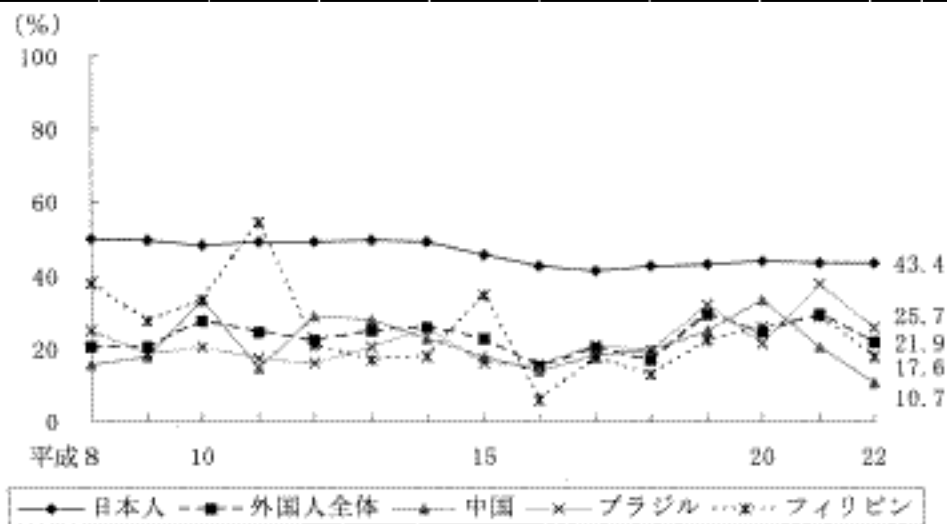
ア 外国人



イ 日本人



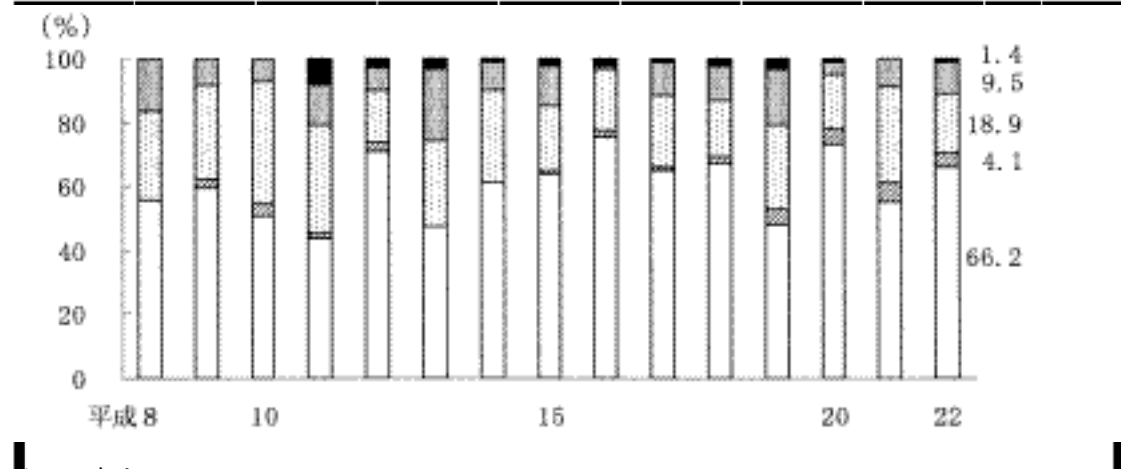
II 主な国籍等別不良集団率



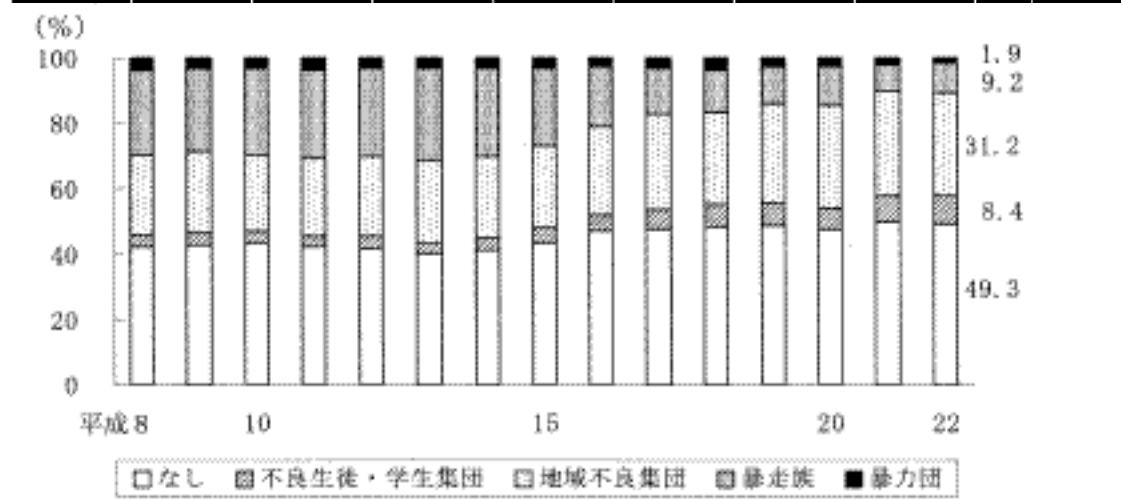
② 少年院入院者

I 不良集団関係別構成比

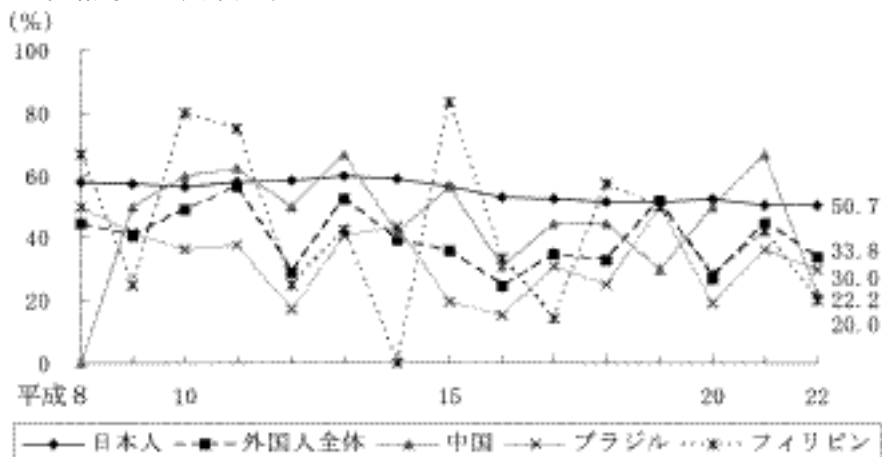
ア 外国人



イ 日本人



II 主な国籍等別不良集団率



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 韓国・朝鮮籍の者を除く。

3 「中国」は、香港及び台湾を含む。

4 不良集団関係が不詳の者を除く。

6 共犯関係

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、共犯の人数別の構成比の推移と、主な国籍等別に、本件収容又は入院に係る非行において共犯のある者の比率（以下この項において「共犯率」という。）の推移（平成8年以降）を見ると、3-3-6図のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

外国人の共犯率がおおむね横ばい傾向にあるのに対し、日本人の共犯率は漸減傾向を続けているため、かつては日本人の方が共犯率は高かったが、最近では両者の差はほとんどなくなっている。国籍等別に見ると、ブラジルが日本人と同程度か若干上回る状態で推移している。

② 少年院入院者

外国人の共犯率は、年によってばらつきはあるが、おおむね横ばいで推移しているのに対し、日本人の共犯率は低下傾向にあり、少年鑑別所被収容者とは逆に、おおむね外国人の方が日本人よりも若干高い値で推移している。国籍等別に見ると、ブラジルがおおむね8割前後と少年鑑別所被収容者と比べて更に高く、日本人を若干上回る状態で推移している。

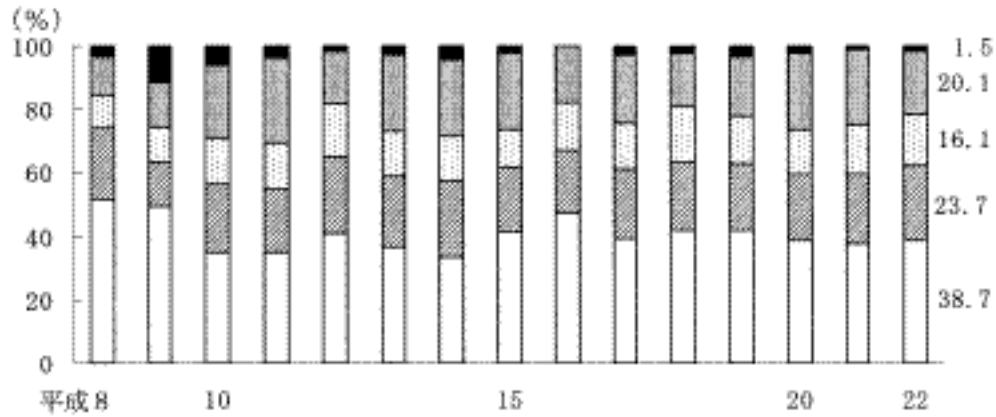
3-3-6図 少年鑑別所被收容者・少年院入院者の共犯人数別構成比・共犯率の推移
(外国人・日本人別, 主な国籍等別)

(平成8年～22年)

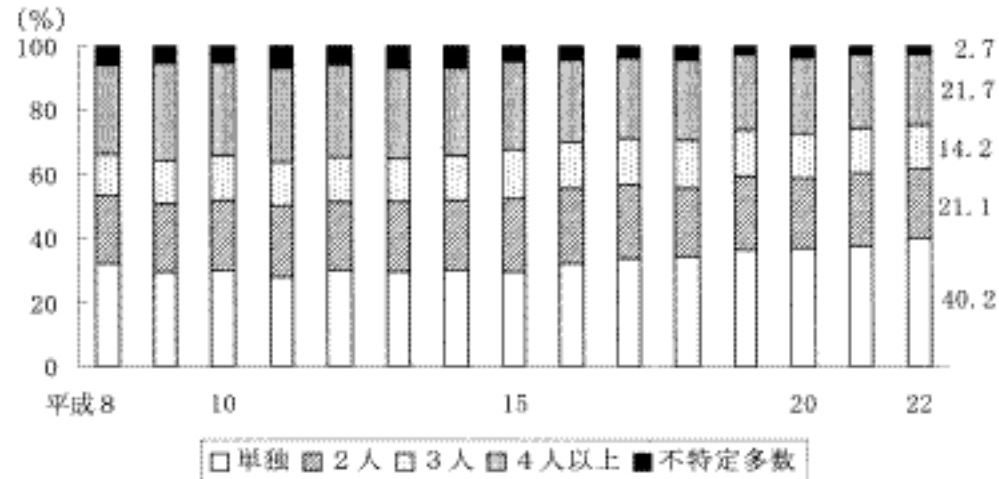
① 少年鑑別所被收容者

I 共犯人数別構成比

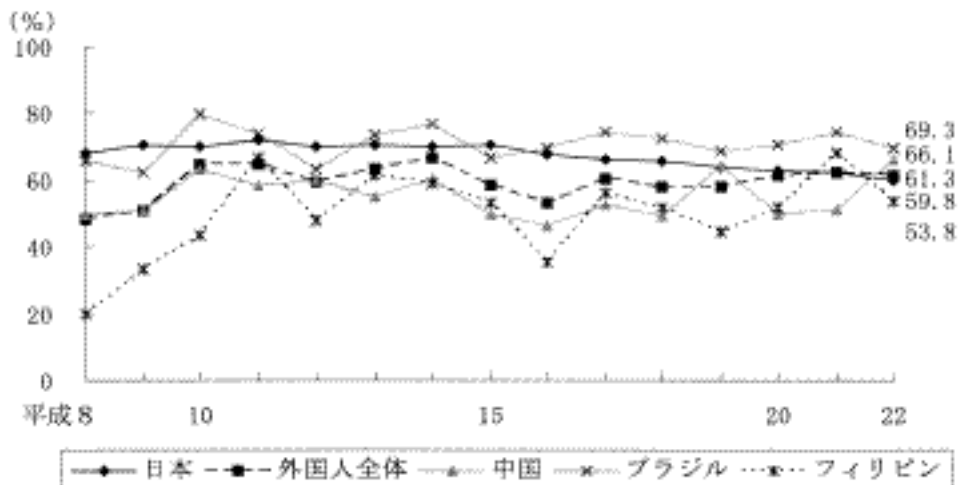
ア 外国人



イ 日本人



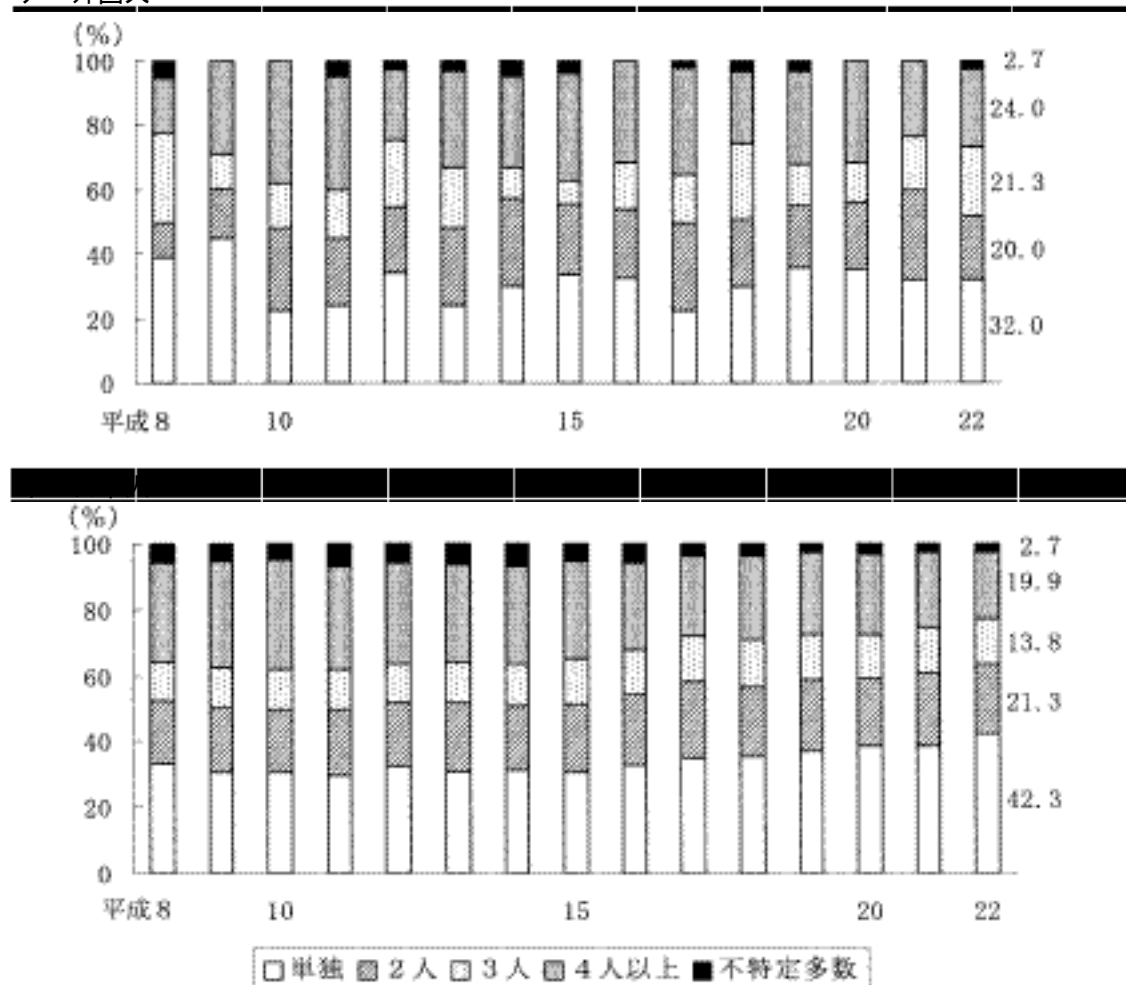
II 主な国籍別共犯率



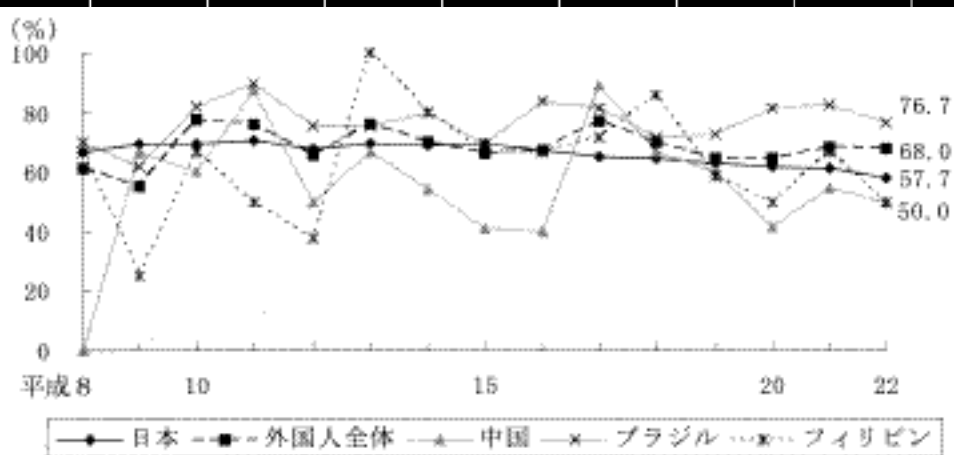
② 少年院入院者

I 共犯人数別構成比

ア 外国人



II 主な国籍別共犯率



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 韓国・朝鮮籍の者を除く。
 3 「中国」は、香港及び台湾を含む。
 4 共犯状況が不詳の者を除く。

7 生活程度

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、生活程度（富裕、普通、貧困）別²¹の構成比の推移（平成8年以降）を見ると、**3-3-7図**のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

外国人は、貧困の構成比が日本人に比べて高いが、富裕の構成比も若干高い。普通の構成比は、外国人では50～70%台、日本人では70～80%台で、それぞれ推移している。外国人は日本人に比べ、普通の構成比がおおむね10pt程度低い分、貧困の構成比が高くなっている。

② 少年院入院者

少年院入院についても、少年鑑別所被収容者とほぼ同様の傾向が見られる。ただし、外国人、日本人共に、少年鑑別所被収容者と比べ、普通の構成比がより低く、貧困の構成比がより高くなっている。

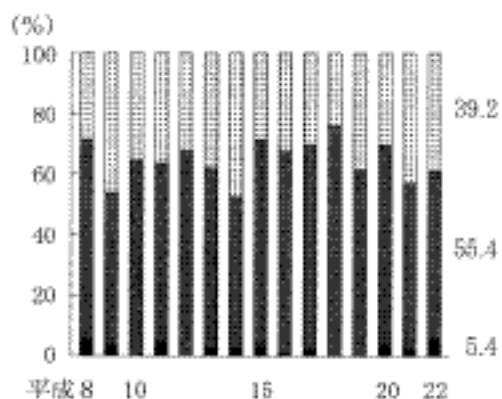
21 矯正統計年報の区分による。

3-3-7図 少年鑑別所被収容者・少年院入院者の生活程度別構成比の推移
(外国人・日本人別)

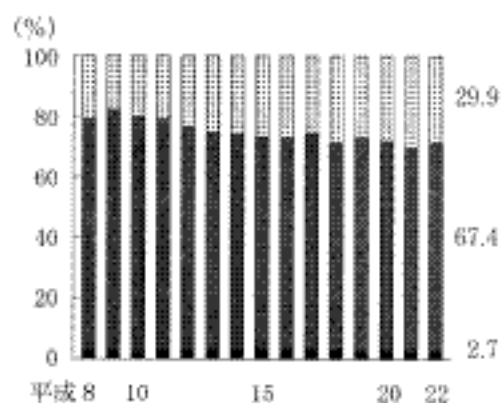
(平成8年～22年)

① 少年鑑別所被収容者

ア 外国人

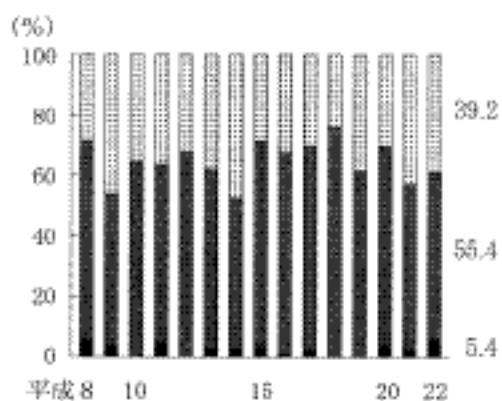


イ 日本人

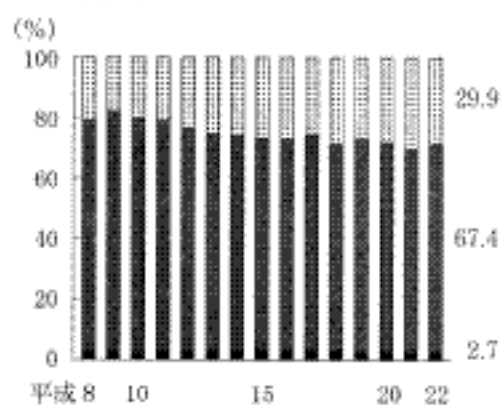


② 少年院入院者

ア 外国人



イ 日本人



■ 家族 ▨ アパート・下宿・寮等 ░ その他

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 韓国・朝鮮籍の者を除く。
3 生活程度が不詳の者を除く。

8 居住状況

平成22年の少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、居住状況別の人員及び構成比を見ると、3-3-8表のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

外国人、日本人共に、家族と居住の構成比が最も高く、外国人では7割強であるが、日本人と比べると15pt程度低い。次いで、外国人、日本人共に、アパート・下宿・寮等、知人宅、居住地不定（外国人は知人宅と同順位）、同棲の順となっているが、それぞれ外国人の方が日本人よりも若干高い。

② 少年院入院者

外国人，日本人共に，家族と居住の構成比が最も高いが，外国人では6割強と，日本人と比べ20pt程度低いとともに，少年鑑別所被収容者と比べ10pt程度低い。次いで，外国人，日本人共に，アパート・下宿・寮等（日本人は居住地不定と同順位）の構成比が高かったが，外国人の方が10pt程度高い。

3-3-8表 少年鑑別所被収容者・少年院入院者の居住状況別の人員・構成比
（日本人・外国人別）

① 少年鑑別所被収容者		(平成22年)			
居住状況		外国人		日本人	
総	数	274	(100.0)	12,567	(100.0)
家 族 と 居 住		194	(70.8)	10,762	(85.6)
同 住 棲		10	(3.6)	207	(1.6)
ア パ ー ト ・ 下 宿 ・ 寮 等		28	(10.2)	495	(3.9)
住 込 み		2	(0.7)	52	(0.4)
作 業 員 宿 舎		2	(0.7)	24	(0.2)
知 人 宅		13	(4.7)	308	(2.5)
施 設		5	(1.8)	184	(1.5)
不 良 者 の 居 所		3	(1.1)	82	(0.7)
浮 浪		3	(1.1)	139	(1.1)
旅 館 ・ ホ テ ル		-		14	(0.1)
不 定		13	(4.7)	246	(2.0)
そ の 他		1	(0.4)	54	(0.4)

② 少年院入院者					
居住状況		外国人		日本人	
総	数	75	(100.0)	3,520	(100.0)
家 族 と 居 住		46	(61.3)	2,868	(81.5)
同 住 棲		3	(4.0)	72	(2.0)
ア パ ー ト ・ 下 宿 ・ 寮 等		10	(13.3)	124	(3.5)
住 込 み		1	(1.3)	23	(0.7)
作 業 員 宿 舎		-		5	(0.1)
知 人 宅		4	(5.3)	113	(3.2)
施 設		1	(1.3)	62	(1.8)
不 良 者 の 居 所		3	(4.0)	42	(1.2)
浮 浪		1	(1.3)	65	(1.8)
旅 館 ・ ホ テ ル		-		8	(0.2)
不 定		5	(6.7)	124	(3.5)
そ の 他		1	(1.3)	14	(0.4)

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 韓国・朝鮮籍の者を除く。
 3 居住状況が不詳の者を除く。
 4 () 内は，構成比である。

9 就学・就労状況

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について，それぞれ外国人・日本人の別に，就学・就労状況別の構成比の推移（平成8年以降）を見ると，3-3-9図のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

外国人，日本人共に，有職者及び無職者の構成比が低下傾向にあり，学生・生徒の構成比が上昇傾向にある。外国人の無職者の構成比は日本人に比べて10pt程度高い形で，学生・生徒の構成比は日本人と比べて10pt程度低い形で，有職者の構成比は日本人と比較的近い形で，それぞれ推移している。平成22年における無職者は，外国人が約4割，日本人が約3割であった。

② 少年院入院者

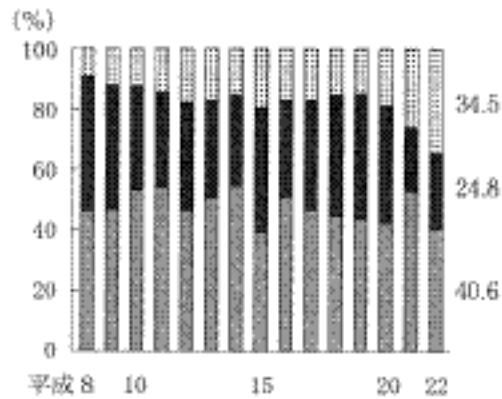
外国人，日本人共に，無職者の構成比が低下傾向にあり，学生・生徒の構成比が上昇傾向にある。ただし，少年鑑別所被収容者と比べると，外国人，日本人共に，少年院入院者は，学生・生徒の構成比が低い分，無職者の構成比が高くなっている。また，外国人と日本人との無職者，学生・生徒，有職者の構成比の差は，少年鑑別所被収容者と同様の傾向にあるが，その幅は若干小さい。平成22年における無職者は，外国人が約45%，日本人が約39%であった。

3-3-9図 少年鑑別所被収容者・少年院入院者の就学・就労状況別構成比の推移
(日本人・外国人別)

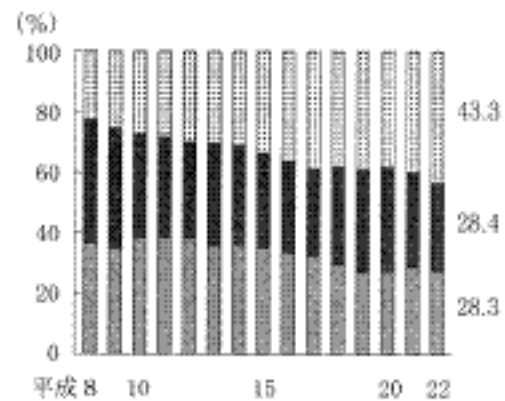
(平成8年～22年)

① 少年鑑別所被収容者

ア 外国人

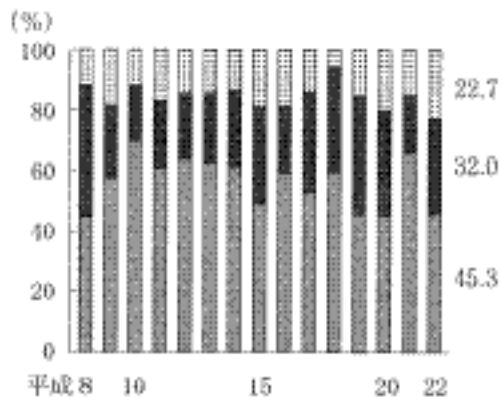


イ 日本人

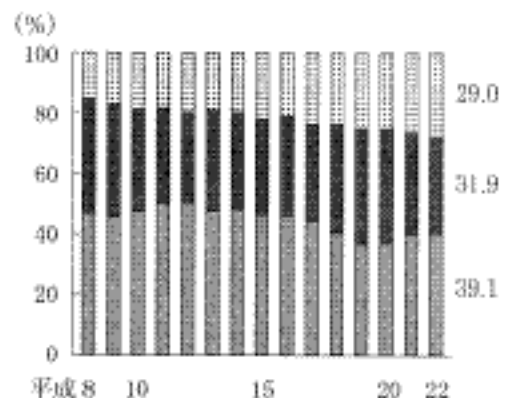


② 少年院入院者

ア 外国人



イ 日本人



無職・無職 有職 学生・生徒

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 韓国・朝鮮籍の者を除く。

3 就業状況が不詳の者を除く。

10 教育程度²²

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、外国人・日本人の別に、それぞれ教育程度別の構成比の推移（平成8年以降）を見ると、3-3-10図のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

中学卒業までの者の構成比は、外国人が日本人よりもかなり高かったが、おおむね外国人が低下傾向、日本人が横ばいにあるため、年とともに両者の差は縮小してきているもの

²² 外国人の少年には、我が国の義務教育への就学義務はない。したがって、母国又は日本での中学校中退というケースがある。

の、平成22年での外国人は、なお5割を超えている。高校在学以上の者の構成比は、外国人が日本人よりもかなり低かったが、外国人の同構成比が平成14年からおおむね上昇傾向にあるため、次第にその差は縮小してきている。高校卒業以上の者の構成比は、逆に外国人の方が日本人よりもおおむね高い水準で推移しているが、外国人も近年低下傾向にある。また、小学校卒業までの者及び不就学の者が、外国人に若干見られる。

② 少年院入院者

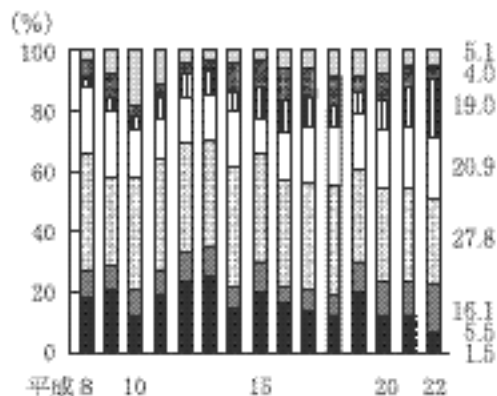
外国人、日本人共に、中学卒業までの者の構成比は、低下傾向にあるものの、少年鑑別所被収容者と比べて相当に高いが、外国人においてより顕著であり、平成22年での外国人は、6割を超えている。また、外国人では、少年鑑別所被収容者と比べ、高校卒業以上の者の構成比が顕著に低くなっている。なお、外国人では、小学校卒業までの者が4.0%いた。

3-3-10図 少年鑑別所被収容者・少年院入院者の教育程度別構成比の推移
(外国人・日本人別)

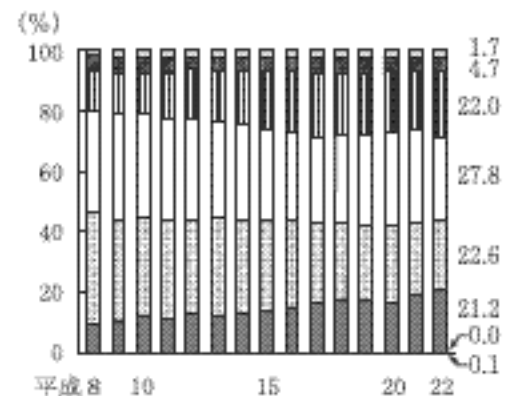
① 少年鑑別所被収容者

(平成8年～22年)

ア 外国人

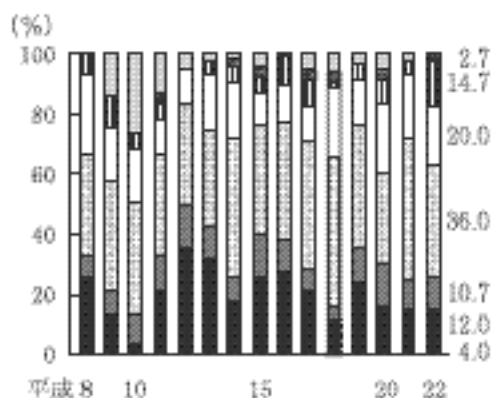


イ 日本人

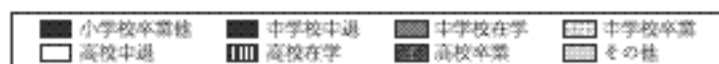
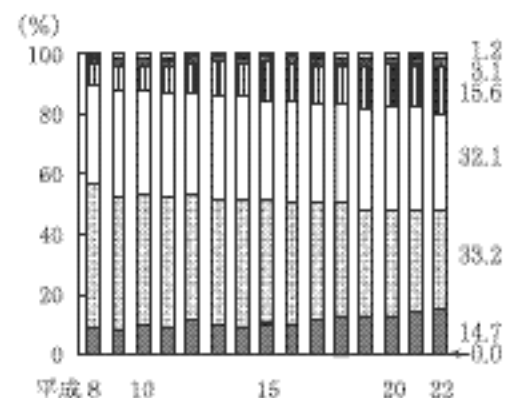


② 少年院入院者

ア 外国人



イ 日本人



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 韓国・朝鮮籍の者を除く。
 3 教育程度が不詳の者を除く。
 4 「その他」は、高等専門学校在学・中退、大学（短期大学を含む）在学・中退、小中学校除籍・未修了等である。

第4節 保護観察

本節では、外国人（平成12年以前は韓国・朝鮮籍の者を、13年以降は特別永住者を除く²³。特に断らない限り、この節において同じ。）の保護観察処分少年²⁴（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この節において同じ。）及び少年院仮退院者²⁵の保護観察開始人員について、各種統計資料等に基づき、その属性や生活状況等に関し、日本人と対比しながらその動向や国籍別の傾向等を見ることとする。

1 人員の動向

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、保護観察開始人員及び女子比の推移（平成2年以降）を見ると、**3-4-1図**のとおりである。

① 保護観察処分少年

外国人は平成13年（299人）、日本人は14年（2万4,853人）をピークに、共に減少傾向にあるが、外国人の方が日本人よりも減少の程度が小さい。また、22年の外国人が占める比率は1.4%であった。女子比について見ると、外国人に比べて日本人の方がおおむね高い比率で推移しているが、日本人がおおむね横ばいであるのに対し、外国人は6年以降上昇傾向にあるため、その差が縮小し、22年では逆に外国人（13.4%）の方が日本人（12.8%）を若干上回った。

② 少年院仮退院者

外国人は平成10年から大幅に増加した後、16年（87人）以降、ほぼ横ばいで推移し、21年に減少したのに対し、日本人では14年（5,716人）をピークに減少傾向を続けている。また、22年の外国人が占める比率は、1.9%であった。女子比について見ると、保護観察処分少年よりも若干下回った数値で、おおむね同様の傾向を示している。

23 統計上、平成13年から特別永住者を把握しているため、同年以降は特別永住者を、それ以前は、韓国・朝鮮籍の者（その多くが特別永住者である。）を除外することとした。

24 家庭裁判所の決定により保護観察に付された者をいう。

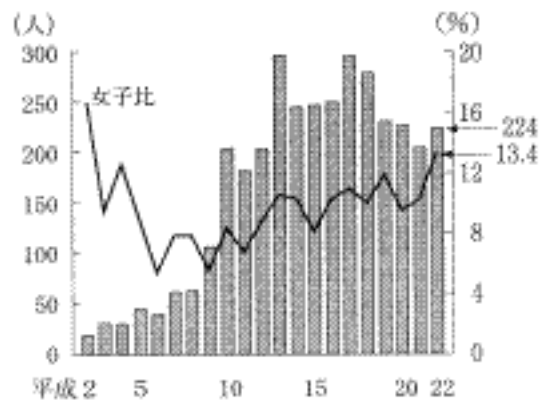
25 少年院からの仮退院を許され保護観察に付された者をいう。

3-4-1 図 少年の保護観察開始人員・女子比の推移（外国人・日本人別）

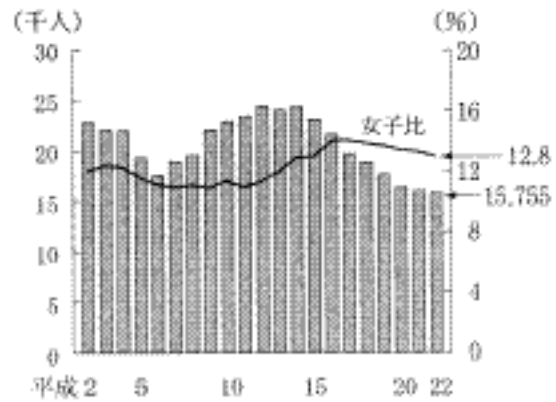
（平成2年～22年）

① 保護観察処分少年

ア 外国人

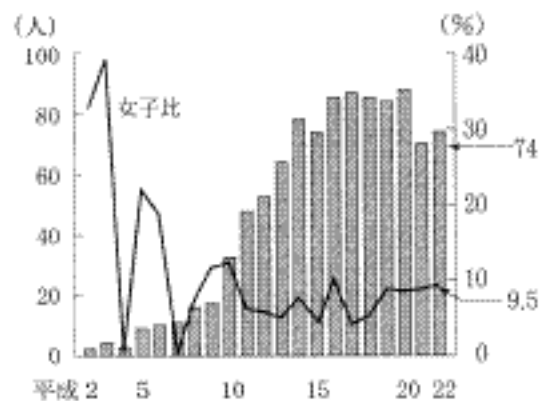


イ 日本人

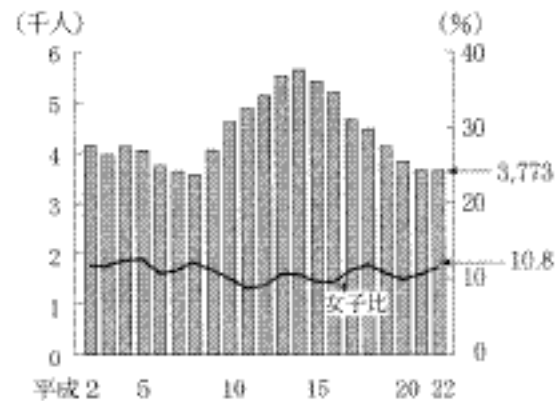


② 少年院仮退院者

ア 外国人



イ 日本人



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 無国籍の者及び国籍不詳の者を除く。
 4 平成12年以前は、韓国・朝鮮籍の者を、平成13年以降は、特別永住資格者を除く。

2 国籍等別人員

外国人の保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、それぞれ国籍等別に、保護観察開始人員の多い順から上位5位までの人員の推移（平成8年以降）を見ると、3-4-2表のとおりである。

① 保護観察処分少年

ブラジルが1位、次いで、平成20年までは中国が、21年以降はフィリピンが2位を占めた状態で推移している。ブラジルは19年以降減少傾向にあるが、フィリピンはおおむね増加傾向にある。3位及び4位は、13年以降、フィリピン、ペルー及び韓国・朝鮮で入れ替わりながら推移していたが、21年以降は中国が3位となっている。22年は、多い順に、ブラジル、フィリピン、中国であり、この3か国籍等で全体の7割近くを占めている。

② 少年院仮退院者

保護観察処分少年と同様に、ブラジルが1位、次いで、平成17年以降、おおむね中国とフィリピンが入れ替わりながら、2位及び3位を占めた状態で推移している。ブラジルは19年以降減少傾向にあり、2位との差が縮小してきている。平成22年は、多い順に、ブラジル、フィリピン、中国とペルー（同数）であり、ブラジルとフィリピンで全体の6割近くを占めている。

3-4-2表 少年の保護観察開始人員の国籍等別人員の推移

① 保護観察処分少年

順位	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
第1位	ブラジル 95 (45.2)	ブラジル 98 (54.1)	ブラジル 108 (51.7)	ブラジル 150 (50.2)	ブラジル 122 (48.4)	ブラジル 96 (37.9)	ブラジル 99 (39.0)
第2位	中国 39 (18.6)	中国 30 (16.6)	中国 44 (21.1)	中国 36 (12.0)	中国 34 (13.6)	中国 45 (17.8)	中国 51 (20.1)
第3位	フィリピン 14 (6.7)	ベトナム 12 (6.6)	ペルー 12 (5.7)	韓国・朝鮮 34 (11.4)	ペルー 22 (8.7)	ペルー 32 (12.6)	ペルー 33 (13.0)
第4位	ペルー 8 (3.8)	ペルー 9 (5.0)	ベトナム 10 (4.8)	ペルー 27 (9.0)	韓国・朝鮮 16 (6.3)	韓国・朝鮮 フィリピン 19 (7.5)	フィリピン 21 (8.3)
第5位	ベネズエラ 6 (2.9)	フィリピン 6 (3.3)	フィリピン 9 (4.3)	フィリピン 18 (6.0)	フィリピン 15 (6.0)		ベトナム 12 (4.7)

順位	17年	18年	19年	20年	21年	22年
第1位	ブラジル 136 (45.3)	ブラジル 133 (47.2)	ブラジル 109 (46.8)	ブラジル 94 (41.2)	ブラジル 69 (33.3)	ブラジル 66 (29.0)
第2位	中国 49 (16.4)	中国 49 (17.4)	中国 37 (15.9)	中国 36 (15.8)	フィリピン 47 (22.7)	フィリピン 45 (20.1)
第3位	フィリピン 34 (11.4)	フィリピン 26 (9.2)	フィリピン 27 (11.6)	フィリピン 30 (13.2)	中国 31 (15.0)	中国 41 (18.3)
第4位	ペルー 29 (9.7)	ペルー 19 (6.7)	韓国・朝鮮 15 (6.4)	ペルー 14 (6.1)	ペルー 17 (8.2)	ペルー 24 (10.7)
第5位	ベトナム 15 (5.0)	韓国・朝鮮 17 (6.0)	ペルー 14 (6.0)	韓国・朝鮮 12 (5.3)	韓国・朝鮮 12 (5.8)	ベトナム 10 (4.5)

② 少年院仮退院者

順位	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
第1位	ブラジル 12 (36.4)	ブラジル 23 (46.9)	ブラジル 29 (53.7)	ブラジル 29 (43.9)	ブラジル 46 (57.5)	ブラジル 33 (43.4)	ブラジル 45 (51.7)
第2位	中国 5 (15.2)	中国 10 (20.4)	フィリピン 7 (13.0)	韓国・朝鮮 16 (24.2)	中国 11 (13.8)	中国 11 (14.5)	中国 12 (13.8)
第3位	フィリピン 4 (12.1)	フィリピン 5 (10.2)	中国 6 (11.1)	ペルー 5 (7.6)	フィリピン 8 (10.0)	ペルー 6 (7.9)	ペルー 8 (9.2)
第4位	ベトナム アメリカ ペルー 3 (9.1)	ベトナム ペルー 3 (6.1)	ベトナム 4 (7.4)	フィリピン 4 (6.1)	ペルー 3 (3.8)	フィリピン 5 (6.6)	ラオス 7 (8.0)
第5位			イラン ペルー 2 (3.7)	中国 イスラエル アメリカ 2 (3.0)	韓国・朝鮮 タイ ベトナム 2 (2.5)	韓国・朝鮮 ベトナム 4 (5.3)	フィリピン 5 (5.7)

順位	17年	18年	19年	20年	21年	22年
第1位	ブラジル 52 (58.4)	ブラジル 54 (62.1)	ブラジル 48 (56.6)	ブラジル 47 (52.8)	ブラジル 35 (49.3)	ブラジル 22 (29.7)
第2位	中国 15 (16.9)	フィリピン 9 (10.3)	中国 9 (10.6)	フィリピン 14 (15.7)	フィリピン 10 (14.1)	フィリピン 21 (28.4)
第3位	フィリピン ラオス ペルー 4 (4.5)	中国 5 (5.7)	フィリピン 8 (9.4)	中国 8 (9.0)	中国 9 (12.7)	中国 ペルー 9 (12.2)
第4位		ベトナム ラオス アメリカ 3 (3.4)	ベトナム 5 (5.9)	ペルー 7 (7.9)	ペルー 4 (5.6)	
第5位			韓国・朝鮮 4 (4.7)	ラオス 3 (3.4)	韓国・朝鮮 3 (4.2)	タイ 3 (4.1)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

3 無国籍の者及び国籍不詳の者を除く。

4 平成12年以前は、韓国・朝鮮籍の者を、平成13年以降は、特別永住資格者を除く。

5 中国は、香港及び台湾を含む。

6 同じ人数の国が1つの順位に複数並ぶ場合、それぞれ同順位とし、5か国に達する順位まで掲示している。

7 () 内は、外国籍の者の総数に占める構成比である。

3 年齢層別人員

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、それぞれ外国人・日本人別に、年齢層（年少少年、中間少年、年長少年）別の保護観察開始人員の推移（平成8年以降）を見ると、3-4-3図のとおりである。

① 保護観察処分少年

外国人、日本人共に、それぞれ年少少年が最も少ない。また、年長少年と中間少年を見ると、外国人では年長少年が、日本人では中間少年が若干上回った状態でおおむね推移しているが、外国人では平成18,19年頃から、日本人では15年頃から、年長少年、中間少年共に減少傾向を示している。

② 少年院仮退院者

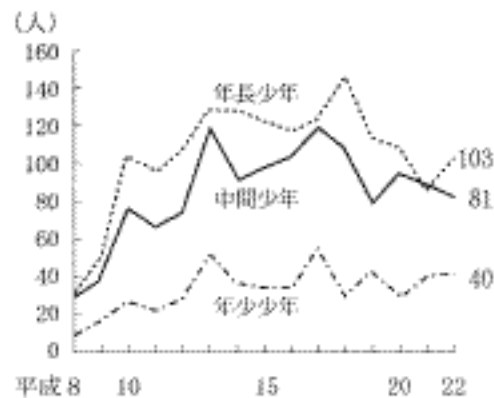
外国人、日本人共に、多い順に、年長少年、中間少年、年少少年の順で推移している。年長少年と中間少年を見ると、共に、外国人では平成14,15年頃から若干増減しながらもほぼ横ばいで推移しているが、日本人では同年頃から緩やかな減少傾向を示している。

3-4-3図 少年の保護観察開始人員の年齢層別人員の推移（外国人・日本人別）

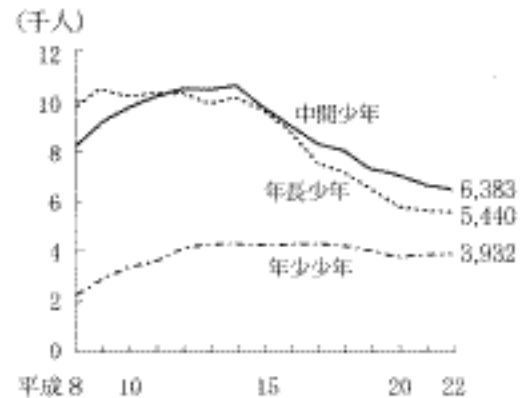
(平成8年～22年)

① 保護観察処分少年

ア 外国人

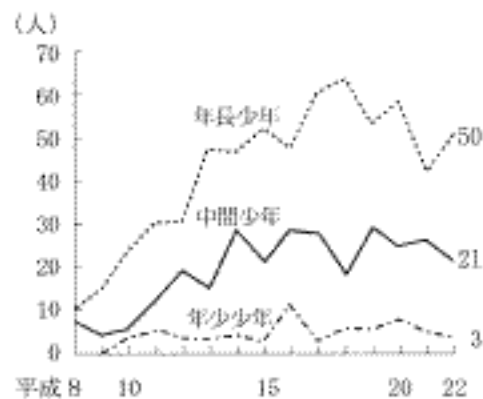


イ 日本人

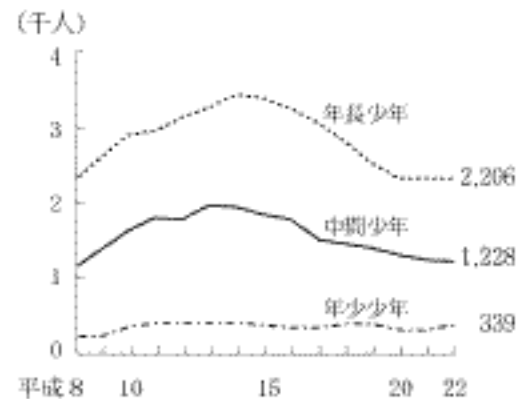


② 少年院仮退院者

ア 外国人



イ 日本人



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 無国籍の者及び国籍不詳の者を除く。
 4 平成12年以前は、韓国・朝鮮籍の者を、平成13年以降は、特別永住資格者を除く。
 5 保護観察に付された日の年齢による。
 6 「年少少年」は、16歳未満の者、「中間少年」は、16歳以上18歳未満の者、「年長少年」は、18歳以上の者をいう。

4 非行名

平成22年の保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、それぞれ外国人・日本人別に、非行名別の保護観察開始人員及び構成比を見ると、3-4-4表のとおりである。

① 保護観察処分少年

外国人，日本人共に，窃盗の構成比が最も高く，4割強であり，次いで，道路交通法違反，傷害の順であった。

3-4-4表 少年の保護観察開始人員の非行名別人員・構成比（外国人・日本人別）

			(平成22年)							
区 分			保護観察処分少年				少年院仮退院者			
			外国人		日本人		外国人		日本人	
総		数	224	(100.0)	15,755	(100.0)	74	(100.0)	3,762	(100.0)
刑	法	犯	165	(73.7)	12,429	(78.9)	59	(79.7)	3,103	(82.5)
殺		人	-		2	(0.0)	-		25	(0.7)
強		姦	5	(2.2)	133	(0.8)	14	(18.9)	287	(7.6)
傷		害	33	(14.7)	2,160	(13.7)	13	(17.6)	599	(15.9)
暴		行	-		261	(1.7)	1	(1.4)	23	(0.6)
脅		迫	-		34	(0.2)	-		2	(0.1)
窃		盗	94	(42.0)	6,644	(42.2)	26	(35.1)	1,488	(39.6)
詐		欺	4	(1.8)	157	(1.0)	-		64	(1.7)
恐		喝	7	(3.1)	487	(3.1)	2	(2.7)	195	(5.2)
横	領	任	1	(0.4)	304	(1.9)	-		15	(0.4)
盗	品	受	1	(0.4)	103	(0.7)	-		6	(0.2)
強		姦	1	(0.4)	23	(0.1)	2	(2.7)	65	(1.7)
強	制	わ	3	(1.3)	157	(1.0)	-		89	(2.4)
公然	わいせつ・わいせつ文書頒布等		-		27	(0.2)	-		8	(0.2)
危	険	運	-		22	(0.1)	-		11	(0.3)
放		火	1	(0.4)	13	(0.1)	-		39	(1.0)
公	務	執	-		95	(0.6)	-		25	(0.7)
住	居	侵	3	(1.3)	341	(2.2)	1	(1.4)	29	(0.8)
通	貨	偽	-		9	(0.1)	-		2	(0.1)
文書偽造・有価証券偽造・支払用カード関係			1	(0.4)	20	(0.1)	-		9	(0.2)
暴	力	行	3	(1.3)	137	(0.9)	-		18	(0.5)
犯	人	隠	-		23	(0.1)	-		5	(0.1)
自	動	車	4	(1.8)	990	(6.3)	-		58	(1.5)
そ	の	他	4	(1.8)	287	(1.8)	-		41	(1.1)
特	別	法	58	(25.9)	3,187	(20.2)	12	(16.2)	542	(14.4)
銃		法	-		70	(0.4)	-		2	(0.1)
銃	刀	法	-		38	(0.2)	-		9	(0.2)
銃	春	防	1	(0.4)	7	(0.0)	-		3	(0.1)
銃	意	指	-		13	(0.1)	1	(1.4)	11	(0.3)
覚	せ	刑	5	(2.2)	54	(0.3)	6	(8.1)	128	(3.4)
麻	薬	取	3	(1.3)	20	(0.1)	-		8	(0.2)
毒		法	1	(0.4)	98	(0.6)	1	(1.4)	45	(1.2)
道	路	交	44	(19.6)	2,524	(16.0)	3	(4.1)	277	(7.4)
そ	の	他	4	(1.8)	363	(2.3)	1	(1.4)	59	(1.6)
ぐ		犯	1	(0.4)	139	(0.9)	3	(4.1)	117	(3.1)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

3 特別永住資格者，無国籍の者及び国籍不詳の者を除く。

4 少年院仮退院者は、施設送致申請に基づき少年法第26条の4第1項の決定により少年院に収容され仮退院した日本人11人を除く。

5 「横領」は、遺失物等横領を含む。

6 「」内は、各総数に占める各区分の人員の構成比である。

② 少年院仮退院者

外国人，日本人共に，窃盗の構成比が最も高く，4割弱であり，次いで，外国人では強盗（18.9%，日本人は7.6%で3番目），傷害（17.6%，日本人は15.9%で2番目）であった。外国人の強盗の構成比は，日本人に比べてかなり高い。

5 不良集団関係

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について，それぞれ外国人・日本人別に，保護観察開始人員の不良集団別の人員及び不良集団率の推移（平成8年以降）を見ると，**3-4-5図**のとおりである。

① 保護観察処分少年

外国人では平成18年以降，日本人では14年以降，不良集団に関係ある者の人員は減少傾向にある。また，外国人の方が日本人よりも不良集団率は若干低い。22年では，不良集団関係なしの者の構成比は，外国人73.7%，日本人70.4%であり，不良集団に関係ある者の構成比の内訳は，高い順に，地域不良集団（外国人12.9%，日本人14.3%），次いで，外国人では暴走族（6.3%），不良生徒・学生集団（4.9%），その他（1.3%），暴力団（0.9%）であり，日本人では不良生徒・学生集団（7.2%），暴走族（6.8%），その他（0.7%），暴力団（0.5%）であった。

② 少年院仮退院者

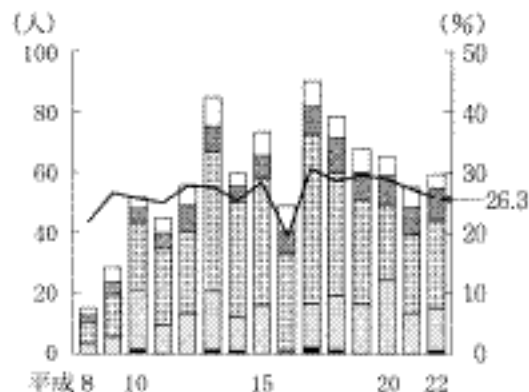
外国人，日本人共に，保護観察処分少年よりも不良集団率がおおむね10pt以上高く推移している。また，保護観察処分少年と同様に，外国人の方が日本人よりも不良集団率は若干低い，平成22年は逆転し，不良集団関係なしの者の構成比は，外国人58.1%，日本人54.1%であった。同年における不良集団に関係ある者の構成比の内訳は，高い順に，地域不良集団（外国人20.3%，日本人24.1%），暴走族（同12.2%，14.0%），次いで，外国人ではその他（6.8%），暴力団（5.4%），不良生徒・学生集団（4.1%）であるのに対し，日本人では不良生徒・学生集団（4.0%），暴力団（3.9%），その他（1.1%）であった。

3-4-5図 少年の保護観察開始人員の不良集団別人員・不良集団率の推移 (外国人・日本人別)

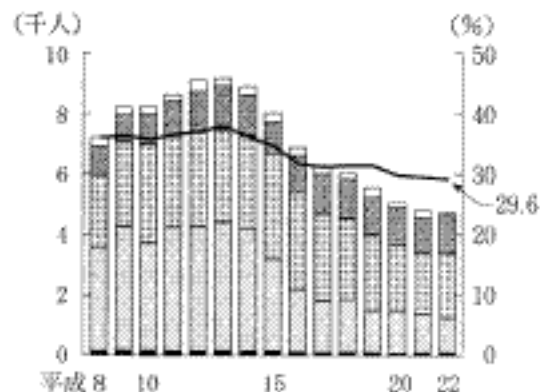
(平成8年～22年)

① 保護観察処分少年

ア 外国人

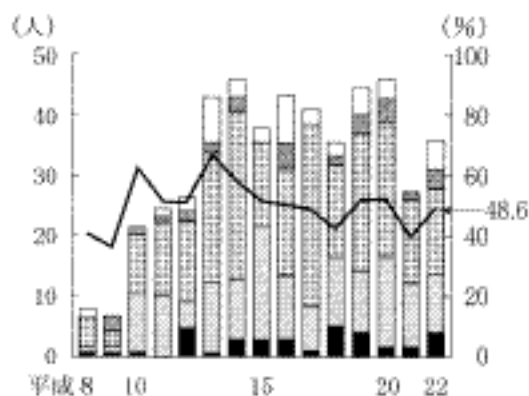


イ 日本人

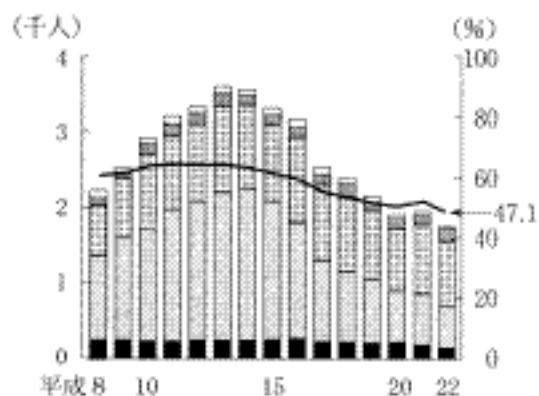


② 少年院仮退院者

ア 外国人



イ 日本人



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 帰国籍の者、国籍不詳の者及び不良集団の所属状況が不詳の者を除く。
 4 平成13年以前は、韓国・朝鮮籍の者を、平成13年以降は、特別永住資格者を除く。
 5 不良集団率は、アでは外国籍の少年の総数（ただし、注1による）、イでは日本国籍の少年の総数に占める。保護観察開始時までに、暴力団、暴走族、地域不良集団、不良生徒・学生集団又はその他不良集団と交友があった者の比率である。

6 生活程度

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、それぞれ日本人・外国人の別に、保護観察開始人員の生活程度（富裕、普通、貧困）別²⁶の構成比の推移（平成8年以降）を見ると、3-4-6図のとおりである。

① 保護観察処分少年

外国人は日本人に比べて貧困の構成比が高く、富裕及び普通の構成比が低い。また、外

26 保護統計年報の区分による。

国人、日本人共に、貧困の構成比が上昇傾向にある。平成22年における貧困の構成比は、外国人では3割弱と、日本人より10pt強高い。

② 少年院仮退院者

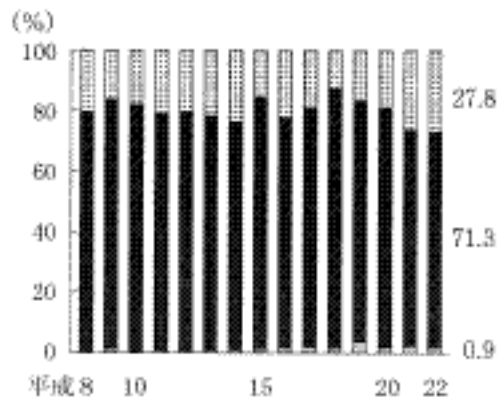
外国人は日本人に比べて貧困の構成比が高く、富裕及び普通の構成比が低い。ただし、外国人、日本人共に、保護観察処分少年と比べ、普通の構成比がより低く、貧困の構成比がより高くなっている。また、貧困の構成比は、外国人では平成18年まで低下した後、上昇に転じているが、日本人では一貫して上昇傾向にある。平成22年における貧困の構成比は、外国人ではおおむね3分の1、日本人ではおおむね2割であった。

3-4-6図 少年の保護観察開始人員の生活程度別構成比の推移（外国人・日本人別）

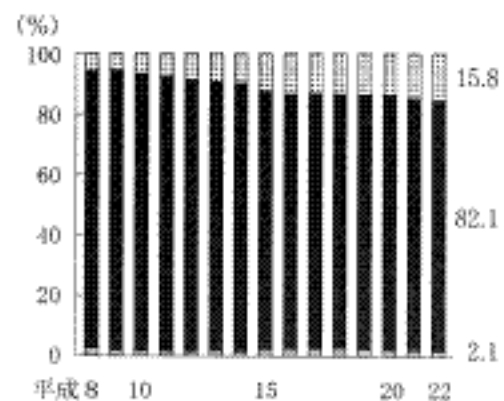
（平成8年～22年）

① 保護観察処分少年

ア 外国人

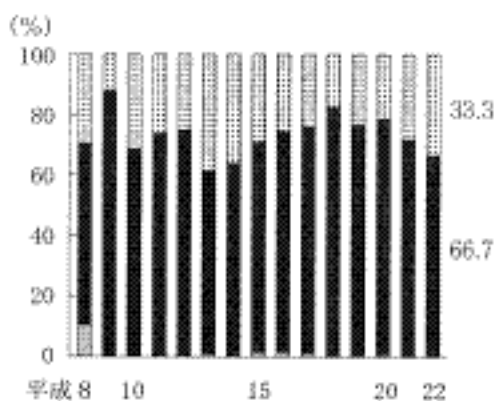


イ 日本人

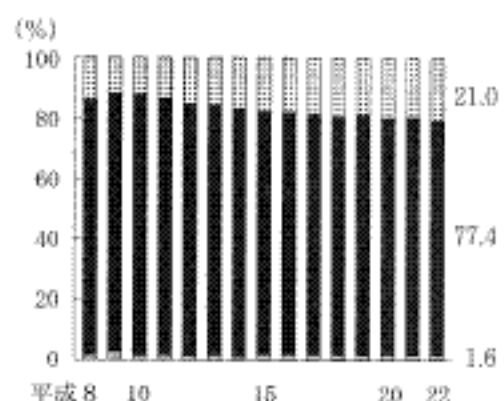


② 少年院仮退院者

ア 外国人



イ 日本人



■ 富裕 ■ 普通 ■ 貧困

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 生活程度は、保護統計年報の区分による。
 4 無国籍の者、国籍不詳の者及び生活程度不詳の者を除く。
 5 平成12年以前は、韓国・朝鮮籍の者を、平成13年以降は、特別永住資格者を除く。

7 居住状況

平成22年における保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察開始人員について、それぞれ外国人（及びブラジル）・日本人の別に、居住状況別の人員及び構成比を見ると、**3-4-7表**のとおりである。

① 保護観察処分少年

外国人、日本人共に、両親と同居の構成比が最も高く、外国人では5割強、日本人では5割弱である。次いで、母と同居であり、両者を合わせて約8割を占めている。次いで、父と同居、その他の親族と同居の順であった。

② 少年院仮退院者

外国人、日本人共に、両親と同居の構成比が最も高いが、4割前後であり、保護観察処分少年と比べると低い。次いで、母と同居であり、保護観察処分少年と比べると若干高くなっている。両者を合わせて8割弱を占めている。次いで、外国人は、その他親族と同居及びその他（同数）、日本人は、父と同居であった。なお、ブラジルは、両親と同居の構成比が5割と、他の国籍等と比べ高くなっている。

3-4-7表 少年の保護観察開始人員の居住状況別構成比（外国人・日本人別）

（平成22年）

① 保護観察処分少年

区分		外国人		ブラジル		日本	
総	数	224	(100.0)	65	(100.0)	15,753	(100.0)
両親と同居		119	(53.1)	32	(49.2)	7,255	(46.1)
母と同居		62	(27.7)	20	(30.8)	5,428	(34.5)
父と同居		15	(6.7)	2	(3.1)	1,380	(8.8)
その他の親族と同居		12	(5.4)	6	(9.2)	657	(4.2)
更生保護施設		-		-		11	(0.1)
単身居住		7	(3.1)	2	(3.1)	455	(2.9)
その他		9	(4.0)	3	(4.6)	567	(3.6)

② 少年院仮退院者

区分		外国人		ブラジル		日本	
総	数	74	(100.0)	22	(100.0)	3,773	(100.0)
両親と同居		31	(41.9)	11	(50.0)	1,495	(39.6)
母と同居		26	(35.1)	5	(22.7)	1,442	(38.2)
父と同居		3	(4.1)	-		390	(10.3)
その他の親族と同居		5	(6.8)	2	(9.1)	192	(5.1)
更生保護施設		4	(5.4)	-		136	(3.6)
単身居住		-		-		21	(0.6)
その他		5	(6.8)	4	(18.2)	97	(2.6)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 保護観察処分少年は、交通規制保護観察の対象者を除く。

3 特別永住資格者、無国籍の者、国籍不詳の者及び居住状況不詳の者を除く。

4 「その他」は、配偶者と同居、屋主宅等である。

5 () 内は、総数に占める各区分の人員の構成比である。

8 就労・就学状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、保護観察開始人員の就学・就労状況別の構成比の推移（平成8年以降）を見ると、**3-4-8図**のとおりである。

① 保護観察処分少年

外国人・日本人共に、有職者の構成比は低下傾向にあり、無職者の構成比も平成15年頃から低下傾向にある。また、学生・生徒の構成比は、おおむね上昇傾向を続けている。22年においては、外国人、日本人共に、有職者の構成比は4割弱と同程度であるが、外国人の方が日本人よりも無職者の構成比が1割強高く、逆に学生生徒の構成比が1割強低い。

② 少年院仮退院者

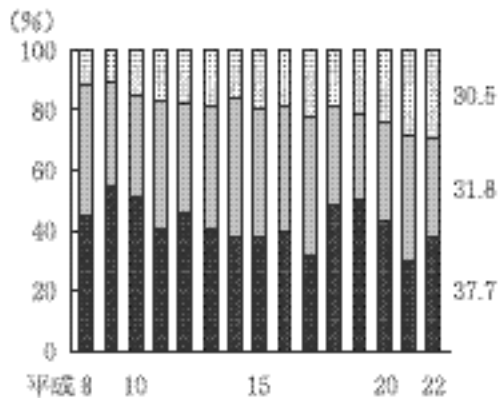
少年院仮退院直後であるため、無職者の構成比が外国人、日本人共に顕著に高く、外国人では、年によってばらつきはあるが、おおむね70～80%台で推移し、日本人では60%台から70%台へと緩やかな上昇傾向が見られる。平成22年においては、外国人では8割以上、日本人では7割以上の者が無職者であった。

3-4-8図 少年の保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比の推移（外国人・日本人別）

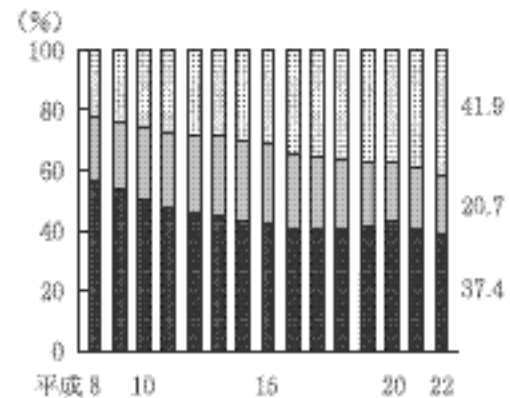
（平成8年～22年）

① 保護観察処分少年

ア 外国人

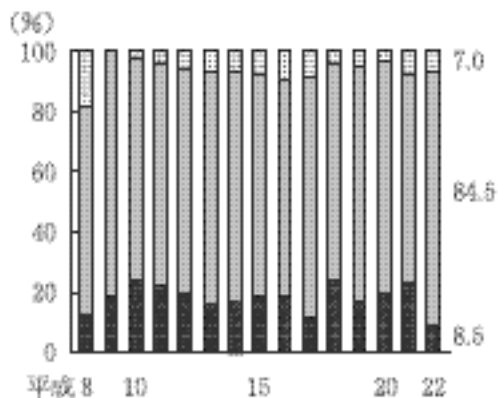


イ 日本人

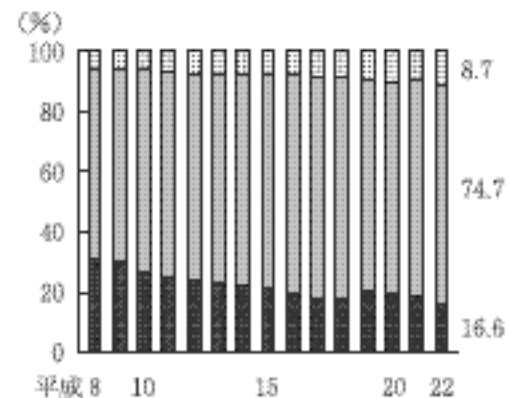


② 少年院仮退院者

ア 外国人



イ 日本人



■ 有職 ■ 無職 ■ 学生・生徒

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 無国籍の者、国籍不詳の者、家事手伝い及び就労・就学状況不詳の者を除く。
 4 平成12年以前は、韓国・朝鮮籍の者を、平成13年以降は、特別永住資格者を除く。

9 教育程度

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、それぞれ外国人（及びブラジル）・日本人の別に、保護観察開始人員の教育程度別の構成比の推移（平成8年以降）を見ると、3-4-9図のとおりである。

① 保護観察処分少年

中学校卒業までの者の構成比は、外国人の方が高く、外国人の同構成比が低下傾向にあり、日本人は横ばいであることから、両者の差が縮小してきているものの、平成22年でも、外国人は4割を超えている。特に、ブラジルの中学校卒業までの者の構成比は、低下傾向にはあるとはいえ、同年でも6割近くとかなり高い。また、外国人、日本人共に、高校在学の者の構成比はおおむね上昇傾向にあるが、外国人の方が若干下回って推移しており、

また、高校中退の者の構成比は、外国人がおおむね上昇傾向、日本人がおおむね低下傾向を続けており、最近では両者の差はほとんどなくなっている。

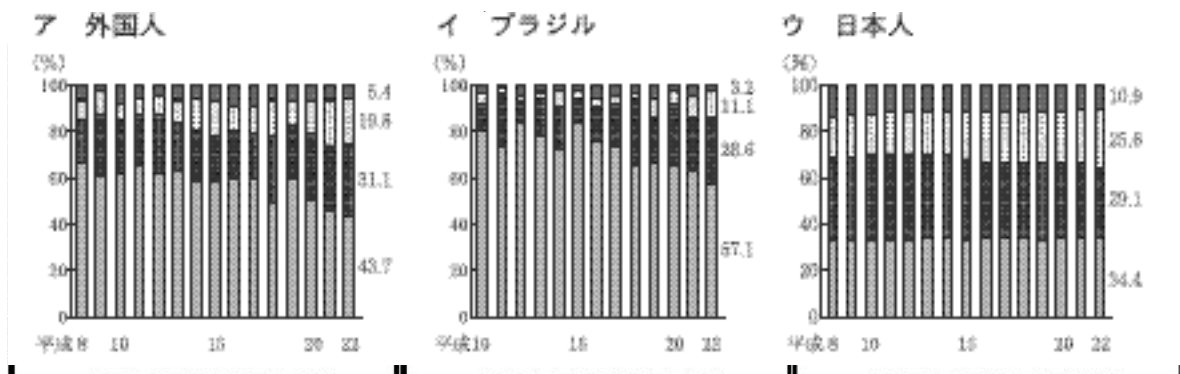
② 少年院仮退院者

外国人、日本人共に、保護観察処分少年よりも中学校卒業までの者の構成比がより高く、高校在学及び高校卒業以上の者の構成比がかなり低い状態で推移している。外国人の中学校卒業までの者の構成比はおおむね7割前後で推移しており、特に、ブラジルは、おおむね8割強の高い水準で推移している。

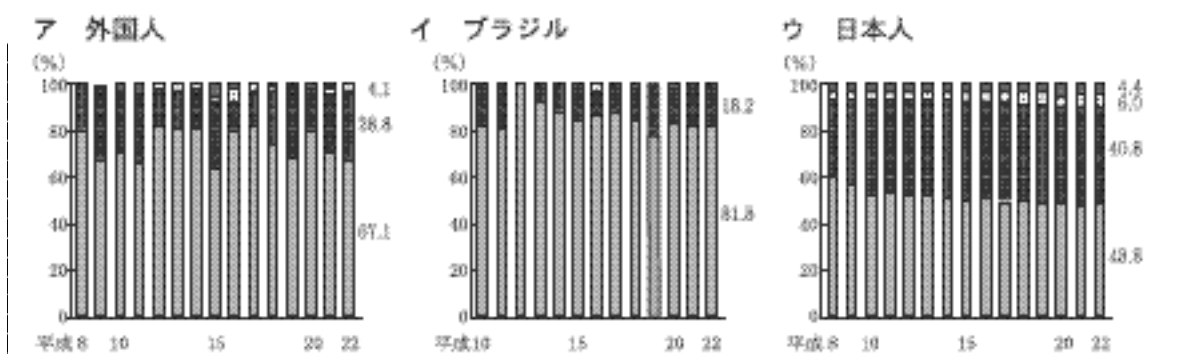
3-4-9図 少年の保護観察開始人員の教育程度別構成比の推移（外国人・日本人別）

（平成8年～22年）

① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者



- 注 1 法務省大印官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 無国籍の者、国籍不詳の者及び教育程度不詳の者を除く。
 4 平成12年以前は、韓国・朝鮮籍の者を、平成13年以降は、特別永住資格者を除く。
 5 イのブラジルは、平成9年以前については元の資料で調査項目に含まれていなかったため、平成10年以降の数値を計上している。

10 在留資格

平成22年における外国人（韓国・朝鮮籍及び特別永住者を含む。）の保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察開始人員について、在留資格別の構成比を見ると、3-4-10図のとおりである。

① 保護観察処分少年

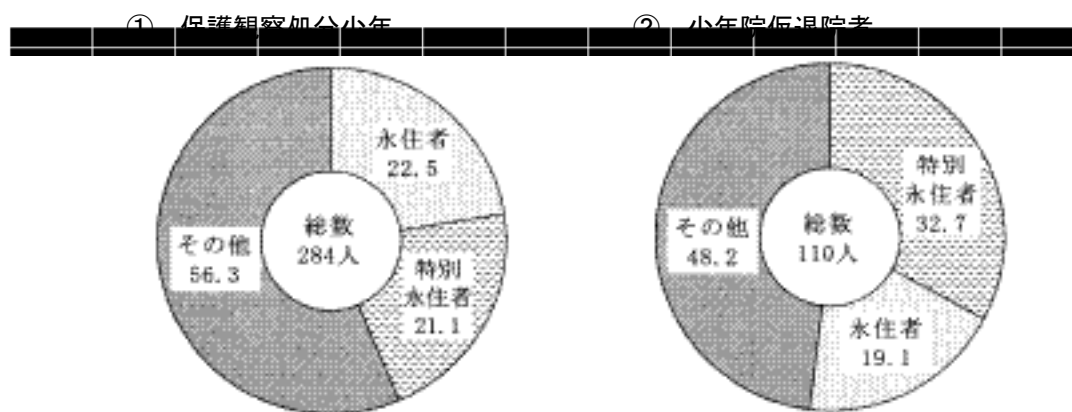
永住者と特別永住者で、5割近くを占めており、永住者64人、特別永住者60人であった。

② 少年院仮退院者

永住者と特別永住者で、5割以上を占めている。保護観察処分少年よりも特別永住者の構成比が高い。永住者21人、特別永住者36人であった。

3-4-10図 外国人少年の保護観察開始人員の在留資格別構成比

(平成22年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

3 無国籍の者及び国籍不詳の者を除く。

4 「その他」は、未帰国者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、未帰国者、在留資格不明者等である。

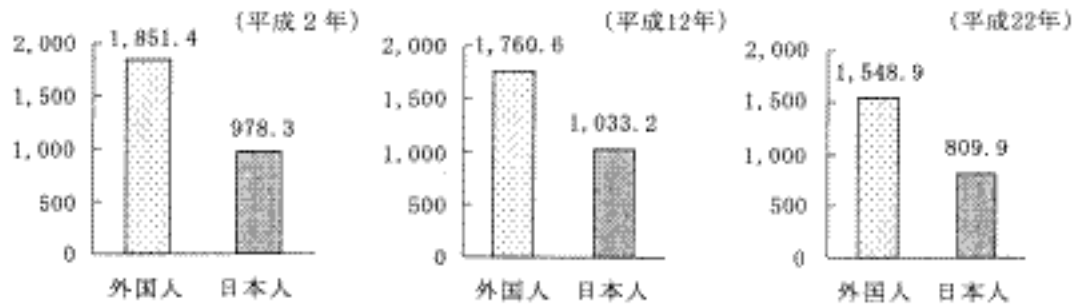
第5節 人口比で見る処遇動向

本節では、家庭裁判所送致、少年鑑別所及び少年院送致等の保護処分の各段階について、外国人少年犯罪及びその処遇傾向を、我が国における日本人と外国人の人口の違いを加味した視点から概観する。

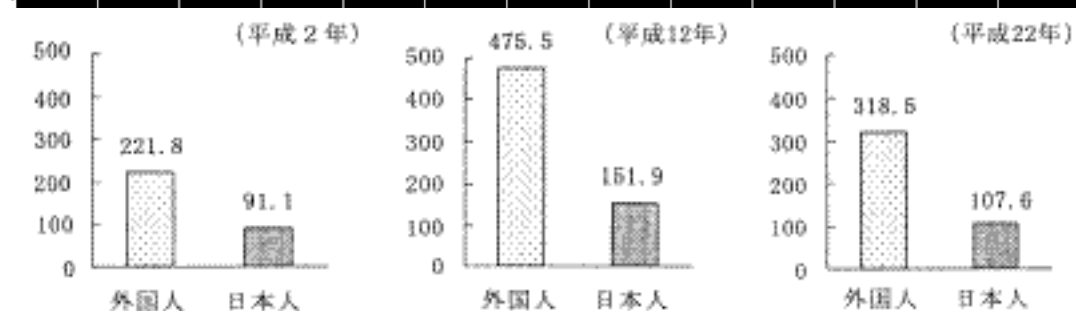
平成2年、12年及び22年について、家庭裁判所送致人員、少年鑑別所被収容者人員、少年院入院者人員及び保護観察処分少年の保護観察開始人員（短期保護観察の対象者を含み、交通保護観察及び交通短期保護観察の対象者を除く。なお、2年時には、短期保護観察が実施されていないため、同対象者を含まない。）のそれぞれに関し、日本人少年と外国人少年の人口比（それぞれ10歳以上の日本人又は外国人少年の人口10万人当たりの各人員）を見たのが、3-5図である。なお、2年6月1日に定住者の在留資格が創設されたことから、その影響が浸透する前の状況と比較するため、同年及び中間点の12年を比較対照の年として設定した。

3-5図 少年人口比（外国人・日本人別）①家庭裁判所送致人員 ②少年鑑別所被收容者人員
③保護観察処分少年人員 ④少年院入院者人員

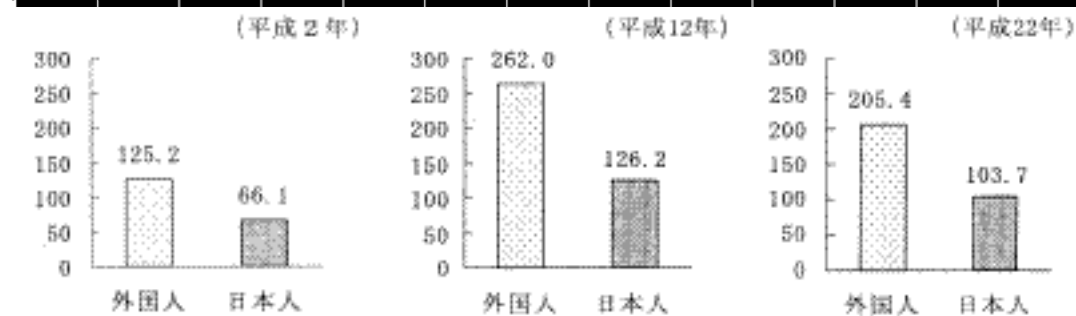
① 家庭裁判所送致人員



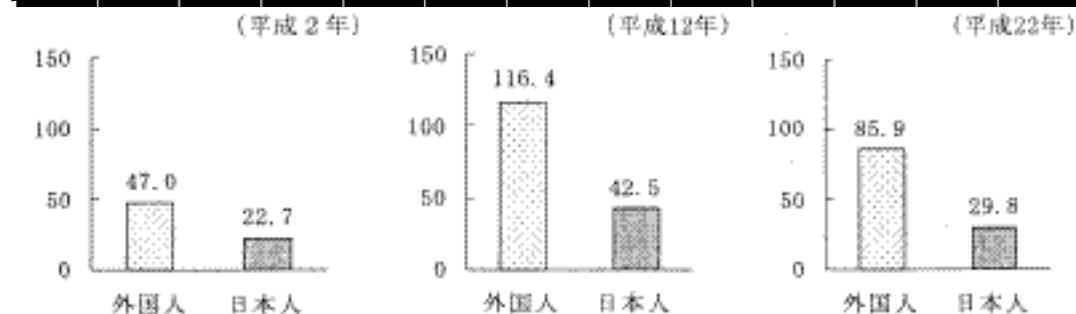
②



③



④



注 1 検察統計年報、矯正統計年報、保護統計年報及び総務省統計局の人口資料による。

2 ②の「被收容者」は、少年鑑別所送致の決定により入所した者（当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者に限る。）をいう。

3 ③は、交通保護観察及び交通短期保護観察の対象者を除く。

4 「外国人少年人口比」は、10歳以上の外国人少年10万人当たりの、「日本人少年人口比」は、10歳以上の日本人少年10万人当たりの、それぞれ家庭裁判所送致・少年鑑別所被收容者・保護観察処分少年・少年院入院者人員である。

5 「外国人」は、韓国・朝鮮籍の者、無国籍の者及び国籍不詳の者を含む。

平成2年、12年及び22年のいずれの年においても、家庭裁判所送致、少年鑑別所収容、保護観察処分少年の保護観察開始及び少年院入院の全段階の人員で、外国人少年の人口比の方が日本人少年の人口比より明らかに高い（3か年を通じて、家庭裁判所送致人員では2倍近く、少年鑑別所被収容者人員では2.5～3倍、保護観察処分少年の保護観察開始人員では2倍前後、少年院入院者人員では2～3倍程度高い。）。

ただし、外国人の非行・犯罪は、外国人人口には通常計上されない短期滞在者による場合も多いため、同図における外国人人口比の値が、日本に在留する全外国人少年を前提とする実質の人口比より高くなる。そのため、特に、家庭裁判所送致段階等、日本における中長期滞在者ではない者が多く含まれる手続段階に関しては、日本人・外国人人口比の各数値による単純比較では、実情の比較とはならないことに留意する必要がある。さらに、それぞれの人口比の算出の基礎となった人口は、総務省の国勢調査に基づく人口統計（推計値）によるが、10～19歳の外国人人口と外国人登録者年末人員とを比べると、上記各年とも後者の方が1～3万人程度多い。これら二つの統計については、計上等の方法や基準時が異なるため、一概にはいえないものの、同様の傾向が経年で見られることから、推計による外国人人口が実際より小さい値である可能性は否定できず²⁷、この点も留意が必要である²⁸。

外国人人口比について、各段階間を比較するために、それぞれの段階について、外国人人口比を日本人人口比で除した値を見ると、いずれの年も、少年鑑別所被収容者人員、少年院入院者人員、保護観察処分少年の保護観察開始人員、家庭裁判所送致人員の順で大きい。つまり、人口比では外国人人口比の方が高いが、少年鑑別所被収容者人員を除いては、要保護性が高いと認められる層ほどその差が大きい（なお、少年鑑別所被収容者人員における人口比の差が各年とも最も大きいことについては、少年鑑別所被収容者の処分傾向において外国人と日本人とで幾らかの違いがあるとうかがわれること²⁹がある程度影響して

27 反対に、外国人登録者年末人員が実態を反映していない可能性も否定できない。ちなみに、平成22年版「出入国管理」は、在留管理制度の大幅な見直し等を内容とする21年の入管法等の改正の背景として、我が国に在留する外国人の数は年々増加するとともに、その活動内容は多様化し、定住化傾向を強める者も少なくないが、現行制度の下ではこれらの者の居住実態等の把握を十分に行えず、適正な在留管理を行う上で支障を生じるなどしている旨述べている。

28 参考のため、10～19歳の外国人少年登録者年末人員を当該年齢層に係る外国人人口とみなして人口比を算出すると、上記各年における外国人人口比はいずれも日本人人口比より高く、日本人人口比との差が最も小さい家庭裁判所送致人員ではその1.4～1.7倍、差が最も大きい少年鑑別所被収容者人員では2.2～2.7倍、保護観察処分少年の保護観察開始人員では1.6～1.8倍、少年院入院者人員では1.9～2.3倍であった。

29 外国人と日本人少年鑑別所被収容人員の処分（審判）結果の違いを正確に表すものではないが、参考となるものとして、それぞれの少年鑑別所被収容者人員に対する少年院入院者人員の比率を比較することができる（少年院入院者人員は、新収容者に限られること及び少年鑑別所の収容を経ないで入院する人員を含むことから、処分結果の正確な比較とはいえないものの、各年とも、少年鑑別所に収容され、少年院送致処分により退所する者の大半は（少年院）新収容者であり、また、新収容者の大半は少年鑑別所の収容を経て少年院送致となった者である。）。当該比率は、平成2年、12年及び22年とも日本人の方が高いが、その差が大きい年は少年鑑別所被収容者人員と少年院入院者人員の人口比との差も大きい傾向にある。また、外国人のうち、中国、フィリピン及びブラジル等に係る少年鑑別所被収容者人員の処分傾向については、第2節2項(2)参照。

いるものと思われる。)

経年で比較すると、日本人少年は、平成12年の人口比が最も高く、2年と22年がおおむね似たような水準にあるのに対し、外国人少年も、全般に、2年時の人口比が最も高い家庭裁判所送致人員を除き、12年が最も高い。他方、外国人少年の2年と22年における各段階の人口比を比べると、家庭裁判所送致人員で22年の方が低いほかは、いずれも同年の方が明らかに高く、少年鑑別所被収容者人員では2年の1.4倍、保護観察処分少年の保護観察開始人員では1.6倍、少年院入院者人員では1.8倍となっている。外国人少年人口の中で、特に、少年鑑別所に収容され、又は、保護観察処分や少年院送致となる外国人少年の割合は、22年では、10年前と比べると歯止めがかかっているものの、20年前の2年時と比べるとまだかなり高いことが分かる。

第4章 来日外国人非行少年等の特性と非行の背景

第1節 調査の実施概要

1 調査の目的

本調査は、少年院に在院している来日外国人少年等の特性と非行の背景を明らかにするとともに、少年院における矯正教育の状況と（仮）退院後の出入国管理の実情等について把握することを目的とする。

2 調査対象

調査の対象とした者は、平成22年6月1日から11月30日の間に全国の少年院に在院し、又は新たに収容された、①外国籍を有する少年（特別永住者を除く。）³⁰、②日本国籍を有していても、日本語が不自由であるなどして日本人少年と異なる配慮を必要とする少年である。日本国籍者を含めたのは、元々来日外国人であった少年が帰化して日本国籍を取得した者がおり、こうした少年は日本国籍を有してはいるものの、日本語能力や文化・習慣の違いなどの点で非行の背景や処遇の在り方が日本人とは異なる可能性があるからである。なお、永住許可を取得済みの少年も調査対象とした。

また、少年院の処遇課程の種類との関係では、G2の少年に限定せず、G1、V2、E1、SE、SGなど、全ての処遇課程の上記少年を対象とした³¹。これは、近年、特別永住者でない外国人少年でもG2以外の処遇課程に分類されることがあるからである。

3 調査方法

調査方法は、少年院に在院中の来日外国人少年等に対する「在院時調査」と、当該少年が少年院から出院した後に行う「出院時調査」の2部から成る。本第1報告が扱う在院時調査は、巻末資料の在院時調査票を全国52庁全ての少年院に配布し、①調査開始時点（平成22年6月1日）で在院し、②調査終了時点（22年11月30日）までに新たに入院した来日外国人少年等について、少年院の教官が同調査票に記入する方式で行った。また、第2報

30 特別永住者を除いた理由は、日本に長期間定住している者が大半であり、生活実態において外国人特有の問題が発生することが少ないと思われるためである。

31 各処遇課程の対象者は次のとおりである。G2…外国人で、日本人と異なる処遇を必要とする者、G1…著しい性格の偏りがあり、反社会的な行動傾向が顕著であるため、治療的な指導及び心身の訓練を特に必要とする者、V2…職業能力開発促進法等に定める職業訓練（10か月未満）の履修を必要とする者又は職業上の意識、知識、技能等を高める職業指導を必要とする者、E1…義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したもの、SE…義務教育課程の履修を必要とする者又は高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者、SG…社会生活に適應するための能力を向上させ、生活設計を具体化させるための指導を必要とする者

告で扱う出院時調査は、出院時調査票を在院時調査票と同時に配布しておき、在院時調査の対象となった少年が（仮）退院した際（調査終了時点（23年11月30日）で出院していない者を除く。）、少年院の教官が記入する方式で行った。

また、外国人少年を比較的多く収容している多摩少年院、久里浜少年院、瀬戸少年院及び横浜少年鑑別所において聞き取り調査を実施し、併せて入国管理局及び東京入国管理局横浜支局においても聞き取りを行った。

4 分析対象

上記の調査方法により計104人分の在院時調査票を回収したが、このうち1人については特別永住者であり、調査対象外の少年であったことから、これを除く103人を分析対象とした（以下「調査対象者」という。）。

また、少年矯正統計調査要領に基づく入所（院）者調査票からデータを得られる項目については、平成22年の少年院入院者（矯正統計年報における「少年院新収容者」）のうち日本国籍を有する少年3,524人（以下「日本人入院者」という。）との比較を行った。さらに、単年度で、しかも期間を半年間に限定した本調査による調査対象者の特殊性等の影響を確認するため、18年から22年の5年間に少年院に新たに入院した外国人少年のうち韓国・朝鮮籍の者を除いた409人（以下「参考外国人少年」という。）を参考値として計上した。なお、韓国・朝鮮籍の者を除いた理由は、少年院入院者では同国籍の者は特別永住者であることが多く、調査対象者の条件により近づけるためである。ただし、調査対象者を日本人あるいは参考外国人少年と比較する場合においては、次の諸要素に起因するずれや誤差が想定され得るため、その影響に留意する必要がある。

① 調査対象者については、上記半年間の新収容者及び在院者を抽出しており、それぞれ平成22年の新収容者、18年から22年までの新収容者を対象とする日本人入院者、参考外国人少年とは、抽出に係る時期、期間及び対象にずれがある（特に、参考外国人少年については、5年間遡るため、経済状況など時代背景の違いによる影響も十分に想定され得る。）。

② 参考外国人少年では、特別永住者でない韓国・朝鮮籍の者が除外される一方、同国籍以外の特別永住者が含まれるなど、国籍ないし在留資格の面で調査対象者との間で若干のずれがある。

③ 今回の調査では、少年矯正統計調査要領に基づく入所（院）者調査票での調査と異なり、上記のとおり少年院の教官が記入する方式によりデータを収集しているため、入院後に新たに判明した事実に基づき記入される場合があるほか、家庭の経済状況や不良集団への帰属等、評価的要素を含む項目については、若干のずれが想定され得る。

なお、図表において、各群の人員の実数を示すときは、(N=〇)と記している。

5 分析内容

本第1報告では、まず調査対象者の非行歴や非行の内容を明らかにした上で、日本での在留がその非行にどのような影響を与えているかを、在留状況、非行動機、就学、就労、保護者の状況、不良集団への関係といった観点から分析を加える³²。

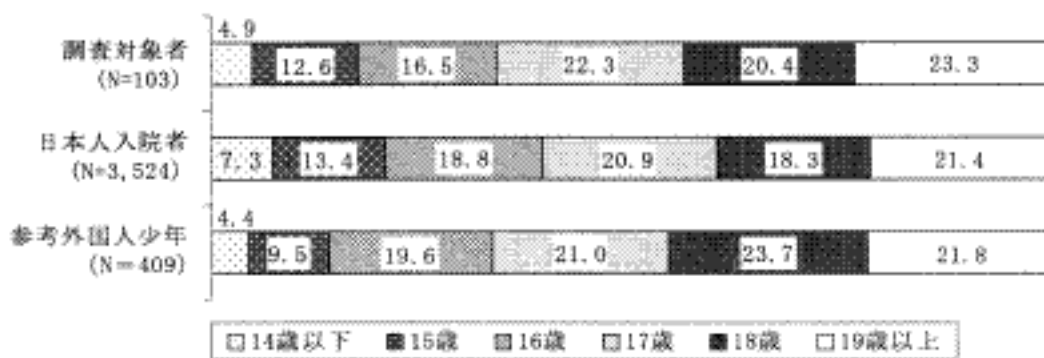
第2節 基本属性

1 性別・年齢

調査対象者103人の性別は、男子が94人（91.3%）、女子が9人（8.7%）である。

入院時の年齢は、4-2-1図のとおりである。平均年齢は17.1歳であり、17歳から19歳までの者が全体の66.0%を占める。

4-2-1図 入院時年齢



調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(5)=1.676$, n.s.]

日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(5)=14.503$, $p<.05$]

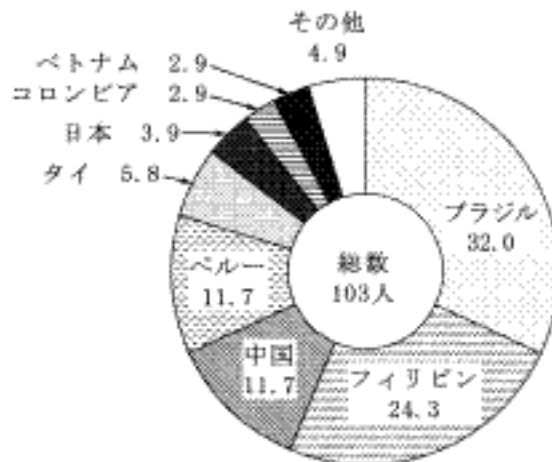
注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 国籍等

国籍等は、4-2-2図のとおりである。ブラジルが32.0%で最も多く、これにフィリピン24.3%、中国及びペルーが共に11.7%と次ぐ。日本国籍を取得した者も4人（3.9%）いる。

32 χ^2 検定における期待度数が5未満の項目が全体の20%以下で、かつ、期待度数の最小値が1以上である場合は、同検定を実施し、有意差が見られた場合には、さらに、残差分析を実施している。

4-2-2図 国籍等



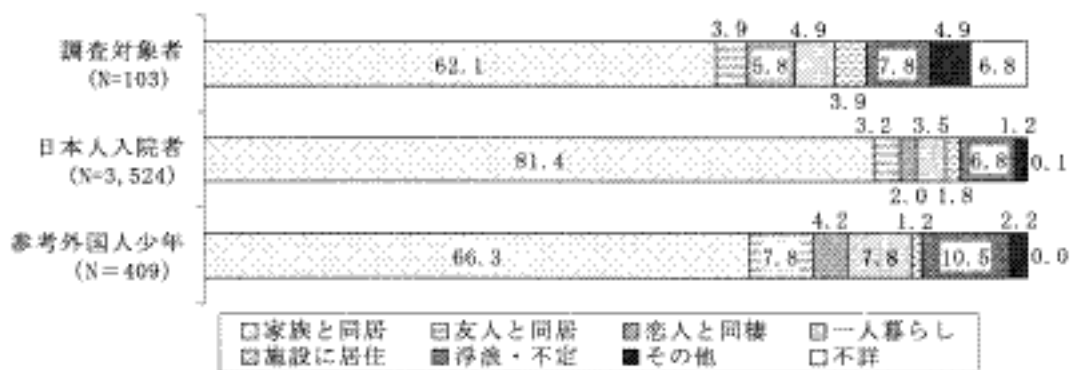
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 その他は、トルコ、イラン、ボリビア、アメリカ、コンゴが各1名である。

3 居住状況

非行時の居住状況は、4-2-3図のとおりである。非行時の居住状況について、不詳の者を除外した上、「家族と同居」、「その他（友人と同居、恋人と同棲、一人暮らし、施設に居住、浮浪・不定、その他）」の2カテゴリーに統合して χ^2 検定を行ったところ、調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られた（ $\chi^2(1)=13.365$ $p<.001$ ）。調査対象者で家族と同居の者の構成比は、62.1%と、日本人入院者の81.4%と比べて顕著に低い。

4-2-3図 居住状況

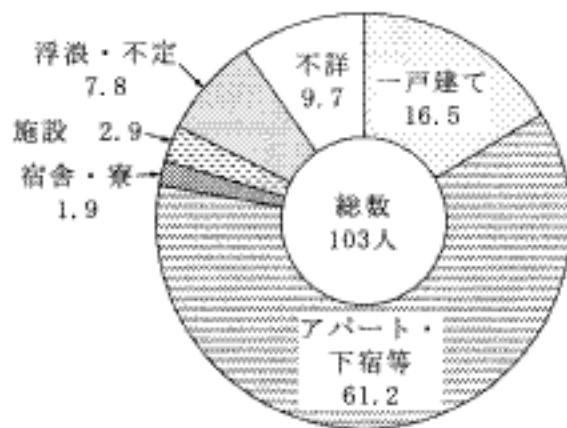


注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

4 居住形態

非行時の居住形態は、4-2-4図のとおりである。アパート・下宿・間借りの者が61.2%を占めている。

4-2-4図 居住形態

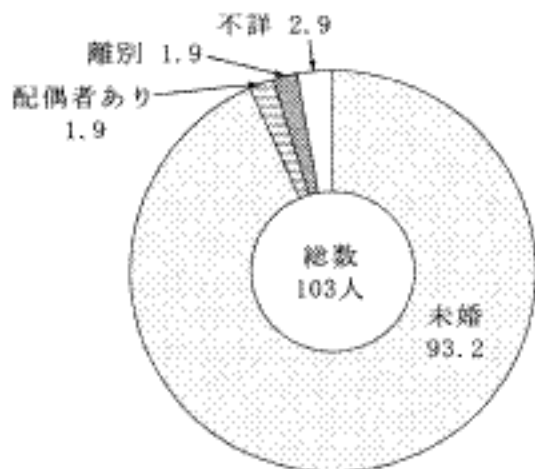


注 法務総合研究所の調査による。

5 婚姻歴・子の有無

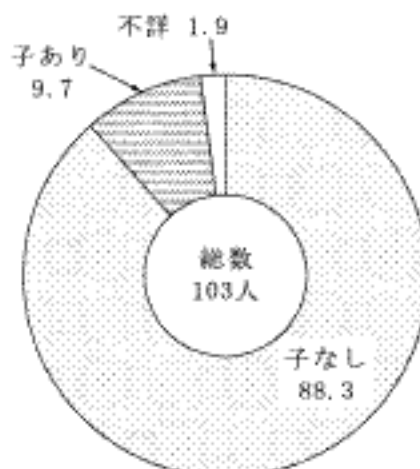
婚姻歴は、4-2-5-1図のとおりである。未婚の者が93.2%と大半を占めるが、配偶者ありの者も1.9%、離別の者も1.9%いる。なお、子がいる者は、9.7%見られた（4-2-5-2図）。

4-2-5-1図 婚姻歴



注 法務総合研究所の調査による。

4-2-5-2図 子の有無

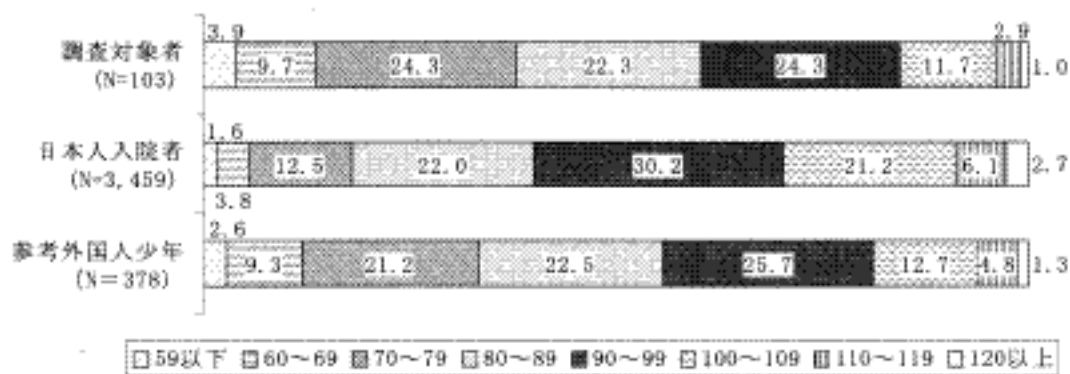


注 法務総合研究所の調査による。

6 知能指数

知能指数は、4-2-6図のとおりである。調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られ、調査対象者の方が知能指数「60～79」の割合が明らかに高く、「100～109」が低い。知能指数が90未満の者の構成比は、日本人入院者が39.9%であるのに対し、調査対象者では60.2%（参考外国人少年は55.6%）である。なお、言語に依存する知能検査もあるため、外国人である調査対象者の場合、実際より知能指数の値が若干低く出ている可能性はある。

4-2-6図 知能指数



調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(7)=31.192, p<.001$]

日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(7)=62.842, p<.001$]

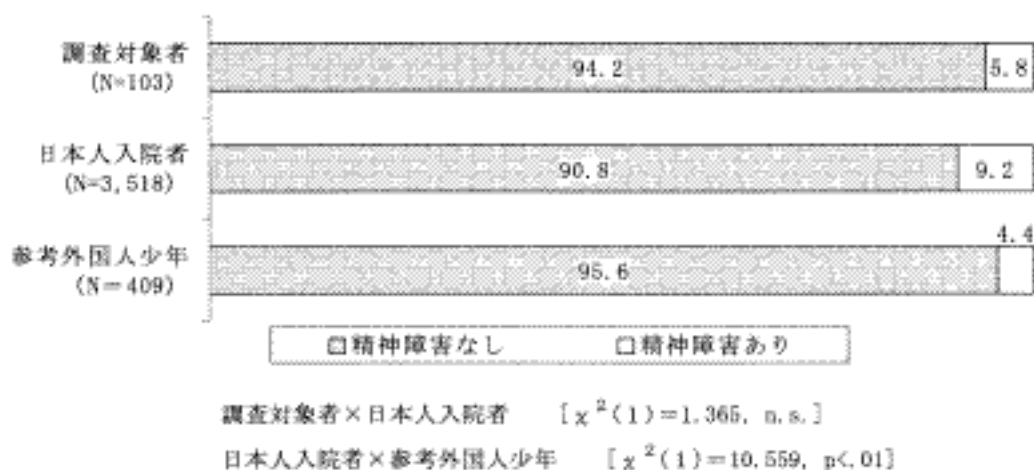
注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 不詳は除く。

7 精神障害の有無

精神障害の有無は、4-2-7図のとおりである。精神障害のある者は、調査対象者で5.8%、日本人入院者で9.2%である。

4-2-7図 精神障害の有無



注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

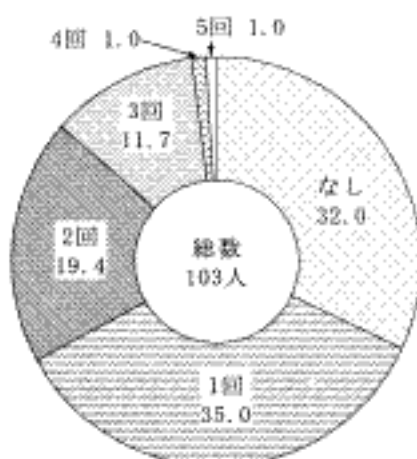
2 不詳は除く。

第3節 非行歴

1 家庭裁判所処分歴

家庭裁判所による保護処分及び審判不開始・不処分（以下この節、第5節及び第5章において「処分」という。）歴は、4-3-1-1図のとおりである。調査対象者の68.0%に処分歴があり、処分歴が2回の者は19.4%、3回以上の者も13.6%に及んでいる。

4-3-1-1図 家庭裁判所処分歴

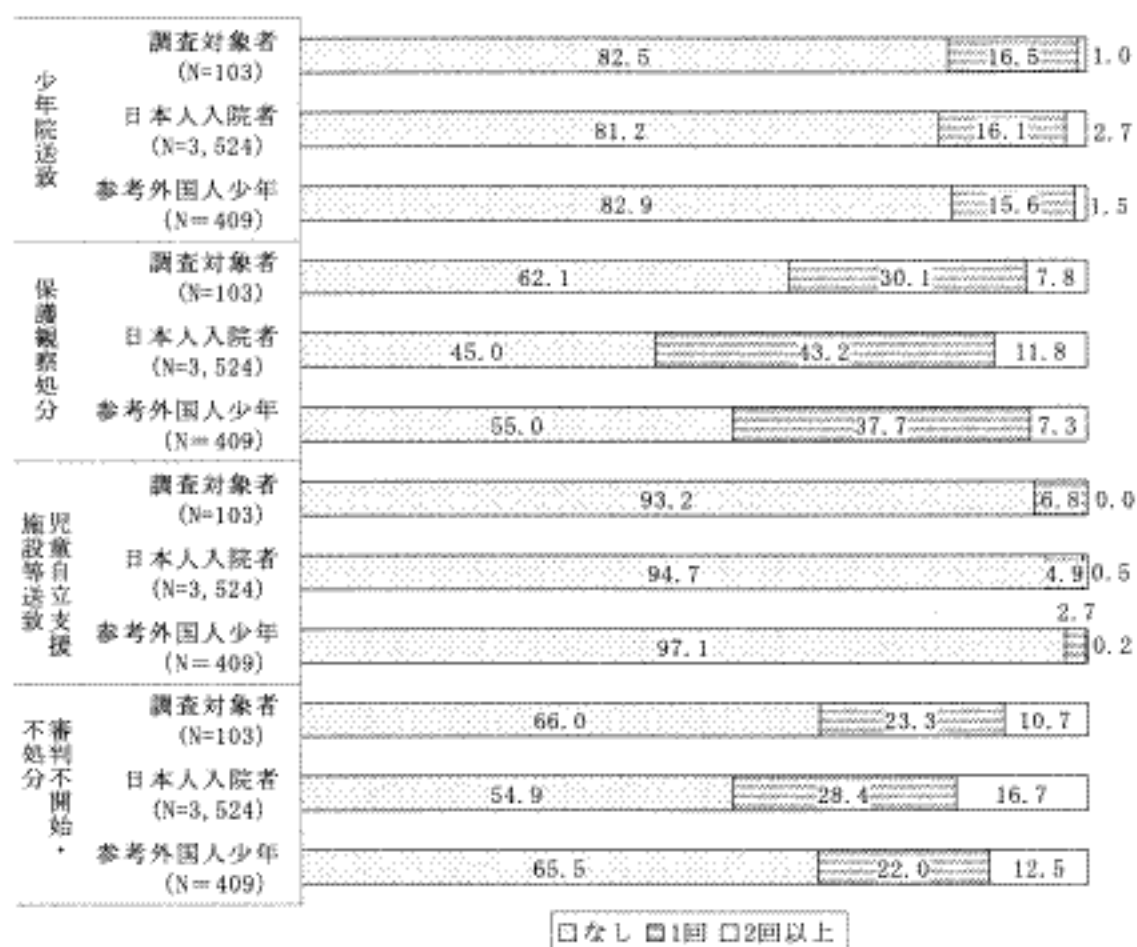


注1 法務総合研究所の調査による。

2 「処分」は、保護処分及び審判不開始・不処分をいう。

少年院送致歴，児童自立支援施設等（児童自立支援施設及び児童養護施設をいう。以下この節において同じ。）送致歴及び審判不開始・不処分歴では，調査対象者と日本人入院者との間に有意差は見られなかったが，保護観察処分歴については，有意差があり，調査対象者では保護観察処分歴がない者の割合（62.1%）が顕著に高い。また，少年院送致歴，保護観察処分歴がある者の構成比は，それぞれ調査対象者では17.5%，37.9%，日本人入院者では18.8%，55.0%である（4-3-1-2図）。ただし，調査対象者の場合，日本での在留期間が短い者も含まれているため，処分歴についての日本人少年との比較だけで調査対象者の方が非行性が進んでいないとまではいえない。

4-3-1-2図 家庭裁判所処分歴（比較）



少年院送致

調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(2)=1.157, n.s.$]

日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(2)=2.315, n.s.$]

保護観察処分

調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(2)=11.857, p<.01$]

日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(2)=17.061, p<.001$]

児童自立支援施設等送致

調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(2)=1.261, n.s.$]

日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(2)=4.294, n.s.$]

審判不開始等

調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(2)=5.367, n.s.$]

日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(2)=16.881, p<.001$]

注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

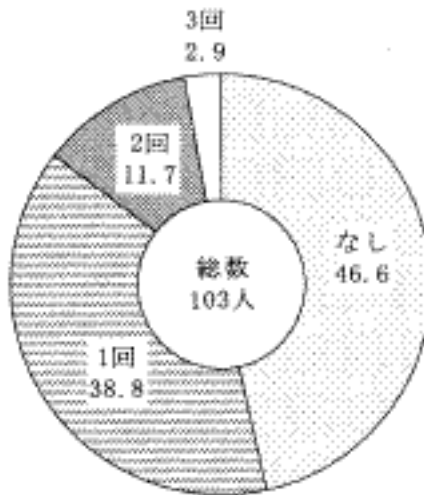
2 「処分」は、保護処分及び審判不開始・不処分をいう。

3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設及び児童養護施設送致をいう。

2 保護処分歴

保護処分歴を見ると、4-3-2図のとおりである。保護処分歴が1回の者が38.8%，2回が11.7%，3回が2.9%となっており，上記のとおり少年院送致歴がある者は17.5%に及んでいる。

4-3-2図 保護処分歴



注 法務総合研究所の調査による。

3 刑事処分歴

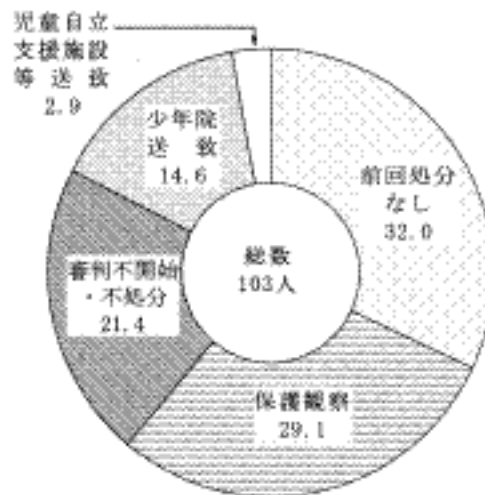
刑事処分歴のある者は1人もいなかった。

4 前回処分の内容

今回少年院へ入院することとなった処分（本件処分）の一つ前の家庭裁判所の処分（前回処分）の有無・内容について見たものが、4-3-4-1図である。前回処分のない者，すなわち処分歴のない者は3分の1弱にすぎず，3分の2以上の者に処分歴がある。前回処分の内容は，保護観察処分が29.1%，審判不開始・不処分が21.4%，少年院送致が14.6%，児童自立支援施設等送致が2.9%となっている。

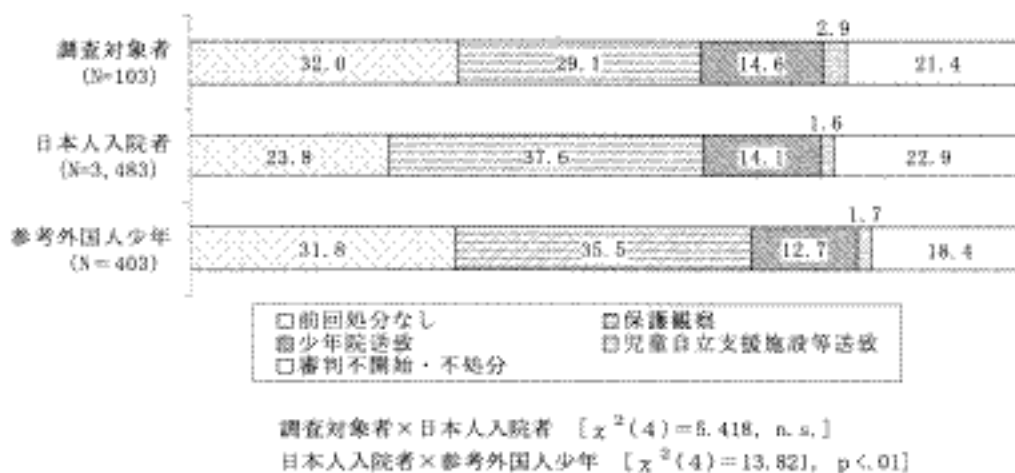
前回処分のない者の構成比は，調査対象者が32.0%に対し，日本人入院者は23.8%であるが，少年院送致歴のある者は，日本人入院者の14.1%に対し，調査対象者は14.6%となっている（4-3-4-2図）。

4-3-4-1図 前回処分の内訳



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「処分」は、保護処分及び審判不開始・不処分をいう。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設及び児童養護施設送致をいう。

4-3-4-2図 前回処分の内訳（比較）

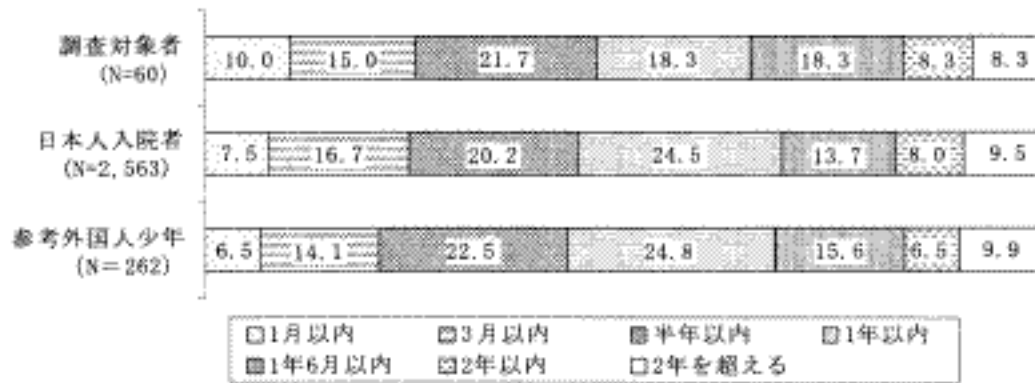


- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法統計部の資料による。
 2 「処分」は、保護処分及び審判不開始・不処分をいう。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設及び児童養護施設送致をいう。

5 再非行期間

調査対象者のうち、前回処分がある者について、前回処分後、再非行が可能となる日（少年院送致の場合は仮退院日など施設からの退所日）から本件非行日までの期間（再非行期間）を見たものが、4-3-5-1図である。再非行期間が1月以内の者の構成比が10.0%、3月以内が15.0%、半年以内が21.7%となっている。再非行期間の平均日数は331.4日であり、半年以内で再非行に至っている者が46.7%、1年以内では65.0%に及んでいる（4-3-5-2図）。

4-3-5-1図 再非行期間（比較）

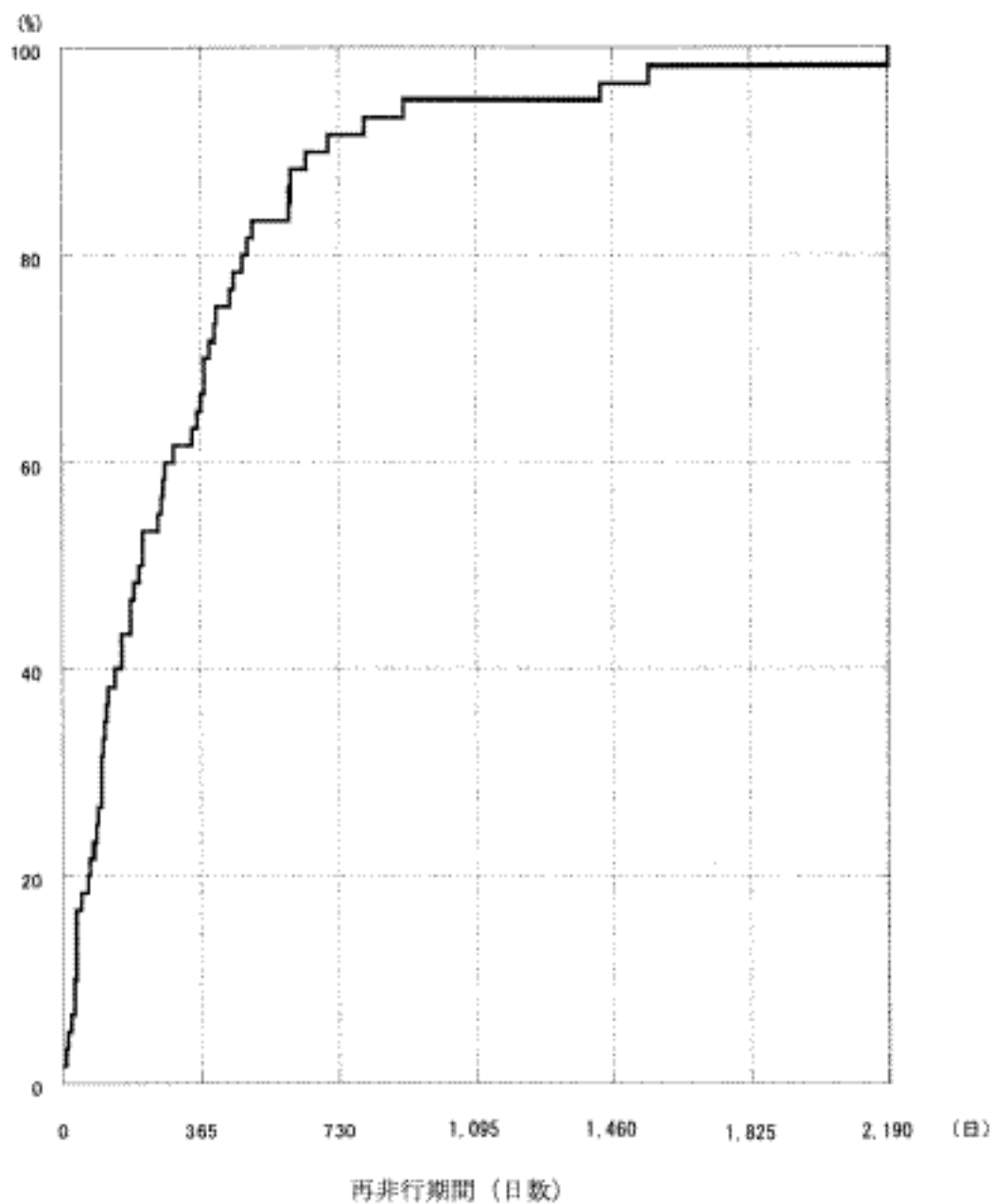


調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(6)=3.581, n.s.$]

日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(6)=3.335, n.s.$]

- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 施設在所中の非行は除く。

4－3－5－2図 再非行期間

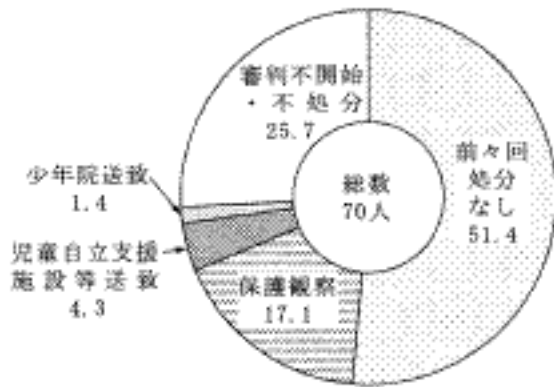


注 法務総合研究所の調査による。

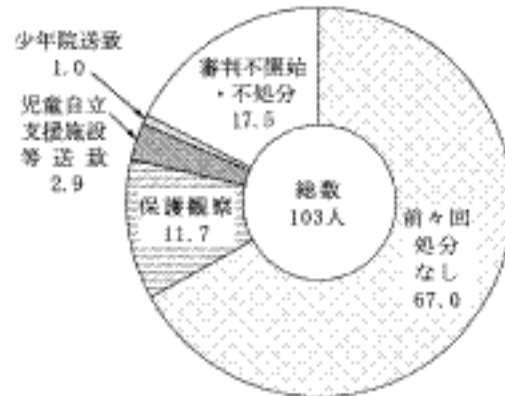
6 前々回処分の内容

前回処分がある者のうち、更に一つ前の処分、即ち今回少年院へ入院することとなった本件処分の2回前の家庭裁判所の処分（前々回処分）の有無・内容について見たものが、4－3－6－1図である。前回処分のある者のうち、前々回処分のない者の構成比は51.4%であるが、審判不開始・不処分歴のある者が25.7%、保護観察処分歴のある者が17.1%となっている。なお、4－3－6－2図は、全調査対象者について、前々回処分の有無・内容を見たものである。

4-3-6-1図 前々回処分



4-3-6-2図 前々回処分（全員）

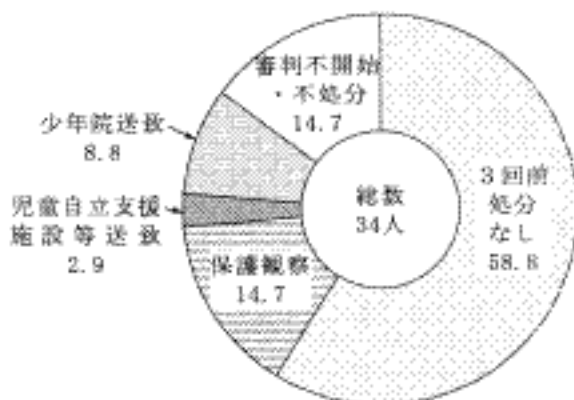


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「処分」は、保護処分及び審判不開始・不処分をいう。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設及び児童養護施設送致をいう。

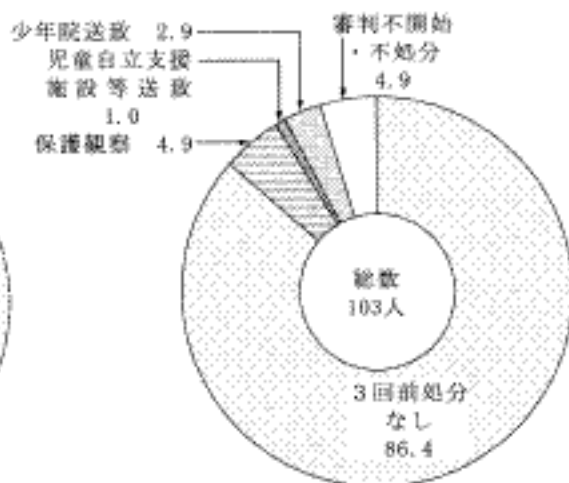
7 3回前の処分の内容

前々回処分がある者のうち、前々回処分の一つ前の処分、即ち今回少年院へ入院することとなった本件処分の3回前の家庭裁判所の処分（3回前処分）の有無・内容について見たものが、4-3-7-1図である。前々回処分がある者のうち、3回前処分歴がない者は58.8%であり、審判不開始・不処分歴と保護観察処分歴がある者がそれぞれ14.7%ずつおり、少年院送致歴がある者も8.8%いる。なお、4-3-7-2図は、全調査対象者について、3回前処分の有無・内容を見たものがある。

4-3-7-1図 3回前の処分



4-3-7-2図 3回前の処分（全員）

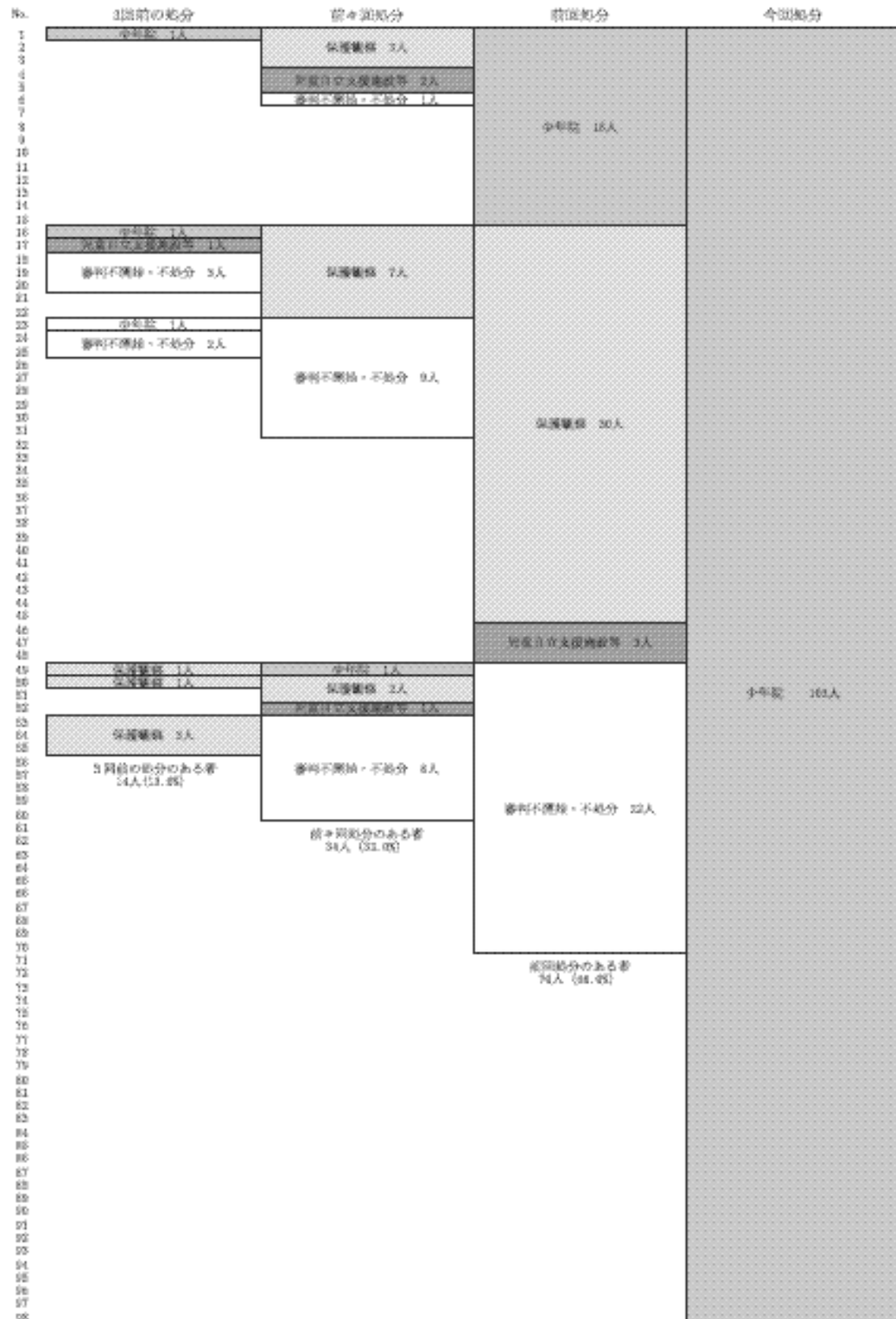


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「処分」は、保護処分及び審判不開始・不処分をいう。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設及び児童養護施設送致をいう。

8 時系列で見た処分歴

家庭裁判所の処分歴を時系列で見たものが、4－3－8図である。縦軸の番号が一人一人の調査対象者を表し、横軸が3回前処分の内容から今回の少年院送致処分までの処分歴を表している。例えば、縦軸の番号がNo.1の者は、少年院送致→保護観察→少年院送致→少年院送致という処分歴を有することになる。

4-3-8図 時系列で見た処分歴



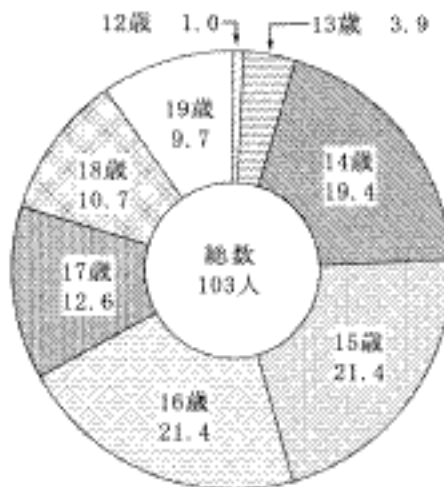
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「処分」は、保護処分及び審判不開始・不処分をいう。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設及び児童養護施設送致をいう。

9 初回非行時年齢

調査対象者に何歳頃から非行が見られたのかについては、来日時期や在留期間との関係を見る上でも重要であるが、初めて非行を行った時期を特定することは困難であるため、代わりに初めて家庭裁判所に送致され、処分を受けた時点での年齢をもって擬似的な初回非行時年齢とすることが考えられる。ただし、今回の調査では、調査対象者の家庭裁判所処分歴のうち今回の少年院送致決定から見て前々回の処分決定日までの調査にとどまるため、初回非行時年齢を正確に把握することはできない。しかし、3回前処分歴でさえ86.4%の少年が有していないことから、3回以上の処分歴がある者については、前々回の処分決定日をおよその初回処分時とみなすこととして、その時点での年齢分布を見たものが、**4－3－9図**である。最低年齢が12歳8か月、最高年齢が19歳10か月で、平均年齢が16.4歳である。

なお、家庭裁判所処分歴が3回以上ある少年も僅かながらいることから、実際の初回処分時年齢はこの値より僅かながら低いと考えられるが、以下、この値を初回非行時年齢として扱うこととする。

4－3－9図 初回非行時年齢



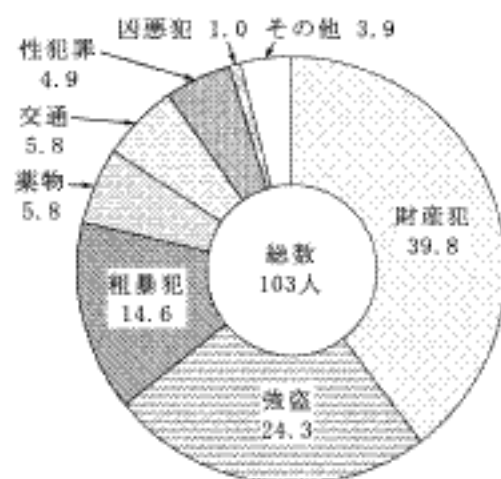
注 法務総合研究所の調査による。

第4節 非行内容

1 主たる非行名

主たる非行名は、**4-4-1-1図**のとおりである。調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られた。強盗（強盗致死傷を含み、強盗強姦（致死傷）を含まない。）は、日本人入院者では全体の4.8%であるのに対し、調査対象者では24.3%（参考外国人少年は17.8%）を占めており、圧倒的に高い（**4-4-1-2図**）。

4-4-1-1図 主たる非行名

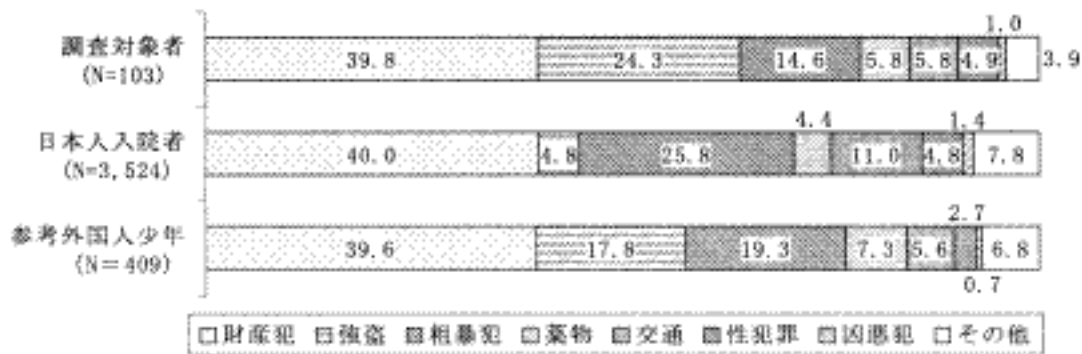


類型	非行名	調査対象者	日本人入院者	参考外国人少年
凶悪犯	殺人	1	12	2
	傷害致死	—	10	1
	放火	—	29	—
財産犯	窃盗	39	1,329	159
	詐欺	1	58	2
	横領・背任	1	12	1
	盗品譲受け等	—	11	—
強盗	強盗	8	67	35
	強盗致死傷	17	103	38
粗暴犯	傷害	12	657	56
	暴行	—	39	3
	脅迫	—	4	—
	恐喝	3	183	16
	公務執行妨害	—	20	1
	暴力行為等処罰法	—	7	3
薬物	覚せい剤取締法	5	114	24
	毒劇法	1	34	4
	麻薬取締法	—	6	2
交通	危険運転致死傷	—	11	—
	自動車運転過失致死傷	1	53	2
	道路交通法	5	322	21
性犯罪	強姦・同致死傷	3	63	9
	強姦わいせつ・同致死傷	1	102	1
	強姦強姦・同致死傷	1	3	1
その他	住居侵入	1	33	1
	通貨偽造	—	4	—
	文書偽造等	—	4	—
	偽証・虚偽告訴	—	1	1
	わいせつ・わいせつ文書頒布等	—	5	1
	犯人蔵匿等	—	2	1
	業務上過失致死傷	—	—	1
	その他刑法犯	1	45	6
	軽犯罪法	—	2	—
	銃刀法	—	5	1
	売春防止法	—	3	—
	児童福祉法	1	13	1
	職業安定法	—	1	—
	その他特別法犯	—	62	5
	ぐ犯	1	95	10
総数		103	3,524	409

注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 強盗が多いため、独立して計上してある。また、強盗強姦・同致死傷は、性犯罪に計上した。

4-4-1-2図 主たる非行名（比較）



調査対象者×日本人在院者 [$\chi^2(7)=80.452, p<.001$]

日本人在院者×参考外国人少年 [$\chi^2(7)=128.971, p<.001$]

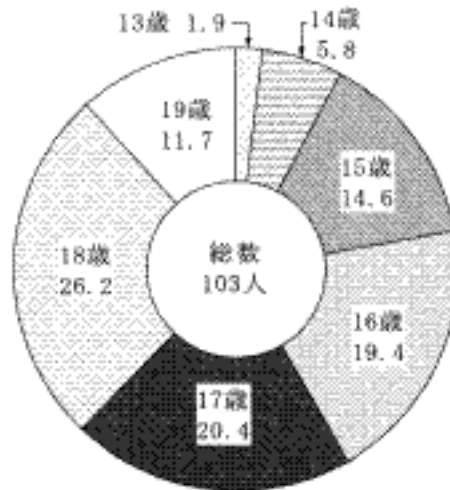
注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 強盗は、強盗及び強盗致死傷である。

2 非行時年齢

本件非行日における年齢は、4-4-2図である。最低年齢が13歳6か月，最高年齢が19歳9か月で，平均年齢が17.3歳である。

4-4-2図 非行時年齢



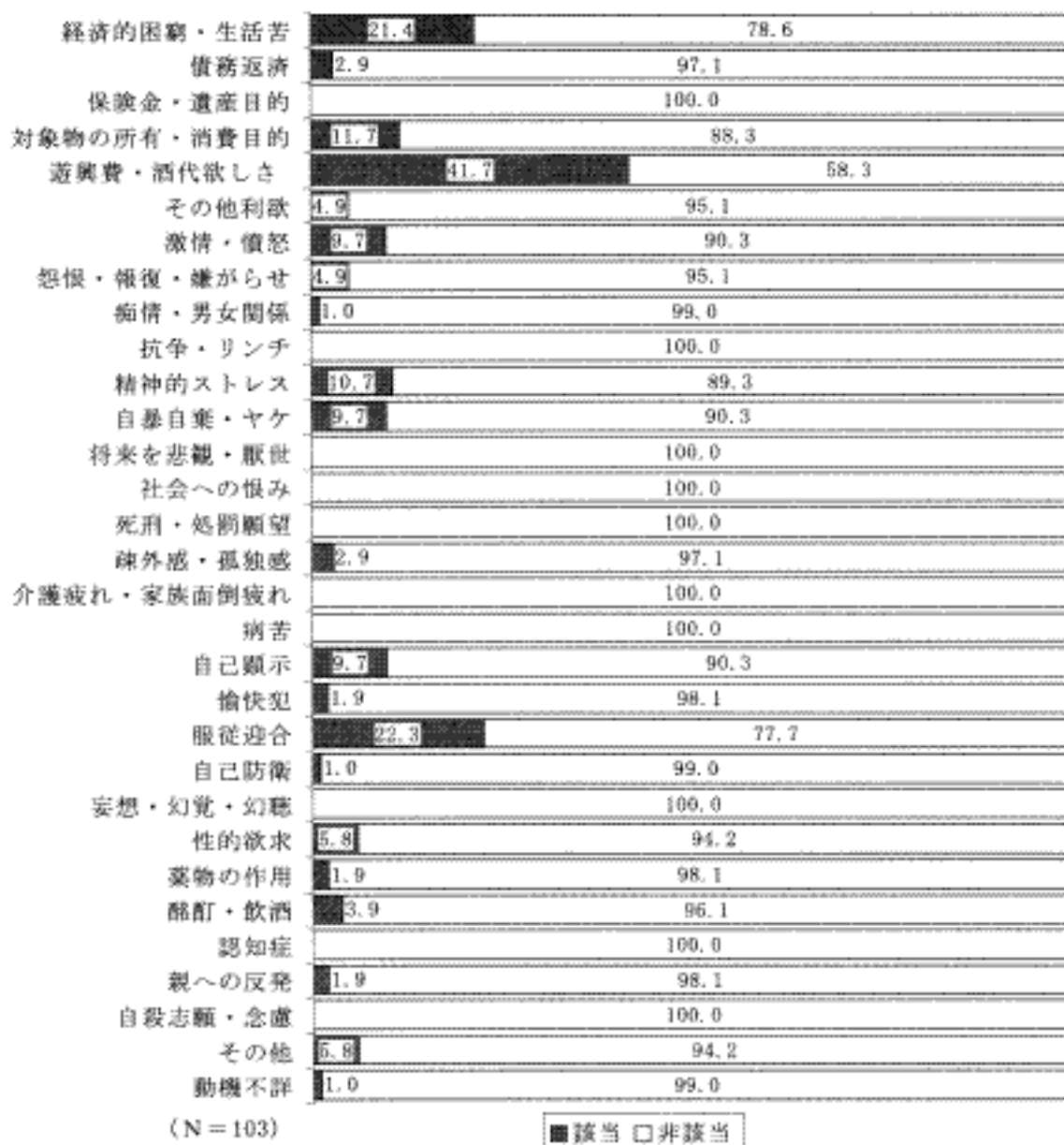
注 法務総合研究所の調査による。

3 直接的な非行動機

(1) 全体

犯行に至った直接的な動機（複数回答）は、4-4-3-1図のとおりである。財産犯に見られる利欲や経済的困窮といった動機を除くと、服従迎合が23人（22.3%）に見られるのが特徴的であり、また、精神的ストレスや自暴自棄など精神的疲労による者がそれぞれ10.7%と9.7%、激情・憤怒が9.7%見られた。

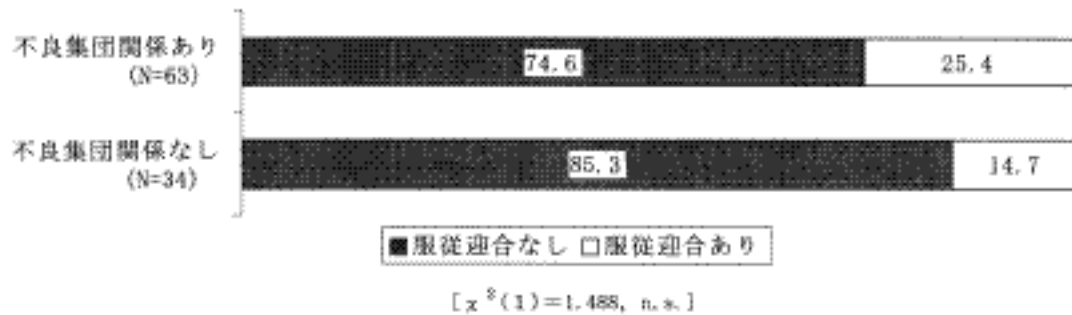
4-4-3-1図 非行動機



注 法務総合研究所の調査による。

不良集団への帰属との関係では、その有無と非行動機としての服従迎合の有無に有意な差はなかった（4-4-3-2図）。

4-4-3-2図 非行動機としての服従迎合と不良集団関係

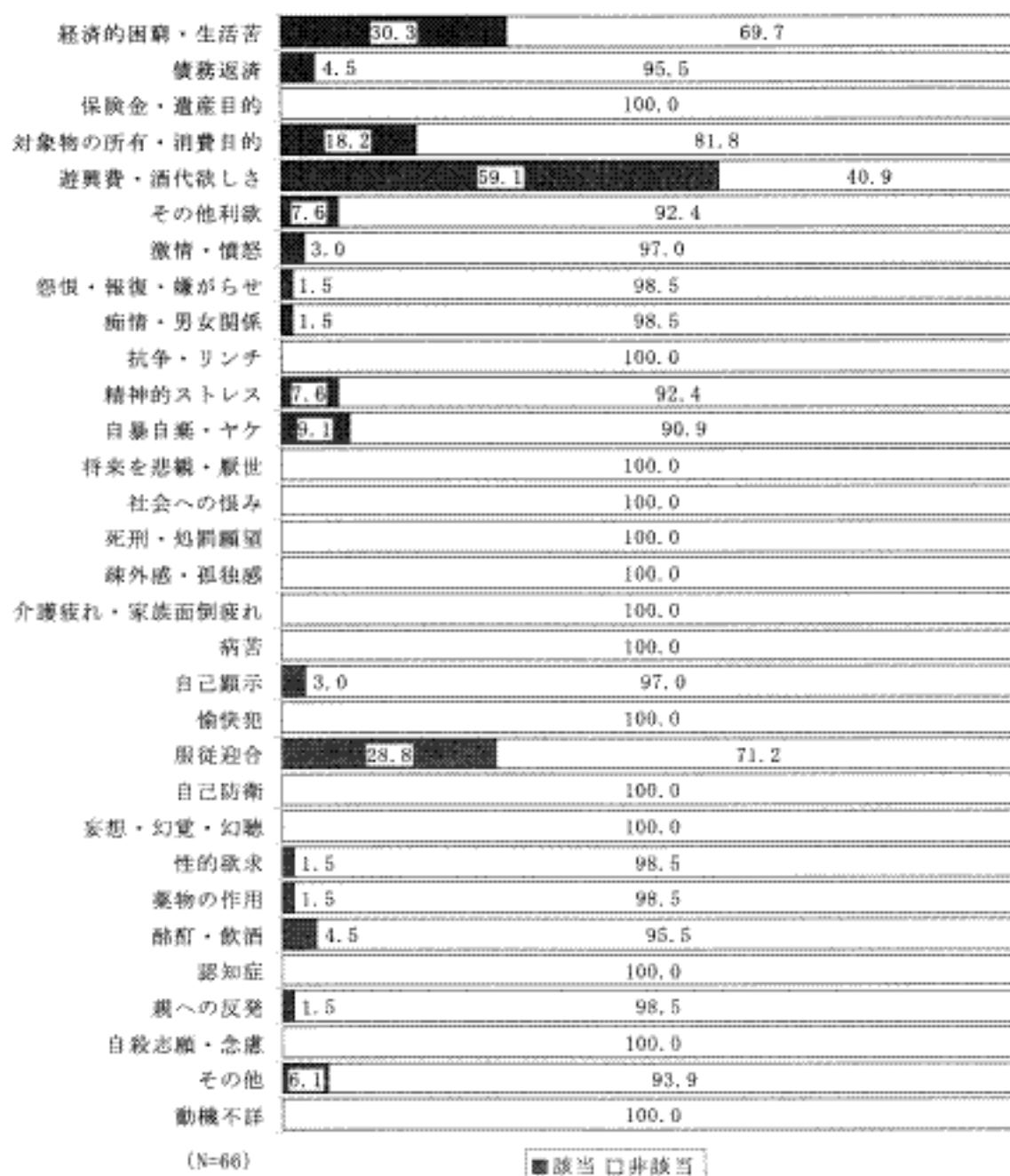


注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不良集団への帰属が不詳のものを除く。

（2）財産犯・強盗の非行動機

非行動機は非行名（罪種）によって異なるため、主たる非行名が財産犯・強盗の者（66人）について非行動機（複数回答）を見たものが、4-4-3-3図である。遊興費・酒代欲しさ（59.1%）や対象物の所有・消費目的（18.2%）といった利欲目的の比率が高くなっているが、経済的困窮・生活苦からの犯行も30.3%に及んでいる。

4-4-3-3図 財産犯・強盗の非行動機



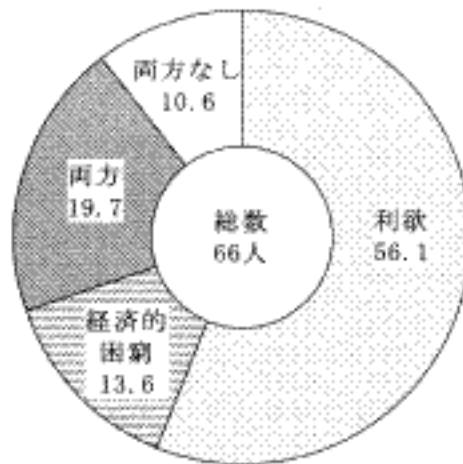
注 法務総合研究所の調査による。

さらに、経済的困窮・生活苦、債務返済に該当する者を「経済的困窮」に、保険金・遺産目的、対象物の所有・消費目的、遊興費・酒代欲しさ、その他の利欲に該当する者を「利欲」に、大項目としてまとめ、それぞれの大項目に該当する者の構成比を見ると、4-4-3-4図のとおりである。66人中、37人（56.1%）が利欲だけの者、9人（13.6%）が経済的困窮だけの者となっており、13人（19.7%）が利欲と経済的困窮の両方を動機と

する者であった。

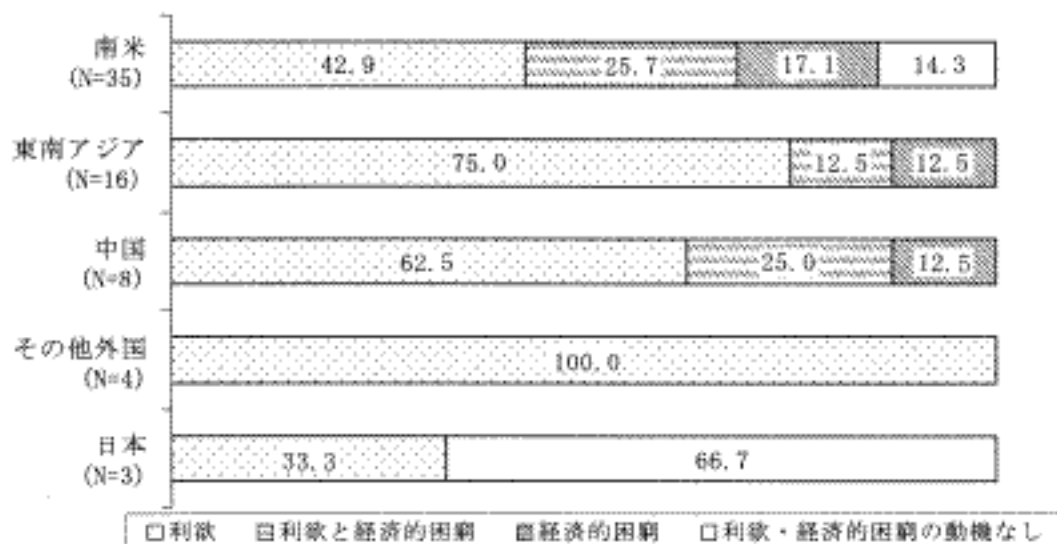
利欲と経済的困窮の有無を出身地域別にまとめて見ると、4-4-3-5図のとおりである。東南アジア（フィリピン、ベトナム、タイ）出身の者で16人中14人（87.5%）、中国出身の者で8人中7人（87.5%）が利欲であり、南米（ブラジル、ペルー、コロンビア、ボリビア）出身の者では35人中15人（42.8%）が経済的困窮である。

4-4-3-4図 利欲・経済的困窮の有無



注 法務総合研究所の調査による。

4-4-3-5図 出身地域と利欲・経済的困窮の関係

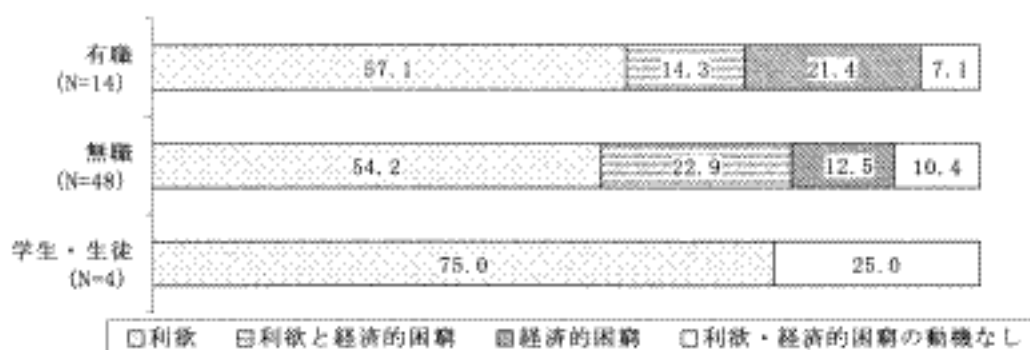


注 法務総合研究所の調査による。

就労状況と財産犯・強盗の非行動機としての利欲と経済的困窮の有無の関係を見たものが、4-4-3-6図である。財産犯・強盗を行った調査対象者66人のうち、無職の者が48人（72.7%）を占めていた。

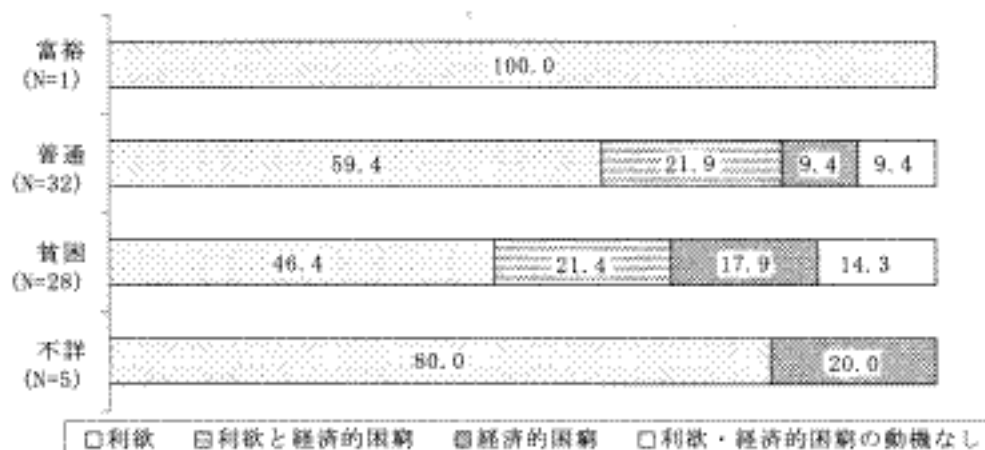
また、家庭の生活程度と財産犯・強盗の非行動機としての利欲と経済的困窮の有無の関係については、貧困家庭では約4割の者が経済的困窮を動機とするのに対し、普通家庭では約3割であった。（4-4-3-7図）。

4-4-3-6図 就労状況と利欲・経済的困窮の関係



注 法務総合研究所の調査による。

4-4-3-7図 家庭の生活程度と利欲・経済的困窮の関係



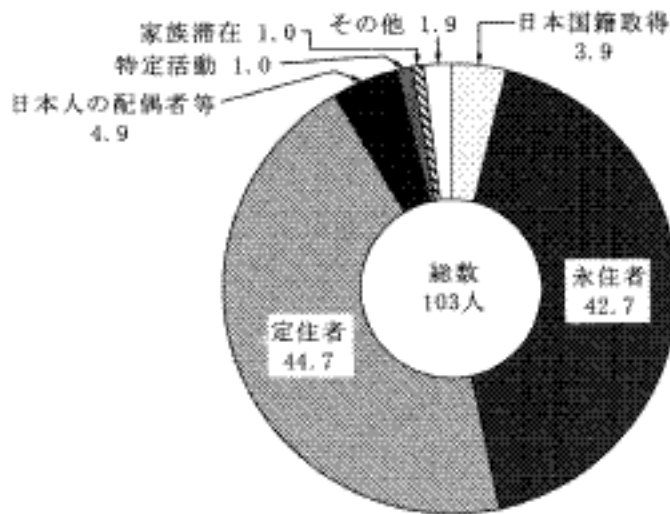
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 生活程度は、矯正統計年報の区分による。

第5節 在留状況

1 在留資格

調査対象者103人の在留資格は、4-5-1-1図のとおりである。永住者が44人（42.7%）、定住者が46人（44.7%）であり、4人（3.9%）が既に帰化して日本国籍を取得している。国籍等別の在留資格を見ると、4-5-1-2図のとおりである。フィリピンは永住者の割合が低く、定住者の割合が高い。

4-5-1-1図 在留資格



注 法務総合研究所の調査による。

4-5-1-2表 国籍等別の在留資格

区分	定住者	永住者	日本人の 配偶者等	日本国籍 取得	特定活動	家族滞在	その他	全体
ブラジル	14 (42.4)	19 (57.6)	—	—	—	—	—	33 (100.0)
ペルー	5 (41.7)	6 (50.0)	—	—	1 (8.3)	—	—	12 (100.0)
コロンビア	—	2 (66.7)	—	—	—	—	1 (33.3)	3 (100.0)
中国	5 (41.7)	7 (58.3)	—	—	—	—	—	12 (100.0)
フィリピン	16 (64.0)	6 (24.0)	2 (8.0)	—	—	—	1 (4.0)	25 (100.0)
ベトナム	1 (33.3)	2 (66.7)	—	—	—	—	—	3 (100.0)
タイ	3 (50.0)	—	3 (50.0)	—	—	—	—	6 (100.0)
日本	—	—	—	4 (100.0)	—	—	—	4 (100.0)
その他	2 (40.0)	2 (40.0)	—	—	—	1 (20.0)	—	5 (100.0)
全体	46 (44.7)	44 (42.7)	5 (4.9)	4 (3.9)	1 (1.0)	1 (1.0)	2 (1.9)	103 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

2 来日時年齢

調査対象者のうち、日本国籍を取得した者4人については、在留関係の情報が得られないため、これを除いた99人について見ることにする。

在留のため日本に初めて入国したときの年齢は、4-5-2-1表及び4-5-2-2図のとおりである。25人（25.3%）が日本で出生した者（以下「日本出生者」という。）であり、残りの74人（74.7%）が外国で出生後、日本に来日した者（以下「来日少年」という。）である。

来日時年齢は0歳から17歳までにわたっており、0歳から5歳までを「乳幼児期」、6歳から11歳までを「小学校期」、12歳から14歳までを「中学校期」、15歳から17歳までを「高校期」とすると（以下、これらを「来日時年齢類型」という。ただし、小学校期、中学校期、高校期といっても調査対象者が就学していることを意味しない。）、乳幼児期と小学校期の来日少年がそれぞれ25人（各33.8%）、中学校期が14人（18.9%）、高校期が10人（13.5%）となっている。また、来日少年の平均来日時年齢は8.5歳である。

さらに、来日時年齢を国籍等別に見たものが、4-5-2-3図である。ブラジルは、乳幼児期から小学校期にかけての来日少年が8割を超え、中学校期及び高校期の来日少年は2割に満たない。これに対し、フィリピンや中国は、日本出生の者や乳幼児期から高校期にかけての来日少年がおおむね均等にいる。

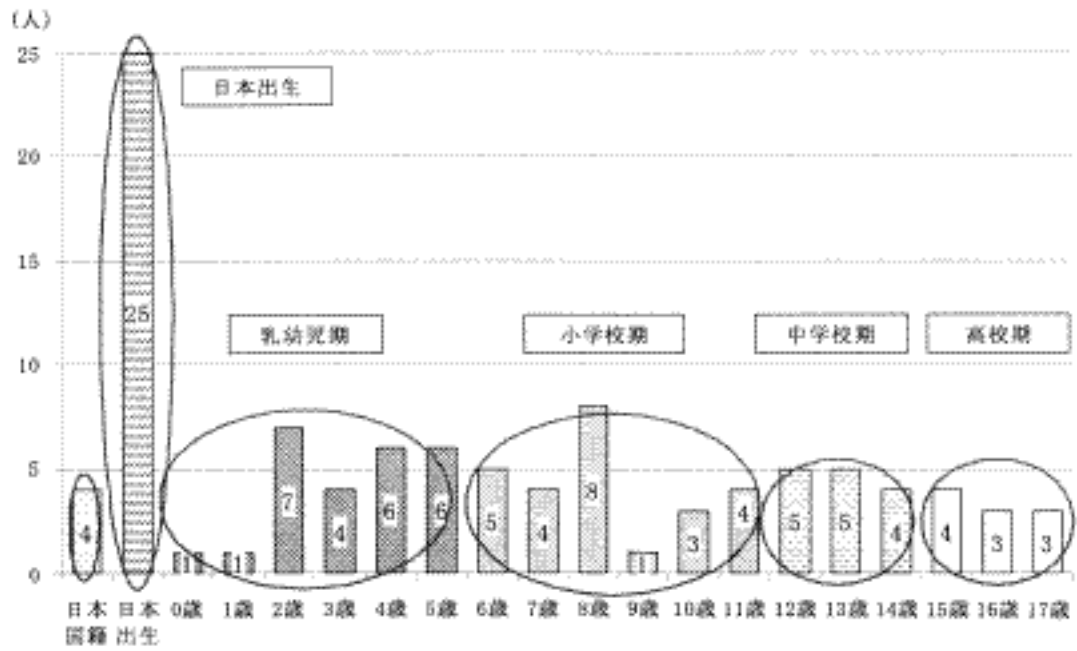
4-5-2-1表 来日時年齢

入国 時年 齢	日本 出生 者	来日少年																	計		
		乳幼児期 (33.8%)					小学校期 (33.8%)					中学校期 (18.9%)			高校期 (13.5%)						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳		17歳	
人数	25	74	1	1	7	4	6	6	5	4	8	1	3	4	5	5	4	4	3	3	99
構成比	25.3	74.7	1.0	1.0	7.1	4.0	6.1	6.1	5.1	4.0	8.1	1.0	3.0	4.0	5.1	5.1	4.0	4.0	3.0	3.0	100.0

注 1 法務総合研究所の調査による。

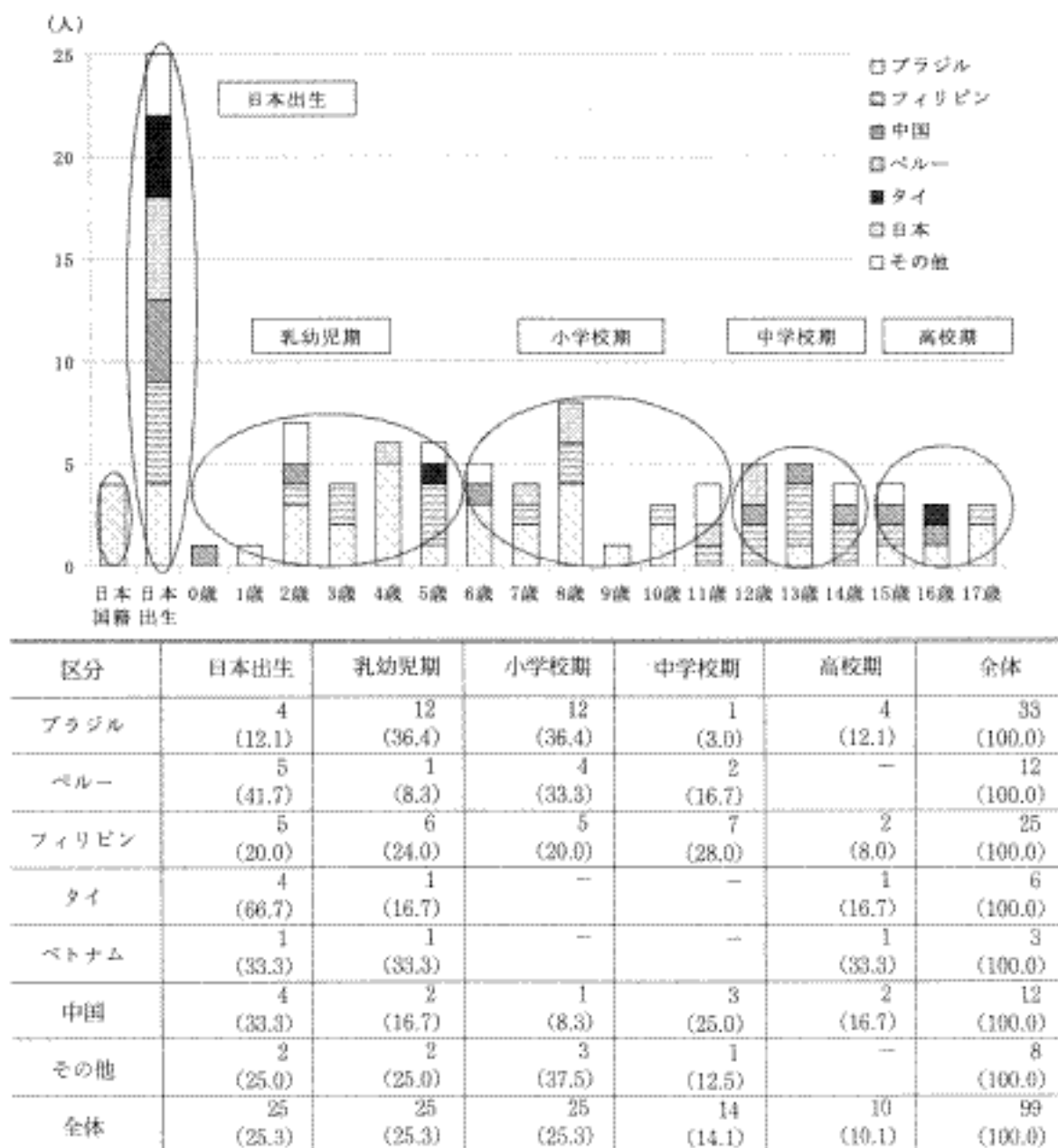
2 日本国籍者を除く。

4-5-2-2図 来日時年齢類型



注 法務総合研究所の調査による。

4-5-2-3図 国籍等と来日時年齢類型

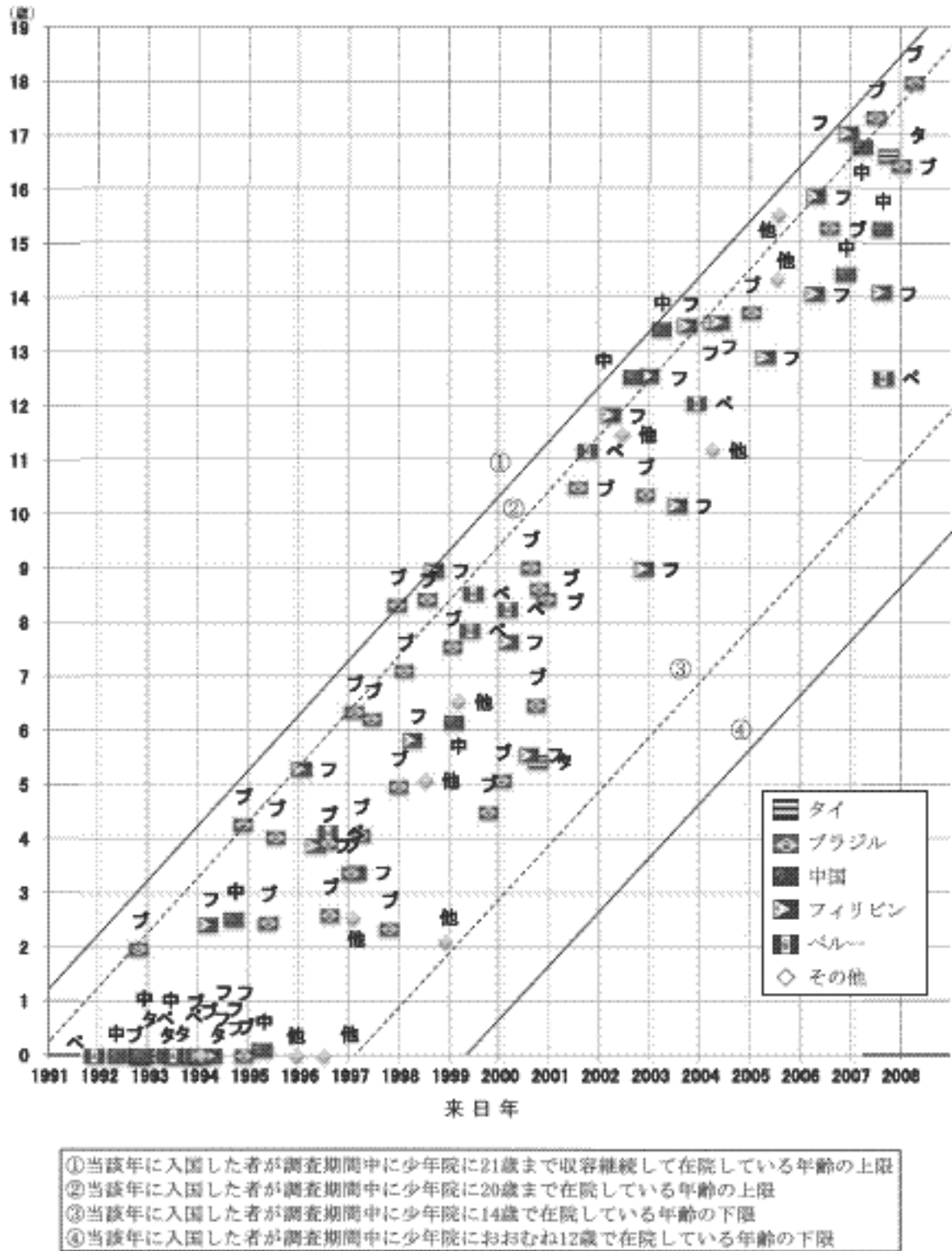


注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

来日年と来日時年齢を国籍等別に見ると、4-5-2-4図のとおりである。平成12年（西暦2000年）まではブラジルからの来日が多く、それ以降はフィリピンが多くなっている。つまり、ブラジルの者は、定住者の在留資格が創設されて間もない1990年代に乳幼児期や小学校期前半に来日し、日本に在留する間に非行を行っているのに対し、フィリピンは2000年代に入ってから小学校期後半以降に来日し、比較的短期間のうちに非行を行っていることになる。さらに、おおむね12歳以上という少年院収容可能年齢との関係で、入国年が遅くなるほど来日時年齢が高くなるのは当然としても、2001年以降の来日少年ではやや年齢が高い者の目立つ。

4-5-2-4図 来日年と来日時年齢（国籍等別）



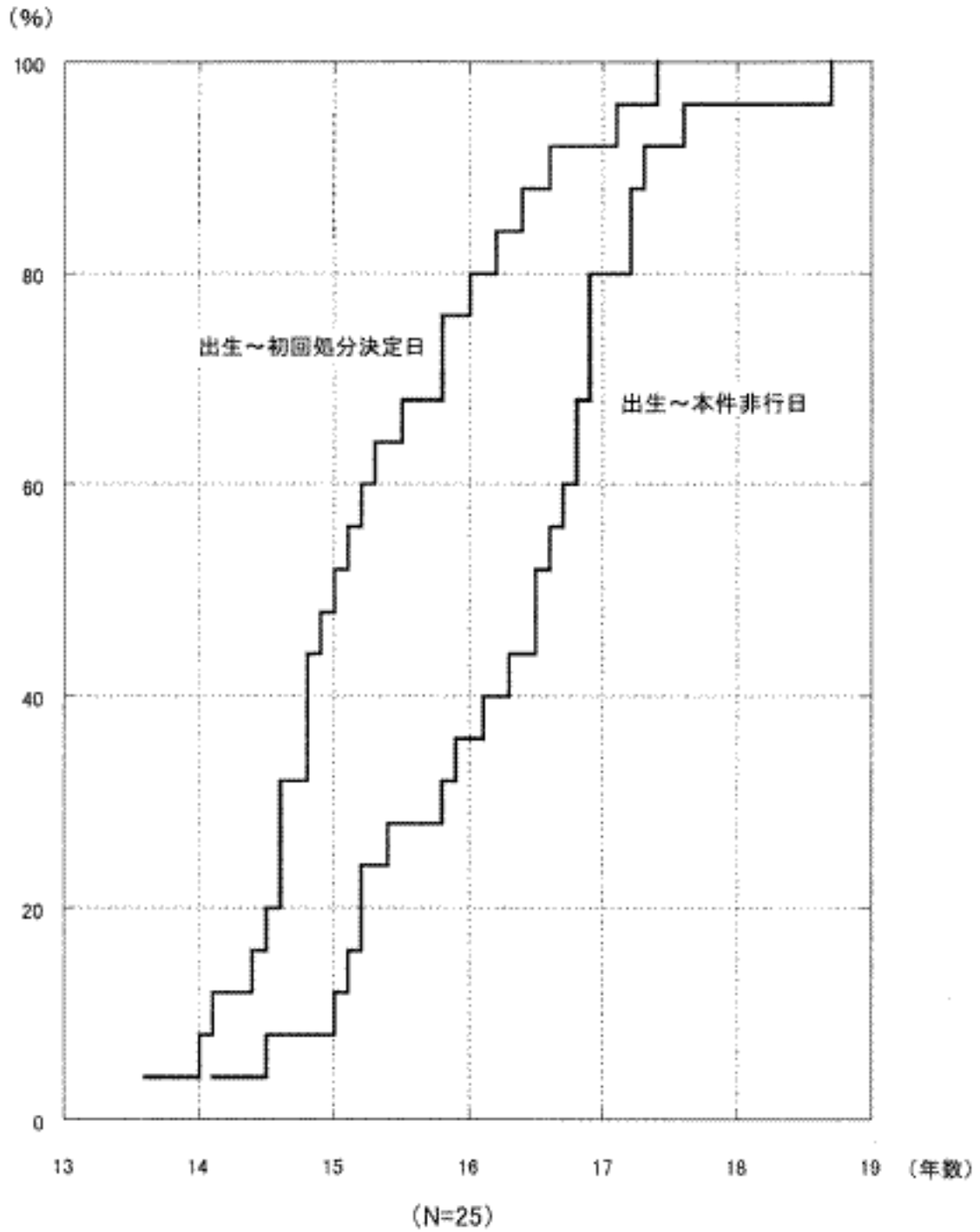
注 法務総合研究所の調査による。

3 来日から初回非行時までの期間

(1) 日本出生者

日本出生者の初回非行時（処分決定時をいう。以下本項において同じ。）の年齢は、平均で15.3歳である。出生してから初回の処分決定日（3回以上処分歴がある者は前々回の処分決定日で代替）までの年数と、出生してから本件非行日までの年数を見たものが、**4－5－3－1 図**である。

4-5-3-1図 出生から初回非行時と本件非行時までの期間



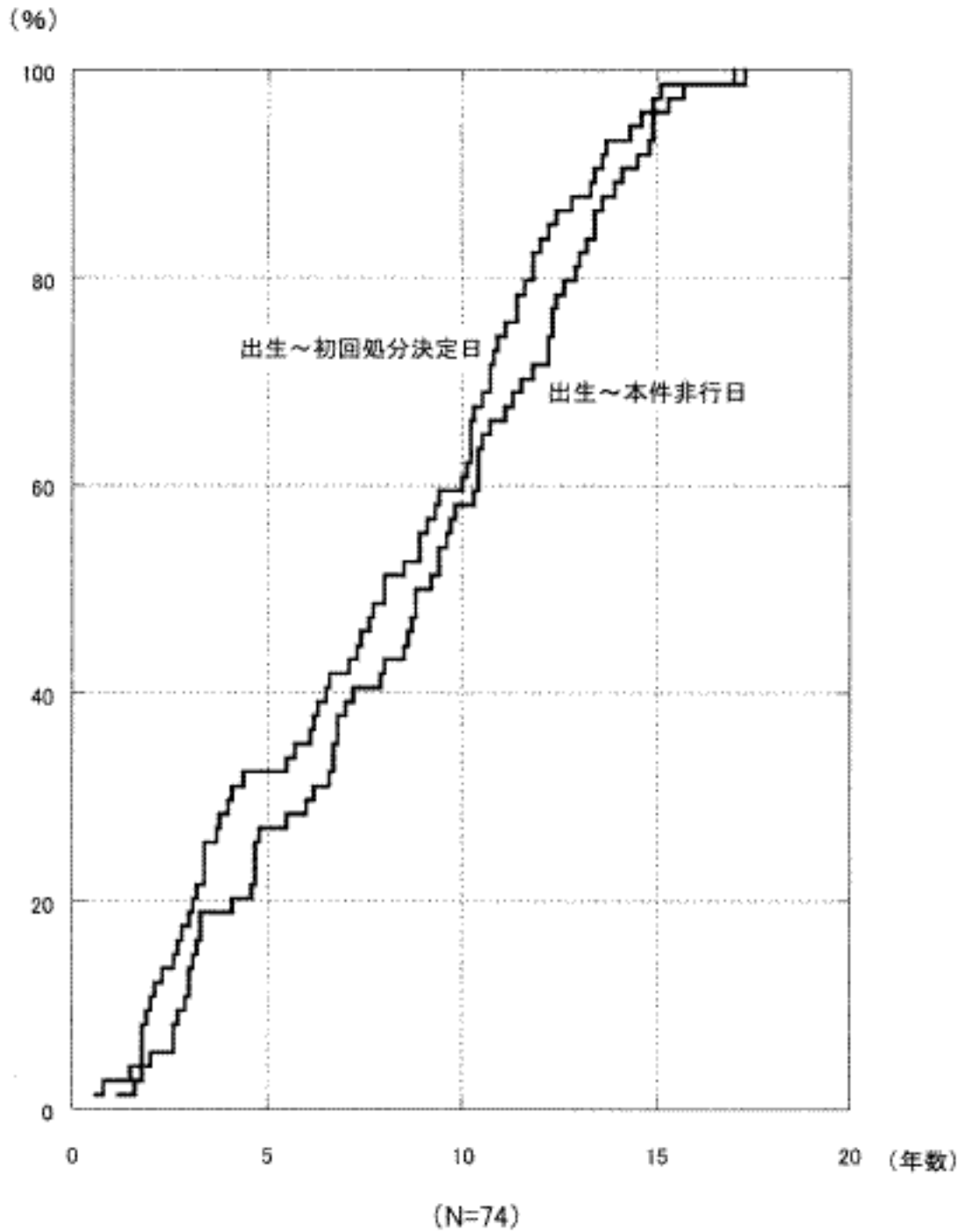
区 分	平均	最低	最高
来日時年齢（日本出生のため0歳）	—	—	—
初回非行時年齢（初回処分時年齢）	15.3歳	13年7か月	17歳4か月
出生から初回非行時までの期間	15.3年	13.6年	17.4年
本件非行時年齢	16.3歳	14年1か月	18年8か月
出生から本件非行時までの期間	16.3年	14.1年	18.7年

注 法務総合研究所の調査による。

（２）来日少年

来日少年の初回非行時年齢は、平均で16.7歳である。来日少年の平均入国時年齢は8.9歳であるから、来日してから平均7～8年で、（日本で）初めての非行を行っていることになる。来日少年が来日してから初回の処分決定日（3回以上処分歴がある者は前々回の処分決定日で代替）までの年数と、来日してから本件非行日までの年数を見たものが、**4－5－3－2図**である。

4-5-3-2図 来日から初回非行時と本件非行時までの期間



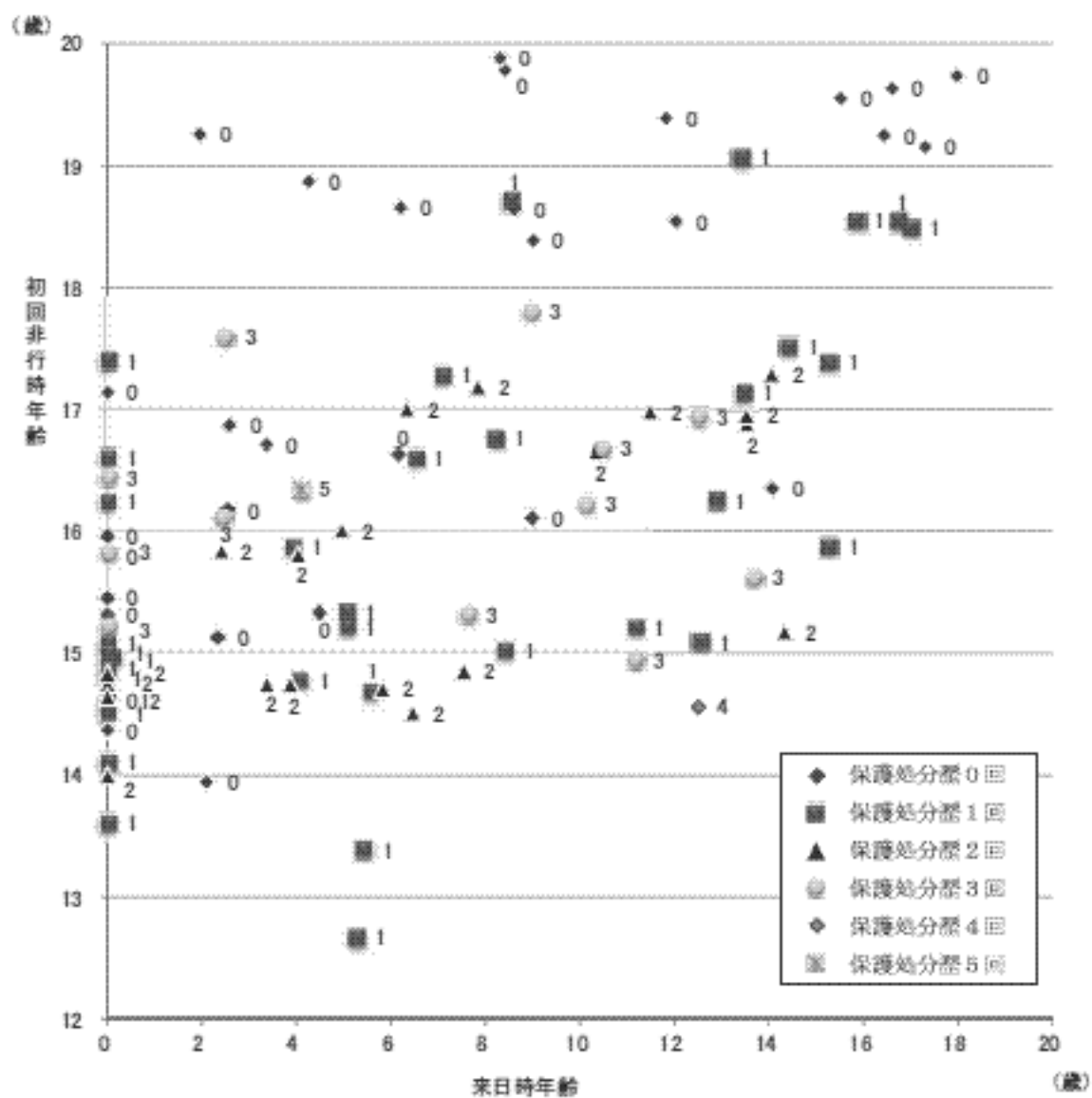
区 分	平均	最低	最高
来日時年齢	8.9歳	1 か月	17年11か月
初回非行時年齢 (初回処分時年齢)	16.7歳	12年8か月	19年10か月
来日から初回非行時までの期間	7.8年	0.6年	17.3年
本件非行時年齢	17.6歳	13年6か月	19年9か月
来日から本件非行時までの期間	8.7年	1.2年	17.0年

注 法務総合研究所の調査による。

(3) 来日時年齢と初回非行・処分時年齢

4-5-3-3図は、調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢（横軸）と初回非行時年齢（縦軸）の関係を見たものである。来日時年齢の0歳の縦軸線上にあるマーカーは、日本で出生した者又は0歳で来日した者である。

4-5-3-3図 来日時年齢と初回非行時年齢の関係

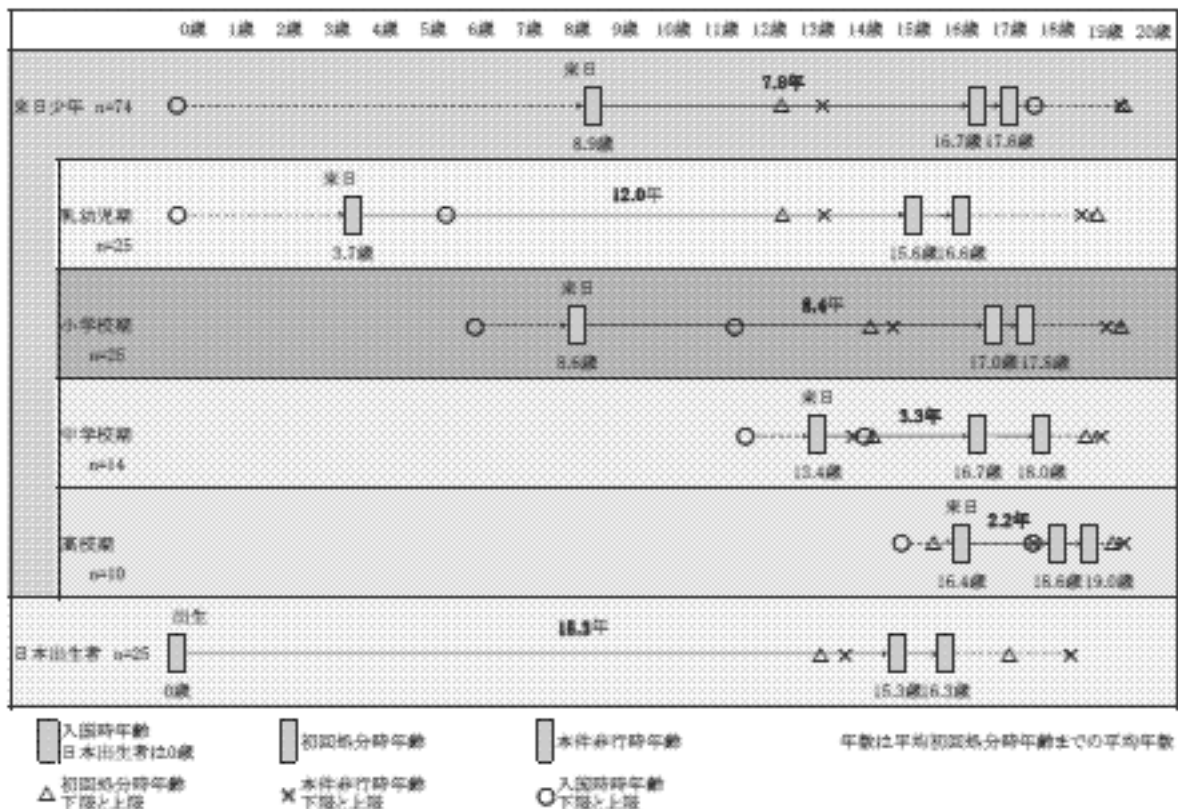


注 法務総合研究所の調査による。

4 来日時年齢類型と非行経歴

日本出生者と来日少年について、出生又は来日時年齢、初回非行時年齢、本件非行時年齢を見たものが、4-5-4図である。少年院には上限及び下限とも年齢制限があるため、来日時年齢が上がるに従って来日から初回非行時年齢までの期間が短くなるのは当然であるが、それでも中学校期と高校期の来日少年は、来日から初回非行時年齢までの期間がそれぞれ3.3年、2.2年と、極めて短期間の間に初回の処分を受けていることから、非行性の発現が来日前であったことも考えられる。

4-5-4図 来日時年齢類型と非行経歴

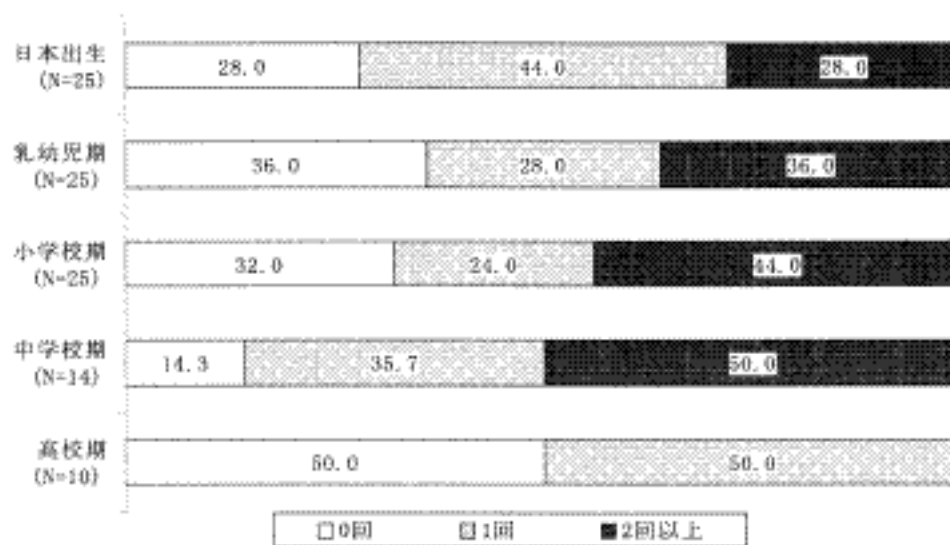


注 法務総合研究所の調査による。

5 来日時年齢類型と家庭裁判所処分歴

調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢類型別に家庭裁判所処分歴を見たものが、4-5-5図である。高校期の来日少年は、在留期間が短いためか、処分回数が少ないが（平均0.5回）、それを除くと、処分歴が2回以上の者は、日本出生者では28.0%、来日少年では、乳幼児期36.0%、小学校期44.0%、中学校期50.0%となっている。

4-5-5図 来日時年齢類型と家庭裁判所送致歴

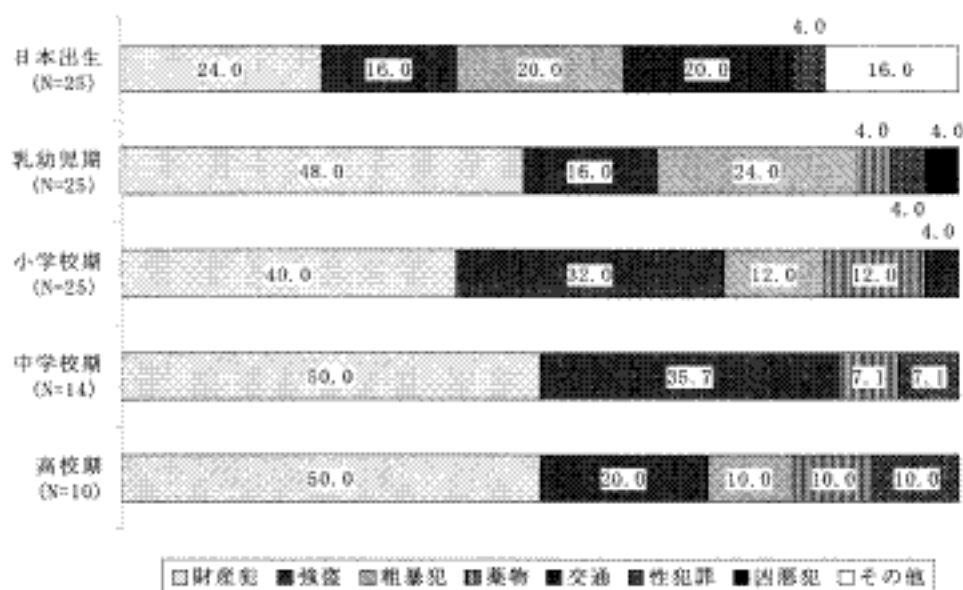


注 法務総合研究所の調査による。

6 来日時年齢類型と主たる非行名

調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢類型別に主たる非行名を見たものが、4-5-6図である。日本出生者と乳幼児期の来日少年では、粗暴犯が2割を超えている（他の来日時年齢類型では12%以下）。他方、小学校期や中学校期の来日少年では、強盗が3割を超えている（他の来日時年齢類型では2割以下）。

4-5-6図 来日時年齢類型と主たる非行名



注 法務総合研究所の調査による。

第6節 保護者の状況

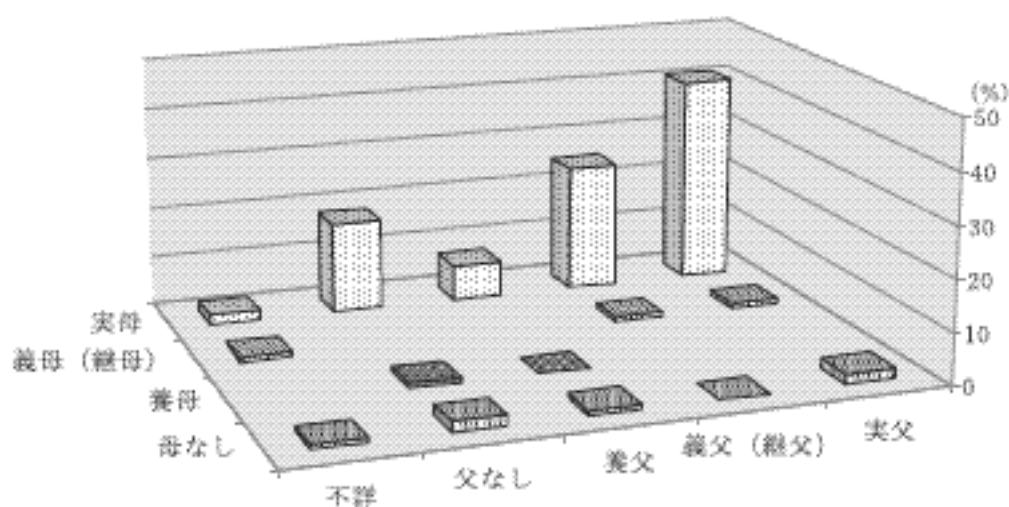
1 保護者の状況

保護者の状況は、4-6-1-1図のとおりである。母親については、実母がいる者が90.3%に及んでいるのに対し、父親については、実父がいる者は42.7%にすぎず、義父（継父）が25.2%，養父が7.8%，父のいない者が20.4%となっている。結果として、実父母がいる者が39.8%，義父実母が24.3%，養父実母が6.8%，実母のみが17.5%となっている。

調査対象者と日本人入院者を比べて見たものが、4-6-1-2図である。

さらに、保護者の状況について、その他及び父母なしの者を除外した上、「実父母」、「実父のみ・実母のみ」、「実父義母・義父（養父を含む。以下同じ。）実母」の3カテゴリーに統合して χ^2 検定を行ったところ、調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られ（ $\chi^2(2) = 57.719$ $p < .001$ ），調査対象者の方が「実父のみ・実母のみ」の割合が顕著に低く、「実父義母・義父実母」の割合が顕著に高い。そのうち、義父実母の割合は、調査対象者の31.1%に対し、日本人入院者は8.5%，実母のみの割合は、それぞれ19.4%と38.6%であった。

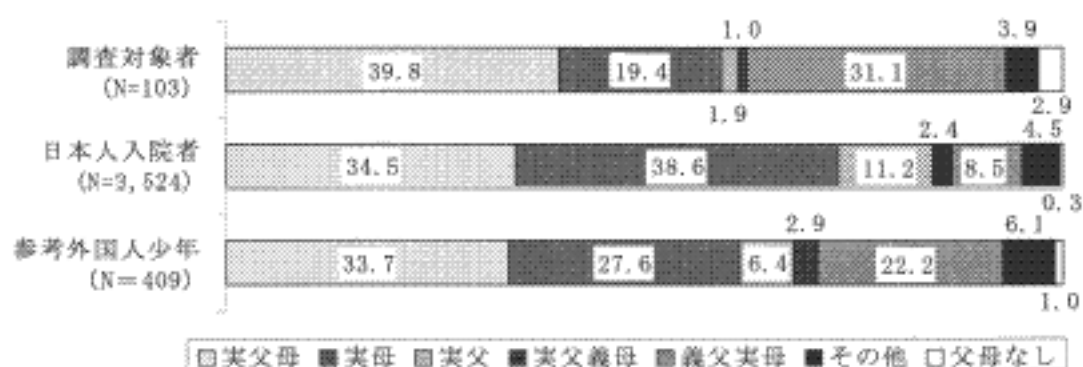
4-6-1-1図 保護者の状況



区分	実母	義母(継母)	養母	母なし	全体
実父	41 (39.8)	1 (1.0)	-	2 (1.9)	44 (42.7)
義父(継父)	25 (24.3)	1 (1.0)	-	-	26 (25.2)
養父	7 (6.8)	-	-	1 (1.0)	8 (7.8)
父なし	18 (17.5)	-	1 (1.0)	2 (1.9)	21 (20.4)
不詳	2 (1.9)	1 (1.0)	-	1 (1.0)	4 (3.9)
全体	93 (90.3)	3 (2.9)	1 (1.0)	6 (5.8)	103 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。

4-6-1-2図 保護者の状況(比較)



日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(6)=96.685, p<.001$]

注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 義父実母の義父には、養父を含む。
3 「その他」は、不詳の者を含む。

2 保護者の国籍

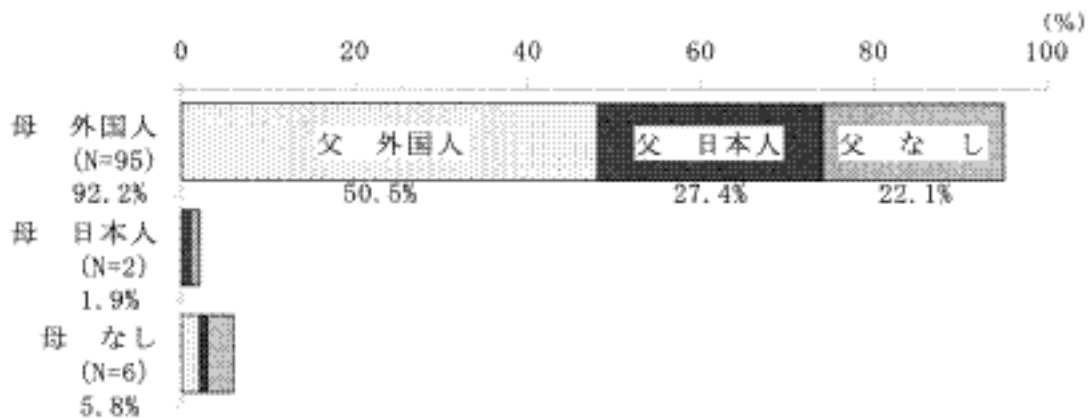
保護者の国籍（日本人・外国人）を見たものが、4-6-2-1図ないし4-6-2-3図である。

母親の国籍は、母親がいない6人を除く97人のうち、母親が日本人であるのは2人だけであり、残り95人（92.2%）は外国人である。また、父親の国籍は、外国人50人（48.5%）、日本人28人（27.2%）、父親なし25人（24.3%）である（4-6-2-1図）。

母親が外国人である者のうち、父親も外国人である者は50.5%、父親が日本人である者は27.4%、父親なしは22.1%となっている。つまり、父親が日本人である者を除く7割以上の者が、父母共に外国人であるか、外国人の母子家庭である（4-6-2-2図）。

また、父親が実父か否かとその国籍との関係で有意差が見られ、それぞれ、実父の場合は外国人である割合が9割に近く、反対に、実父以外の場合は日本人である割合が3分の2強と、顕著に高い（4-6-2-3図）。

4-6-2-1図 保護者の国籍

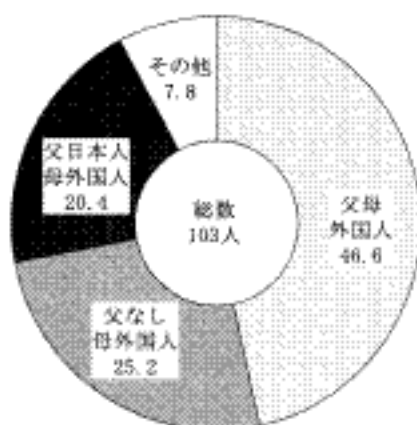


父 \ 母	外国人	日本人	母なし	全体
外国人	48 (96.0)	—	2 (4.0)	50 (100.0)
日本人	26 (92.9)	1 (3.6)	1 (3.6)	28 (100.0)
父なし	21 (84.0)	1 (4.0)	3 (12.0)	25 (100.0)
全体	95 (92.2)	2 (1.9)	6 (5.8)	103 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

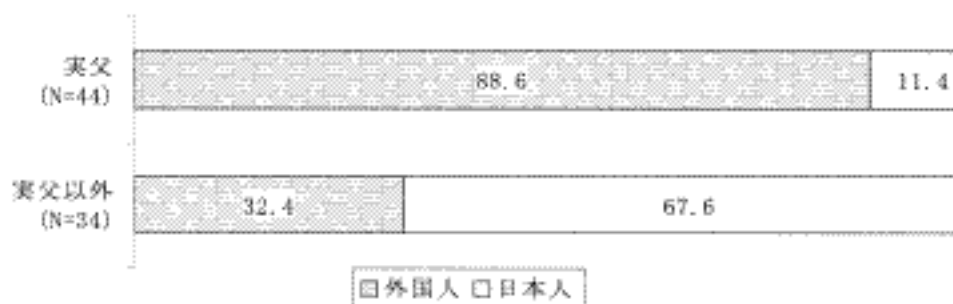
2 () 内は、構成比である。

4－6－2－2図 保護者の国籍



注 法務総合研究所の調査による。

4－6－2－3図 父親の属性と国籍



[$\chi^2(1)=26.403, p<.001$]

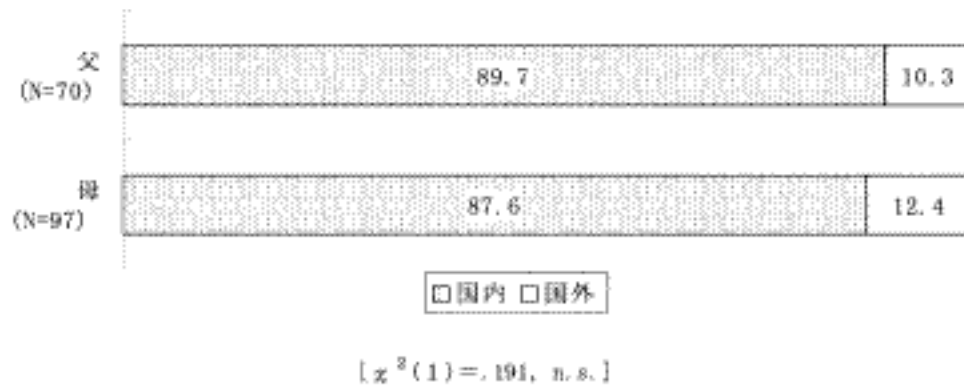
注 法務総合研究所の調査による。

3 保護者の所在（国内外）

保護者の所在状況を父親，母親の別に見ると，4－6－3－1図のとおりである。父親が国外に在住している者が10.3%，母親が国外に在住している者が12.4%いる。

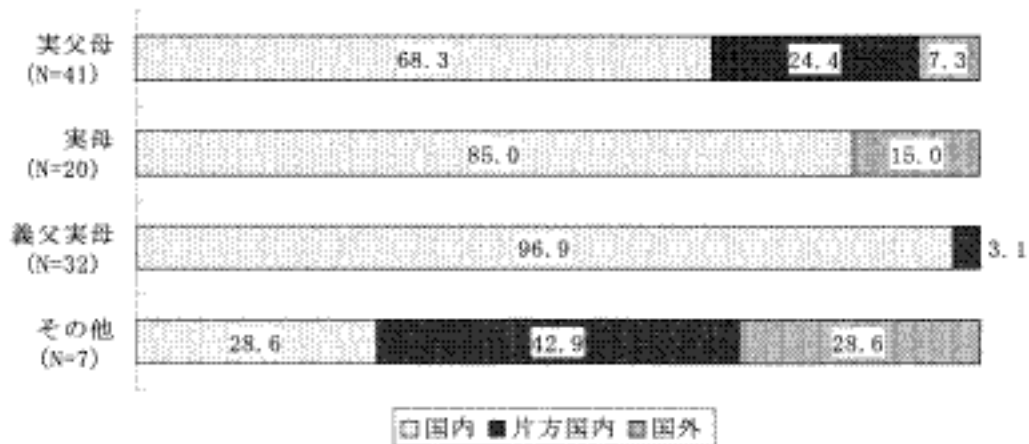
さらに，これを保護者の状況別に見たものが，4－6－3－2図である。実父母がいる場合でも片方の親が国外に在住している者が24.4%おり，両親とも国外に在住している者も7.3%見られる。また，実母しかいない場合でも，その実母が国外に在住している者が15.0%いた。

4-6-3-1図 保護者の所在（国内外）



注 法務総合研究所の調査による。

4-6-3-2図 保護者の状況と所在（国内外）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 義父実母の義父には、養父を含む。
 3 その他は、実父、実父義母、義父義母、義母、養母、養父を示す。

4 保護者の職業

保護者の職業を父親、母親の別に見ると、4-6-4-1図のとおりである。父親では製造・建設・労務・技能工が41.0%、母親ではサービス業が22.7%を占めている。

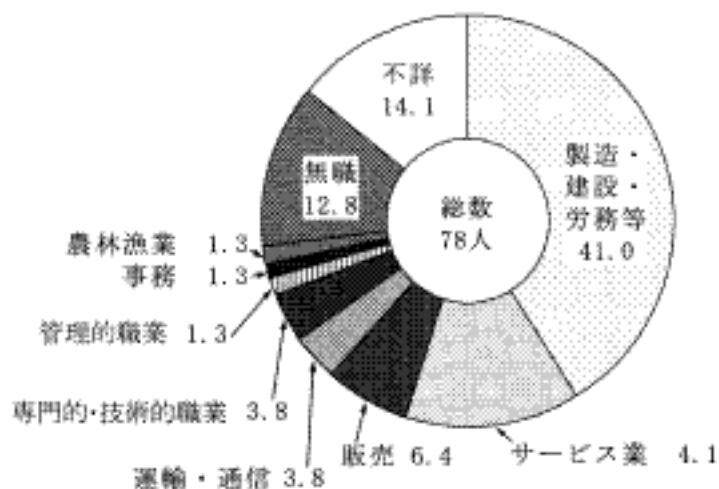
父親がいる場合は父親の、父親がいない場合は母親の職業を保護者の職業とし、日本人入院者の保護者の職業（非行時において少年を現に監護していた者の職業）と比べると、4-6-4-2図のとおりである。

さらに、保護者の職業（4-6-4-2図）について、不詳の者を除外した上、「製造・建設・労務・技能工」、「サービス業」、「その他（運輸・通信、専門的・技術的職業、事務、販売、管理的職業、農林漁業、保安職業、その他）」、「無職」の4カテゴリーに統合して χ^2 検定を行ったところ、調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られ（ $\chi^2(3) =$

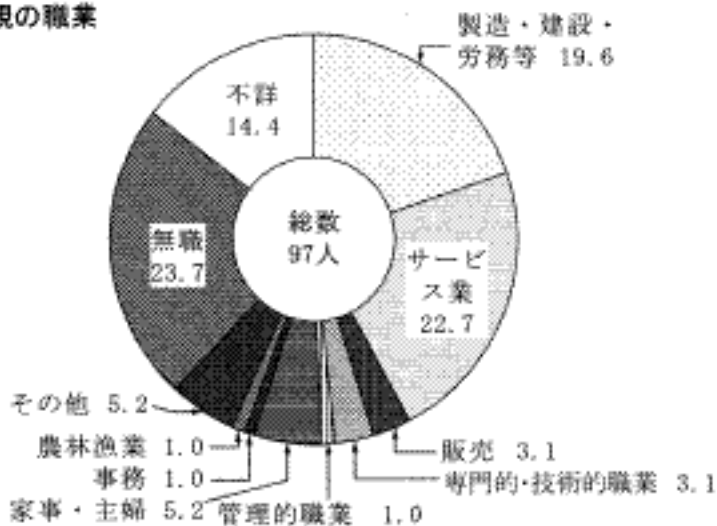
14.885, $p < .01$), 調査対象者の保護者では, 有職者では建設・製造・労務・技能工が35.0% (日本人入院者の保護者では25.1%) と顕著に高く, 無職が15.5% (同14.0%) である。なお, 参考外国人少年の保護者では, 製造・建設・労務等が56.5%と更に高く, 無職が9.8%と低い。

4-6-4-1図 保護者の職業

① 父親の職業

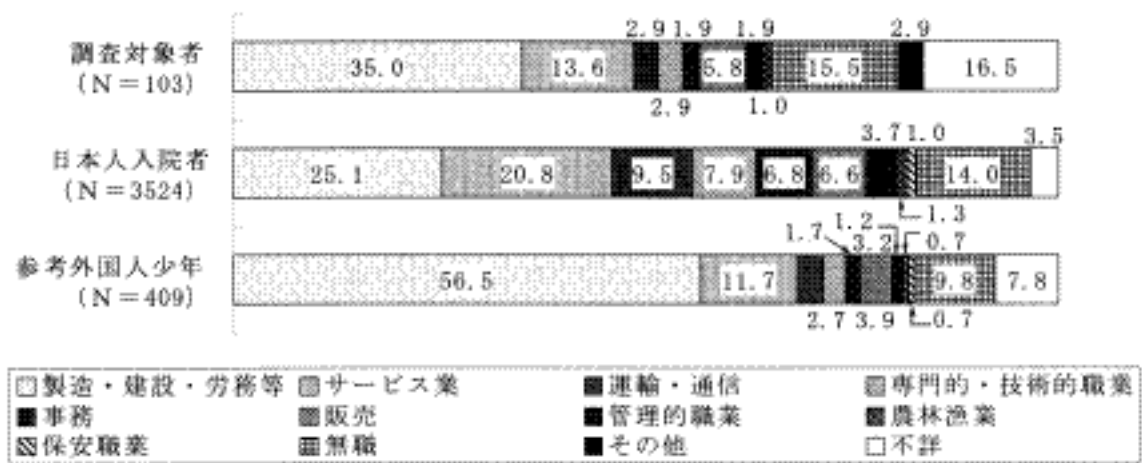


② 母親の職業



注 法務総合研究所の調査による。

4-6-4-2図 保護者の職業（比較）



父親の属性及び国籍と職業を見たものが、4-6-4-3表及び4-6-4-4表である。父親の職業は、父の属性（実父かそれ以外）や国籍（日本人・外国人）で、大きな差は見られない。

4-6-4-3表 父親の属性と職業

区分	無職	有 職								不詳	全体
		専門的・技術的職業	管理的職業	事務	販売	サービス業	農林漁業	運輸・通信	製造・建設・労務等		
実父	6 (13.6)	2 (4.5)	1 (2.3)	—	3 (6.8)	7 (15.9)	— -	2 (4.5)	17 (38.6)	6 (13.6)	44 (100.0)
実父以外	4 (11.8)	1 (2.9)	—	1 (2.9)	2 (5.9)	4 (11.8)	1 (2.9)	1 (2.9)	15 (44.1)	5 (14.7)	34 (100.0)
全体	10 (9.7)	3 (2.9)	1 (1.0)	1 (1.0)	5 (4.9)	11 (10.7)	1 (1.0)	3 (2.9)	32 (31.1)	11 (10.7)	109 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。

4-6-4-4表 父親の国籍と職業

区分	無職	有 職								不詳	全体
		専門的・ 技術的 職業	管理的 職業	事務	販売	サービ ス業	農林 漁業	運輸・ 通信	製造・ 建設・ 労務等		
外国人	8 (16.0)	1 (2.0)	1 (2.0)	—	5 (10.0)	6 (12.0)	1 (2.0)	1 (2.0)	20 (40.0)	7 (14.0)	50 (100.0)
日本人	2 (7.1)	2 (7.1)	—	1 (3.6)	—	5 (17.9)	—	2 (7.1)	12 (42.9)	4 (14.3)	28 (100.0)
全体	10 (9.7)	3 (2.9)	1 (1.0)	1 (1.0)	5 (4.9)	11 (10.7)	1 (1.0)	3 (2.9)	32 (31.1)	11 (10.7)	103 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

5 家庭の生活程度

家庭の生活程度は、4-6-5-1図ないし4-6-5-4図のとおりである。

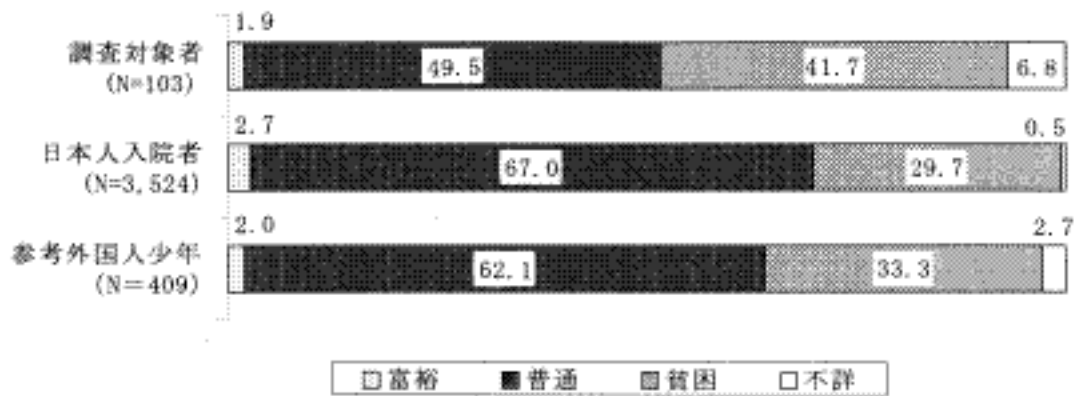
普通が49.5%，貧困が41.7%であり，総じて生活程度が低い。これに対し，日本人入院者では普通が67.0%，貧困が29.7%である（4-6-5-1図）。

さらに，家庭の生活程度について，不詳の者を除いた上，「富裕・普通」，「貧困」の2カテゴリーに統合して χ^2 検定を行ったところ，調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られ（ $\chi^2(1)=9.855$ ， $p<.01$ ），調査対象者の方が貧困の割合が顕著に高い。なお，参考外国人少年の貧困の割合は33.3%にとどまる。

保護者の状況別に見ると，実父母と義理の親がいる者では生活程度に差はないが，実母又は実父のみ（ほとんどが実母のみ）の家庭では貧困の者が6割を超えている（4-6-5-2図）。また，保護者の国籍別に見ると，父母共に外国人と，父が日本人で母が外国人とでは生活程度に差は見られない（4-6-5-3図）。

また，調査対象者の来日又は出生から本件処分決定日までの期間を保護者の在留期間とみなし，それと家庭の生活程度と関係を見たところ，4-6-5-4図のとおりであった。日本での生活が長くなっても，必ずしも経済的な生活が安定しているわけではないことがわかる。

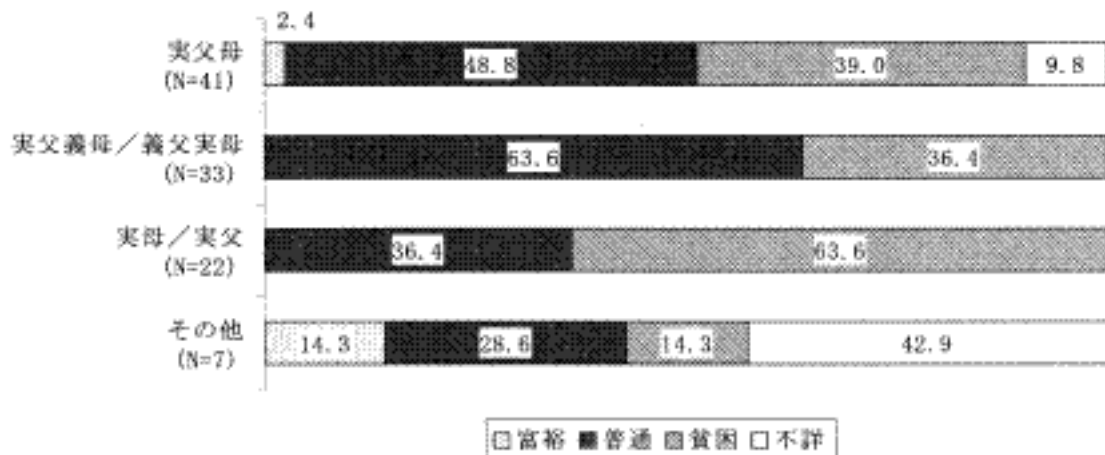
4-6-5-1図 家庭の生活程度（比較）



日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(3)=25.896, p<.001$]

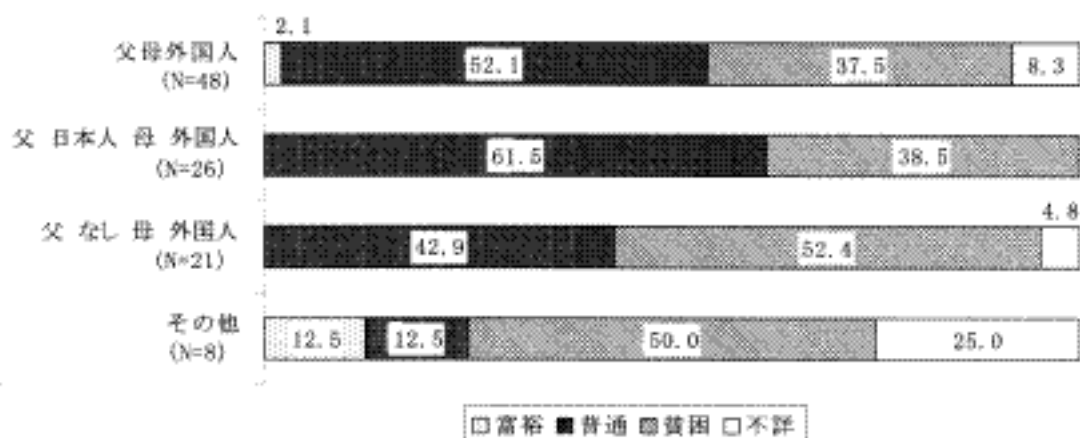
- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 生活程度は、矯正統計年報の区分による。

4-6-5-2図 保護者の状況と家庭の生活程度



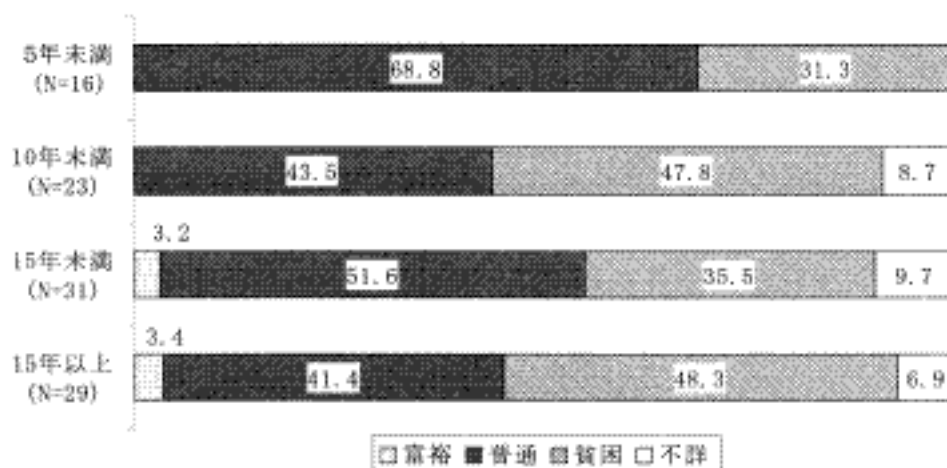
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 養父実母の養父には、養父を含む。
 3 生活程度は、矯正統計年報の区分による。

4-6-5-3図 保護者の国籍と家庭の生活程度



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 生活程度は、矯正統計年報の区分による。

4-6-5-4図 日本での在留期間と家庭の生活程度

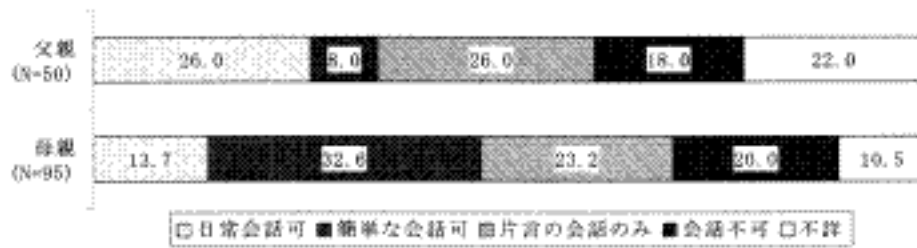


注 1 法務総合研究所の調査による。
2 生活程度は、矯正統計年報の区分による。

6 保護者の日本語能力

外国人である父親50人、母親95人の日本語能力について見ると、4-6-6-1図のとおりである。日常会話ができる保護者は、父親で26.0%，母親で13.7%にすぎない。調査対象者の在留期間からすると、保護者の在留期間も長期に及んでいる場合が少なくないと思われるが、日本語能力は依然として低いままとなっており、少年院やその後の保護観察においても、処遇上の障害となるであろうことが予想される。

4-6-6-1図 外国人の保護者の日本語能力



注 法務総合研究所の調査による。

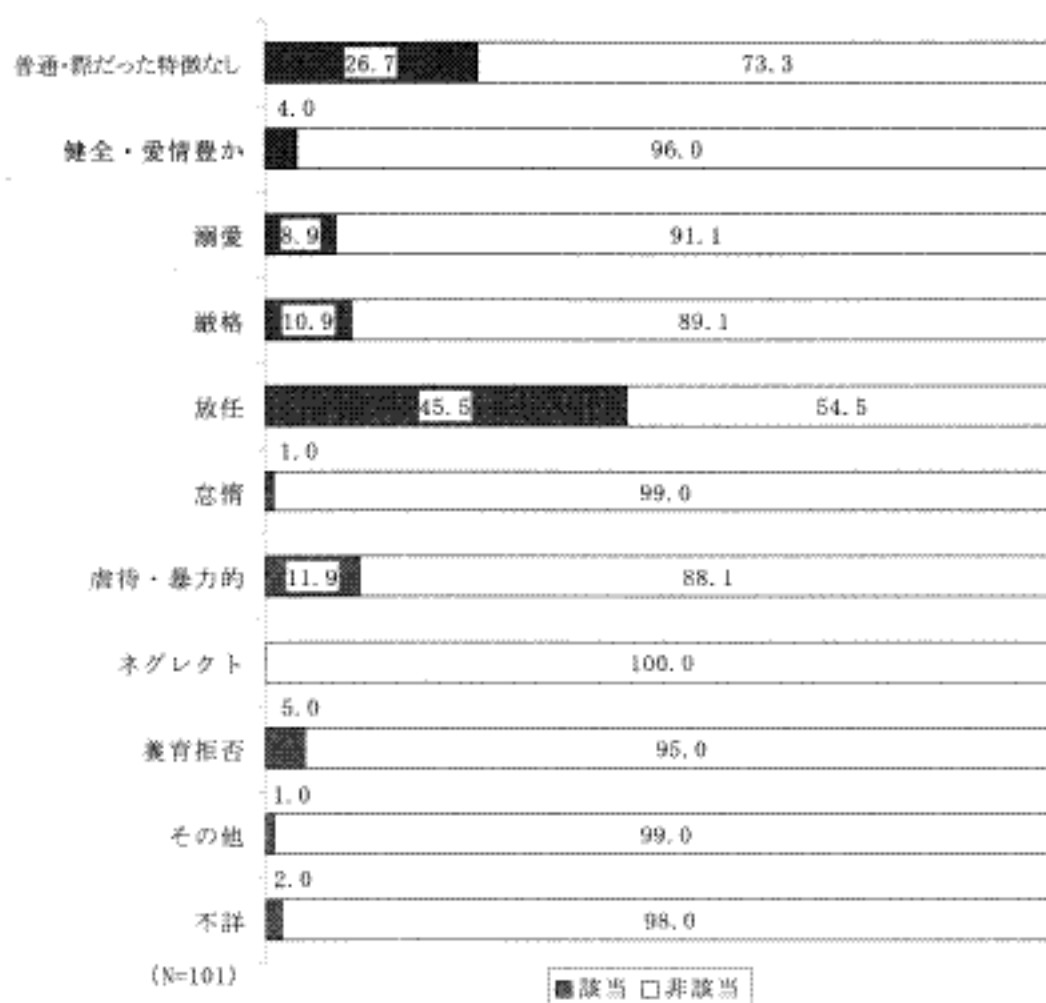
7 養育態度

家庭の養育態度（複数回答）は、4-6-7-1図のとおりである。放任が45.5%と最も多く、普通・際だった特徴なしの26.7%がこれに続いている。しかし、本調査の一環として実施した複数の少年院での聞き取り調査によると、少年院に面会に来た保護者が少年と抱き合って喜ぶなど、一見少年と良好な関係にあるように見えても、文化、風俗等の違いにより、少年の指導に関して極めて無責任であったり、非行の問題に正面から向き合えなかったりする保護者もいるなど、家族関係の在り方が日本人少年とは異なることに注意する必要がある。

また、父母の状況別に放任の有無について見ると、4-6-7-2図のとおりである。放任ありの割合は、実父母や実父義母・義父実母では、それぞれ3～4割台であるが、実母のみ・実父のみでは6割を超えている。

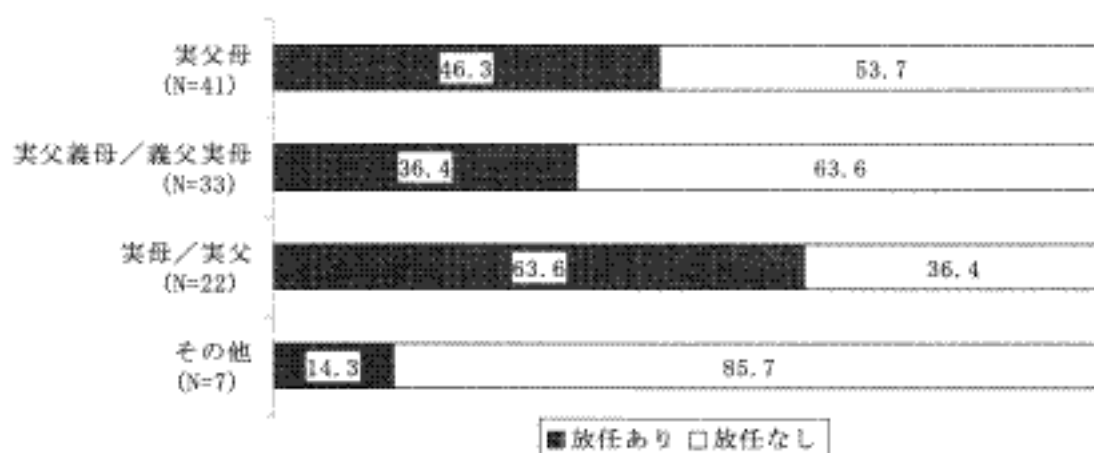
さらに、家庭の生活程度と放任の有無について見ると、4-6-7-3図のとおりである。

4-6-7-1図 保護者の養育態度



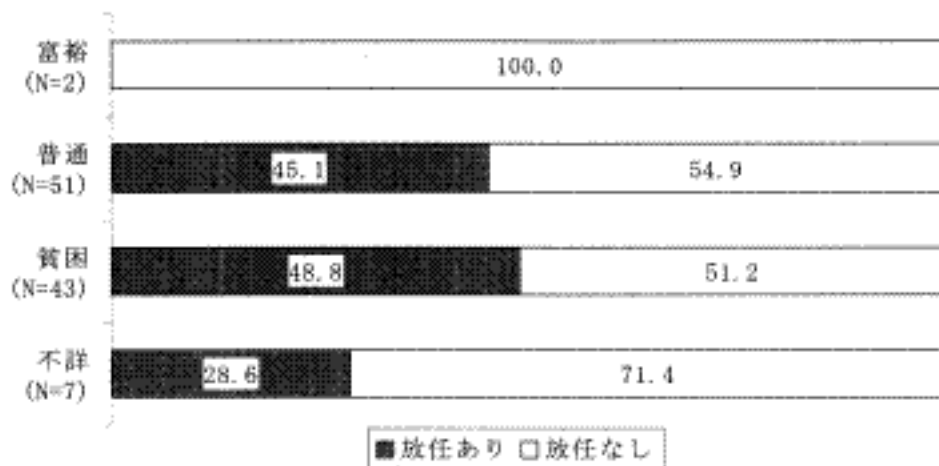
注 法務総合研究所の調査による。

4-6-7-2図 父母の状況と保護者の放任的な養育態度



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 義父実母の義父には、養父を含む。

4-6-7-3図 生活程度と保護者の放任的な養育態度



注 法務総合研究所の調査による。

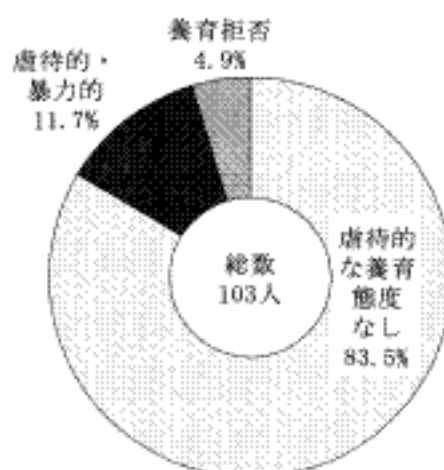
8 虐待

保護者の虐待的な養育態度について見ると、4-6-8-1図のとおりである。保護者の養育態度が虐待・暴力的である場合が11.7%の家庭で見られる（4-6-7-1図は複数回答での割合のため数値が若干異なる。）。さらに、養育拒否までをネグレクトとみなせば、16.5%の少年が虐待的な家庭環境にあることになる。

保護者の状況別に虐待的な養育態度の有無を見たものが、4-6-8-2図である。虐待的な養育態度は、実父母の家庭でも見られるが、実父義母・義父実母の家庭（33人）では18.2%（実父義母（1人）は0%，義父実母（32人）は18.8%）で見られる。また、その他の類型（義母のみ、義父義母など）の家庭では、7人中4人（57.1%）に見られた。

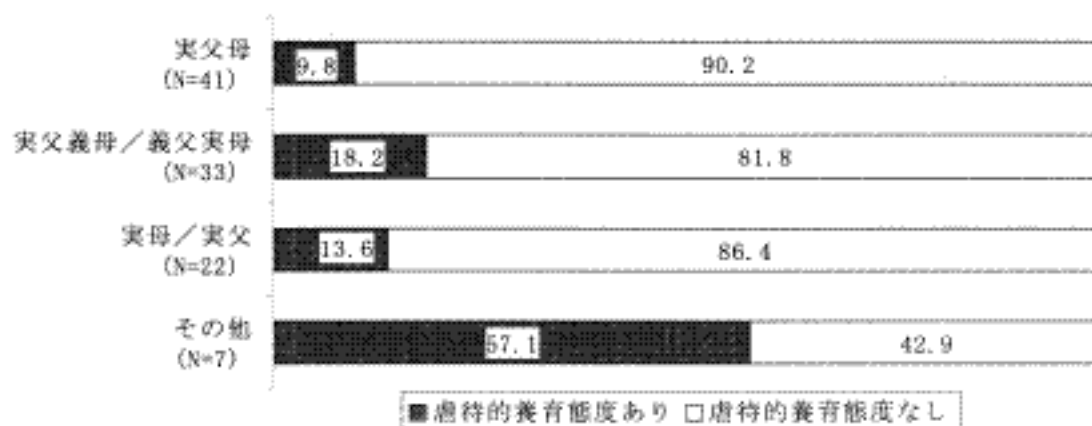
保護者の国籍等別に見ると、フィリピンや中国の保護者の4分の1程度に虐待的な養育態度が見られた（4-6-8-3図）。

4-6-8-1図 保護者の虐待的な養育態度



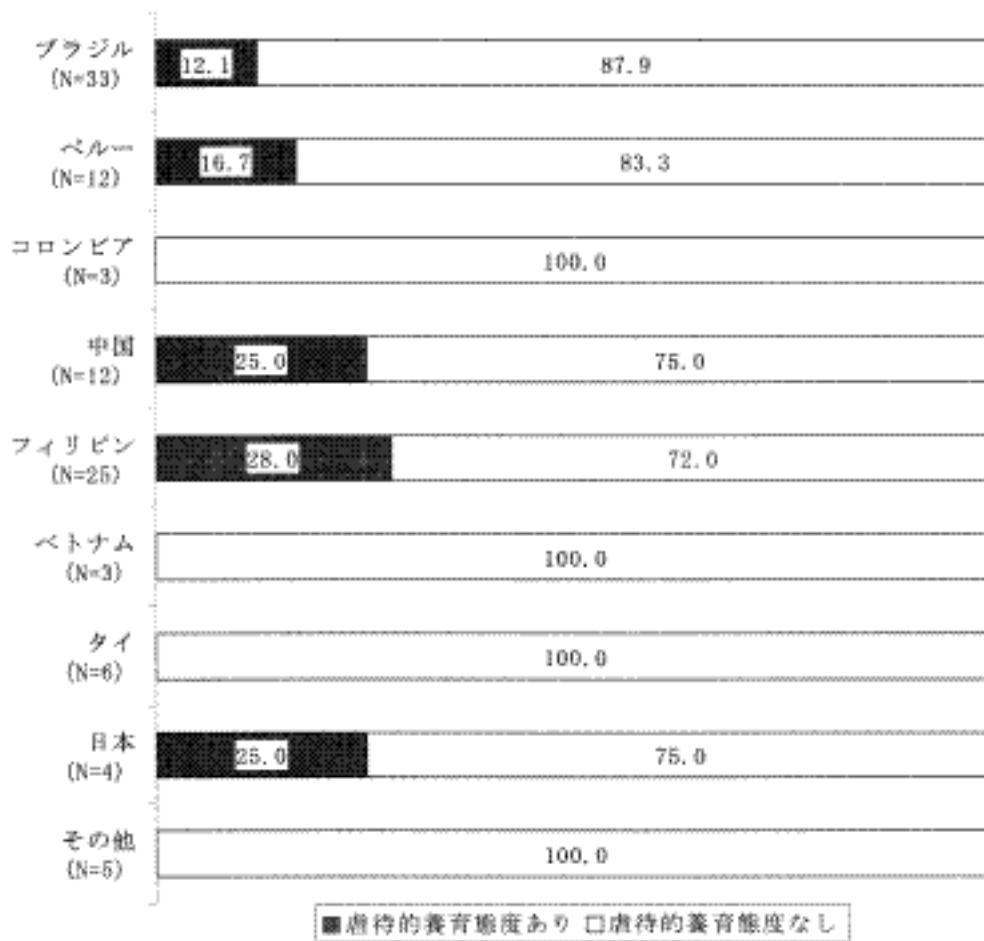
注 法務総合研究所の調査による。

4-6-8-2図 保護者の状況と虐待的な養育態度



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 養父実母の養父には、養父を含む。

4-6-8-3図 保護者の国籍等と虐待的な養育態度



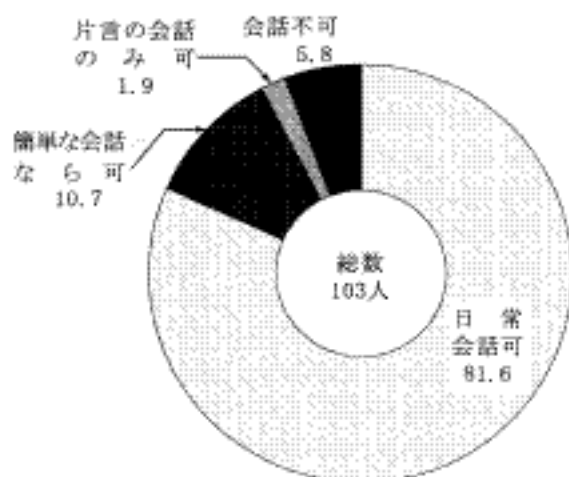
注 法務総合研究所の調査による。

第7節 日本語能力

1 日本語能力

調査対象者の日本語能力は、4-7-1図のとおりである。日常会話可が81.6%、簡単な会話なら可が10.7%であり、この両方で9割を超えている。また、片言の会話のみ可が1.9%、会話不可が5.8%となっている。

4-7-1 図 日本語能力

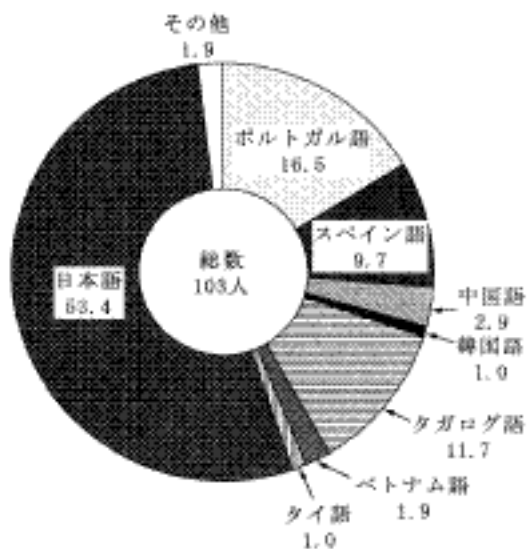


注 法務総合研究所の調査による。

2 日常の使用言語

日常の使用言語を見たものが、4-7-2図である。4-7-1図の結果だけを見ると、調査対象者のうち日本語によるコミュニケーションに問題がある者は少ないように思われるが、日常の使用言語として最も流暢な言語が日本語であるとする者は53.4%しかおらず、ポルトガル語16.5%、タガログ語11.7%、スペイン語9.7%などとなっている。

4-7-2 図 日常の使用言語



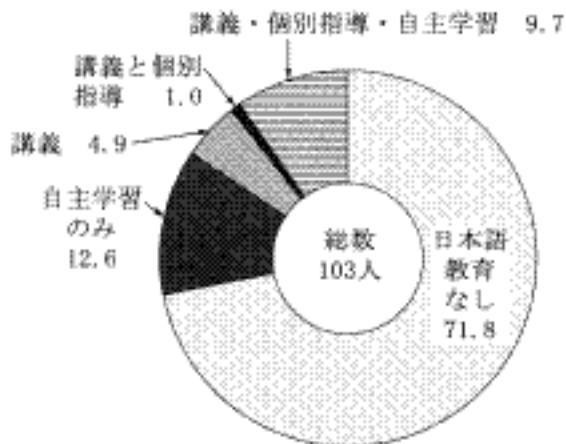
注 法務総合研究所の調査による。

3 日本語教育から見た日本語能力

調査対象者のうち日本語能力に問題がある者は少年院で日本語教育を受けていることから、こうした日本語教育の指導の内容から少年の日本語能力を推し量ることもできる。そこで、少年院での日本語教育の内容について見たものが、**4-7-3-1図**である。少年院での日本語教育には、講義、個別指導、自主学习があるが、これらの日本語教育を受けていない者は71.8%である。これに対し、少年院で自主学习のみ行っている者は12.6%，講義のみを受けている者は4.9%，講義に加え個別指導までを受けている者は1.0%，さらに自主学习まで行っている者は9.7%となっている。このうち、日本語教育を受けていない者は「日本語に問題なし」、自主学习のみ行っている者は「かなり日本語ができる」、講義を受けている者は「日本語にやや問題がある」、講義に加え個別指導を受けている者と、さらに自主学习まで行っている者は「日本語にかなり問題がある」とみなし、こうした少年院での日本語教育から見た日本語レベルを示すと、**4-7-3-2図**のとおりである。

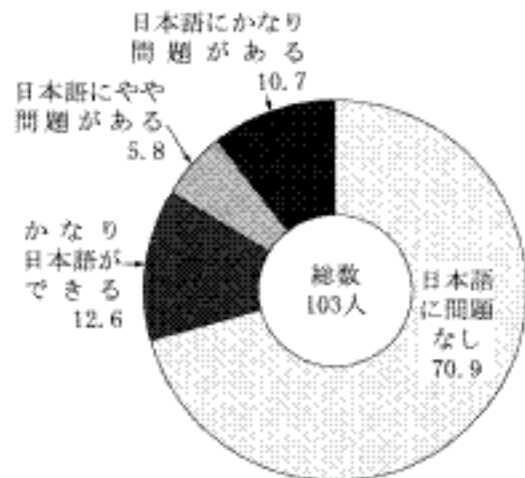
4-7-1図に示した日本語能力の調査結果も考え合わせると、調査対象者のうち17～18%は日本語に問題があると考えられる。

**4-7-3-1図 少年院での
日本語教育**



注 法務総合研究所の調査による。

**4-7-3-2図 日本語教育から
見た日本語レベル**



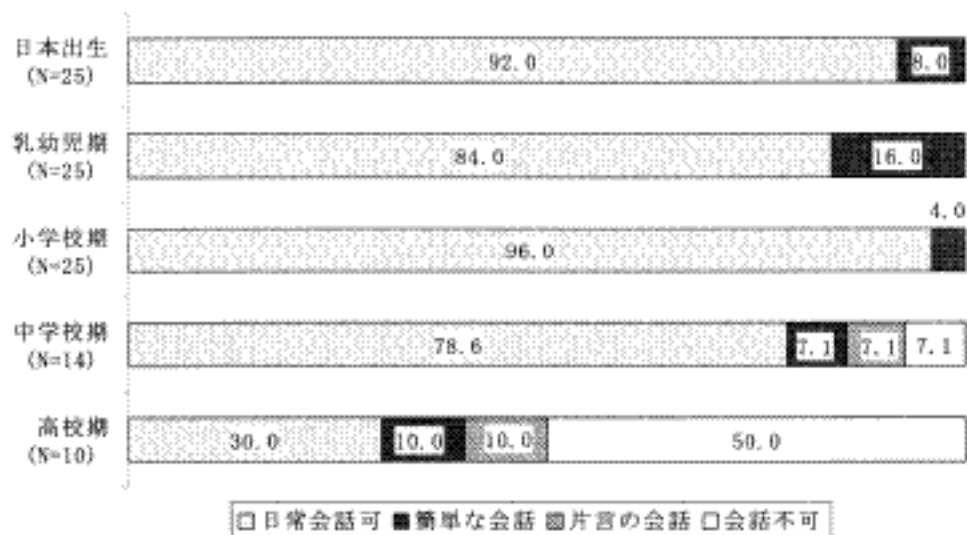
注 法務総合研究所の調査による。

4 在留期間と日本語能力

調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢類型別に日本語能力を見ると、**4-7-4-1図**のとおりである。当然ながら、高い年齢で来日した者ほど日本語能力に問題がある者の割合が高く、特に中学校期の来日少年では21.4%が日本語の会話に何らかの問題があり、高校期の来日少年ではその割合が70.0%に達する。

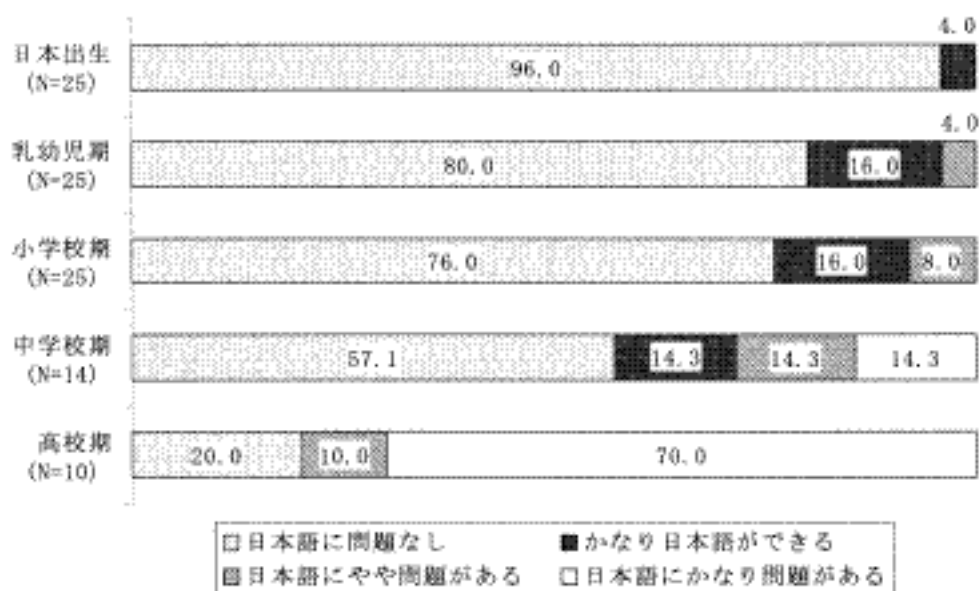
これは、少年院での日本語教育から見た日本語レベルにおいても同様である。しかし、その一方で、乳幼児期や小学校期に来日しながら、日本語の習得度が低い者も見られる（4-7-4-2図）。

4-7-4-1図 来日時年齢類型と日本語能力



注 法務総合研究所の調査による。

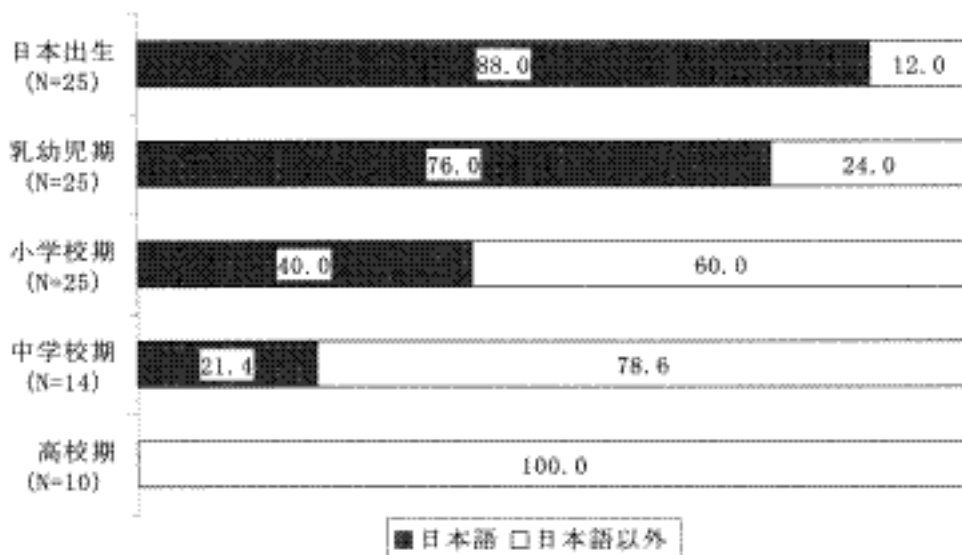
4-7-4-2図 来日時年齢類型と日本語教育から見た日本語レベル



注 法務総合研究所の調査による。

また、調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢型と日常生活の使用言語を見たものが、4-7-4-3図である。日本語以外を日常言語とする者の割合は、高い年齢で来日した者ほど高くなり、中学校期の来日少年では78.6%，高校期の来日少年では100%が日本語以外を日常言語としているが、一方で、小学校期の来日少年でさえ、60.0%が日本語以外の言語が最も流暢であるとしている。つまり、調査対象者のうち、年齢が高くなってから来日した者は日本語に問題が大きい、かなり幼い時期に来日した者でさえ、完全な日本語能力を身に付けていない。少年院での聞き取りでも、幼少期から日本にいる者の多くは、日常会話に問題はないが、読み書きを苦手とする者が多い旨の指摘がなされており、日本語の学習（特に読み書き）の必要な者が一定割合いることになる。

4-7-4-3図 来日時年齢類型と日常生活の使用言語



$$[\chi^2(4)=36.253, p<.001]$$

注 法務総合研究所の調査による。

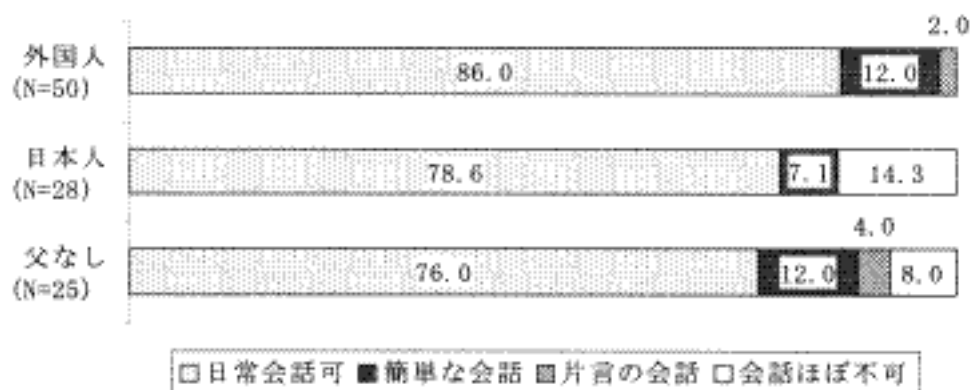
5 生育環境と日本語能力

母親の大半は外国人であるため、保護者との関係では、父親の国籍（日本人・外国人）が調査対象者の日本語能力に関係している可能性がある。そこで、父親の国籍と調査対象者の日本語能力を見たものが、4-7-5-1図である。しかし、父親の国籍と日本語能力との間には有意差は見られず、日本人の父親をもつ場合でも、日本語能力が必ずしも高くなってはいない。これは、日本人の父親のうち67.6%は、母親が再婚するなどした実父以外の者であることから、幼少の頃から日本語に慣れ親しんでいるわけではないことの表れであるとも考えられる。

これに対し、調査対象者の教育状況と日本語能力の関係をみると、4-7-5-2図の

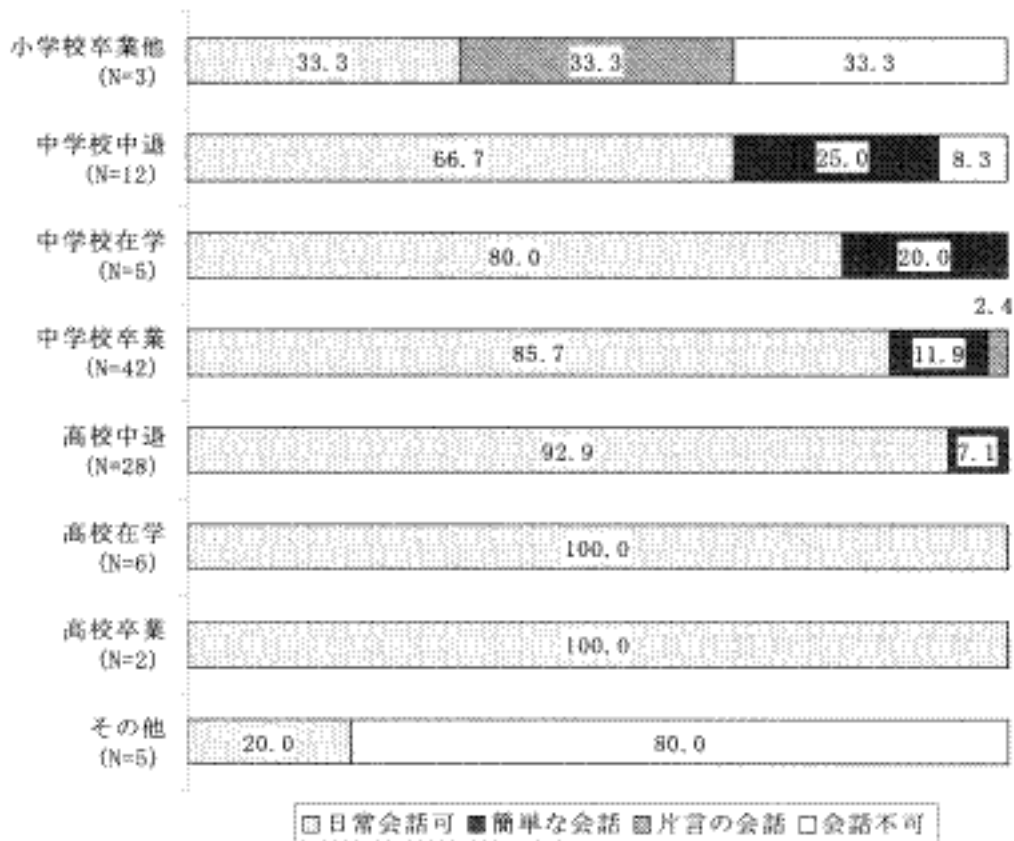
とおりである。日常会話可である者の割合は、小学校卒業他・中学校中退で60.0%，中学校在学で80.0%，中学校卒業で85.7%，高校中退で92.9%，高校在学・卒業では全員となっており，日本語能力不足は学校教育の欠如や不足と関係していることがうかがわれる。もっとも，日本語能力が低いため，学校教育から離脱してしまったとも考えられることから，どちらが原因でどちらが結果かは明らかでない。

4－7－5－1 図 父親の国籍と調査対象者の日本語能力



注 法務総合研究所の調査による。

4-7-5-2図 教育状況と日本語能力



注 法務総合研究所の調査による。

第8節 教育状況

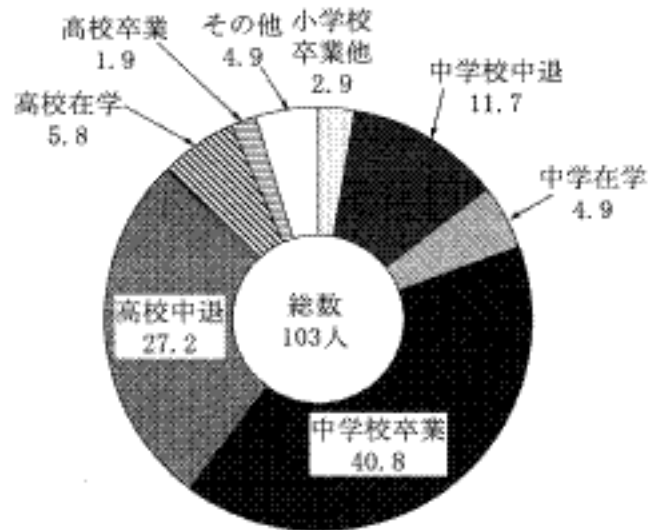
1 教育状況

調査対象者の教育状況は、4-8-1-1図及び4-8-1-2図のとおりである。中学校卒業が40.8%と最も多く、これに高校中退が27.2%と続いている。

日本人入院者と比較した場合、調査対象者は中学校卒業や中学校中退など中学校卒業までの者が60.2%（日本人入院者では48.0%，参考外国人少年では69.4%）に及ぶが、高校中退・在学・卒業の者は35.0%（同50.8%，28.4%）である。また、中学校在学・高校在学の者も10.7%（同30.4%，16.1%）である。

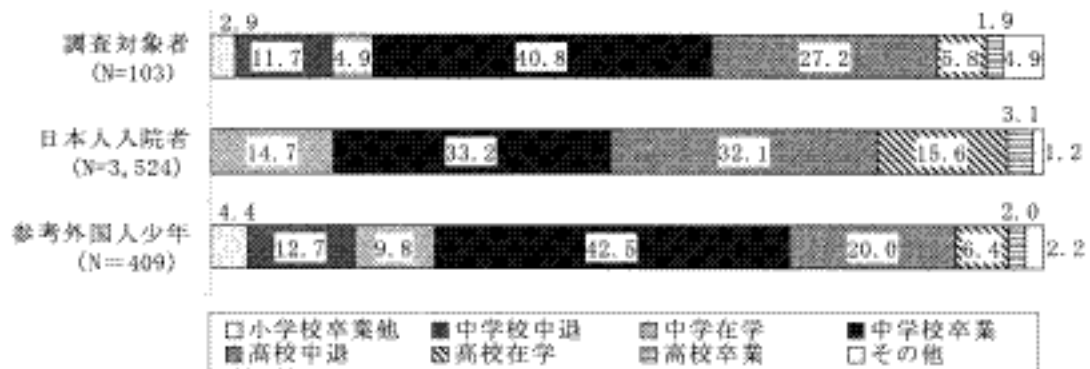
さらに、教育状況について、その他の者を除外した上、「中学校卒業まで（小学校卒業他，中学校中退，中学校在学及び中学校卒業）」、「高校入学以上（高校中退，高校在学及び高校卒業）」の2カテゴリーに統合して χ^2 検定を行ったところ、調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られ（ $\chi^2(1) = 8.228$ $p < .01$ ），調査対象者の方が中学校卒業までの者の割合が高い。

4-8-1-1図 教育状況



注 法務総合研究所の調査による。

4-8-1-2図 教育状況（比較）



注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

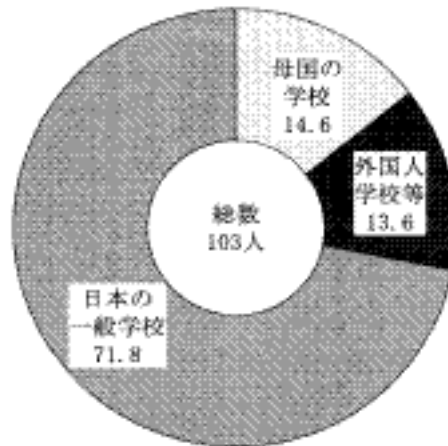
2 最終学歴の場所（国内外）

調査対象者の最終学歴の場所を見たものが、4-8-2-1図である。日本国内の一般学校（公立・私立）が71.8%であり、これに日本国内の外国人学校（ナショナル・スクール）やインターナショナル・スクールを含め、最終学歴が日本国内である者が85.4%を占めており、母国の学校を最終学歴とする者は14.6%である。

また、最終学歴の場所と教育状況との関係を見ると、4-8-2-2図のとおりである。母国の学校を最終学歴とする者（15人）は、小学校卒業及び中学校中退がそれぞれ2人など、教育状況のかなり悪い者が一定割合見られる。一方、国内の外国人学校等を最終学歴とする者（14人）は、高校卒業及び高校在学がそれぞれ1人いるが、高校中退が1人、中

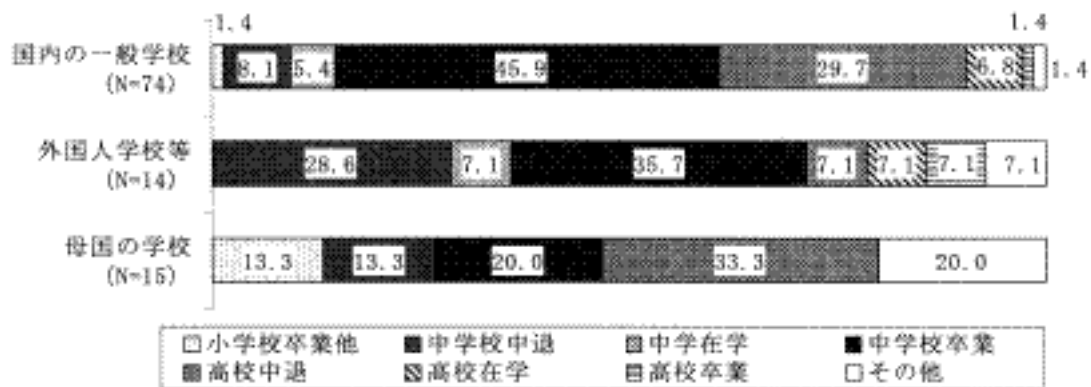
学校中退も4人に及んでいる。

4-8-2-1図 最終学歴の場所（国内外）



注 法務総合研究所の調査による。

4-8-2-2図 最終学歴の場所（国内外）と教育状況



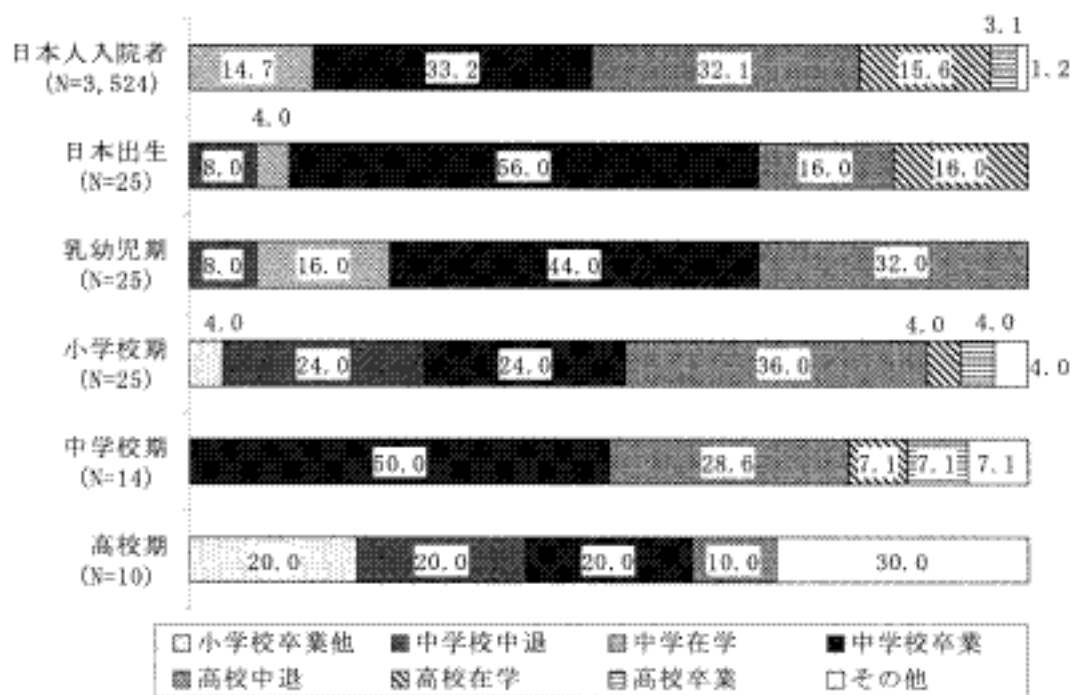
注 法務総合研究所の調査による。

3 来日時年齢類型と教育状況

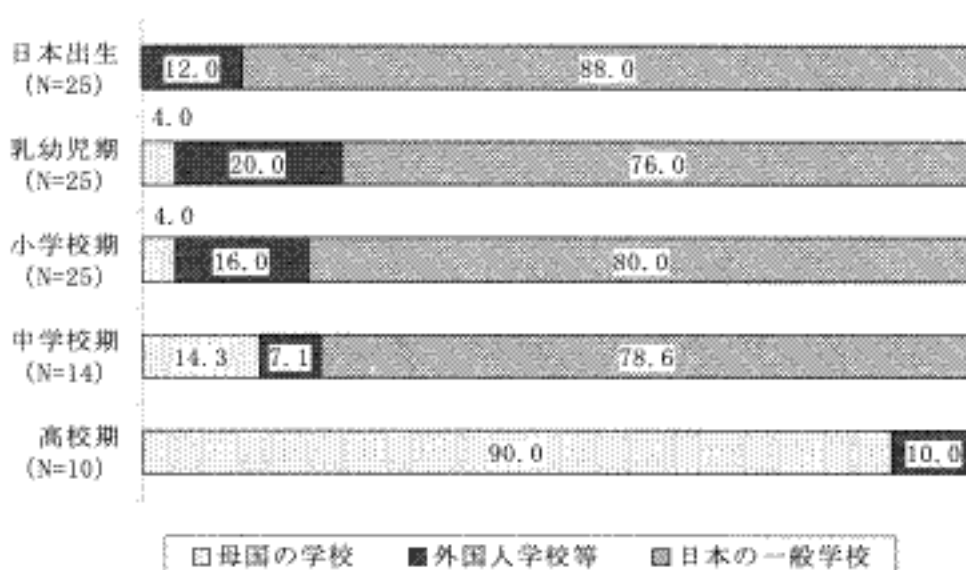
調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢類型と教育状況との関係を見ると、4-8-3-1図及び4-8-3-2図のとおりである。日本出生者では、高校在学が16.0%（なお、他の類型では1割に満たない。）であるほか、中学校卒業が過半数を占める。また、乳幼児期の来日少年では、中学校在学が16.0%（なお、日本出生者では4.0%であるほか、他の類型にはいない。）であるものの、高校中退が32.0%を占め、小学校期の来日少年では、中学校中退が24.0%に及んでいる。中学校期の来日少年では、中学校こそ卒業しているが、高校中退が28.6%に及ぶ。一方、高校期の来日少年では、小学校卒業と中学校中退

の者が4割を占めており、教育状況はかなり悪い。ただし、これは中学校期以前の来日少年とは異なり、来日以前の母国での教育状況である（4－8－3－2図）。つまり、小学校しか出ていない教育状況の悪い者が、高校期になって来日していることになる。

4－8－3－1図 来日時年齢類型と教育状況（比較）



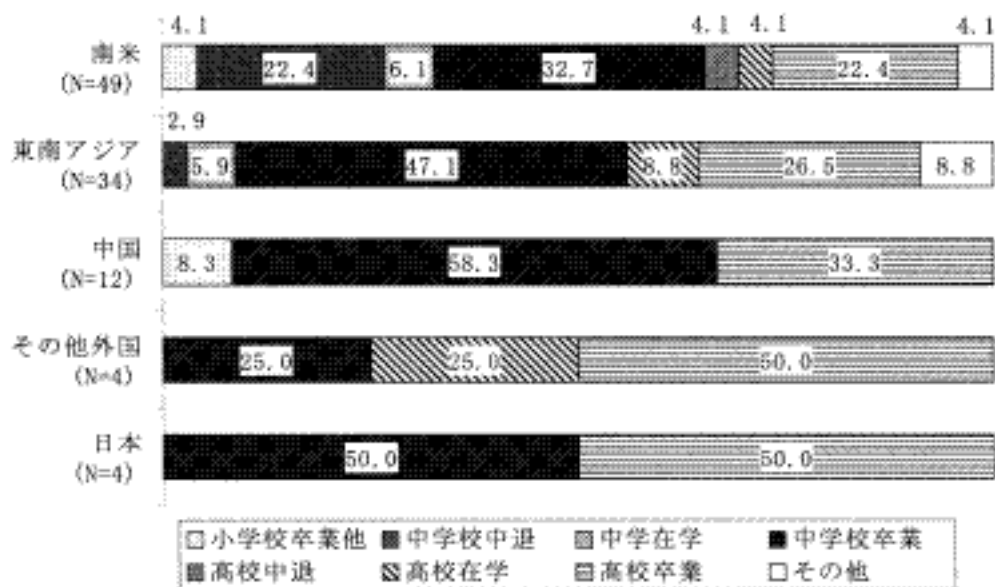
4－8－3－2図 来日時年齢類型と最終学歴の場所（国内外）



4 出身地域と教育状況

調査対象者の出身地域と教育状況との関係を見ると、4-8-4図のとおりである。南米出身者の約2割は中学校中退の者である。

4-8-4図 出身地域と教育状況



注 法務総合研究所の調査による。

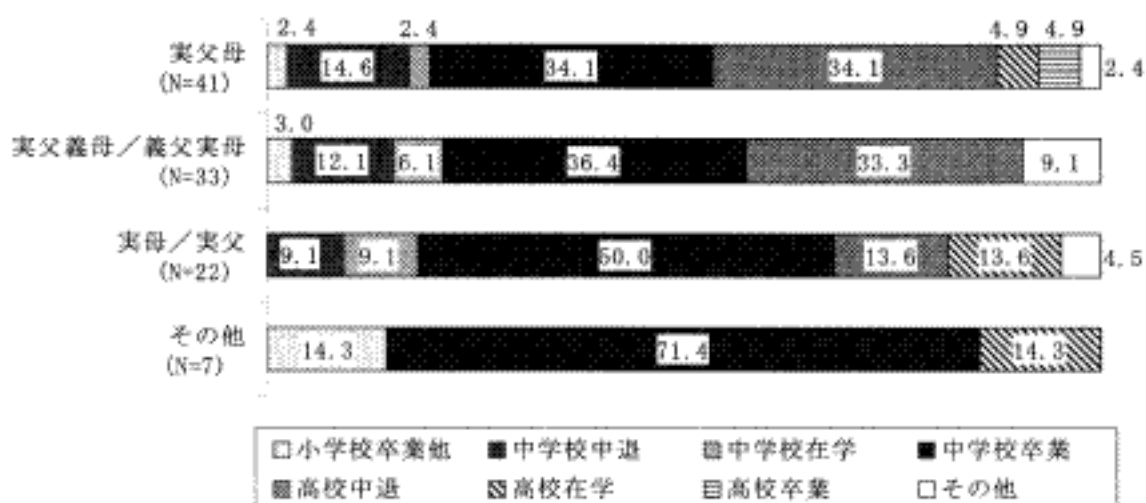
5 保護者と教育状況

保護者と教育状況との関係を見たものが、4-8-5-1図であり、また、保護者のうち母親のほとんどは外国人であるため、父親の国籍（日本人・外国人）と教育状況との関係を見たものが、4-8-5-2図である。

また、家庭の生活程度と教育状況との関係を見ると、4-8-5-3図のとおりである。貧困家庭では中学校卒業までの者が7割を超えるのに対し、普通の家庭では中学校卒業までの者が49.0%、高校中退が37.3%である。もっとも、富裕な家庭の者（2人）でも、中学校卒業と高校中退が1人ずつおり、教育状況は良くない。

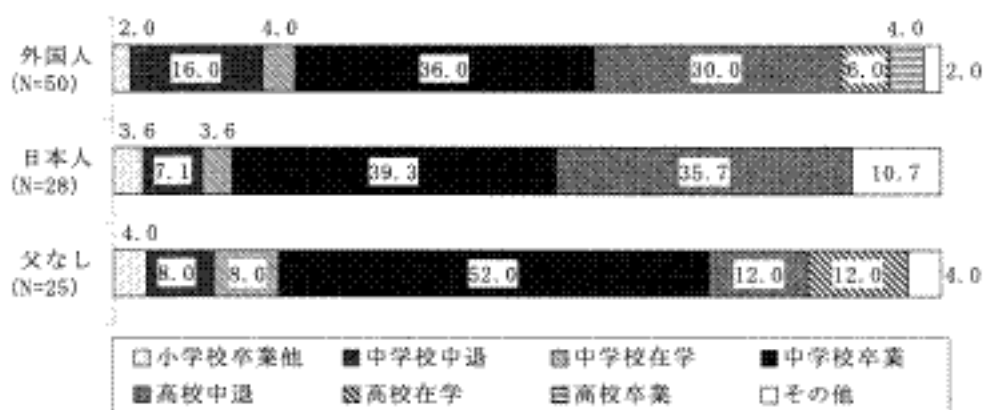
さらに、家庭の生活程度と教育状況の関係について、生活程度については不詳の者を除外した上、「富裕・普通」、「貧困」の2カテゴリーに、教育状況については、その他の者を除外した上、「中学校卒業まで（小学校卒業他、中学校中退、中学校在学及び中学校卒業）」、「高校入学以上（高校中退、高校在学及び高校卒業）」の2カテゴリーにそれぞれ統合して χ^2 検定を行ったところ、有意差が見られ（ $\chi^2(1)=4.160$, $p<.05$ ）、貧困家庭の者の方が教育状況は悪い。

4-8-5-1図 保護者の状況と教育状況



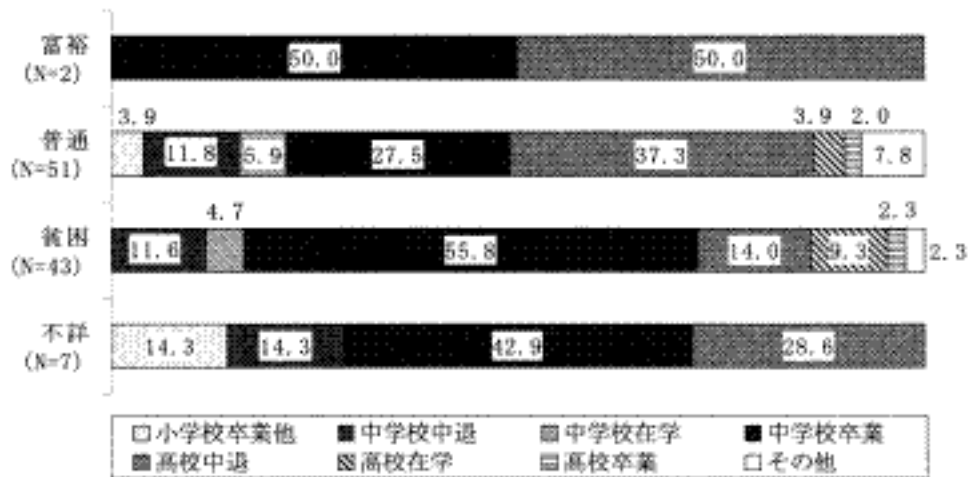
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 義父実母の義父には、養父を含む。

4-8-5-2図 父の国籍と教育状況



注 法務総合研究所の調査による。

4-8-5-3図 家庭の生活程度と教育状況



注 法務総合研究所の調査による。

第9節 就学・就労状況

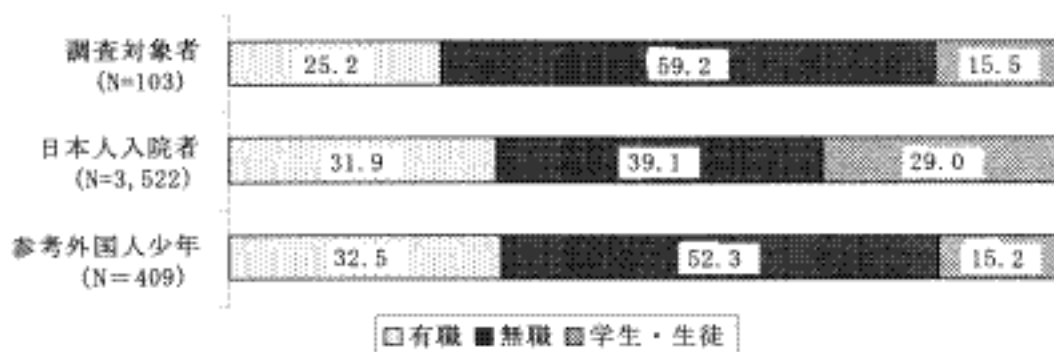
1 就学・就労状況

調査対象者の就学・就労状況は、4-9-1-1図ないし4-9-1-2図のとおりである。

調査対象者のうち、有職者が25.2%、無職者が59.2%、学生・生徒が15.5%である。これを日本人入院者と比べた場合、日本人入院者の無職率は39.1%にとどまっており、調査対象者の無職率の方がはるかに高い。

中学校卒業相当以上の年齢である16歳以上の少年に限定した場合でも、有職者の30.0%に対し、無職者が62.5%に及んでいる（4-9-1-2図）。

4-9-1-1図 就学・就労状況（比較）

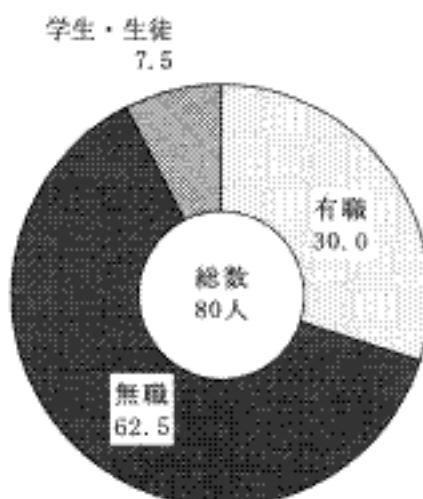


調査対象者×日本人入国者 $\chi^2(2)=18.012, p<.001$

日本人入国者×参考外国人少年 $\chi^2(2)=41.480, p<.001$

注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 不詳は除く。

4-9-1-2図 就学・就労状況（16歳以上）

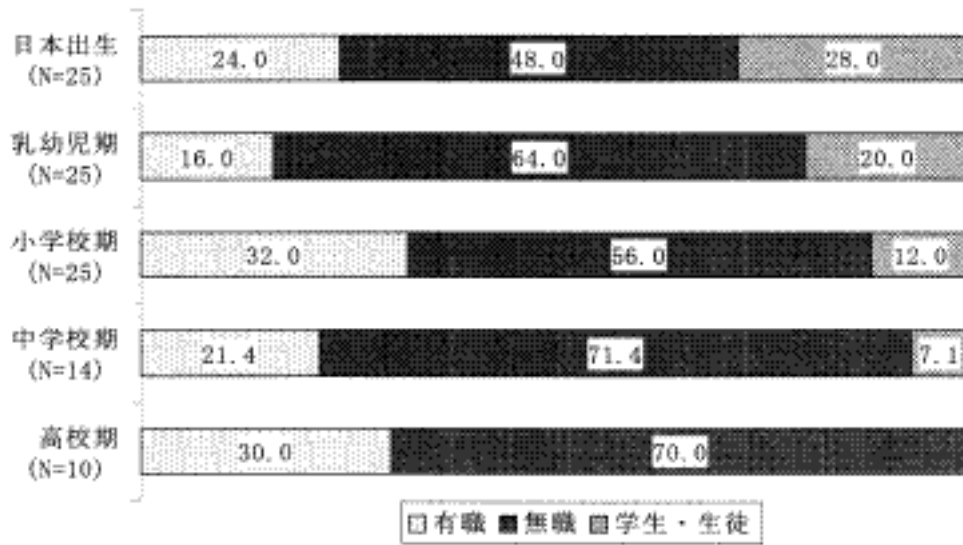


注 法務総合研究所の調査による。

2 来日時年齢類型と就学・就労状況

調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢類型と就学・就労状況との関係を見たものが、4-9-2図である。中学校期や高校期の来日少年の無職率は7割を超えており（他の類型では4～6割台）、就労状況は良くないが、乳幼児期や小学校期の来日少年でも就労状況は決して良くないことがうかがわれる。

4-9-2図 来日時年齢類型と就学・就労状況

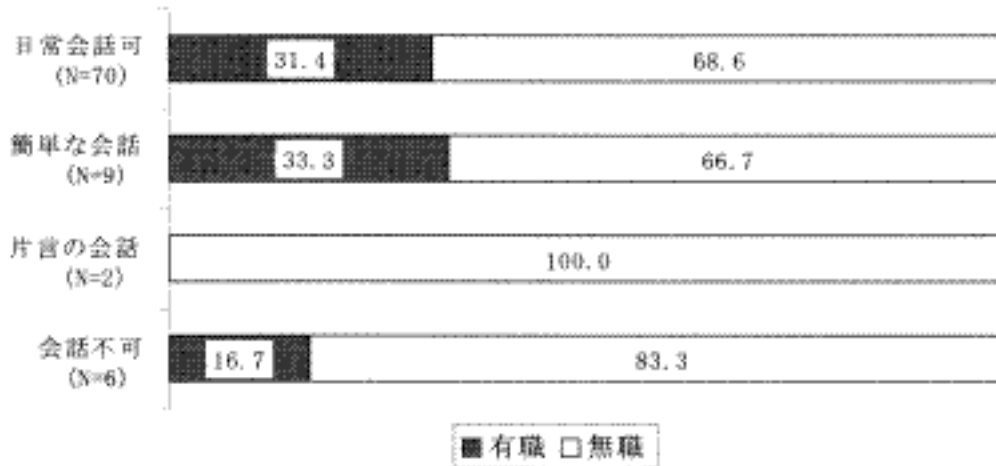


注 法務総合研究所の調査による。

3 日本語能力と就労状況

学生・生徒以外の調査対象者85人について、就労状況への影響が考えられる要因のうち、日本語能力との関係を見たものが、4-9-3図である。日常会話を可とする者が70人と8割以上を占めているが、それでも無職率は7割近くに及んでいる。

4-9-3図 日本語能力と就労状況

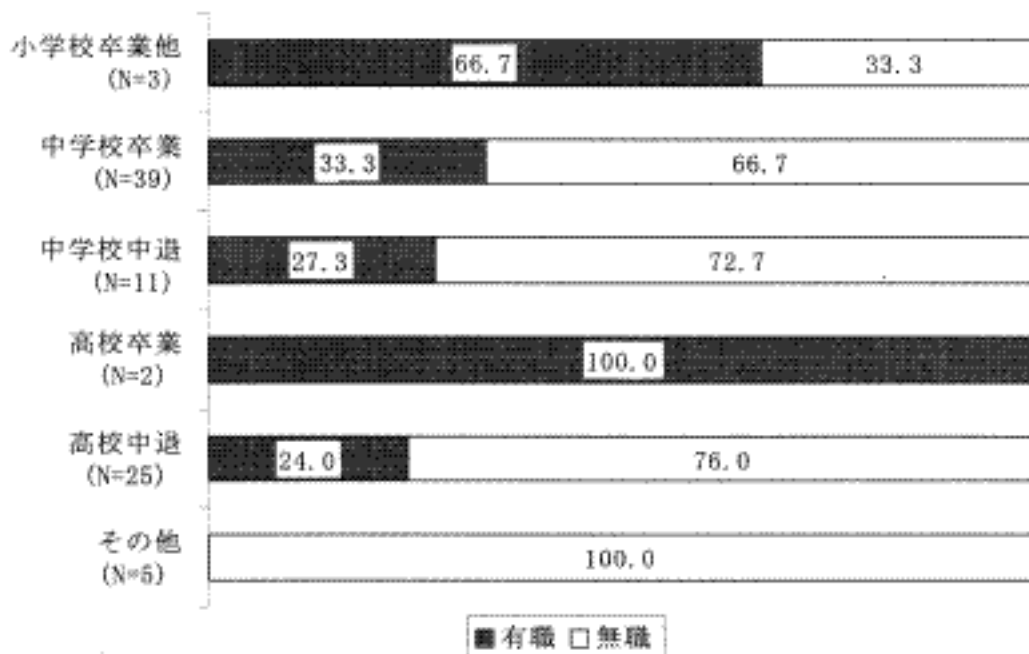


注 法務総合研究所の調査による。

4 教育状況と就労状況

学生・生徒以外の調査対象者について、教育状況と就労状況との関係を見たものが、4－9－4図である。

4－9－4図 教育状況と就労状況



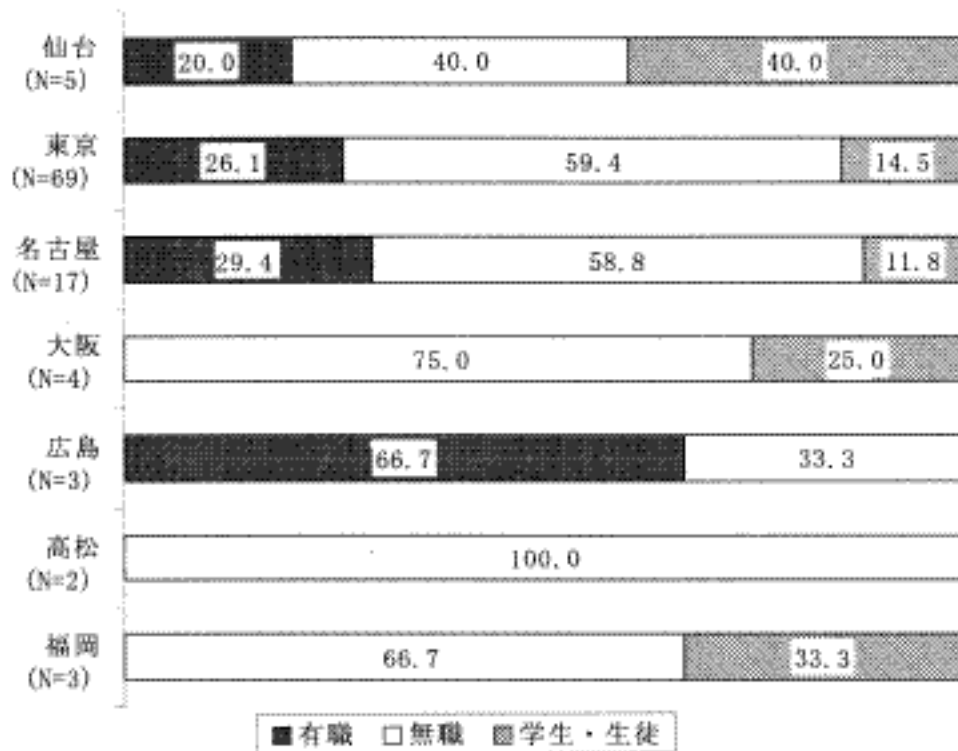
注 法務総合研究所の調査による。

5 居住地域と就学・就労状況

就学・就労状況は調査対象者が居住していた地域の経済状況に左右されることが考えられるが、調査対象者の入院前の住所を調査することが困難であるため、在院している少年院を管轄する矯正管区を居住地域とみなして、就学・就労状況との関係を見たものが、4－9－5－1図である。東京矯正管区内に所在する少年院に在院している調査対象者が圧倒的に多いこともあって、特徴的な傾向は見られなかった。在院している少年院の所在地を大きく東日本と西日本とに分けた場合³³でも同様であった（4－9－5－2図）。

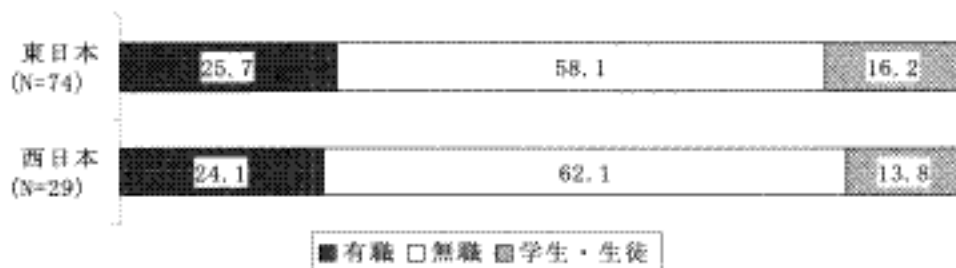
33 東日本は東京矯正管区以東、西日本は名古屋矯正管区以西としている。

4-9-5-1図 在院少年院の矯正管区と就学・就労状況



注 法務総合研究所の調査による。

4-9-5-2図 在院少年院の所在地と就学・就労状況



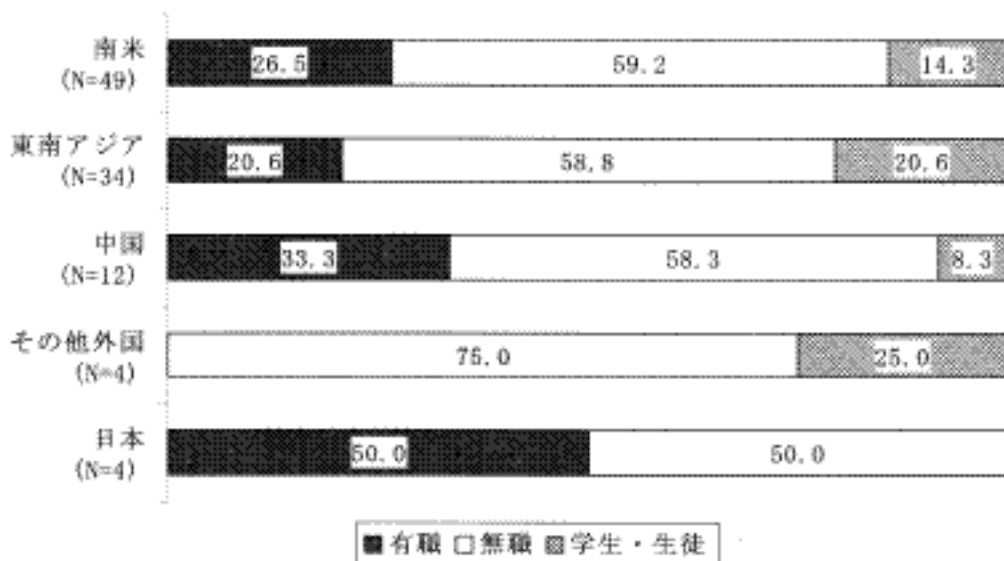
$$[\chi^2(2) = 0.153, \text{ n. s.}]$$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 東日本は東京矯正管区以東、西日本は名古屋矯正管区以西をそれぞれ示す。

6 出身地域と就学・就労状況

調査対象者の出身地域別に就学・就労状況を見たものが、4-9-6図である。

4-9-6図 出身地域と就学・就労状況



注 法務総合研究所の調査による。

第10節 不良集団・共犯関係

1 不良集団関係

調査対象者の不良集団関係を見たものが、4-10-1-1図である。

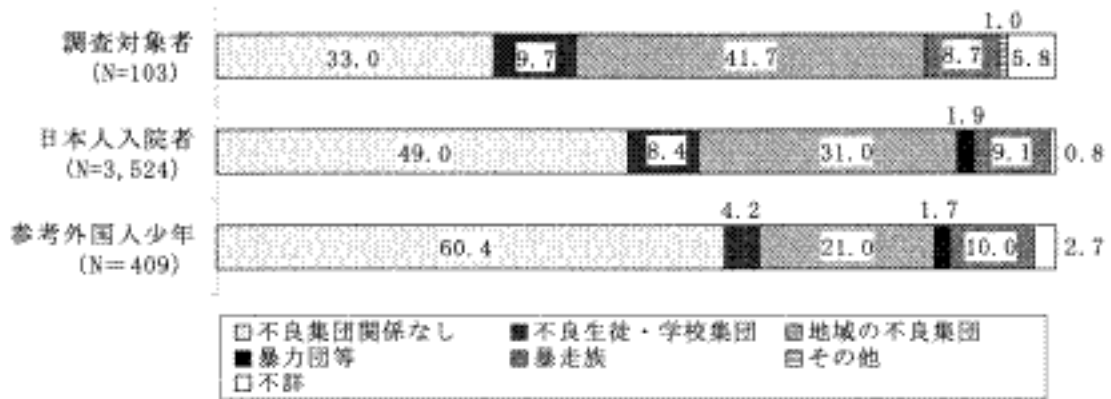
調査対象者のうち61.2%に不良集団への帰属が認められる。

さらに、不良集団関係について、その他及び不詳の者を除外した上、「不良集団関係なし」、「不良集団関係あり（不良生徒・学校集団，地域の不良集団，暴力団等及び暴走族）」の2カテゴリーに統合して χ^2 検定を行ったところ，調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られ（ $\chi^2(1)=7.236$ $p<.01$ ），調査対象者の方が日本人入院者（50.3%）より不良集団関係のある者の割合が高い。他方，参考外国人少年についても，日本人入院者との間で有意差が見られる（ $\chi^2(1)=23.175$ $p<.01$ ）が，日本人入院者の方が不良集団関係のある者の割合が高く，調査対象者の場合と反対の傾向を示している。もっとも，調査対象者と日本人入院者あるいは参考外国人少年の不良集団への所属割合の違いについては，第4章第1節4項で述べたように，相互に抽出時期，期間，対象，国籍・在留資格の面でずれがあること，入院後新たに判明した事実による評価の変更や調査者の評価判断の幅の影響が想定し得る調査項目であることに十分留意した上で評価する必要がある。ただし，少年院での聞き取りによれば，不良集団に帰属する外国人少年については，出院後も不良集団との関係を断ち切れないことが深刻な問題となっている旨の指摘があり，不良集団への再加入が問題であるものと思われる。

調査対象者が所属している不良集団の種類は，地域の不良集団が41.7%で最も多く，こ

れに暴走族の8.7%を合わせると、50.5%の者が地域的な不良の集団との関係があることになる。これに対し、不良生徒・学生集団という学校を中心とした不良集団に属する者は9.7%にとどまる。なお、暴力団に属している者はいなかった。

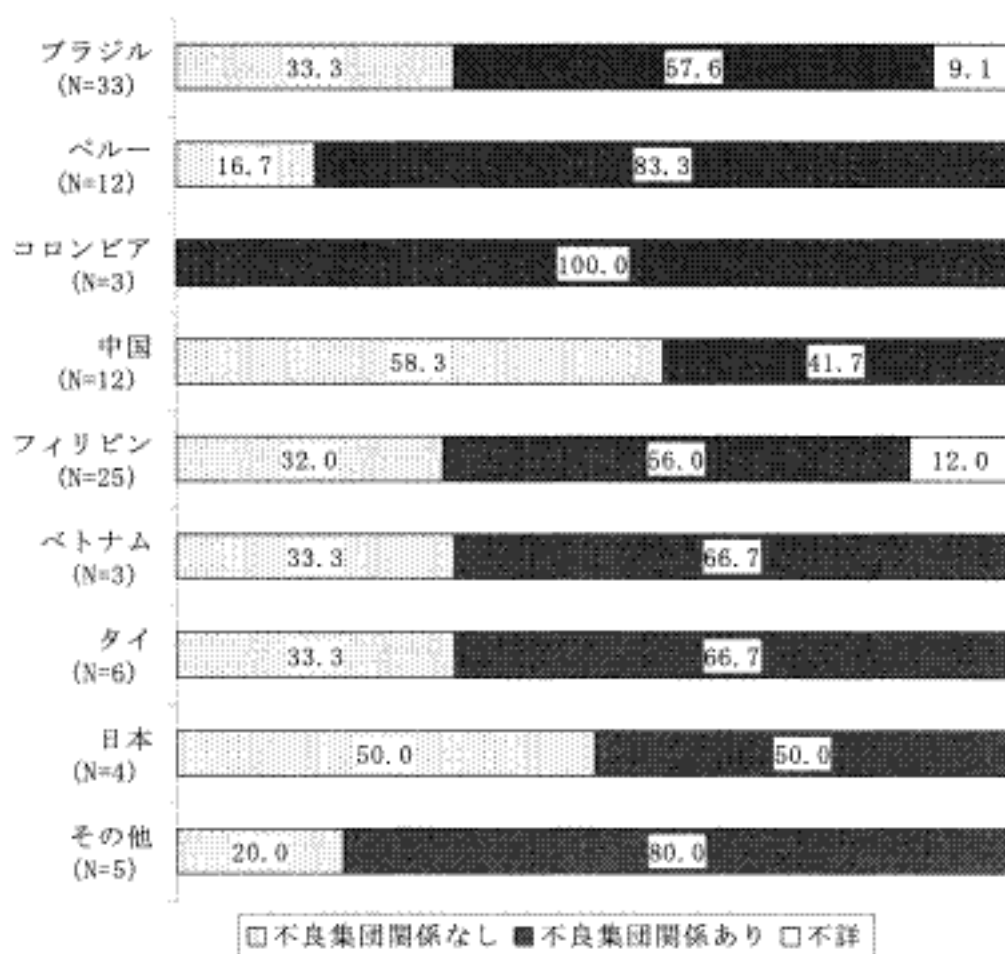
4-10-1-1図 不良集団関係（比較）



注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

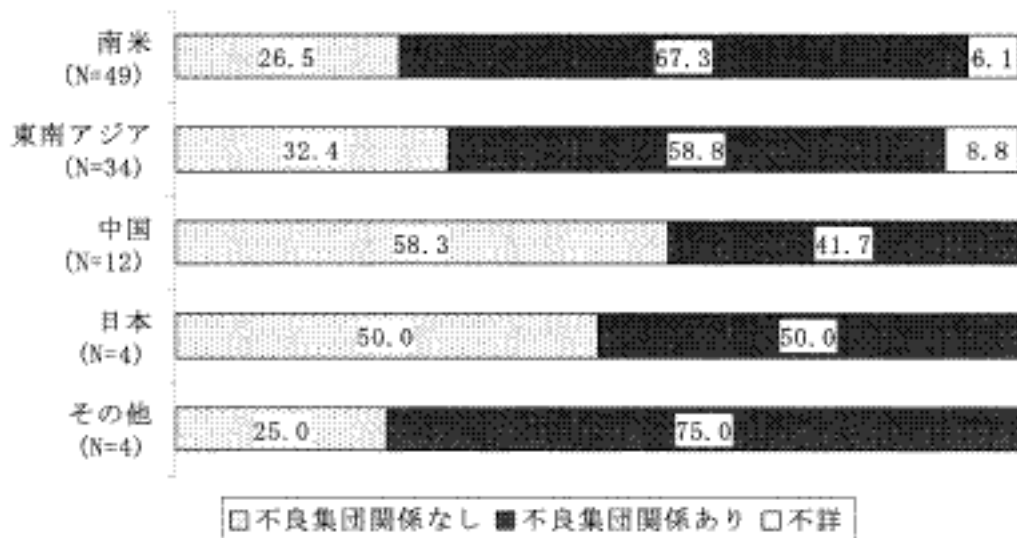
調査対象者の国籍等別及び出身地域別に不良集団関係を見ると、4-10-1-2図及び4-10-1-3図のとおりである。不良集団関係がある者の割合は、ペルーやコロンビアなど、ブラジルを除く南米出身者で8割以上、中国で4割程度であった。

4-10-1-2図 国籍等と不良集団関係



注 法務総合研究所の調査による。

4-10-1-3図 出身地域と不良集団関係



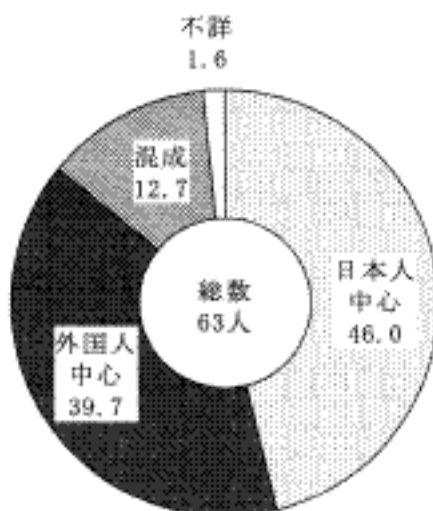
注 法務総合研究所の調査による。

2 不良集団構成員の国籍

不良集団関係のある調査対象者（63人）が属する不良集団の構成員を国籍（日本人・外国人）別に見たものが、4-10-2-1図である。日本人中心の不良集団である場合が46.0%、外国人中心の不良集団である場合が39.7%、日本人と外国人の混成の不良集団である場合が12.7%となっている。

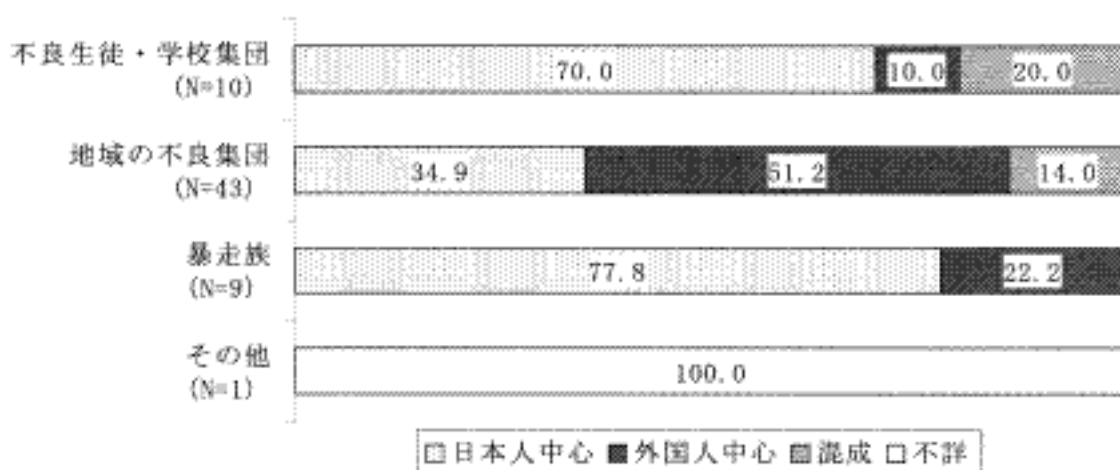
不良集団関係のある調査対象者が属する不良集団の種類と構成員の国籍（日本人・外国人）との関係を見たものが、4-10-2-2図である。不良生徒・学校集団に属する者は、通っている学校の多くが一般の公立・私立の学校であることから、その構成員も日本人中心である場合が70.0%を占めるのに対し、地域の不良集団に属する者は、51.2%が外国人中心の不良集団に属している。ただし、暴走族については、日本人中心である場合が77.8%、外国人中心である場合が22.2%となっている。

4-10-2-1図 不良集団構成員の国籍



注 法務総合研究所の調査による。

4-10-2-2図 不良集団の種類と構成員の国籍



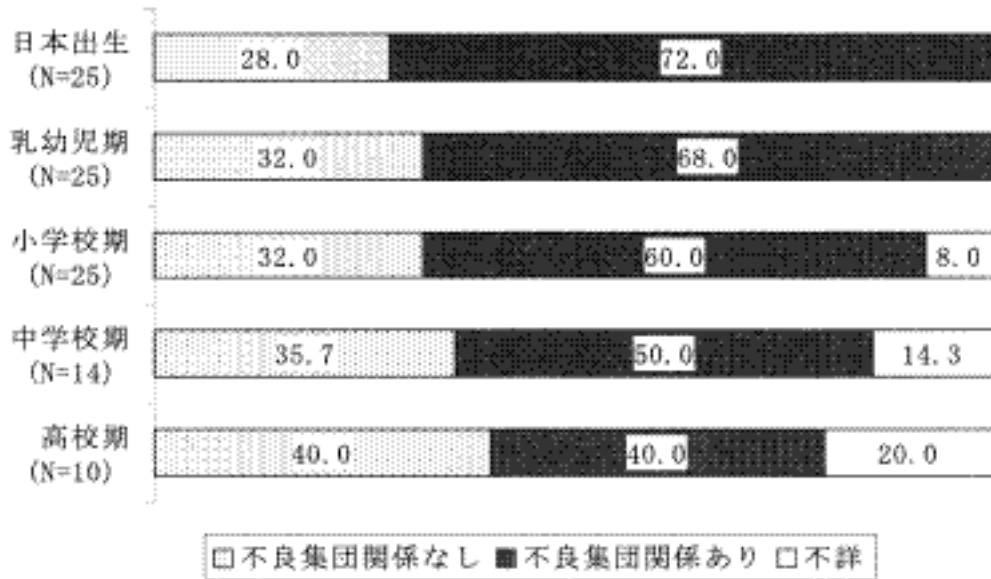
注 法務総合研究所の調査による。

3 来日時年齢類型と不良集団関係

調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢類型と不良集団関係の有無を見たものが、4-10-3-1図である。

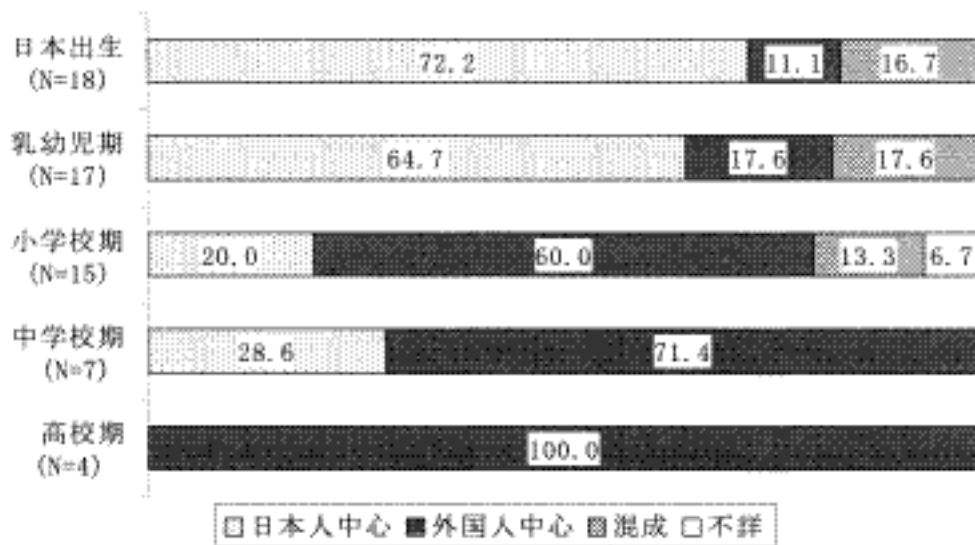
また、不良集団関係のある調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢類型と不良集団の構成員の国籍の関係を見たものが、4-10-3-2図である。不良集団関係のある者のうち、日本出生者の7割以上、乳幼児期の来日少年の6割以上が日本人中心の不良集団に属する。反対に、小学校期、中学校期の来日少年ではそれぞれ6割、7割強が、高校期では全員が、外国人中心の不良集団に属している。

4-10-3-1図 来日時年齢類型と不良集団関係



注 法務総合研究所の調査による。

4-10-3-2図 来日時年齢類型と不良集団構成員の国籍



注 法務総合研究所の調査による。

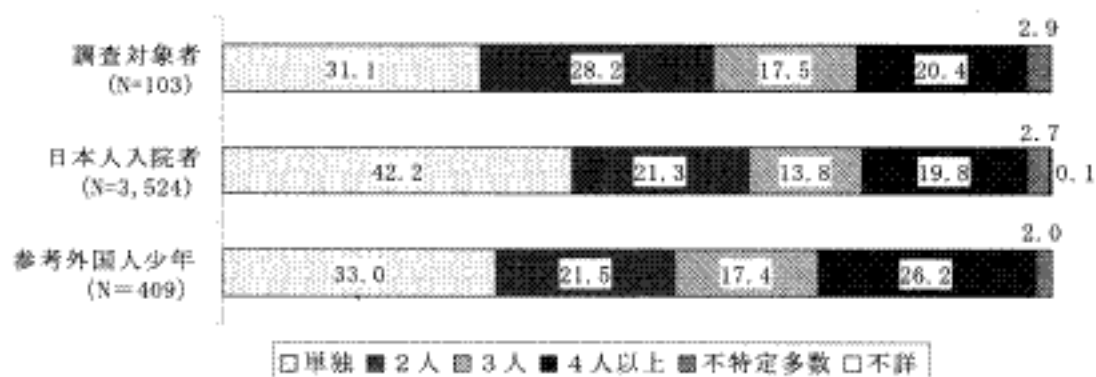
4 共犯の有無

主たる非行の共犯関係について見たものが、4-10-4図である。調査対象者の68.9%に共犯がある。共犯の数は1人（本人と合わせて2人）が28.2%，2人が17.5%，3人以上（不特定多数を含む。）が23.3%となっている。

共犯関係について、不詳の者を除外した上で、「単独犯」、「共犯あり」の2カテゴリーに統合して χ^2 検定を行ったところ、日本人入院者と比べた場合、調査対象の方が共犯

のある者の割合が有意に高くなっている ($\chi^2(1)=5.170$, $p<.05$)。

4-10-4図 共犯関係（比較）

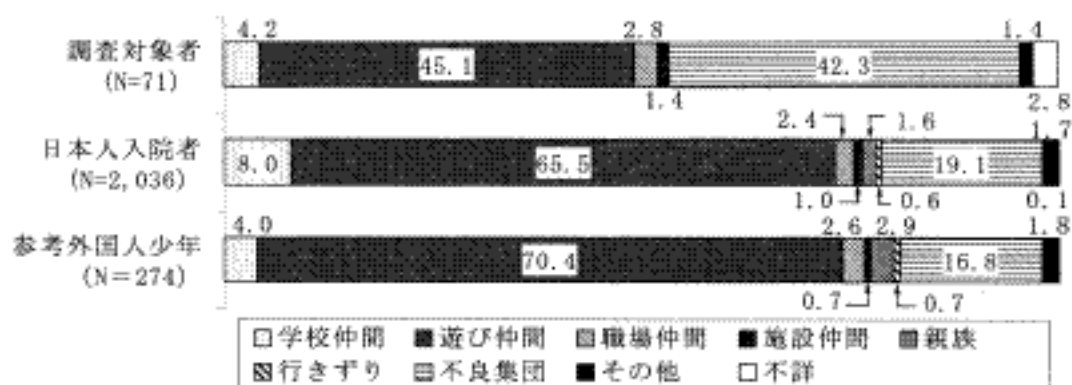


注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

5 共犯の種類

共犯がある調査対象者（71人）について、共犯の種類を見たものが、4-10-5図である。遊び仲間が45.1%、不良集団が42.3%となっている。日本人入院者と比較した場合、調査対象者では不良集団の仲間がそのまま共犯となっている割合が42.3%であるが、日本人入院者では19.1%である。なお、参考外国人少年では、不良集団関係がある者の割合も3分の1強であったが、共犯がある者で不良集団の仲間が共犯である割合は16.8%にとどまっている。

4-10-5図 共犯の種類（比較）

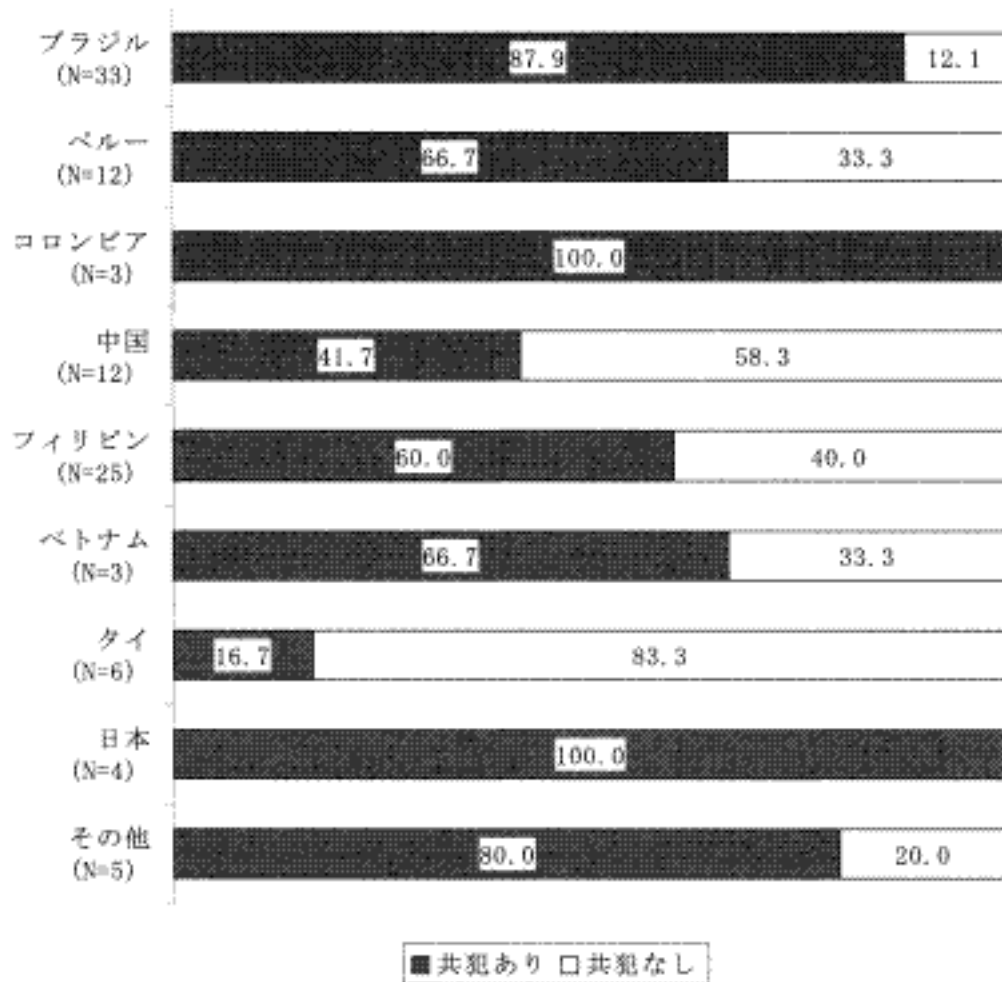


注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

6 国籍等と共犯

国籍等別に共犯の有無を見たものが、4-10-6図である。ブラジル出身の少年の9割近くに共犯がある。

4-10-6図 国籍等と共犯

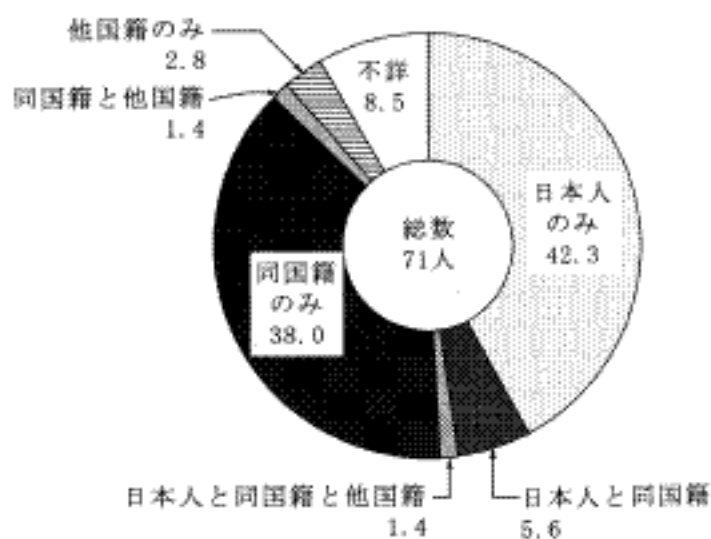


注 法務総合研究所の調査による。

7 共犯の国籍

共犯について、その国籍（日本人・外国人）を見たものが、4-10-7図である。共犯に日本人が含まれている場合は、49.3%と約半分であり、不詳を除く残りの42.3%が外国人のみの共犯であり、そのほとんどが同じ国籍等のみの共犯である。

4-10-7図 共犯の国籍

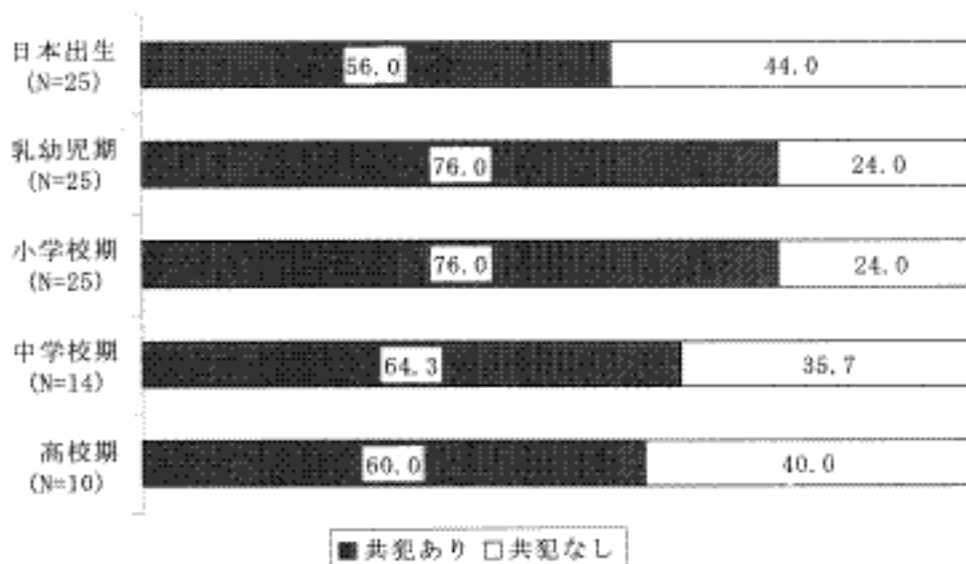


注 法務総合研究所の調査による。

8 来日時年齢類型と共犯

調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日年齢類型と共犯の有無との関係を見たものが、4-10-8図である。来日年齢類型と共犯の有無に有意な差は見られなかった。

4-10-8図 来日時年齢類型と共犯



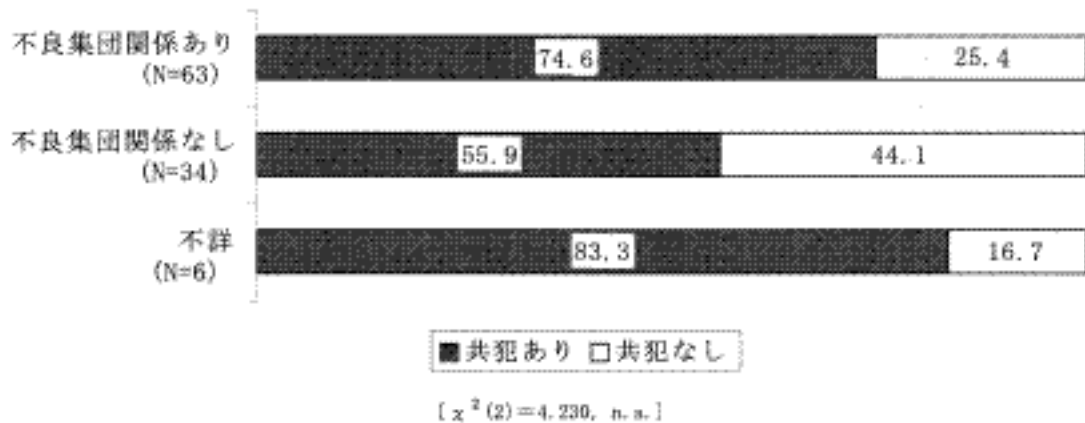
$\chi^2(4) = 3.485, n.s.$

注 法務総合研究所の調査による。

9 不良集団関係と共犯

不良集団関係の有無と共犯の有無との関係を見たものが、4-10-9図である。統計的な有意差までは見られなかった。ただし、4-10-5図で示したように、調査対象者では、共犯は不良集団に属する者である場合が42.3%を占める。

4-10-9図 不良集団関係と共犯



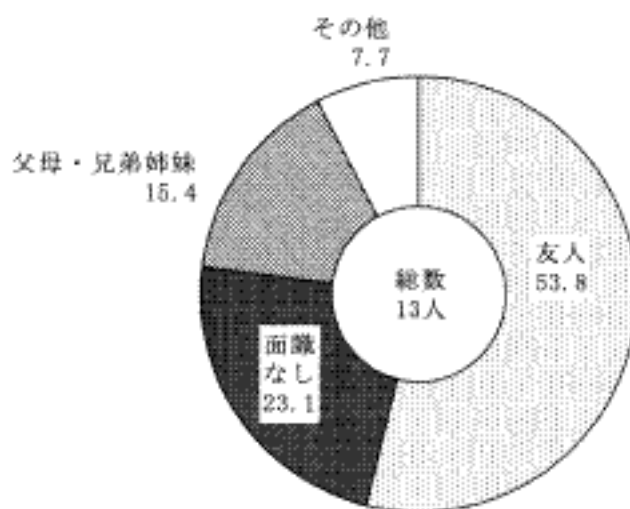
注 法務総合研究所の調査による。

第11節 事件の被害者

1 身体犯の被害者

調査対象者の非行のうち、身体犯の被害者は、傷害12人と殺人1人の計13人であるが、その被害者の続柄別内訳（複数回答）を見ると、4-11-1図のとおりである。被害者の53.8%が「友人」であり、「父母・兄弟姉妹」は2件（15.4%）にすぎない。

4-11-1図 身体犯の被害者

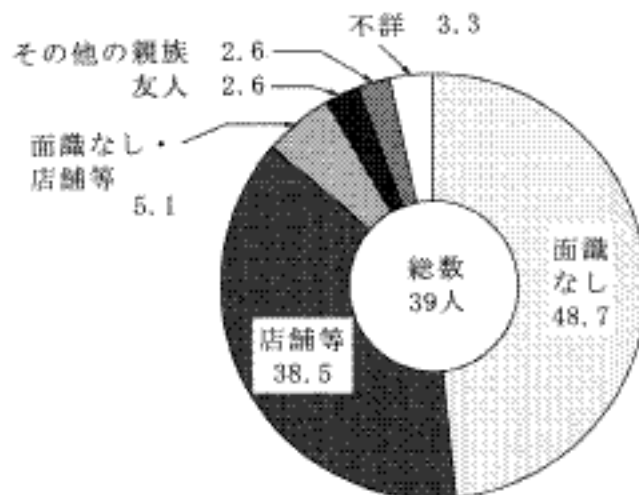


注 法務総合研究所の調査による。

2 窃盗の被害者

調査対象者の非行のうち、最も多い窃盗（39人）の被害者の続柄別内訳（複数回答）を見たものが、4-11-2図である。被害者の48.7%が「面識のない者」、43.6%が「店舗等」（「面識なし・店舗等」を含む。）となっている。

4-11-2図 窃盗の被害者

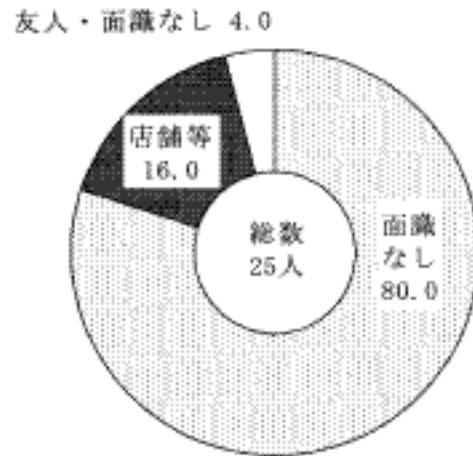


注 法務総合研究所の調査による。

3 強盗の被害者

調査対象者の非行に多い強盗（25人。強盗致傷を含み，強盗強姦（致傷）を含まない。）の被害者の続柄別内訳（複数回答）を見たものが，4-11-3図である。被害者の80.0%が「面識のない者」，16.0%が「店舗等」となっている。

4-11-3図 強盗の被害者



注 法務総合研究所の調査による。

第12節 非行の背景及び要因に関する定性分析

在院時調査票では、調査対象者が来日してから非行に至るまでの経緯と非行の背景や要因と思われるものについて、少年院の教官に自由記述してもらっている（質問項目(27)）。その中で、多くの調査対象者に見られるのが、保護者の監護能力、学校不適応及びその一要因としてのいじめや不良交友、それに日本社会への不適応といった問題である。保護者や不良集団への帰属等については、同調査票に基づき定量的な分析を既に加えたが、ここでは、少年院の教官による自由記述の中から看取り得る非行の背景や要因について、質的な考察を加えることとする。

それぞれの非行の背景や要因がどの程度の調査対象者に見られるかについての割合も示すが、その数値は教官の記述の中にそうした要因がどれほど取り上げられているかを示すものにすぎないので、記述がないからといって、当該調査対象者にそうした要因が見られないというものではないため、数値はあくまで参考値（小数点第1位を四捨五入）である。なお、紹介する事例の内容は、プライバシー保護のため、問題の本質を変えない程度に修正を加えてある。

1 保護者の監護能力

非行の背景や要因として、保護者の監護能力上の問題が大きいと考えられる場合が、調査対象者103人中40人（39%）に見られた。

（1）保護者が出国や来日で少年を放置するケース

比較的多く見られるのが、保護者が日本に少年を置いたまま母国等に出国したり、日本への出稼ぎや再婚のため、少年を母国の親戚に長期間預けたりするケースである。監護能力に問題がある保護者は日本人の非行少年にも広く見られるが、外国人少年の保護者の場合、外国人であるがゆえに、少年を置いたまま日本又は母国等の海外に渡航することで少年との間に断絶が起きやすいという意味では、外国人少年に特有の問題ともいえる。

〈事例1 海外へ出奔〉

フィリピン人母子家庭の少年は、小学校4年生のとき来日したが、少年が小学校高学年のとき、母親が異国籍の外国人と海外へ出奔し、一人暮らしとなった。間もなく、母親の知人に引き取られたが、その頃から深夜徘徊や喫煙で補導されるようになり、その後、窃盗などの非行を繰り返すようになった。

〈事例2 単身来日〉

少年が乳児の頃、両親が離婚。フィリピン人の母親は、少年が2歳の頃、少年を祖父母に預けて単身来日し、日本人の継父と再婚した。少年は、母国にいるときから問題行動を起こすようになり、高校を中退後、15歳のときに来日したが、継父と折り合いが悪く、知人宅で居候生活をするようになったが、いずれの仕事も長続きせず、窃盗などの非行を行うようになった。

〈事例3 退去強制と出奔〉

少年は、日本人の父親とタイ人の母親の子として日本で生まれ、父母の不仲から幼少時に父方の親戚に預けられたが、小学生の頃、母親が受刑後に退去強制となり、父親も行方不明となった。不良交友の中、傷害や強盗事件を起こした。

（2）語学能力の問題から保護者と少年の意思疎通が困難なケース

第6節6項で見たように、少年の保護者は日本語能力に欠ける者が多いが、日本で出生したり、乳幼児期に日本に来日した少年は、日本語ができる代わりに、保護者が話す母国語を余り理解できないため、親子間でコミュニケーションを取ることができず、その結果、少年に対し十分な監護がなされないケースが見られる。

〈事例4 意思疎通が困難〉

ペルー人の両親に続いて、少年は3歳のときに来日した。両親はスペイン語での会話が中心で日本語がほとんどできない一方、少年は日本語が中心であるため、親子で会話をするときには、兄の通訳が必要であった。両親が仕事に忙しいこともあって、少年の両親に対する不満が強く、寂しさを紛らわすため、不良集団と付き合い、遊興費欲しさに窃盗を犯した。

（3）保護者による虐待があるケース

親の出奔までネグレクトに含めれば、調査対象者中20人（19%）に虐待被害の経験が見られる。虐待の内容は、暴力が最も多いが、性的虐待やネグレクト・遺棄のケースもある。保護者による虐待は、日本人の非行少年にも広く見られる問題であるが、外国人少年の場合、外国人である母親が再婚した相手の日本人継父による虐待など、より複雑な家庭環境の中で虐待被害を受けており、日本という外国での生活環境や日本語能力の問題とも絡み合って、少年の性格形成や非行に大きな影響を与えている様子が見られる。

〈事例5 性的虐待〉

フィリピン人の母親が日本人と再婚し、少年は8歳の頃に来日したが、離婚した元継父から性的虐待を受けて生活が一変し、そのこともあって進学にも失敗した。自暴自棄になり、共犯に従属的な立場をとる中で傷害事件を起こした。

〈事例6 虐待・性的虐待〉

少年は、日本人の父親とフィリピン人の母親の非嫡出子として生まれたが、元父親からは性的虐待を、母親の内縁の夫からは暴力を受け、情緒や行動が不安定となった。高校まで進学するものの、早々に不登校となる中、集団で傷害事件を起こした。

2 学校への不適応

学校への不適応が非行の背景となっていると思われる調査対象者は、30人（29%）であった。学校不適応の原因としては、日本語能力の不足、学業不振、いじめが中心であるが、学業不振は日本語能力の不足と決して無関係ではないと思われる。

（1）日本語能力に問題があり学校から脱落したケース

来日少年では、年長で来日するほど日本語能力に欠ける傾向があり、学校での学業不振、ひいては学校からの脱落につながっている。しかし、乳幼児期の来日少年の中にも日本語の習得に苦勞するケースが見られる。

〈事例7 中学生で来日〉

少年は、フィリピン人の母親とともに来日し、日本の中学校に転入したが、日本語が全く分からず、その後高校に入学したものの勉強ができず、留年をきっかけとして退学した。仕事もせず、遊び歩く中で非行を行い、前回処分を受けた後も日本語の読み書きができないため仕事が見つからず、無力感に陥り、再び非行に走った。

〈事例8 乳幼児期に来日〉

アメリカ人の父と離婚した日本人の母親に連れられて、少年は5歳のときに来日し、日本の公立の幼稚園、小学校に通うが、日本語が分からず、小学校半ばまで日本語学校に通っていた。中学校に入ると授業が理解できず、学校を欠席するようになり、非行を行うようになって家庭裁判所の処分を受けた。中学校だけは卒業したものの、どの仕事も長続きせず、窃盗などの非行を繰り返した。

（２）学校でいじめ被害を受け学校から脱落したケース

外国人であることや日本語が分からないという理由で、学校でいじめられた経験を持つ調査対象者が22人（21%）おり、いじめ体験が学校からの脱落の原因の一つになっている。

〈事例9 いじめ体験〉

ブラジル人少年は、4歳のときに来日したが、母親からは体罰を受け、その後同居を始めた継父との間に生まれた異父妹ばかりをかわいがると感じていたところ、学校では外国人であるとのいじめを受け、教師に相談したものの何も変わらなかったことから、孤立感、被差別感を深め、重大傷害事件を起こすに至った。

〈事例10 いじめ体験〉

ブラジル人少年は、6歳のときに来日し、公立の小学校に通ったが、いじめを受け、仲間外れにされたが、高学年のときに同級生等に対して暴力を振るい児童相談所係属となることがあった。中学校では「ブラジルに帰れ」とやじられたことから不登校となり、ポルトガルのサポート校に転校するも、万引きなど窃盗事件を起こし、家庭裁判所送致処分後に傷害事件を起こした。

3 不良交友

不良交友が非行の背景となっていると考えられる調査対象者は、38人（37%）であった。もちろん、その多くは、元々親の監護能力不足や学校への不適応といった問題を抱え、そうした中で不良集団と付き合うようになったことが非行性を高める結果となっており、不良交友だけが非行の要因というわけではない。この点については、特に日本人の非行少年と異ならないが、外国人であることの被差別感や日本社会への不適応などから同国人を中心とする外国人の不良集団に接近し、非行性を高めていったケースも見られ、外国人少年特有の問題として捉える必要がある。

〈事例11 外国人グループの不良交友〉

ブラジル人少年は、2歳のときに来日したが、外国人であることの引け目や能力的な制約を意識したくないという気持ちから、自分と境遇を同じくする外国人達との遊興にふけり、その者達の歓心を買うため、窃盗を犯した。

4 アイデンティティの危機

外国人少年の中には、日本と母国を行き来する不安定な生活の中で、どちらの社会にも適応できず、場当たりの生き方の中で非行性を高めていった者や、日本では外国人といじめられ、同国人からは日本人と蔑まれて、よりどころがないことが逸脱のきっかけとなっ

た者が見られる。

〈事例12 母国と行き来する不安定な生活〉

少年は、日本と母国を行き来する不安定な生活環境の中で育ったため、社会性や自律性が育まれず、気ままに過ごすことに慣れ、同国籍の不良仲間と交流を深め、誘われるまま強盗事件を起こした。

〈事例13 アイデンティティ・クライシス〉

ブラジル人少年は、9歳のときに来日したが、日本では奇異な目で見られ、ブラジル人にも同国人として認められず、よりどころをなくし、日本社会への不適應感から、夜遊びなどの逸脱行動を始め、犯罪グループに誘われて犯行を繰り返すようになった。

〈事例14 アイデンティティ・クライシス〉

ブラジル人少年は、1歳のときに来日したが、中学校時代にブラジル人であることをからかわれ、家庭の事情で一時帰国してブラジルの高校に通ったが、ポルトガル語の授業についていけず、日系人とからかわれた。そのころから大麻を使用したり、窃盗を犯したりするようになり、高校中退後、再来日したが、再び非行を行うようになった。

5 母国での規範意識の形成不全

外国人少年の中には、母国の治安が悪く、そうした環境の中で適切な規範意識が形成されずに育ったため、来日後非行に至る者が見られる。来日前から既に母国で非行歴がある者や、来日してから極めて短期間のうちに非行を行う者がおり、こうした者は、既に母国にいる間から非行性の進度を深めていたなどの可能性も考えられる。

〈事例15 規範意識形成不全〉

フィリピン人少年は、12歳のときに来日してから3年4か月余りで家庭裁判所の審判を受ける非行を行い、その後5か月で本件非行に及んだ。母国では、夜間、一人で歩くと強盗や強姦等の被害に遭うことは珍しくなく、少年は、「友人達も皆やっていた。自分も帰国が決まっており、捕まらないであろうし、日本は治安が良いので犯罪をしても命が狙われることはない。」として非行に及んだと述べている。

〈事例16 規範意識形成不全〉

ブラジル人少年は、小学校低学年時に来日し、公立学校に編入するが、小学校卒業後は中学校に行かず、後に入学した外国人学校も、勉強についていけず中退した。仕事も長続きせず、間もなく車上ねらいや自動車盗を犯すようになった。犯行に専用の道具を使ったり、発覚しないような偽装したりするなど計画的な犯行である。少年は、ブラジルから来日したのが小学校低学年時であるにもかかわらず、「路上に車を放置していれば盗まれても仕方がない。」と述べるなど規範意識が低く、非行性の進度も深い。

〈事例17 来日前から非行〉

少年は、来日前から母国のペルーでひったくりを繰り返しており、12歳で来日した後も日本での勉強に自信が持てず、家出を繰り返す中、来日から2年ほどで家庭裁判所の審判を受ける非行を行っており、その後も非行を繰り返した。

〈事例18 来日後短期間で非行〉

ブラジル人少年は、14歳のときに来日し、外国人学校に入学するも就学意欲を失い、同国人の不良グループと夜遊びなどを繰り返すようになり、来日から僅か6か月で強盗事件を起こし、少年院送致となったが、仮退院から1年半余りで再犯に至った。

第5章 調査結果のまとめ

1 非行歴

調査対象者は、家庭裁判所の処分歴がある者が7割近くおり、保護処分歴がある者も半数以上に及ぶ。日本人入院者より前歴がある者が多いとはいえないが、日本での在留期間が長い者が多いとはいえ、日本人入院者よりも日本での在留期間が短いことを考えると、非行性が決して低いとはいえない。前回処分がある者の再非行期間は、半年以内である場合が半数近くを占め、更生の難しさをうかがわせる。

2 非行内容

調査対象者の非行内容は、窃盗等の財産犯が中心であるが、日本人入院者と比べた場合、強盗や強盗致死傷が突出して多いのが特徴的である。

財産犯の非行動機は、利欲目的（対象物の所有・消費目的、遊興費・酒代欲しさ、保険金・遺産目的、その他の利欲）が7割以上に及ぶが、経済的困窮（経済的困窮・生活苦、債務返済）を動機とする者も3割以上に見られ、特に、南米出身者では経済的困窮を動機とする者が4割を超えている。

3 在留状況

調査対象者のうち、日本で出生した者が4分の1、6歳未満の乳幼児期に来日した者も4分の1おり、約半数の者が極めて幼少の頃から日本に在留している。これらの者は、出生又は来日から平均でそれぞれ15年と12年程度で初めての非行を行っており、家庭裁判所処分歴も、2回以上ある者がそれぞれ28%、36%であるが、より年長で来日し、より在留期間が短い者（小学校期では44%、中学校期では50%）と比べると多いとはいえない。しかし、日本での在留期間が長く、日本への適応力が高いはずでありながら、後記5及び6のとおり、教育状況や就労状況などが決して良い状態にはないことが問題である。

これに対し、非行性が高いのが中学校期や高校期に来日した少年の特徴である。それぞれ平均13歳半ばと16歳半ばに来日し、それから2年から3年で初回の非行を行っており、中学校期に来日した少年では2回以上の処分歴がある者が半数に及ぶ。来日してから極めて短期間に非行性の進度を深めていった可能性も否定できないが、本調査の非行事例でも、母国の治安が余りに悪いため規範意識が定着していない者が見られることから、こうした年長時に来日し、間もなく非行を行った少年の中は、元々母国にいるときから非行性を有していたことも十分に考えられる。

4 保護者

調査対象者の母親は、実母である場合がほとんどであるが、父親は、義父と父親なしを合わせて半数近くを占め、日本人入院者と比べて義父実母の家庭が多い。母親のほとんどは外国人であり、父親のうち、実父は9割近くが外国人であるが、義父の3分の2強が日本人である。また、親がいても、国外にいる場合もある。調査対象者が非行に至る背景を見ても、実母が日本人と再婚して来日したり、逆に離婚して帰国したりするケースも見られ、家庭環境は複雑かつ不安定である。

実父、実母が共に外国人である場合、日本での在留期間が長くても日本語能力が低いため、少年院の教官との意思疎通が十分でないことも多い。父親が日本人の場合（実父の1割強、義父の3分の2強）、こうした言語の問題は少ないはずであるが、少年院での聞き取りでは、日本人の父親が面会に来ることが少なかったりするなど、子の養育には余り熱心な様子はいかたがう。調査対象者の日本語能力を、父親の国籍別（外国人・日本人別）に見た場合、日本人の父親である方がかえって日本語能力が低いのも、このような複雑な父子関係があることを示唆している。

父親の無職率は1割を超え、有職者では製造業や建設業に従事している者が4割を超えている。また、貧困家庭の者の割合が4割を超えている。しかも、日本での在留期間が長い者でも、生活程度は決して良くなってはいない。

保護者の養育態度は、放任が半数近くに及び、虐待や養育拒否の保護者も6分の1の家庭で見られる。少年院での聞き取りでは、南米出身者の保護者の場合、少年院に面会に来るといった親子の絆はあるものの、子供の非行に対する指導については熱心さを欠くことも指摘されており、少年の更生を図る上での監護能力の問題がうかがわれる。

5 教育状況と日本語能力

調査対象者の一般的な日本語能力（特に、会話）は、在留期間が長い者の場合、ほとんど問題ない。しかし、少年院では3割の者が何らかの日本語指導を受けており、また日本語以外の言語を最も流暢な日常の生活用語としている少年の割合が、来日時期が年長になるにつれて高くなることから、読み書きなど、依然として日本語能力に問題を抱えている者が一定程度見られる。まして、高校期に来日した少年については、6割が全く日本語での会話ができないか、片言しかできない。こうした日本語能力の問題は、教育状況とも無関係とは思われない。少年の教育状況は、日本人入院者にはほとんど見られない中学校中退者が1割を超えるほか、中学校卒業までの割合も6割を超える（日本人入院者は半数弱）など、悪い。ただし、日本で生まれた少年や乳幼児期に来日した少年でも、中学校卒業までの者が7割弱であり、日本で幼少期より在留しながら、早い段階で日本の教育制度から脱落している者が相当数いることがうかがわれる。本調査の非行事例においても、学校において、日本語能力に問題があることに加え、外国人であるという理由からいじめを受け、

通学しなくなったケースが見られる。

6 就労状況

調査対象者の就労状況は極めて悪く、無職率は6割近くと、日本人入院者よりはるかに高い。乳幼児期に来日した少年でさえ、無職率が6割を超えることから、日本の在留期間が長くとも、就労状況は決して良い状態であるとはいえない。

7 不良集団

調査対象者には、地域の不良集団を中心とする不良集団に帰属する者が6割以上見られる（ただし、参考外国人少年では、不良集団に帰属する者の割合は4割弱と、日本人入院者と比べてもかなり低いことに留意すべきである。）。調査対象者では、日本で出生した者や乳幼児期に来日した者の7割前後が不良集団に属する。本来であれば、こうした外国人少年等は学童期に来日した者よりは日本社会に適応しやすいはずであるにもかかわらず、そうっていないことは、日本で出生した者や乳幼児期に来日した者にも、健康な社会生活から逸脱し、不良集団に属するようになる要因があることを示唆している。

さらに、従来、学校からドロップアウトした外国人非行少年が、同国人の外国人不良集団に属し、非行を行うというイメージがあったように思われるが、調査対象者がそうした外国人中心の不良集団に属しているのは、小学校期以降に来日した者が8割近くを占め、むしろ日本で出生した者や乳幼児期に来日した者は、日本人中心の不良集団に属する割合が7割近くに及ぶ。仮に、こうした日本に幼少時から在留している者が、日本社会への社会不適応を起こして非行に走ったとした場合、それでも母国（外国）の文化を共有できる集団に帰属することはしなかったことになる。

また、調査対象者の共犯率は約7割であり、特にブラジル出身の少年の場合は9割に近い。さらに、共犯のいる調査対象者の4割以上が不良集団に属する仲間となっている。共犯等への服従迎合が非行動機となっている者も2割を超えている。以上のことから、不良集団への所属等の不良交友が非行の重要な背景となっていることがうかがわれる。

以上、本第1報告で分析対象としたのは、在院時調査のうち、来日外国人非行少年等の特性や非行の背景に関わるものである。在院時調査に引き続き、同調査で調査対象とした来日外国人少年等に対して出院時調査を行っており、今後、調査対象者の少年院における矯正教育の内容や成果、仮退院の状況、在留期間の更新や退去強制といった出入国管理の状況を中心に分析を行い、第2報告を行うことを予定している。

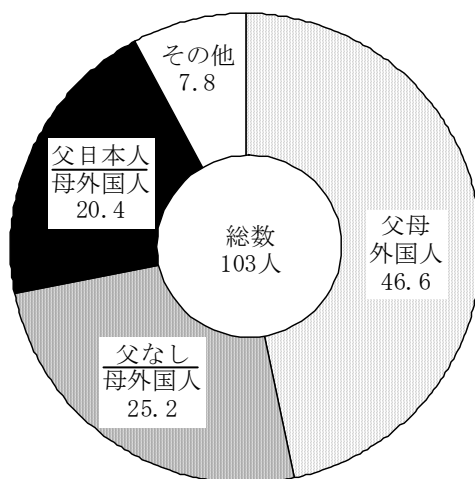
研究部報告 47「来日外国人少年の非行に関する研究(第1報告)」の訂正のお知らせ

研究部報告 47 の図の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

<訂正箇所 114 ページ>

誤

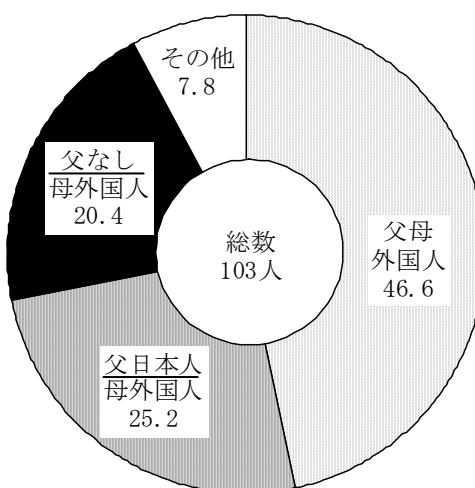
4-6-2-2図 保護者の国籍



注 法務総合研究所の調査による。

正

4-6-2-2図 保護者の国籍



注 法務総合研究所の調査による。

巻末資料1 在院時調査票

整理番号
※（記入しない）

少年院における外国人少年に関する調査票 〈在院時調査票〉

施設名	少年院
-----	-----

担当部署	記入者氏名	
	連絡先	

【調査対象者と調査時期】 以下の少年を調査対象としてください。

調査実施期間（平成22年〔2010年〕6月1日から11月30日の間）に貴少年院に収容・在院している
 ① 外国人少年（特別永住資格者を除く）
 ② 日本国籍を有していても、日本語が不自由であるなどして日本人少年と異なる配慮を必要とする少年

※詳細については、別紙「少年院における外国人少年の実態と社会復帰に関する調査」の1頁「調査対象」を御参照ください。

【注意事項】

- 調査票は、在院時調査票と出院時調査票から成り立っています。少年1人につき、調査票1セット（在院時調査票、出院時調査票）を記入してください。
- 上記の調査対象となる外国人少年が、貴少年院に在院している場合、又は入院してきた場合、まず、この在院時調査票に記入してください。少年が他の少年院から移送されてきた場合のほか、実施方法の詳細については、別紙「少年院における外国人少年の実態と社会復帰に関する調査」の2頁「調査の実施方法」を御参照ください。
- 選択肢がある項目では、右側の空欄に当該項目の数字を記入してください。ただし、「その他（ ）」等の選択肢中に（ ）が付された項目を選択した場合には、右側の空欄に当該項目の数字を記入した上、（ ）内に具体的な内容を記入してください。
 選択肢がない（年月や数値を問う）項目の場合は、右側の空欄に直接、数字等を記入してください。
 具体的内容を問う自由記載の項目の場合には、所定の欄に直接記入してください。記入にあたっては、別紙「調査票の記入例」を御参照ください。

施設側整理番号
※※※

← 施設の方で本調査票と調査対象少年の対応がわかるようにしてください。
 記入後、改めて調査票の内容について照会させていただくことがあります。

施設側整理番号		(在院時調査票)		整理番号	
				※ (記入しない)	
領域	調査項目	選択肢		番号	回答
少年の基本的属性	調査票記入日 (西暦)	※本調査票に記入し終わった日を西暦で記入してください。 →		(1)	年 月 日
	生年月日 (西暦)	※少年の生年月日を西暦で記入してください。 →		(2)	年 月 日
	性別	1 男 2 女		(3)	
	国籍	1 ブラジル 2 ベルギー 3 コロンビア 4 アルゼンチン 5 中華人民共和国 6 大韓民国 7 フィリピン 8 ベトナム 9 タイ 10 日本 11 その他 ()		(4)	
	最終学歴	1 小学校 2 中学校 3 高等学校 4 高等専門学校 5 短期大学 6 大学 7 不就学 8 その他 () 99 不詳		(5)	
	最終学歴の 学校の種類 (別添1の表2 参照)	1 来日する前の母国の学校 2 日本国内のインターナショナル・スクール又は ナショナル・スクール(外国人学校)(例 ブラジル人学校など) 3 2以外の日本国内の一般の公立・私立学校		(6)	
	就学状況	1 在学 2 中退 3 卒業 4 その他 () 99 不詳		(7)	
	非行時の 就労状況 (別添1の表2 参照)	1 有職 2 無職 3 学生・生徒 4 その他 () 99 不詳		(8)	
	非行時の 就労状況 (別添1の表2 参照)	※質問番号(8)の回答が「3」以外の場合のみ記入してください。 1 非行時までのおおよそ6か月間、比較的安定して就労していた。 2 それ以外 () 99 不詳		(9)	
	不良集団関係	0 なし 1 不良生徒・学校集団 2 地域の不良集団 3 暴力団等の犯罪 組織 4 暴走族 5 その他 () 99 不詳 ※少年が属している、少年と最も関わりの深い集団について記入してください。→		(10)	
	不良集団関係	※質問番号(10)の回答が「1～4」の場合のみ記入してください。 1 当該不良集団は日本人中心の集団 2 当該不良集団は外国人中心の集団 3 当該不良集団は日本人と外国人の混成集団 99 不詳		(11)	
	非行時の 居住状況	1 家族と同居 2 友人と同居 3 恋人と同居 4 その他と同居 () 5 施設に居住 6 一人暮らし 9 浮浪・不逞 99 不詳		(12)	
	非行時の 居住形態	1 一戸建て 2 アパート・下宿・間借り 3 宿舍・寮 4 施設 9 浮浪・不逞 12 その他 () 99 不詳		(13)	
	婚姻歴	1 未婚 2 配偶者あり(内縁を含む) 3 離別 4 死別 99 不詳		(14)	
	子の有無	1 子なし 2 子あり 99 不詳		(15)	
	使用言語 (最も流暢な言語)	1 ポルトガル語 2 スペイン語 3 中国語 4 韓国語 5 タガログ語 6 ベトナム語 7 タイ語 8 英語 9 日本語 10 その他 ()		(16)	
	日本語能力	1 日常会話可 2 簡単な会話なら可 3 片言の会話のみ可 4 会話は不可 5 その他 ()		(17)	
	知能指数 (IQ検査値) (別添1の表2 参照)	※未測定又は測定不能の場合は「999」と記入してください。 →		(18)	
	精神診断 (別添1の表1 参照)	0 精神障害なし 1 知的障害 2 神経性障害・ストレス関連障害 3 統合失調症 4 気分障害 5 うつ病・躁うつ病 6 アルコールによる精神・行動障害 7 薬物による精神・行動障害 8 その他 () 99 不詳 ※複数の障害があるものは主たる障害による。障害の分類は別添表1参照。		(19)	

領域	調査項目	選択肢	番号	回答
本件非行の概要	非行名 (20)	※少年審判に記載されている非行名をすべて記載してください。記載した非行名のうち、主たる非行名を1つ選び、その非行名を○で囲んでください。		※ここには何も記載しないでください。
	主たる非行の動機	1 経済的困窮・生活苦 2 債務返済 3 保険金・遺産目的 4 対象物の所有・消費目的 5 遊蕩費・酒代欲しさ 6 その他利欲 7 激情・憤怒 8 怨恨・報復・嫌がらせ 9 痴情・男女関係 10 抗争・リンチ 11 精神的ストレス 12 自暴自棄・ヤケ 13 将来を悲観・厭世 14 社会への恨み 15 死刑・処罰願望 16 疎外感・孤獨感 17 介護疲れ・家族面倒疲れ 18 病苦 19 自己顕示 20 愉快感 21 服従迎合 22 自己防衛 23 妄想・幻覚・幻聴 24 性的欲求 25 薬物の作用 26 酩酊・飲酒 27 認知症 28 悪への反発 29 虐待への抵抗・不満 30 自殺未遂・念慮 31 その他() 99 動機不詳		(21)
	主たる非行を行った日(記号)	※上記質問番号(20)の非行を行った日(主たる非行名に係る犯行日が複数あるか、継続犯の場合、その最も古い日)を和暦で記入してください。犯行日が全くわかっていない場合は「不明」と記入し、おおよその年月(日)しかわからない場合は、そのおおよその年月を記入し、その後「頃」と記載してください。→		平成 年 月 日 (22)
	少年から見た主たる非行の被害者の関係(被害者以外)	0 被害者なし 1 父母(養父母を含む) 2 配偶者(内縁を含む) 3 子(養子を含む) 4 兄弟姉妹 5 その他の親族 6 知人・友人 7 施設職員 8 面識なし 9 店舗・企業・団体 10 その他() 99 不詳		(23)
	主たる非行の共犯	1 単独 2 2人 3 3人 4 4人以上 5 不特定多数 99 不詳		(24)
	上記共犯の関係	0 共犯なし 1 学校仲間 2 遊び仲間 3 職場仲間 4 施設仲間 5 親族 6 行きずり 7 不良集団 8 その他 99 不詳		(25)
	上記共犯の国籍(第1の者2名最多)	0 共犯なし 1 本人と同じ国籍の外国人の共犯がいる 2 本人の国籍と異なる国籍の外国人の共犯がいる 3 日本人の共犯がいる 99 共犯の全員につき不詳		(26)
※日後、非行に至るまでの簡単な経緯と非行の背景・要因・動機	(27) ※ここに記載してください。			

領域	調査項目	選択肢	番号	回答	
処遇の内容	処分決定日 (初 期)	※家庭裁判所での処分決定日を和暦(平成)で記入してください。 →	(28)	平成	年
	入 院 日 (初 期)	※少年の入院日を和暦(平成)で記入してください。 →	(29)	平成	年
	少年院の種類	1 初等 2 中等 3 特別 4 医療	(30)		日
	処 遇 課 分	1 一般短期 2 特修短期 3 長期	(31)		月
	処 遇 期 限	1 比較的長期 2 相当長期 3 その他()	(32)		日
	保 護 科 目	0 観護措置なし 1 保護不要 2 在宅保護(保護観察) 3 在宅保護(その他) 4 収容保護(初等・長期) 5 収容保護(初等・一般短期) 6 収容保護(初等・特修短期) 7 収容保護(中等・長期) 8 収容保護(中等・一般短期) 9 収容保護(中等・特修短期) 10 収容保護(特別) 11 収容保護(医療) 12 収容保護(児童自立支援施設等送致) 13 保護不適(換算官送致) 14 保護不適(その他) 15 その他()	(33)		
	処 遇 課 種	1 SE 2 SG 3 O 4 G1 5 G2 6 G3 7 V1 8 V2 9 E1 10 E2 11 H1 12 H2 13 P1 14 P2 15 M1 16 M2	(34)		
	現在の級別	1 2級下 2 2級上 3 1級下 4 1級上	(35)		
	被 入 院 者 の 育 成 課 の 有 無 (36)	1 2 3			
	処 遇 上 の 留 意 点 の 有 無 (37)	※具体的に記載してください。			
処 遇 課 長 ・ 科 長 の 有 無 (38)	※調査実施時に指導が行われていた場合は、指導内容及び内容を具体的に記載してください。				
日本籍教育	集団処遇の形態(日課中)	1 日本人と一緒に集団処遇 2 日本人とは別に集団処遇 3 その他()	(39)		
	個別指導を実施	0 実施していない 1 講師又は職員により月()回実施 2 個別指導を実施 3 参考書を貸与するなどして自主学習 ※複数に該当する場合は、その全ての記号を記入してください → ※「1」を選択した場合には、月平均のおおよその回数を()内に記入してください。	(40)		
入院後最初の成績評価(経過のみ)	処 遇 意 図	1 a 2 b 3 c 4 d 5 e	(41)		
	基本的生活態度	1 a 2 b 3 c 4 d 5 e	(42)		
	学習態度	1 a 2 b 3 c 4 d 5 e	(43)		
	対人関係	1 a 2 b 3 c 4 d 5 e	(44)		
	生活設計	1 a 2 b 3 c 4 d 5 e	(45)		
	総合評価	1 A 2 B 3 C 4 D 5 E	(46)		

領域	調査項目	選択肢	番号	回答
加算	少年院送致数	0 なし 1 あり () 回 99 不詳	(47)	
	保護観察所送致数	0 なし 1 あり () 回 99 不詳	(48)	
	児童自立支援施設等福祉施設送致数	0 なし 1 あり () 回 99 不詳	(49)	
	審判不開始・不処分	0 なし 1 あり () 回 99 不詳	(50)	
	刑事処分	0 処分なし 1 罰金 () 回 (うち海外 () 回) 2 懲役・禁錮の執行猶予 () 回 (うち海外 () 回) 3 懲役・禁錮の実刑 () 回 (うち海外 () 回) 4 その他 () () 回 (うち海外 () 回) 99 不詳 ※複数回答可。	(51)	
	前回処分	0 前回処分なし 1 保護観察 2 児童自立支援施設・養護施設送致 3 少年院送致 4 知事・児童相談所長送致 5 審判不開始・不処分 6 懲役・禁錮(実刑) 7 懲役・禁錮(執行猶予) 8 罰金 9 拘留・科料 99 不詳	(52)	
	前回処分の決定日(和暦)	※上記質問番号(52)の前回処分が決定した日を和暦で記入してください。	(53)	平成 年 月 日
	前々回処分による出所日等(和暦)	※前々回処分が児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致、懲役・禁錮の実刑又は拘留であるときは、施設から出た日(仮退院日、退所日、釈放日)を記入してください。前々回処分がそれ以外の場合(保護観察、知事・児童相談所送致、審判不開始・不処分、刑の執行猶予、罰金又は科料)は、何も記入しないで結構です。	(54)	平成 年 月 日
	前々回処分	0 前々回処分なし 1 保護観察 2 児童自立支援施設・養護施設送致 3 少年院送致 4 知事・児童相談所長送致 5 審判不開始・不処分 6 懲役・禁錮(実刑) 7 懲役・禁錮(執行猶予) 8 罰金 9 拘留・科料 99 不詳	(55)	
	前々回処分の決定日(和暦)	※上記質問番号(55)の前々回処分が決定した日を和暦で記入してください。	(56)	平成 年 月 日
前々々回処分による出所日等(和暦)	※前々々回処分が児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致、懲役・禁錮の実刑又は拘留であるときは、施設から出た日(仮退院日、退所日、釈放日)を記入してください。前々々回処分がそれ以外の場合(保護観察、知事・児童相談所送致、審判不開始・不処分、刑の執行猶予、罰金又は科料)は、何も記入しないで結構です。	(57)	平成 年 月 日	
3回前の処分	0 3回前の処分なし 1 保護観察 2 児童自立支援施設・養護施設送致 3 少年院送致 4 知事・児童相談所長送致 5 審判不開始・不処分 6 懲役・禁錮(実刑) 7 懲役・禁錮(執行猶予) 8 罰金 9 拘留・科料 99 不詳	(58)		

領域	調査項目	選択肢	番号	回答
保護者の状況	父の状況 別添1の表2 照会参照	1 実父 2 義父（継父） 3 養父 4 父なし 99 不詳	(59)	
	父の職業	※質問番号(59)で「1～3」の場合のみ記入してください。 0 無職 1 専門的・技術的職業 2 管理的職業 3 事務 4 販売 5 サービス業 6 保安職業 7 農林漁業 8 運輸・通信 9 技術工・製造・建設・労働 10 家事 11 その他（ ） 99 不詳	(60)	
	父の国籍	※質問番号(59)で「1～3」の場合のみ記入してください。 1 外国（国名 ） 2 日本 99 不詳	(61)	
	父の所在	※質問番号(59)で「1～3」の場合のみ記入してください。 1 日本国内に在住 2 外国に在住 99 不詳	(62)	
	父の在留資格 別添2の表3 在留資格一覽表 参照	※質問番号(59)で「1～3」の場合で、且つ、父が外国人で日本に在留している場合のみ記入してください。 1 定住者 2 永住者 3 日本人の配偶者等 4 永住者の配偶者等 5 特定活動 6 家族滞在 7 研修 8 留学 9 就労 10 短期滞在 11 文化活動 12 農業 13 技能 14 企業内転勤 15 その他（ ） 16 不法入国・不法上陸等 99 不詳	(63)	
	父の日本帰能力	※質問番号(59)で「1～3」の場合で、且つ、父が外国人である場合のみ記入してください。 1 日常会話可 2 簡単な会話なら可 3 片言の会話のみ可 4 会話は不可 5 その他（ ） 99 不詳	(64)	
	母の状況 別添1の表2 照会参照	1 実母 2 義母（継母） 3 養母 4 母なし 99 不詳	(65)	
	母の職業	※質問番号(65)で「1～3」の場合のみ記入してください。 0 無職 1 専門的・技術的職業 2 管理的職業 3 事務 4 販売 5 サービス業 6 保安職業 7 農林漁業 8 運輸・通信 9 技術工・製造・建設・労働 10 家事・主婦 11 その他（ ） 99 不詳	(66)	
	母の国籍	※質問番号(65)で「1～3」の場合のみ記入してください。 1 外国（国名 ） 2 日本 99 不詳	(67)	
	母の所在	※質問番号(65)で「1～3」の場合のみ記入してください。 1 日本国内に在住 2 外国に在住 99 不詳	(68)	
	母の在留資格 別添2の表3 在留資格一覽表 参照	※質問番号(65)で「1～3」の場合で、且つ、母が外国人で日本に在留している場合のみ記入してください。 1 定住者 2 永住者 3 日本人の配偶者等 4 永住者の配偶者等 5 特定活動 6 家族滞在 7 研修 8 留学 9 就労 10 短期滞在 11 文化活動 12 農業 13 技能 14 企業内転勤 15 その他（ ） 16 不法入国・不法上陸等 99 不詳	(69)	
	母の日本帰能力	※質問番号(65)で「1～3」の場合で、且つ、母が外国人である場合のみ記入してください。 1 日常会話可 2 簡単な会話なら可 3 片言の会話のみ可 4 会話は不可 5 その他（ ） 99 不詳	(70)	
	家庭の 生活水準	1 富裕 2 普通 3 貧困 99 不詳	(71)	
	家庭の 実質的 別添1の表2 照会参照	0 保護者なし 1 普通・顕著な特徴なし 2 健全・愛情豊か 3 虐待 4 虐待 5 放任 6 怠惰 7 虐待・暴力的 8 ネグレクト 9 養育拒否 10 その他（ ） 99 不詳 ※複数回答可。	(72)	
引当人	1 父（実父・義父・継父・養父） 2 母（実母・義母・継母・養母） 3 その他の親族（ ） 4 家主 5 更生保護施設 6 引受け不可 7 未調査・調整中 8 その他（ ）	(73)		

巻末資料2 単純集計表

少年の基本的属性

質問項目(2) 入院時年齢（生年月日と入所年月日から計算）

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
13 歳	1	(0.1)
14 歳	4	(3.9)
15 歳	13	(12.6)
16 歳	17	(16.5)
17 歳	23	(22.3)
18 歳	21	(20.4)
19 歳	24	(23.3)

質問事項(29)と同じ

質問項目(3) 性別

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
男	94	(91.3)
女	9	(8.7)

質問項目(4) 国籍

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
ブラジル	33	(32.0)
フィリピン	25	(24.3)
中国	12	(11.7)
ペルー	12	(11.7)
タイ	6	(5.8)
日本	4	(3.9)
コロンビア	3	(2.9)
ベトナム	3	(2.9)
その他	5	(4.9)

質問項目(5) 最終学歴

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
小学校	3	(2.9)
中学校	59	(57.3)
高等学校	37	(35.9)
高等専門学校	1	(1.0)
その他	2	(1.9)
不詳	1	(1.0)

質問項目(6) 最終学歴の学校の種類

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
来日する前の母国の学校	15	(14.6)
日本国内の外国人学校等	14	(13.6)
日本国内の一般の公立・私立学校	74	(71.8)

質問項目(7) 就学状況

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
在学	11	(10.7)
中退	43	(41.7)
卒業	46	(44.7)
不詳	3	(2.9)

質問項目(8) 非行時の就労状況

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
有職	26	(25.2)
無職	61	(59.2)
学生・生徒	16	(15.5)

質問項目(9) 非行時の就労状況(就労安定度)

区 分	人 員	(構成比)
総 数	87	(100)
非行時までの約6か月間比較的安定就労	10	(11.5)
それ以外	68	(78.2)
不詳	9	(10.5)

質問項目(10) 不良集団関係

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
不良集団関係なし	34	(33.0)
不良生徒・学校集団	10	(9.7)
地域の不良集団	43	(41.7)
暴力団等の犯罪組織	0	(0.0)
暴走族	9	(8.7)
その他	1	(1.0)
不詳	6	(5.8)

質問項目(11) 不良集団関係(構成員の国籍)

区 分	人 員	(構成比)
総 数	63	(100)
日本人中心の不良集団	29	(46.0)
外国人中心の不良集団	25	(39.7)
日本人と外国人の混成不良集団	8	(12.7)
不詳	1	(1.6)

質問項目(12) 非行時の同居状況

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
家族と同居	64	(62.1)
友人と同居	4	(3.9)
恋人と同棲	6	(5.8)
その他同居	5	(4.9)
施設に居住	4	(3.9)
一人暮らし	5	(4.9)
浮浪・不定	8	(7.8)
不詳	7	(6.8)

質問項目(13) 非行時の居住形態

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
一戸建て	17	(16.5)
アパート・下宿・間借り	63	(61.2)
宿舍・寮	2	(1.9)
施設	3	(2.9)
浮浪・不定	8	(7.8)
不詳	10	(9.7)

質問項目(14) 婚姻歴

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
未婚	96	(93.2)
配偶者あり(内縁を含む)	2	(1.9)
離別	2	(1.9)
不詳	3	(2.9)

質問項目(15) 子の有無

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
子なし	91	(88.3)
子あり	10	(9.7)
不詳	2	(1.9)

質問項目(16) 使用言語(最も流暢な言語)

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
ポルトガル語	17	(16.5)
スペイン語	10	(9.7)
中国語	3	(2.9)
韓国語	1	(1.0)
タガログ語	12	(11.7)
ベトナム語	2	(1.9)
タイ語	1	(1.0)
日本語	55	(53.4)
その他	2	(1.9)

質問項目(17) 日本語能力

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
日常会話可	84	(81.6)
簡単な会話なら可	11	(10.7)
片言の会話のみ可	2	(1.9)
会話ほぼ不可	6	(5.8)

質問項目(18) 知能指数

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
59 以下	4	(3.9)
60～69	10	(9.7)
70～79	25	(24.3)
80～89	23	(22.3)
90～99	25	(24.3)
100～109	12	(11.7)
110～119	3	(2.9)
120 以上	1	(1.0)

質問項目(19) 精神診断

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
精神障害なし	97	(94.2)
知的障害	2	(1.9)
薬物による精神・行動障害	1	(1.0)
その他	3	(2.9)

本件非行の概要

質問項目(20) 主たる非行名

区 分		人 員 (構成比)	
総 数		103	(100)
刑法犯	窃盗	39	(37.9)
	強盗致死傷	17	(16.5)
	傷害	12	(11.7)
	強盗	8	(7.8)
	強姦	3	(2.9)
	恐喝	3	(2.9)
	殺人	1	(1.0)
	強盗強姦	1	(1.0)
	強制わいせつ	1	(1.0)
	詐欺	1	(1.0)
	横領・背任	1	(1.0)
	住居侵入	1	(1.0)
	自動車運転過失	1	(1.0)
	その他刑法犯	1	(1.0)
特別法犯	覚せい剤取締法	5	(4.9)
	道路交通法	5	(4.9)
	児童福祉法	1	(1.0)
	毒物薬法	1	(1.0)
	く犯	1	(1.0)
	覚せい剤取締法	5	(4.9)

質問項目(21) 主たる非行の動機

区 分	件 数	(全体比)
経済的困窮・生活苦	22	(21.4)
債務返済	3	(2.9)
保険金・遺産目的	0	(0.0)
対象物の所有・消費目的	12	(11.7)
遊興費・酒代飲しさ	43	(41.7)
その他利欲	5	(4.9)
激情・憤怒	10	(9.7)
怨恨・報復・嫌がらせ	5	(4.9)
痴情・男女関係	1	(1.0)
抗争・リンチ	0	(0.0)
精神的ストレス	11	(10.7)
自暴自棄・ヤケ	10	(9.7)
将来を悲観・厭世	0	(0.0)
社会への恨み	0	(0.0)
死刑・処罰願望	0	(0.0)
疎外感・孤独感	3	(2.9)
介護疲れ・家族面倒疲れ	0	(0.0)
病苦	0	(0.0)
自己顕示	10	(9.7)
愉快犯	2	(1.9)
服従迎合	23	(22.3)
自己防衛	1	(1.0)
妄想・幻覚・幻聴	0	(0.0)
性的欲求	6	(5.8)
薬物の作用	2	(1.9)
酩酊・飲酒	4	(3.9)
認知症	0	(0.0)
親への反発	2	(1.9)
自殺未遂・念慮	0	(0.0)
その他	6	(5.8)
動機不詳	1	(1.0)

注 複数回答可。全体比は、調査対象者103人に占める割合をいう。

質問項目(22) 主たる非行を行った年齢

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
13 歳	2	(1.9)
14 歳	6	(5.8)
15 歳	15	(14.6)
16 歳	20	(19.4)
17 歳	21	(20.4)
18 歳	27	(26.2)
19 歳	12	(11.7)

質問項目(23) 主たる非行の被害者

区 分	人 員	(全体比)
被害者なし	2	(1.9)
父母(養父母を含む)	2	(1.9)
配偶者(内縁を含む)	0	(0.0)
子(養子を含む)	0	(0.0)
兄弟姉妹	1	(1.0)
その他の親族	1	(1.0)
知人・友人	13	(12.6)
施設職員	0	(0.0)
無職無し	57	(55.3)
店舗・企業・団体	22	(21.4)
その他	3	(2.9)
不詳	2	(1.9)

注 複数回答可。全体比は、調査対象者103人に占める割合をいう。

質問項目(24) 主たる非行の共犯

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
単独	32	(31.1)
2人	29	(28.2)
3人	18	(17.5)
4人以上	21	(20.4)
不特定多数	3	(2.9)

質問項目(25) 主たる非行の共犯の種類

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
共犯なし	32	(31.1)
学校仲間	3	(2.9)
遊び仲間	32	(31.1)
職場仲間	2	(1.9)
施設仲間	1	(1.0)
不良集団	30	(29.1)
その他	1	(1.0)
不詳	2	(1.9)

質問項目(26) 主たる非行の共犯の国籍

区 分	人 員	(全体比)
共犯なし	32	(31.1)
本人と同じ国籍の外国人の共犯がいる	33	(32.0)
本人の国籍と異なる国籍の外国人の共犯がいる	4	(3.9)
日本人の共犯がいる	35	(34.0)
共犯の全員につき不詳	6	(5.8)

複数回答可。全体比は外国人少年103人に占める割合。

処遇の内容

質問項目(28) 処分決定時の年齢

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
13 歳	1	(1.0)
14 歳	4	(3.9)
15 歳	13	(12.6)
16 歳	17	(16.5)
17 歳	23	(22.3)
18 歳	21	(20.4)
19 歳	24	(23.3)

質問項目(29) 入院時の年齢

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
13 歳	1	(1.0)
14 歳	4	(3.9)
15 歳	13	(12.6)
16 歳	17	(16.5)
17 歳	23	(22.3)
18 歳	21	(20.4)
19 歳	24	(23.3)

質問項目(30)～(35)、(39)、(41)～(46)は第2報告で掲載予定

質問項目(40) 日本語教育

区 分	人 員	(全体比)
実施していない	74	(71.8)
講師又は職員により実施	16	(15.5)
個別指導を実施	11	(10.7)
参考書を貸与するなどして自主学习	23	(22.3)

注 複数回答可。全体比は、調査対象者103人に占める割合をいう。

処分歴

質問項目(47) 少年院送致歴

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
送致歴なし	86	(82.5)
送致歴あり(1回)	17	(16.5)
送致歴あり(2回)	1	(1.0)

質問項目(48) 保護観察処分歴

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
処分歴なし	64	(62.1)
処分歴あり(1回)	31	(30.1)
処分歴あり(2回)	8	(7.8)

質問項目(49) 児童自立支援施設等福祉施設送致歴

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
送致歴なし	96	(93.2)
送致歴あり(1回)	7	(6.8)

質問項目(50) 審判不開始・不処分歴

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
決定歴なし	68	(66.0)
決定歴あり(1回)	24	(23.3)
決定歴あり(2回)	9	(8.7)
決定歴あり(3回)	2	(1.9)

質問項目(51) 刑事処分歴

区 分	人 員	(全体比)
総 数	103	(100)
処分歴なし	0	(0)
罰金	0	(0)
懲役・禁錮の執行猶予	0	(0)
懲役・禁錮の実刑	0	(0)
不詳	0	(0)

注 複数回答可。

質問項目(52) 前回処分

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
前回処分なし	33	(32.0)
保護観察	30	(29.1)
児童自立支援施設・養護施設送致	3	(2.9)
少年院送致	15	(14.6)
審判不開始・不処分	22	(21.4)

質問項目(53) 前回処分決定時の年齢

区 分	人 員	(構成比)
総 数	70	(100)
12 歳	1	(1.4)
13 歳	2	(2.9)
14 歳	10	(14.3)
15 歳	11	(15.7)
16 歳	18	(25.7)
17 歳	16	(22.9)
18 歳	9	(12.9)
19 歳	3	(4.3)

質問項目(55) 前々回処分

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
前々回処分なし	69	(67.0)
保護観察	12	(11.7)
児童自立支援施設・養護施設送致	3	(2.9)
少年院送致	1	(1.0)
審判不開始・不処分	18	(17.5)

質問項目(56) 前々回処分決定時の年齢

区 分	人 員	(構成比)
総 数	34	(100)
13 歳	1	(2.9)
14 歳	10	(29.4)
15 歳	7	(20.6)
16 歳	11	(32.4)
17 歳	5	(14.7)

質問項目(58) 3回前の処分

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
前々回処分なし	89	(86.4)
保護観察	5	(4.9)
児童自立支援施設・養護施設送致	1	(1.0)
少年院送致	3	(2.9)
審判不開始・不処分	5	(4.9)

保護者の状況

質問項目(59) 父の状況

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
実父	44	(42.7)
義父(継父)	26	(25.2)
養父	8	(7.8)
父なし	21	(20.4)
不詳	4	(3.9)

質問項目(60) 父の職業

区 分	人 員	(構成比)
総 数	78	(100)
無職	10	(12.8)
専門的・技術的職業	3	(3.8)
管理的職業	1	(1.3)
事務	1	(1.3)
販売	5	(6.4)
サービス業	11	(14.1)
保安職業	0	(0)
農林漁業	1	(1.3)
運輸・通信	3	(3.8)
技能工・製造・建設・労務	32	(41.0)
家事	0	(0)
その他	0	(0)
不詳	11	(14.1)

質問項目(61) 父の国籍

区 分	人 員	(構成比)
総 数	78	(100)
外国	50	(64.1)
日本	28	(35.9)

質問項目(62) 父の所在

区 分	人 員	(構成比)
総 数	78	(100)
日本国内に在住	70	(89.7)
外国に在住	8	(10.3)

質問項目(63) 父の在留資格

区 分	人 員	(構成比)
総 数	44	(100)
定住者	7	(15.9)
永住者	14	(31.8)
日本人の配偶者等	1	(2.3)
不詳	22	(50.0)

質問項目(64) 父の日本語能力

区 分	人 員	(構成比)
総 数	51	(100)
日常会話可	13	(25.5)
簡単な会話なら可	4	(7.8)
片言の会話のみ可	13	(25.5)
会話おぼ不可	9	(17.6)
不詳	12	(23.5)

質問項目(65) 母の状況

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
実母	93	(90.3)
義母(継母)	3	(2.9)
養母	1	(1.0)
母なし	6	(5.8)

質問項目(66) 母の職業

区 分	人 員	(構成比)
総 数	97	(100)
無職	23	(23.7)
専門的・技術的職業	3	(3.1)
管理的職業	1	(1.0)
事務	1	(1.0)
販売	3	(3.1)
サービス業	22	(22.7)
保安職業	0	(0)
農林漁業	1	(1.0)
運輸・通信	0	(0)
技能工・製造・建設・労務	19	(19.6)
家事・主婦	5	(5.2)
その他	5	(5.2)
不詳	14	(14.4)

質問項目(67) 母の国籍

区 分	人 員	(構成比)
総 数	97	(100)
外国	95	(97.9)
日本	2	(2.1)

質問項目(68) 母の所在

区 分	人 員	(構成比)
総 数	97	(100)
日本国内に在住	85	(87.6)
外国に在住	12	(12.4)

質問項目(69) 母の在留資格

区 分	人 員	(構成比)
総 数	84	(100)
定住者	13	(15.5)
永住者	20	(23.8)
日本人の配偶者等	16	(19.0)
永住者の配偶者等	1	(1.2)
短期滞在	1	(1.2)
その他	1	(1.2)
不詳	32	(38.1)

質問項目(70) 母の日本語能力

区 分	人 員	(構成比)
総 数	95	(100)
日常会話可	13	(13.7)
簡単な会話なら可	31	(32.6)
片言の会話のみ可	22	(23.2)
会話出来ず不可	19	(20.0)
不詳	10	(10.5)

質問項目(71) 家庭の生活水準

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
富裕	2	(1.9)
普通	51	(49.5)
貧困	43	(41.7)
不詳	7	(6.8)

質問項目(72) 家庭の養育態度

区 分	人 員	(全体比)
総 数	101	(100)
普通・際だった特徴なし	27	(26.7)
健全・愛情豊かな	4	(4.0)
溺愛	9	(8.9)
厳格	11	(10.9)
放任	46	(45.5)
怠惰	1	(1.0)
虐待・暴力的	12	(11.9)
ネグレクト	0	(0.0)
養育拒否	5	(5.0)
その他	1	(1.0)
不詳	2	(2.0)

注 複数回答可。全体比は、調査対象者のうち、「0 保護者なし」と回答した2人（ただし、うち1人は質問項目(65)で「母あり」としている。）を除く101人に占める割合をいう。

質問項目(73) 引受人

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
父（実父・義父・継父・養父）	36	(35.0)
母（実母・義母・継母・養母）	48	(46.6)
その他の親族	5	(4.9)
雇主	0	(0)
更生保護施設	2	(1.9)
引受け不可	1	(1.0)
未調査・調整中	8	(7.8)
その他	3	(2.9)

在留関係

質問項目(74) 来日時年齢

区 分	人 員	(構成比)
総 数	74	(100)
0歳	1	(1.4)
1歳	1	(1.4)
2歳	7	(9.5)
3歳	4	(5.4)
4歳	6	(8.1)
5歳	6	(8.1)
6歳	5	(6.8)
7歳	4	(5.4)
8歳	8	(10.8)
9歳	1	(1.4)
10歳	3	(4.1)
11歳	4	(5.4)
12歳	5	(6.8)
13歳	5	(6.8)
14歳	4	(5.4)
15歳	4	(5.4)
16歳	3	(4.1)
17歳	3	(4.1)
18歳	0	(1.4)
19歳	0	(1.4)

質問項目(75) 少年の在留資格

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100)
日本国籍取得者	4	(3.9)
定住者	46	(44.7)
永住者	44	(42.7)
日本人の配偶者等	5	(4.9)
特定活動	1	(1.0)
家族滞在	1	(1.0)
その他	2	(1.9)

注 本データは、調査票の結果と入国管理局のデータを照合して作成したものである。

質問項目(76)～(79)は第2報告で掲載予定

卷末資料3 罪名等の定義

罪名等の定義については、以下のとおり、特に注記のない限り、平成23年版犯罪白書の用例による。

1 「**刑法犯**」 特に注記のない限り、刑法（明治40年法律第45号）及び次の特別法の罪をいう。

①爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号） ②決闘罪に関する件（明治22年法律第34号） ③印紙犯罪処罰法（明治42年法律第39号） ④暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号） ⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号） ⑥航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号） ⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号） ⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号） ⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号） ⑩組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）

2 「**一般刑法犯**」 刑法犯全体から、道路上の交通事故に係る自動車運転過失致死傷・業過を除いたものをいう。

3 「**特別法犯**」 前記1の刑法犯以外の罪をいい、条例違反を含む。

4 刑法犯の基本罪名には、特に掲げる場合を除いて、次の罪を含む。

①未遂 ②予備 ③教唆及び幫助 ④傷害致死、強盗致死傷等の結果的加重犯 ⑤業務、目的、身分等による刑法上の加重軽減類型 ⑥盗犯等の防止及び処分に関する法律による加重類型

5 次に掲げる刑法犯の罪名には、特に掲げる場合を除いて、括弧内の罪名を含む。

①殺人（自殺関与・同意殺人） ②強盗（強盗殺人・強盗強姦） ③強盗致死（強盗殺人） ④傷害（現場助勢） ⑤脅迫（強要） ⑥窃盗（不動産侵奪） ⑦公務執行妨害（封印等破棄等） ⑧偽造（文書等の各偽造・公正証書原本不実記載等及び同行使） ⑨職権濫用（特別公務員暴行陵虐）

〔注〕

（1）警察庁の統計による場合、「刑法犯」は、印紙犯罪処罰法違反及び人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律違反を含まず、火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号）違反、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号）違反、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）違反、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）違反及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）違反を含む。

（２）警察庁の統計による場合、「暴行」及び「脅迫」は暴力行為等処罰に関する法律１条及び１条の３に規定する加重類型を、「傷害」は同法１条の２及び１条の３に規定する加重類型を、それぞれ含む。

（３）警察庁の統計による場合、「窃盗」は、不動産侵奪を含まない。

（４）警察庁の統計による場合、「特別法犯」は、印紙犯罪処罰法違反及び人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律違反を含み、火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法違反、サリン等による人身被害の防止に関する法律違反、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律違反及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律違反を除く。

（５）矯正統計年報及び保護統計年報による場合、「暴行」は凶器準備集合・結集を含む。

平成 24 年 10 月 印 刷

平成 24 年 10 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1－1－1

編集兼 法 務 総 合 研 究 所
発行人

印刷所 株式会社アライ印刷
